

令和2年度第1回群馬県特定最低賃金専門部会

H P 公 開 用 資 料

- ・ 群馬地方最低賃金審議会群馬県特定最低賃金専門部会委員名簿
- ・ 群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金（4業種）専門部会委員名簿
- ・ 群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会事務局名簿
- ・ 特定最低賃金の仕組み
- ・ 特定最低賃金（産業別最低賃金）に係る申出一覧表
- ・ 特定最低賃金（4業種）改正に係る申出書
- ・ 特定最低賃金（4業種）の改正決定について（諮問）
- ・ 最低賃金審議会令（第6条第5項、第7項抜粋）
- ・ 群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程
- ・ 令和2年度特定最低賃金専門部会・審議会日程表（案）
- ・ 令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
（特定最低賃金の場合）
- ・ 過去12年間の最低賃金決定状況
- ・ 産業別最低賃金北関東三県比較表
- ・ 群馬の賃金 群馬労働局労働基準部賃金室
- ・ 令和2年度地域別最低賃金時間額状況 群馬労働局労働基準部賃金室
- ・ 令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果 特定（産業別）最低賃金
群馬労働局労働基準部賃金室
- ・ 毎月勤労統計調査地方調査結果速報 群馬県結果 令和2年7月分
群馬県総務部統計課
- ・ 最近の県内経済情勢（令和2年8月4日）
財務省関東財務局前橋財務事務所
- ・ 法人企業景気予測調査（令和2年7月～9月期調査）（令和2年9月11日）
財務省関東財務局前橋財務事務所
- ・ 群馬県鉱工業指数（令和2年7月分）（令和2年9月23日）
群馬県総務部統計課
- ・ 消費動向調査（令和2年8月実施調査結果） 内閣府経済社会総合研究所
- ・ 労働市場速報（令和2年8月分） 群馬労働局職業安定部職業安定課

※ 資料はHP公開用の一部を抜粋したものとなっております。

全資料を閲覧したい場合は、群馬労働局労働基準部賃金室の窓口にて閲覧が可能となっております。

群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

	氏名	現職
公益委員	河藤 佳彦	専修大学 教授
	田中 茂	株式会社上毛新聞社 取締役総務・経理・労務担当兼役員室長
	谷口 聡	高崎経済大学 教授
	富岡 政明	群馬県社会保険労務士会 会長
	西村 淑子	群馬大学 教授
	村越 芳美	弁護士
	労働者委員	大橋 祐治
金井 隆広		澤藤電機労働組合 執行委員長
木閣 裕治		電機連合群馬地方協議会 事務局長
齋藤 広知		王子製鉄労働組合 副執行委員長
高橋 讓		日清紡労働組合館林支部 支部長
新平 尚哉		大同特殊鋼労働組合関東支部 書記長
増戸 将人		JAM北関東群馬県連絡会 事務局長
松葉 卓也		SUBARU労働組合 常任執行委員
宮下 和夫		日立オートモティブシステムズ労働組合群馬支部 執行委員長
村杉 真宏		山田製作所労働組合 執行委員長
山村 康郎		JAM北関東群馬県連絡会 会長
鷲澤 猛		日本労働組合総連合会群馬県連合会 副事務局長
使用者委員	五十嵐亮二	一般社団法人群馬県経営者協会 常務理事
	宇井 正典	アサヒライズ株式会社 代表取締役社長
	加藤 英明	株式会社ナカヨ 取締役常務執行役員管理統括本部長
	加藤 正己	東亜工業株式会社 取締役会長
	金井 浩	三山鋼機株式会社 代表取締役社長
	高野 隆司	理研鍛造株式会社 取締役
	毒島 豊	医療法人日望会 常務理事本部長

群馬地方最低賃金審議会群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	河藤佳彦	専修大学教授
	田中茂	(株)上毛新聞社取締役総務・経理・労務担当兼役員室長
	村越芳美	弁護士
労働者代表	齋藤広知	王子製鉄労働組合副執行委員長
	新平尚哉	大同特殊鋼労働組合関東支部書記長
	鷲澤猛	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長
使用者代表	五十嵐亮二	(一社)群馬県経営者協会常務理事
	加藤英明	(株)ナカヨ取締役常務執行役員管理統括本部長
	高野隆司	理研鍛造(株)取締役

群馬地方最低賃金審議会群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、
 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同
 部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専
 門部会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	河藤佳彦	専修大学教授
	田中茂	(株)上毛新聞社取締役総務・経理・労務担当兼役員室長
	村越芳美	弁護士
労働者代表	大橋祐治	日本精工労働組合高崎支部支部長
	金井隆広	澤藤電機労働組合執行委員長
	増戸将人	JAM北関東群馬県連絡会事務局長
使用者代表	五十嵐亮二	(一社)群馬県経営者協会常務理事
	金井浩	三山鋼機(株)代表取締役社長
	毒島豊	(医)日望会常務理事本部長

群馬地方最低賃金審議会群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	谷口 聡	高崎経済大学教授
	富岡 政明	群馬県社会保険労務士会会長
	西村 淑子	群馬大学教授
労働者代表	木 閻 裕 治	電機連合群馬地方協議会事務局長
	宮 下 和 夫	日立オートモティブシステムズ労働組合群馬支部執行委員長
	山 村 康 郎	JAM北関東群馬県連絡会会長
使用者代表	五 十 嵐 亮 二	(一社) 群馬県経営者協会常務理事
	宇 井 正 典	アサヒライズ(株) 代表取締役社長
	加 藤 英 明	(株) ナカヨ取締役常務執行役員管理統括本部長

群馬地方最低賃金審議会群馬県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	現職
公益代表	谷口 聡	高崎経済大学教授
	富岡 政明	群馬県社会保険労務士会会長
	西村 淑子	群馬大学教授
労働者代表	高橋 譲	日清紡労働組合館林支部支部長
	松葉 卓也	SUBARU労働組合常任執行委員
	村杉 真宏	山田製作所労働組合執行委員長
使用者代表	五十嵐 亮二	(一社)群馬県経営者協会常務理事
	宇井 正典	アサヒライズ(株)代表取締役社長
	加藤 正己	東亜工業(株)取締役会長

群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会
事務局名簿

群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町2丁目3番1号
TEL 027-896-4737

職 名	氏 名
労働局長	丸山陽一
労働基準部長	佐藤寿幸
賃金室長	摩庭精一
賃金室長補佐	塚越康幸
労働基準監督官	畠奈津子

特定最低賃金の仕組み

1 特定最低賃金は、特定の産業（事業又は職業）について、関係労使が、基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されている。

2 決定の仕組み

関係労使の申出を要件として、都道府県労働局長が地方最低賃金審議会の意見を聴いて決定。

※ 地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対して、産業別最低賃金は労使のイニシアティブにより決定される。

※ 「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。」（最低賃金法第15条第1項）「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。」（同条第2項）

※ 申出の種類

「労働協約ケース」 ← 「労働条件の向上」

「公正競争ケース」 ← 「事業の公正競争の確保」

（中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告（平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承）

3 適用

(1) 1人の労働者について2以上の最低賃金が競合する場合には、最低賃金の高いものが適用される。

(2) 「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に従事する者」等について、都道府県労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他を考慮して減額した額により最低賃金の効力についての規定を適用する。（最低賃金減額特例許可制度）

4 罰則

特定最低賃金について、平成20年7月1日施行の最低賃金改正法の施行により、罰則（罰金額の上限50万円）の適用はなくなった。（民事効） 但し、その不払いについては、賃金の全額払違反（労働基準法第24条違反）となることから、これに係る罰則（罰金額の上限30万円）が適用される。

5 基本的な考え方

(1) 平成20年7月1日最低賃金法改正

(2) 中央最低賃金審議会

中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告

（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

〔「最低賃金決定要覧（令和2年度版）」P223～P226〕

特定最低賃金（産業別最低賃金）に係る申出一覧表 （令和2年7月20日申出）

適用産業は、日本標準産業分類（平成26年4月改定）による表記。適用使用者・適用労働者数は、令和2年7月現在把握のもの。

件名・適用産業の範囲	適用 使用者数	A: 適用 労働者数	B: 申出 労働者数	B/A	申 出 者
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金 [E220+E222+E225 (E2251、E2252を除く。) +L7282]	15	1793	971	54.2%	・ 日本基幹産業労働組合連合会 群馬県本部
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、 その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、そ の他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サ ービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金 [E250+E252+E253+E259+E260+E2621の一部 +E2635の一部+E2645+E2652+E266+E269 (E2699を除く。)+E2693の一部+E270+E271+ E272+L7282]	877	15,862	6,452	40.7%	・ JAM北関東群馬県連絡会（JAM群馬） ・ 全日本自動車産業労働組合総連合会 群馬地方協議会
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業最低賃金 [E28+E29 (E2941、E295、E2973 (一部除く。)、 E299を除く。)+E30+L7282]	603	17,790	12,335	69.3%	・ 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合 群馬地方協議会 ・ JAM北関東群馬県連絡会（JAM群馬）
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金 [E260+E2621の一部+E31+L7282]	741	40,393	29,660	73.4%	・ 全日本自動車産業労働組合総連合会 群馬地方協議会 ・ JAM北関東群馬県連絡会（JAM群馬）

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2020年 7月 20日

群馬県渋川市石原500

日本基幹労働者連合会

群馬県

委

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業（銑鉄铸件製造業（銑鉄管、可鍛鑄鉄を除く。）及び可鍛鑄鉄製造業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

1, 793名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

971名

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②申出代表者に対する委任状、③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面、④特定最低賃金金額改正申出のための産業分類調査票、⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2020年7月20日

群馬県前橋市 [redacted] 1-2
JAM北関東 [redacted] (M群馬)
会 長

群馬県太田 [redacted] 084
全日本自動車 [redacted] 合総連合会
議 [redacted]

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品

製造業、建設機械・鉦山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。群馬県において、金属加工機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同附属品製造業、建設機械・鉦山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編み機械製造業（同附属品製造業を含む）または真空装置・真空機器製造業のうち真空ポンプ製造業を営む使用者に使用される労働者

15,862名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

6,452名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2020年7月20日

群馬県前橋市野中町36
全日本電機・電子・情報

議長

群馬県前橋市
JAM北関東
会長

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

17,790名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

12,335名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2020年7月20日

群馬県太田市 084
全日本自動車労働者総連合会
群馬県支部
議長

群馬県前橋市 1-2
JAM北関東支部 (M群馬)
会長

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者。

40,393名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

29,660名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上



群労発基 0807 第 6 号
令和 2 年 8 月 7 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 河藤 佳彦 殿

群 馬 労 働 局 長
丸山 陽一

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金
の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



群労発基 0807 第 7 号
令和 2 年 8 月 7 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 河藤 佳彦 殿

群 馬 労 働 局 長
丸 山 陽 一

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用
機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、
事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改
正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県ポンプ・
圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、そ
の他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最
低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査
審議をお願いする。



群労発基 0807 第 8 号
令和 2 年 8 月 7 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 河藤 佳彦 殿

群 馬 労 働 局 長
丸山 陽一

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 4 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



群労発基 0807 第 9 号
令和 2 年 8 月 7 日

群馬地方最低賃金審議会
会 長 河藤 佳彦 殿

群 馬 労 働 局 長
丸山 陽一

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定
について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年群馬労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

最低賃金審議会令（第6条第5項、第7項抜粋）

- 第1条 （名称）省略
第2条 （組織）省略
第3条 （委員の推薦）省略
第4条 （臨時委員の任命等）省略
第5条 （会議）省略
第6条 （最低賃金専門部会）

第1項～第4項 省略

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第6項 省略

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

- 第7条 （庶務）省略
第8条 （雑則）省略

附則 （省略）

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金		地域最低賃金	
7月7日 (金) 14:00 ~ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室)	・417回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	7月2日 (月) 18:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	・423回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	7月5日 (金) 14:00 ~ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室)	・429回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	6月30日 (火) 16:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	・435回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)
7月25日 (火) 16:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月27日 (金) 14:00 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	・①地域部会(中間報告)	7月26日 (金) 10:00 ~ 7階大会議室 (予備 7階小・大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)	7月28日 (火) 16:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階小・大会議室、8階相談室)	・①地域部会(中間報告)
8月3日 (木) 16:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	・418回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	8月7日 (火) 16:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	・424回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	8月6日 (火) 17:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室)	・430回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	7月31日 (金) 14:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階中会議室)	・436回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)
8月7日 (月) 16:30 ~ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室、相談コーナー)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・419回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月10日 (金) 9:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・425回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月9日 (金) 9:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階小会議室)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・431回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	8月7日 (金) 13:30 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室、9階小会議室)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・437回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)
8月29日 (火) 10:00 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	・420回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月28日 (火) 10:00 ~ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	・426回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月27日 (火) 17:30 ~ 7階大会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室)	・432回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	8月25日 (火) 10:00 ~ 1階共用会議室 (予備 7階大・小会議室、8階相談室)	・438回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)
特定最低賃金		特定最低賃金		特定最低賃金		特定最低賃金	
月日 () 開催せず	・産別合同部会	月日 () 開催せず	・産別合同部会	月日 () 開催せず	・産別合同部会	月日 () 開催せず	・産別合同部会
10月4日 (水)	・産別部会①(輸送) 17:00~ 7階大会議室	10月2日 (火)	・産別部会①(輸送) 16:30~7階大会議室	10月4日 (金)	・産別部会①(鉄鋼) 10:00~大渡庁舎901会議室	10月2日 (金)	・産別部会①(鉄鋼) 14:00~1階共用会議室
10月6日 (金)	・産別部会①(電気) 10:00~ 大渡庁舎901会議室	10月3日 (水)	・産別部会①(鉄鋼) 16:30~9階中会議室	10月7日 (月)	・産別部会①(電気) 10:00~7階大会議室	10月2日 (金)	・産別部会①(機械) 14:45~1階共用会議室
10月10日 (火)	・産別部会①(機械) 16:30~ 7階大会議室	10月4日 (木)	・産別部会①(電気) 10:00~7階大会議室	10月8日 (火)	・産別部会①(輸送) 17:30~7階大会議室	10月9日 (金)	・産別部会①(電気) 9:30~7階大会議室
10月10日 (火)	・産別部会①(鉄鋼) 17:30~ 7階大会議室	10月15日 (月)	・産別部会①(機械) 18:45~9階中会議室	10月9日 (水)	・産別部会①(機械) 17:30~7階大会議室	10月9日 (金)	・産別部会①(輸送) 10:15~7階大会議室
10月17日 (火)	・産別部会②(電気) 16:30~ 大渡庁舎901会議室	10月19日 (金)	・産別部会②(鉄鋼) 10:00~7階大会議室	10月28日 (月)	・産別部会②(機械) 17:30~7階大会議室	10月23日 (金)	・産別部会②(鉄鋼) 9:30~7階大会議室
10月17日 (火)	・産別部会②(輸送) 17:15~ 大渡庁舎901会議室	10月19日 (金)	・産別部会②(輸送) 14:00~7階大会議室	10月29日 (火)	・産別部会②(電気) 17:30~7階大会議室	10月23日 (金)	・産別部会②(機械) 10:30~7階大会議室
10月17日 (火)	・産別部会②(鉄鋼) 18:00~ 大渡庁舎901会議室	10月22日 (月)	・産別部会②(電気) 18:00~7階大会議室	10月29日 (火)	・産別部会②(輸送) 18:15~7階大会議室	10月27日 (火)	・産別部会②(電気) 16:00~1階共用会議室
10月24日 (火)	・産別部会②(機械) 16:30~ 大渡庁舎901会議室	10月22日 (月)	・産別部会②(機械) 18:45~7階中会議室	10月30日 (水)	・産別部会②(鉄鋼) 10:00~7階大会議室	10月30日 (金)	・産別部会②(輸送) 13:45~1階共用会議室
10月24日 (火)	・421回本審(産別報告) 17:15~ 大渡庁舎901会議室	10月22日 (月)	・427回本審(産別報告) 19:30~7階大会議室	10月30日 (水)	・433回本審(産別報告) 10:45~7階大会議室	10月30日 (金)	・439回本審(産別報告) 15:00~1階共用会議室
11月10日 (金)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月7日 (水)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月15日 (金)	・本審(異議申出なく開催なし)	11月20日 (金)	・440回本審(異議申出) 10:00~1階共用会議室
3月1日 (木) 14:00 ~ 7階大会議室	・422回本審(産別意向表明)	3月5日 (火) 16:30 ~ 7階大会議室	・428回本審(産別意向表明)	3月3日 (火) 14:00 ~ 1階共用会議室	・434回本審(産別意向表明)	月日 ()	・ 回本審(産別意向表明)

群馬地方最低賃金審議会等開催状況及び開催日程

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地域最低賃金	地域最低賃金	地域最低賃金	地域最低賃金
7月8日(金) 14:00～ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室)	7月7日(金) 14:00～ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室)	7月2日(月) 18:30～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	7月5日(金) 14:00～ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室)
・411回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	・417回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	・423回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)	・429回本審(地域諮問) ・①全員協議会 (運営内容協議、日程)
7月29日(金) 16:00～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	7月25日(火) 16:30～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	7月27日(金) 14:00～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	7月26日(金) 10:00～ 7階大会議室 (予備 7階小・大会議室、8階相談室)
・①地域部会(中間報告)	・①地域部会(中間報告)	・①地域部会(中間報告)	・①地域部会(中間報告)
8月2日(火) 16:00～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	8月3日(木) 16:30～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	8月7日(火) 16:30～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	8月6日(火) 17:30～ 7階大会議室 (予備 7階小・小会議室、8階相談室、9階中会議室)
・412回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	・418回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	・424回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)	・430回本審(目安伝達) (特定必要性諮問) ・②全員協議会 (特定最賃必要性審議) ・②地域部会(基礎調査説明)
8月9日(火) 17:00～ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室、相談コーナー)	8月7日(月) 16:30～ 群馬労働局大渡町分庁舎901会議室 (予備 局長室、相談室、相談コーナー)	8月10日(金) 9:30～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室、9階会議室)	8月9日(金) 9:30～ 7階大会議室 (予備 7階小・小会議室、8階相談室、9階小会議室)
・③地域部会(最低賃金額審議) ・413回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・419回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・425回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)	・③地域部会(最低賃金額審議) ・431回本審(地域答申) (特定必要性答申・改正諮問)
8月26日(金) 10:00～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	8月29日(火) 10:00～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	8月28日(火) 10:00～ 7階大会議室 (予備 7階会議室、8階相談室)	8月27日(火) 17:30～ 7階大会議室 (予備 7階小・小会議室、8階相談室)
・414回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	・420回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	・426回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)	・432回本審(地域諮問) (地域異議申出諮問・答申)
特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金	特定最低賃金
月日() 開催せず 9月29日(木) 17:00～ 7階大会議室	月日() 開催せず 10月4日(水) 17:00～ 7階大会議室	月日() 開催せず 10月2日(火) 16:30～7階大会議室	月日() 産別部会①
・産別合同部会	・産別合同部会	・産別合同部会	・産別合同部会
9月29日(木) 17:45～ 7階大会議室	10月6日(金) 10:00～ 大渡庁舎901会議室	10月3日(水) 16:30～9階中会議室	月日() 産別部会①
・産別部会①(機械)	・産別部会①(電気)	・産別部会①(鉄鋼)	・産別部会①
9月30日(金) 10:30～ 大渡町庁舎901会議室	10月10日(火) 16:30～ 7階大会議室	10月4日(木) 10:00～7階大会議室	月日() 産別部会①
・産別部会①(輸送)	・産別部会①(機械)	・産別部会①(電気)	・産別部会①
9月30日(金) 11:15～ 大渡町庁舎901会議室	10月10日(火) 17:30～ 7階大会議室	10月15日(月) 18:45～9階大会議室	月日() 産別部会①
・産別部会①(鉄鋼)	・産別部会①(鉄鋼)	・産別部会①(機械)	・産別部会①
10月20日(木) 17:30～ 7階大会議室	10月17日(火) 16:30～ 大渡庁舎901会議室	10月19日(金) 10:00～7階大会議室	月日() 産別部会②
・産別部会②(電気)	・産別部会②(電気)	・産別部会②(鉄鋼)	・産別部会②
10月20日(木) 18:15～ 7階大会議室	10月17日(火) 17:15～ 大渡庁舎901会議室	10月19日(金) 14:00～7階大会議室	月日() 産別部会②
・産別部会②(輸送)	・産別部会②(輸送)	・産別部会②(輸送)	・産別部会②
10月25日(火) 16:30～ 7階大会議室	10月17日(火) 18:00～ 大渡庁舎901会議室	10月22日(月) 18:00～7階大会議室	月日() 産別部会②
・産別部会②(鉄鋼)	・産別部会②(鉄鋼)	・産別部会②(電気)	・産別部会②
10月25日(火) 17:15～ 7階大会議室	10月24日(火) 16:30～ 大渡庁舎901会議室	10月22日(月) 18:45～7階中会議室	月日() 産別部会②
・産別部会②(機械)	・産別部会②(機械)	・産別部会②(機械)	・産別部会②
10月25日(火) 18:00～ 7階大会議室	10月24日(火) 17:15～ 大渡庁舎901会議室	10月22日(月) 19:30～7階大会議室	月日() ・ 回本審(産別報告)
・415回本審(産別報告)	・421回本審(産別報告)	・427回本審(産別報告)	・ 回本審(産別報告)
11月11日(金) 14:00～ 7階大会議室	11月10日(金) 14:00～ 7階大会議室	11月7日(水) 14:00～ 7階大会議室	月日() ・本審(異議申出)
・本審(異議申出なく開催なし)	・本審(異議申出なく開催なし)	・本審(異議申出なく開催なし)	・本審(異議申出)
3月3日(金) 14:00～ 7階大会議室	3月1日(木) 14:00～ 7階大会議室	3月5日(火) 14:00～ 7階大会議室	月日() ・ 回本審(産別意向表明)
・本審(産別意向表明)	・422回本審(産別意向表明)	・428回本審(産別意向表明)	・ 回本審(産別意向表明)

令和2年度特定最低賃金専門部会・審議会日程表（案）

回数 専門部会	第1回	第2回
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 (鉄鋼)	10月2日(金) 午後2時～ 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室	10月23日(金) 午前9時30分～ 前橋地方合同庁舎7階 大会議室
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業 (機械)	10月2日(金) 午後2時45分～ 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室	10月23日(金) 午前10時30分～ 前橋地方合同庁舎7階 大会議室
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電気)	10月9日(金) 午前9時30分～ 前橋地方合同庁舎7階 大会議室	10月27日(火) 午後4時～ 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室
群馬県輸送用機械器具製造業 (輸送)	10月9日(金) 午前10時15分～ 前橋地方合同庁舎7階 大会議室	10月30日(金) 午後1時45分～ 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室

本 審 (439回)

10月30日(金) 午後3時～ 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室

本 審 (異議) (440回)

11月20日(金) 午前10時～ 前橋地方合同庁舎1階 共用会議室

令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和2年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(火)発効とするためには、10月1日(木)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

令和2年9月

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	3営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日 (火)		9月16日 (水)		9月23日 (水)		10月2日 (金)		11月1日 (日)
9月2日 (水)		9月17日 (木)		9月24日 (木)		10月5日 (月)		11月4日 (水)
9月3日 (木)		9月18日 (金)		9月25日 (金)		10月6日 (火)		11月5日 (木)
9月4日 (金)		9月23日 (水)		9月28日 (月)		10月7日 (水)		11月6日 (金)
9月5日 (土)		9月23日 (水)		9月28日 (月)		10月7日 (水)		11月6日 (金)
9月6日 (日)		9月23日 (水)		9月28日 (月)		10月7日 (水)		11月6日 (金)
9月7日 (月)		9月23日 (水)		9月28日 (月)		10月7日 (水)		11月6日 (金)
9月8日 (火)		9月23日 (水)		9月28日 (月)		10月7日 (水)		11月6日 (金)
9月9日 (水)		9月24日 (木)		9月29日 (火)		10月8日 (木)		11月7日 (土)
9月10日 (木)		9月25日 (金)		9月30日 (水)		10月9日 (金)		11月8日 (日)
9月11日 (金)		9月28日 (月)		10月1日 (木)		10月12日 (月)		11月11日 (水)
9月12日 (土)		9月28日 (月)		10月1日 (木)		10月12日 (月)		11月11日 (水)
9月13日 (日)		9月28日 (月)		10月1日 (木)		10月12日 (月)		11月11日 (水)
9月14日 (月)		9月29日 (火)		10月2日 (金)		10月13日 (火)		11月12日 (木)
9月15日 (火)		9月30日 (水)		10月5日 (月)		10月14日 (水)		11月13日 (金)
9月16日 (水)		10月1日 (木)		10月6日 (火)		10月15日 (木)		11月14日 (土)
9月17日 (木)		10月2日 (金)		10月7日 (水)		10月16日 (金)		11月15日 (日)
9月18日 (金)		10月5日 (月)		10月8日 (木)		10月19日 (月)		11月18日 (水)
9月19日 (土)		10月5日 (月)		10月8日 (木)		10月19日 (月)		11月18日 (水)
9月20日 (日)		10月5日 (月)		10月8日 (木)		10月19日 (月)		11月18日 (水)
9月21日 (月)		10月6日 (火)		10月9日 (金)		10月20日 (火)		11月19日 (木)
9月22日 (火)		10月7日 (水)		10月12日 (月)		10月21日 (水)		11月20日 (金)
9月23日 (水)		10月8日 (木)		10月13日 (火)		10月22日 (木)		11月21日 (土)
9月24日 (木)		10月9日 (金)		10月14日 (水)		10月23日 (金)		11月22日 (日)
9月25日 (金)		10月12日 (月)		10月15日 (木)		10月26日 (月)		11月25日 (水)
9月26日 (土)		10月12日 (月)		10月15日 (木)		10月26日 (月)		11月25日 (水)
9月27日 (日)		10月12日 (月)		10月15日 (木)		10月26日 (月)		11月25日 (水)
9月28日 (月)		10月13日 (火)		10月16日 (金)		10月27日 (火)		11月26日 (木)
9月29日 (火)		10月14日 (水)		10月19日 (月)		10月28日 (水)		11月27日 (金)
9月30日 (水)		10月15日 (木)		10月20日 (火)		10月29日 (木)		11月28日 (土)

令和2年10月

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	3営業日 →	官報 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
10月1日 (木)		10月18日 (金)		10月21日 (水)		10月30日 (金)		11月29日 (日)
10月2日 (金)		10月19日 (月)		10月22日 (木)		11月2日 (月)		12月2日 (水)
10月3日 (土)		10月19日 (月)		10月22日 (木)		11月2日 (月)		12月2日 (水)
10月4日 (日)		10月19日 (月)		10月22日 (木)		11月2日 (月)		12月2日 (水)
10月5日 (月)		10月20日 (火)		10月23日 (金)		11月4日 (水)		12月4日 (金)
10月6日 (火)		10月21日 (水)		10月26日 (月)		11月5日 (木)		12月5日 (土)
10月7日 (水)		10月22日 (木)		10月27日 (火)		11月6日 (金)		12月6日 (日)
10月8日 (木)		10月23日 (金)		10月28日 (水)		11月9日 (月)		12月9日 (水)
10月9日 (金)		10月26日 (月)		10月29日 (木)		11月10日 (火)		12月10日 (木)
10月10日 (土)		10月26日 (月)		10月29日 (木)		11月10日 (火)		12月10日 (木)
10月11日 (日)		10月26日 (月)		10月29日 (木)		11月10日 (火)		12月10日 (木)
10月12日 (月)		10月27日 (火)		10月30日 (金)		11月11日 (水)		12月11日 (金)
10月13日 (火)		10月28日 (水)		11月2日 (月)		11月12日 (木)		12月12日 (土)
10月14日 (水)		10月29日 (木)		11月4日 (水)		11月13日 (金)		12月13日 (日)
10月15日 (木)		10月30日 (金)		11月5日 (木)		11月16日 (月)		12月16日 (水)
10月16日 (金)		11月2日 (月)		11月6日 (金)		11月17日 (火)		12月17日 (木)
10月17日 (土)		11月2日 (月)		11月6日 (金)		11月17日 (火)		12月17日 (木)
10月18日 (日)		11月2日 (月)		11月6日 (金)		11月17日 (火)		12月17日 (木)
10月19日 (月)		11月4日 (水)		11月9日 (月)		11月18日 (水)		12月18日 (金)
10月20日 (火)		11月4日 (水)		11月9日 (月)		11月18日 (水)		12月18日 (金)
10月21日 (水)		11月5日 (木)		11月10日 (火)		11月19日 (木)		12月19日 (土)
10月22日 (木)		11月6日 (金)		11月11日 (水)		11月20日 (金)		12月20日 (日)
10月23日 (金)		11月9日 (月)		11月12日 (木)		11月24日 (火)		12月24日 (木)
10月24日 (土)		11月9日 (月)		11月12日 (木)		11月24日 (火)		12月24日 (木)
10月25日 (日)		11月9日 (月)		11月12日 (木)		11月24日 (火)		12月24日 (木)
10月26日 (月)		11月10日 (火)		11月13日 (金)		11月25日 (水)		12月25日 (金)
10月27日 (火)		11月11日 (水)		11月16日 (月)		11月26日 (木)		12月26日 (土)
10月28日 (水)		11月12日 (木)		11月17日 (火)		11月27日 (金)		12月27日 (日)
10月29日 (木)		11月13日 (金)		11月18日 (水)		11月30日 (月)		12月30日 (水)
10月30日 (金)		11月16日 (月)		11月19日 (木)		12月1日 (火)		12月31日 (木)
10月31日 (土)		11月16日 (月)		11月19日 (木)		12月1日 (火)		12月31日 (木)

令和2年11月

管申 (要旨公示)	15日 →	奥腫申出 締切	3営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
11月1日 (日)		11月16日 (月)		11月19日 (木)		12月1日 (火)		12月31日 (木)
11月2日 (月)		11月17日 (火)		11月20日 (金)		12月2日 (水)		1月1日 (金)
11月3日 (火)		11月18日 (水)		11月24日 (火)		12月3日 (木)		1月2日 (土)
11月4日 (水)		11月19日 (木)		11月25日 (水)		12月4日 (金)		1月3日 (日)
11月5日 (木)		11月20日 (金)		11月26日 (木)		12月7日 (月)		1月6日 (水)
11月6日 (金)		11月24日 (火)		11月27日 (金)		12月8日 (火)		1月7日 (木)
11月7日 (土)		11月24日 (火)		11月27日 (金)		12月8日 (火)		1月7日 (木)
11月8日 (日)		11月24日 (火)		11月27日 (金)		12月8日 (火)		1月7日 (木)
11月9日 (月)		11月24日 (火)		11月27日 (金)		12月8日 (火)		1月7日 (木)
11月10日 (火)		11月25日 (水)		11月30日 (月)		12月9日 (水)		1月8日 (金)
11月11日 (水)		11月26日 (木)		12月1日 (火)		12月10日 (木)		1月9日 (土)
11月12日 (木)		11月27日 (金)		12月2日 (水)		12月11日 (金)		1月10日 (日)
11月13日 (金)		11月30日 (月)		12月3日 (木)		12月14日 (月)		1月13日 (水)
11月14日 (土)		11月30日 (月)		12月3日 (木)		12月14日 (月)		1月13日 (水)
11月15日 (日)		11月30日 (月)		12月3日 (木)		12月14日 (月)		1月13日 (水)
11月16日 (月)		12月1日 (火)		12月4日 (金)		12月15日 (火)		1月14日 (木)
11月17日 (火)		12月2日 (水)		12月7日 (月)		12月16日 (水)		1月15日 (金)
11月18日 (水)		12月3日 (木)		12月8日 (火)		12月17日 (木)		1月16日 (土)
11月19日 (木)		12月4日 (金)		12月9日 (水)		12月18日 (金)		1月17日 (日)
11月20日 (金)		12月7日 (月)		12月10日 (木)		12月21日 (月)		1月20日 (水)
11月21日 (土)		12月7日 (月)		12月10日 (木)		12月21日 (月)		1月20日 (水)
11月22日 (日)		12月7日 (月)		12月10日 (木)		12月21日 (月)		1月20日 (水)
11月23日 (月)		12月8日 (火)		12月11日 (金)		12月22日 (火)		1月21日 (木)
11月24日 (火)		12月9日 (水)		12月14日 (月)		12月23日 (水)		1月22日 (金)
11月25日 (水)		12月10日 (木)		12月15日 (火)		12月24日 (木)		1月23日 (土)
11月26日 (木)		12月11日 (金)		12月16日 (水)		12月25日 (金)		1月24日 (日)
11月27日 (金)		12月14日 (月)		12月17日 (木)		12月28日 (月)		1月27日 (水)
11月28日 (土)		12月14日 (月)		12月17日 (木)		12月28日 (月)		1月27日 (水)
11月29日 (日)		12月14日 (月)		12月17日 (木)		12月28日 (月)		1月27日 (水)
11月30日 (月)		12月15日 (火)		12月18日 (金)		1月4日 (月)		2月3日 (水)

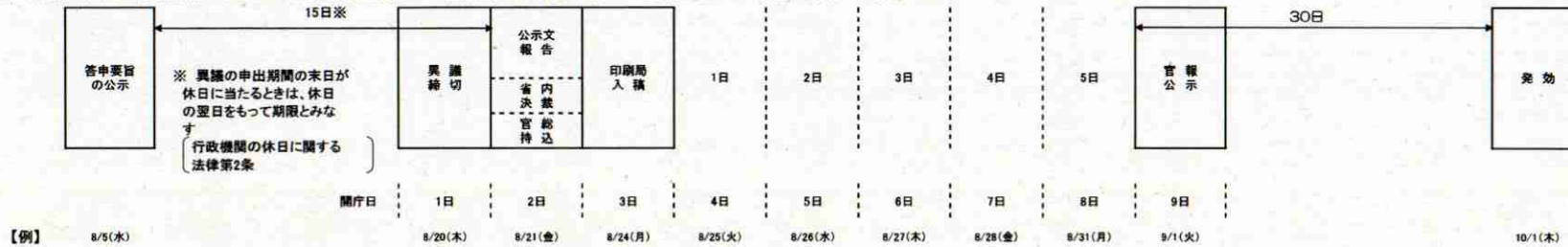
令和2年12月

管申 (要旨公示)	15日 →	奥腫申出 締切	3営業日 →	官総 持込	7営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
12月1日 (火)		12月16日 (水)		12月21日 (月)		1月5日 (火)		2月4日 (木)
12月2日 (水)		12月17日 (木)		12月22日 (火)		1月6日 (水)		2月5日 (金)
12月3日 (木)		12月18日 (金)		12月23日 (水)		1月7日 (木)		2月6日 (土)
12月4日 (金)		12月21日 (月)		12月24日 (木)		1月8日 (金)		2月7日 (日)
12月5日 (土)		12月21日 (月)		12月24日 (木)		1月8日 (金)		2月7日 (日)
12月6日 (日)		12月21日 (月)		12月24日 (木)		1月8日 (金)		2月7日 (日)
12月7日 (月)		12月22日 (火)		12月25日 (金)		1月12日 (火)		2月11日 (木)
12月8日 (火)		12月23日 (水)		12月28日 (月)		1月12日 (火)		2月11日 (木)
12月9日 (水)		12月24日 (木)		1月4日 (月)		1月14日 (木)		2月13日 (土)
12月10日 (木)		12月25日 (金)		1月5日 (火)		1月15日 (金)		2月14日 (日)
12月11日 (金)		12月28日 (月)		1月6日 (水)		1月18日 (月)		2月17日 (水)
12月12日 (土)		12月28日 (月)		1月6日 (水)		1月18日 (月)		2月17日 (水)
12月13日 (日)		12月28日 (月)		1月6日 (水)		1月18日 (月)		2月17日 (水)
12月14日 (月)		1月4日 (月)		1月7日 (木)		1月19日 (火)		2月18日 (木)
12月15日 (火)		1月4日 (月)		1月7日 (木)		1月19日 (火)		2月18日 (木)
12月16日 (水)		1月4日 (月)		1月7日 (木)		1月19日 (火)		2月18日 (木)
12月17日 (木)		1月4日 (月)		1月7日 (木)		1月19日 (火)		2月18日 (木)
12月18日 (金)		1月4日 (月)		1月7日 (木)		1月19日 (火)		2月18日 (木)
12月19日 (土)		1月4日 (月)		1月7日 (木)		1月19日 (火)		2月18日 (木)
12月20日 (日)		1月4日 (月)		1月7日 (木)		1月19日 (火)		2月18日 (木)
12月21日 (月)		1月5日 (火)		1月8日 (金)		1月20日 (水)		2月19日 (金)
12月22日 (火)		1月6日 (水)		1月12日 (火)		1月21日 (木)		2月20日 (土)
12月23日 (水)		1月7日 (木)		1月13日 (水)		1月22日 (金)		2月21日 (日)
12月24日 (木)		1月8日 (金)		1月14日 (木)		1月25日 (月)		2月24日 (水)
12月25日 (金)		1月12日 (火)		1月15日 (金)		1月26日 (火)		2月25日 (木)
12月26日 (土)		1月12日 (火)		1月15日 (金)		1月26日 (火)		2月25日 (木)
12月27日 (日)		1月12日 (火)		1月15日 (金)		1月26日 (火)		2月25日 (木)
12月28日 (月)		1月12日 (火)		1月15日 (金)		1月26日 (火)		2月25日 (木)
12月29日 (火)		1月13日 (水)		1月18日 (月)		1月27日 (水)		2月26日 (金)
12月30日 (水)		1月14日 (木)		1月19日 (火)		1月28日 (木)		2月27日 (土)
12月31日 (木)		1月15日 (金)		1月20日 (水)		2月1日 (月)		3月3日 (水)

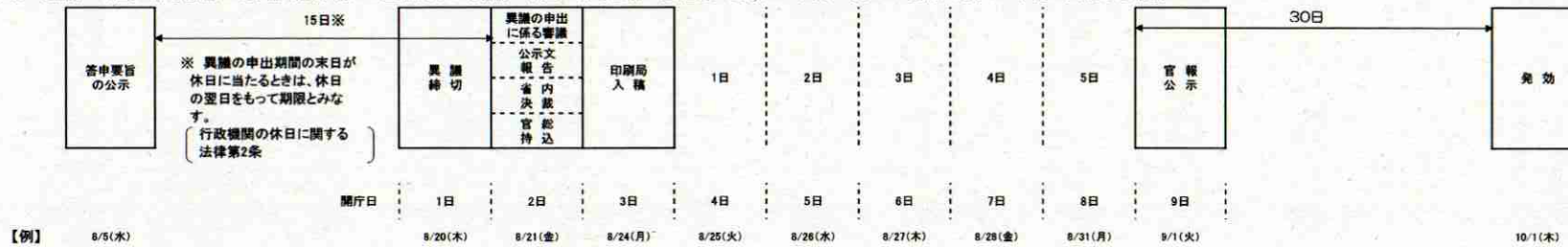
令和2年度 答申要旨の公示から発効までの流れ(最短の場合のモデル)

1 地域別最低賃金について

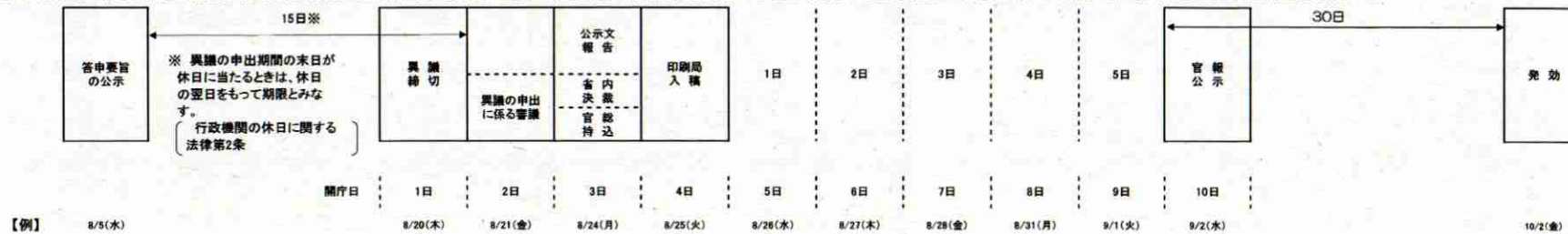
(1) 異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合



(2)ア 異議の申出に係る審議があり、異議締切日の翌開庁日に異議の申出に係る審議が開催され、同日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合

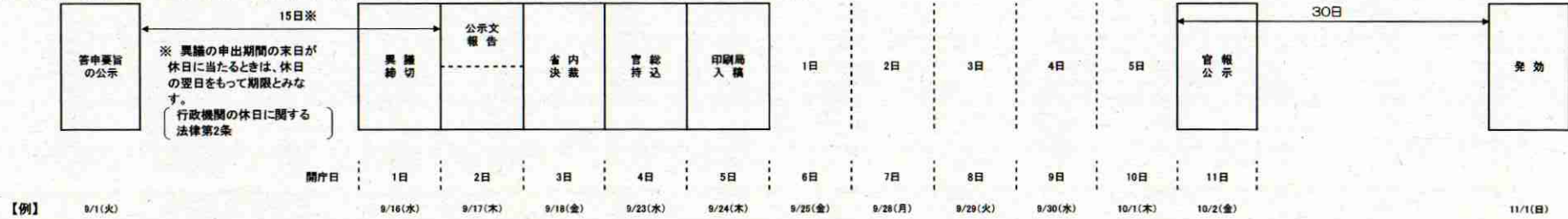


(2)イ 異議の申出に係る審議があり、異議締切日の翌開庁日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文が本省に到着した場合

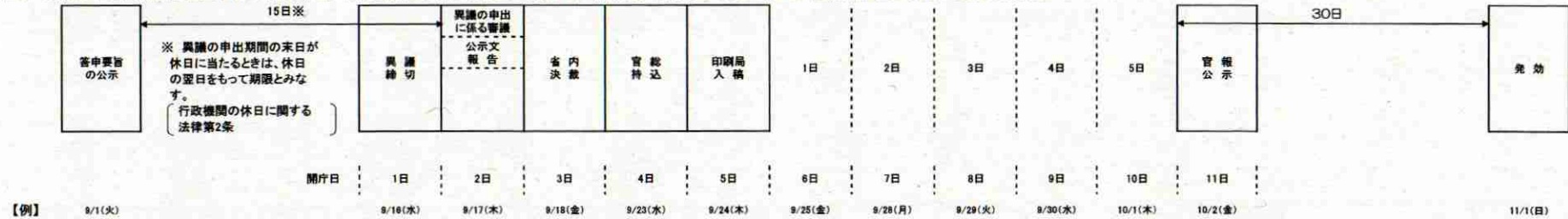


2 特定最低賃金について

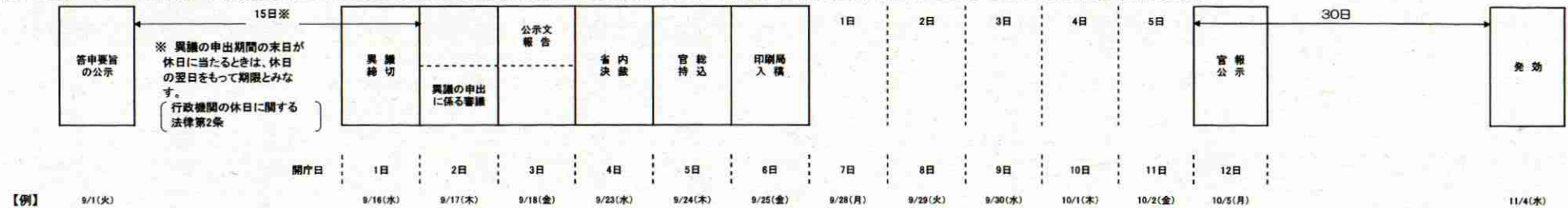
(1) 異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合



(2) 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日に開催され、同日の午後2時までに官報公示文が本省に到着した場合

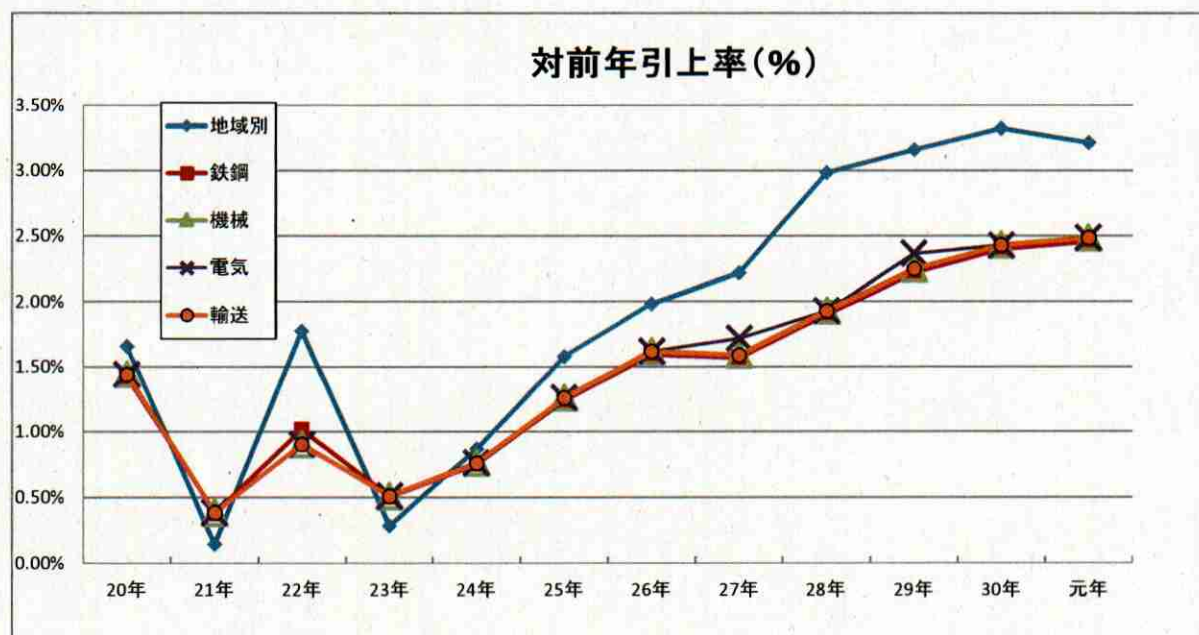


(2)イ 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日に開催され、同日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文が本省に到着した場合



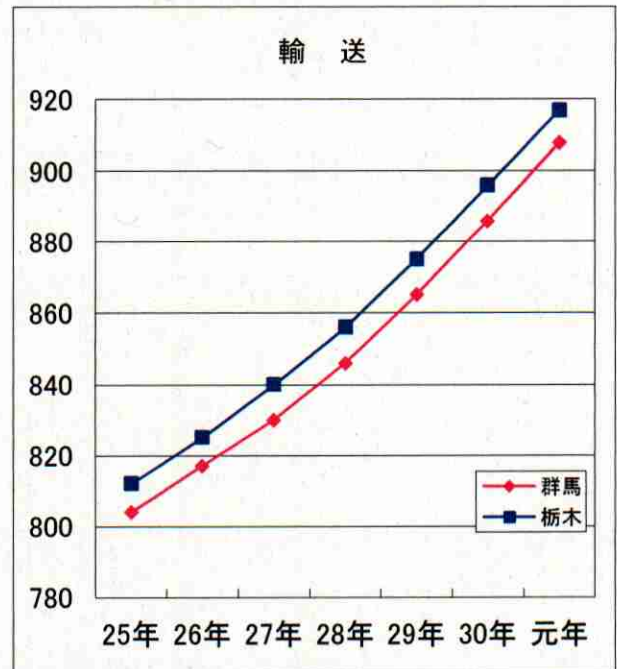
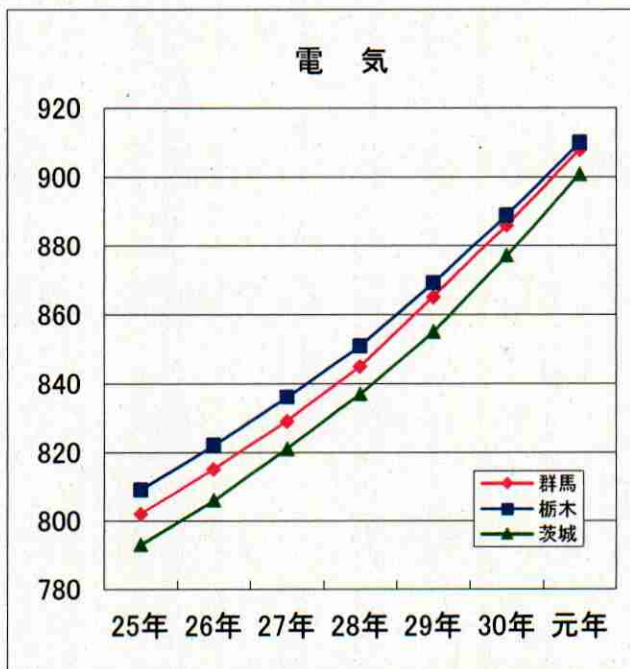
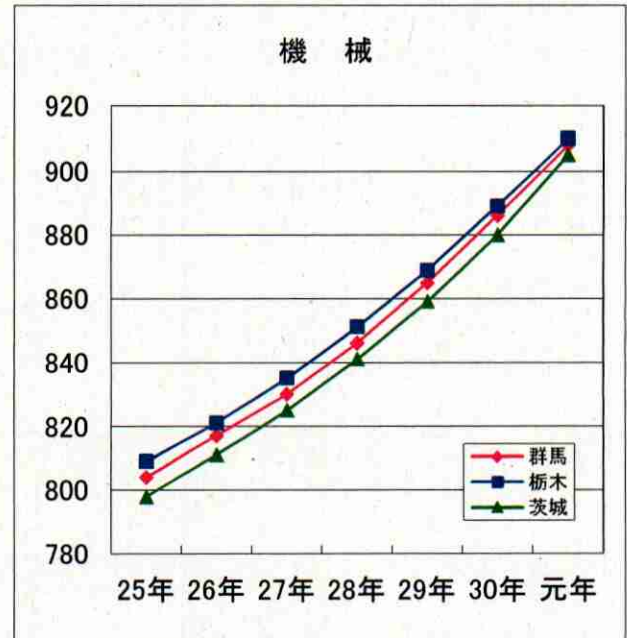
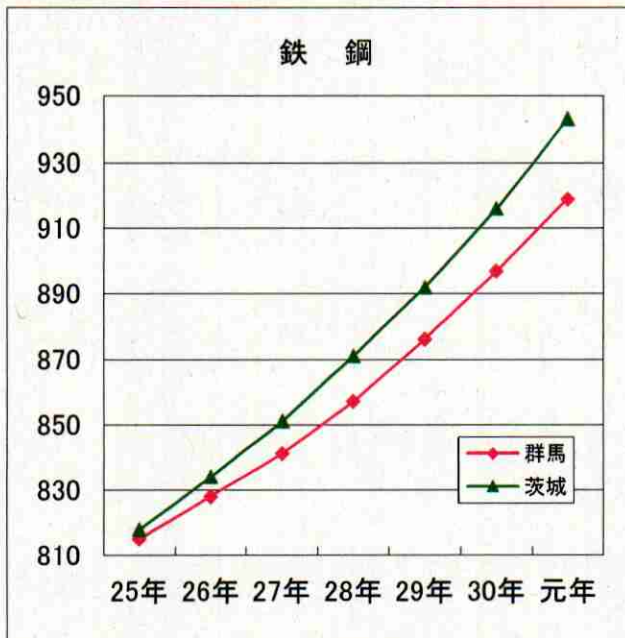
過去12年間の最低賃金決定状況

区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	
地域別	時間額	675	676	688	690	696	707	721	737	759	783	809	835
	対前年引上額 (時間額比較)	11	1	12	2	6	11	14	16	22	24	26	26
	対前年引上率	1.66%	0.15%	1.78%	0.29%	0.87%	1.58%	1.98%	2.22%	2.99%	3.16%	3.32%	3.21%
鉄鋼	時間額	784	787	795	799	805	815	828	841	857	876	897	919
	対前年引上額 (時間額比較)	11	3	8	4	6	10	13	13	16	19	21	22
	対前年引上率	1.42%	0.38%	1.02%	0.50%	0.75%	1.24%	1.60%	1.57%	1.90%	2.22%	2.40%	2.45%
機械	時間額	774	777	784	788	794	804	817	830	846	865	886	908
	対前年引上額 (時間額比較)	11	3	7	4	6	10	13	13	16	19	21	22
	対前年引上率	1.44%	0.39%	0.90%	0.51%	0.76%	1.26%	1.62%	1.59%	1.93%	2.25%	2.43%	2.48%
電気	時間額	772	775	782	786	792	802	815	829	845	865	886	908
	対前年引上額 (時間額比較)	11	3	7	4	6	10	13	14	16	20	21	22
	対前年引上率	1.45%	0.39%	0.90%	0.51%	0.76%	1.26%	1.62%	1.72%	1.93%	2.37%	2.43%	2.48%
輸送	時間額	774	777	784	788	794	804	817	830	846	865	886	908
	対前年引上額 (時間額比較)	11	3	7	4	6	10	13	13	16	19	21	22
	対前年引上率	1.44%	0.39%	0.90%	0.51%	0.76%	1.26%	1.62%	1.59%	1.93%	2.25%	2.43%	2.48%



特定最低賃金北関東三県比較表

年度	鉄鋼		機械			電気			輸送	
	群馬	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木	茨城	群馬	栃木
25年	815	818	804	809	798	802	809	793	804	812
26年	828	834	817	821	811	815	822	806	817	825
27年	841	851	830	835	825	829	836	821	830	840
28年	857	871	846	851	841	845	851	837	846	856
29年	876	892	865	869	859	865	869	855	865	875
30年	897	916	886	889	880	886	889	877	886	896
元年	919	943	908	910	905	908	910	901	908	917
群馬局との差		+24		+2	-3		+2	-7		+9



(特定最低賃金関係資料)

群馬の賃金

～令和元年賃金構造基本統計調査の結果から～

<目 次>

I 一般労働者の賃金

1 北関東3県の賃金	1
2 群馬県の賃金額の推移	2
3 北関東3県の賃金額の推移	
(1) 製造業	3
(2) 一般機械器具製造業・輸送用機械器具製造業・鉄鋼業	4
(3) 電気機械器具製造業	5
4 群馬県の賃金(規模別)	6

II 新規学卒者の初任給

1 群馬県の学歴別初任給額の推移	7
2 初任給の北関東3県の比較	7

III 短時間労働者の賃金等

1 1時間当りの賃金額の推移及び北関東3県の比較(女性)	8
2 1時間当りの賃金額の推移及び北関東3県の比較(男性)	9
3 群馬県の製造業の短時間労働者の実労働日数等	10

群馬労働局労働基準部賃金室

I 一般労働者の賃金

1 北関東3県の賃金

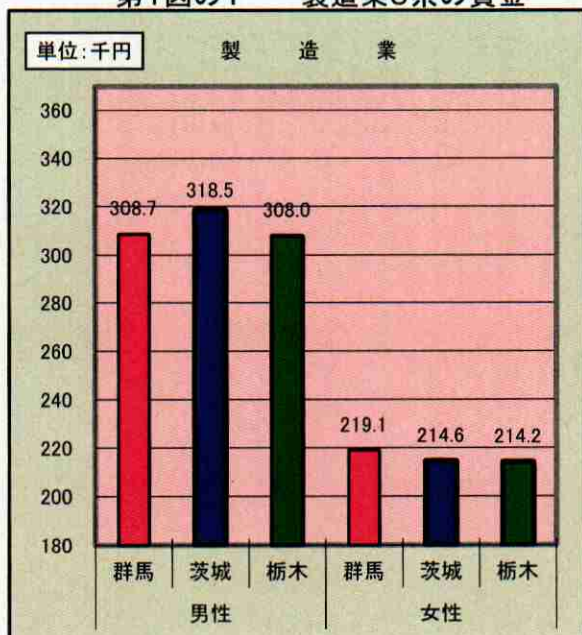
全産業、製造業及び群馬県の特定最低賃金の4業種における「産業別所定内給与額」の表

第1表 産業別所定内給与額(事業所規模10人以上)

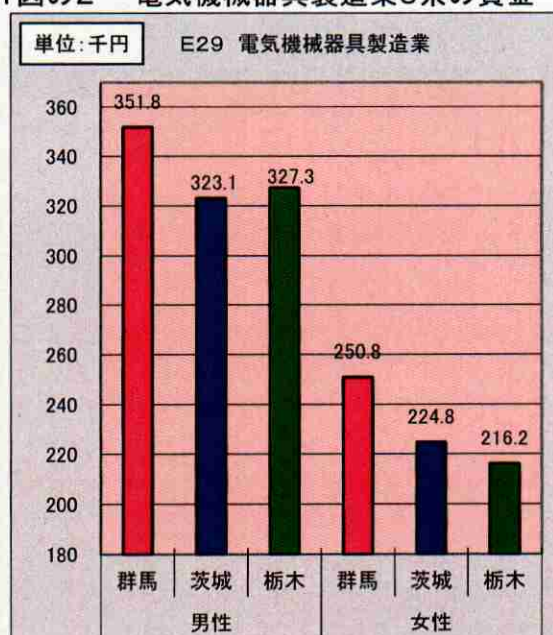
(単位:千円)

産業別		男性			女性		
		群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
全 産 業		313.1	325.9	318.1	232.4	238.5	238.1
製 造 業		308.7	318.5	308.0	219.1	214.6	214.2
鉄鋼	E22 鉄 鋼 業	304.1	318.6	292.8	229.8	254.2	210.1
一般機械器具	E25 はん用機械器具製造業	277.5	365.3	338.1	228.2	232.3	241.9
	E26 生産用機械器具製造業	289.3	330.1	335.0	215.9	235.5	251.9
	E27 業務用機械器具製造業	305.3	312.7	357.0	222.3	235.1	237.0
電気機械器具	E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	365.5	346.4	287.2	229.8	235.6	196.5
	E29 電気機械器具製造業	351.8	323.1	327.3	250.8	224.8	216.2
	E30 情報通信機械器具製造業	303.9	391.4	300.3	213.9	297.9	220.5
輸送	E31 輸送用機械器具製造業	303.0	296.2	305.9	229.2	220.0	221.9

第1図の1 製造業3県の賃金



第1図の2 電気機械器具製造業3県の賃金



2 群馬県の賃金額の推移

第2表 性別・産業別賃金額の推移(事業所規模10人以上)

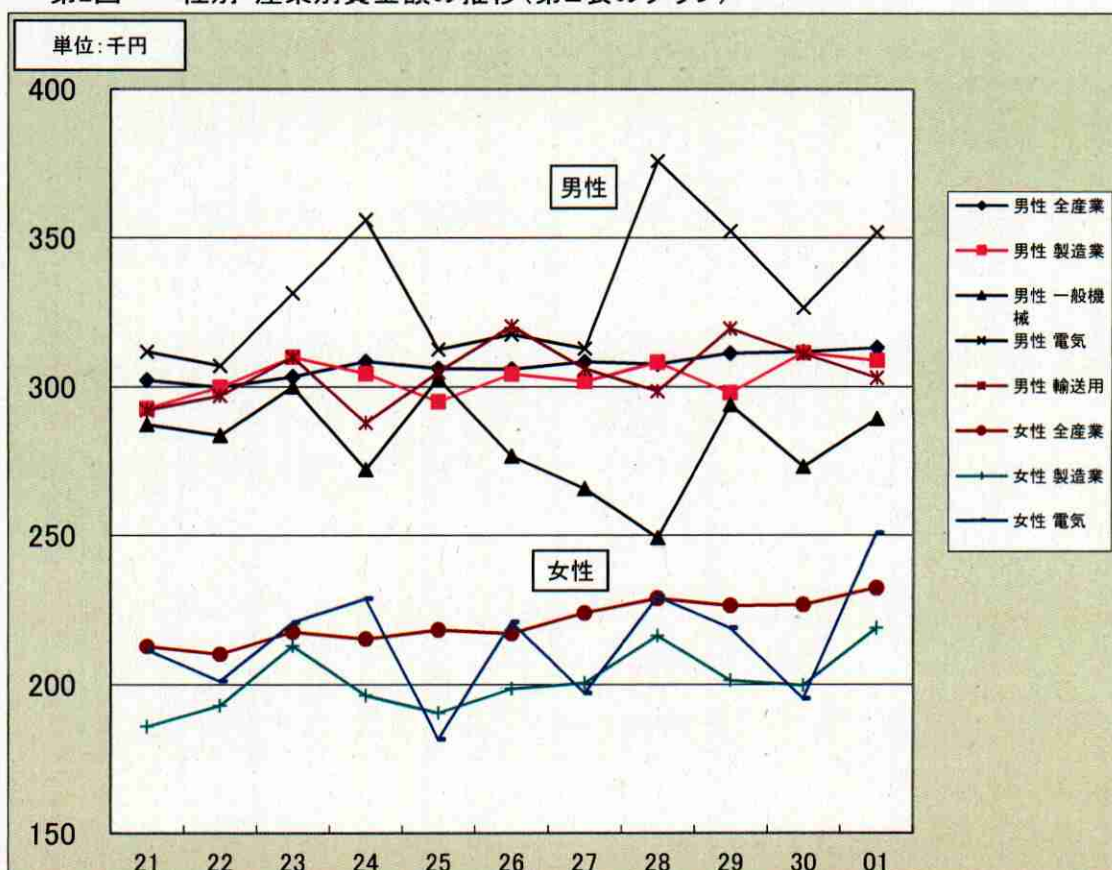
(単位:千円)

	男性					女性		
	全産業	製造業	一般機械	電気	輸送用	全産業	製造業	電気
平成21年	302.3	292.7	287.4	311.7	292.3	213.0	185.8	211.8
平成22年	299.9	299.8	283.7	307.0	297.0	210.3	192.8	201.1
平成23年	303.4	309.8	300.0	331.4	309.8	217.8	213.1	220.9
平成24年	308.4	304.3	272.3	356.0	287.9	215.5	196.3	228.8
平成25年	306.0	294.9	302.9	312.5	304.9	218.5	190.4	181.5
平成26年	305.8	304.2	276.8	317.6	320.2	217.3	198.6	221.1
平成27年	308.3	301.7	265.9	312.8	305.9	224.1	200.5	197.0
平成28年	307.5	308.1	249.2	375.9	298.5	228.9	216.5	229.5
平成29年	311.2	298.0	294.1	352.2	319.4	226.6	201.4	219.1
平成30年	311.8	311.3	273.3	326.5	311.0	226.9	199.7	195.2
令和元年	313.1	308.7	289.3	351.8	303.0	232.4	219.1	250.8

※ 空欄は統計データ該当なし。

※ 一般機械は、E26生産用機械器具製造業、電気は、E29電気機械器具製造業、輸送は、E31輸送用機械器具製造業。

第2図 性別・産業別賃金額の推移(第2表のグラフ)



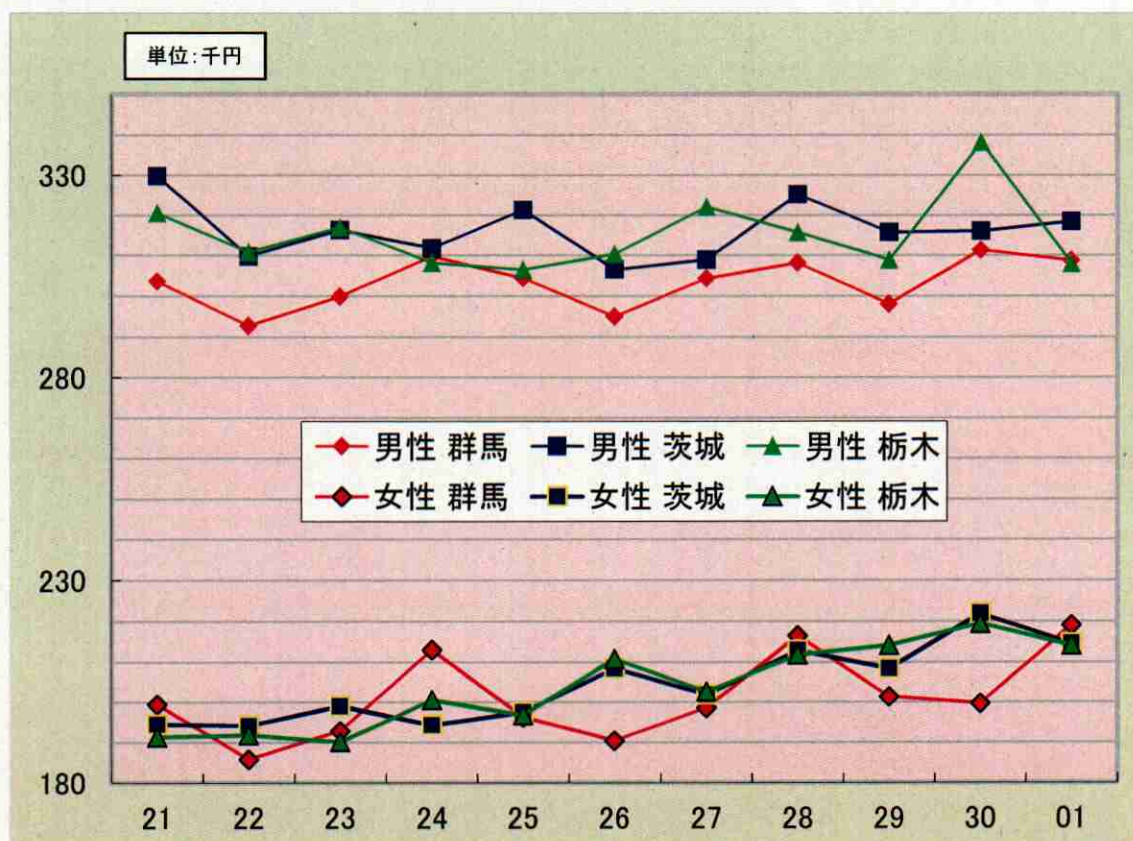
3 北関東3県の賃金額の推移

(1) 製造業

第3表の1 北関東3県の賃金額の推移(事業所規模10人以上) (単位:千円)

	男性			女性		
	群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
平成21年	303.5	329.8	320.5	199.5	194.5	191.3
平成22年	292.7	309.8	310.8	185.8	194.2	191.8
平成23年	299.8	316.3	317.0	192.8	199.1	190.1
平成24年	309.8	311.8	308.2	213.1	194.3	200.6
平成25年	304.3	321.3	306.5	196.3	197.5	196.8
平成26年	294.9	306.5	310.3	190.4	208.4	210.8
平成27年	304.2	308.9	322.0	198.6	201.8	202.6
平成28年	308.1	325.2	315.7	216.5	212.9	211.8
平成29年	298.0	315.8	308.9	201.4	208.4	214.2
平成30年	311.3	316.1	338.2	199.7	221.9	219.5
令和元年	308.7	318.5	308.0	219.1	214.6	214.2

第3図の1 北関東3県の賃金額の推移(第3表の1のグラフ)



(2)一般機械器具製造業・輸送用機械器具製造業・鉄鋼業(男性)

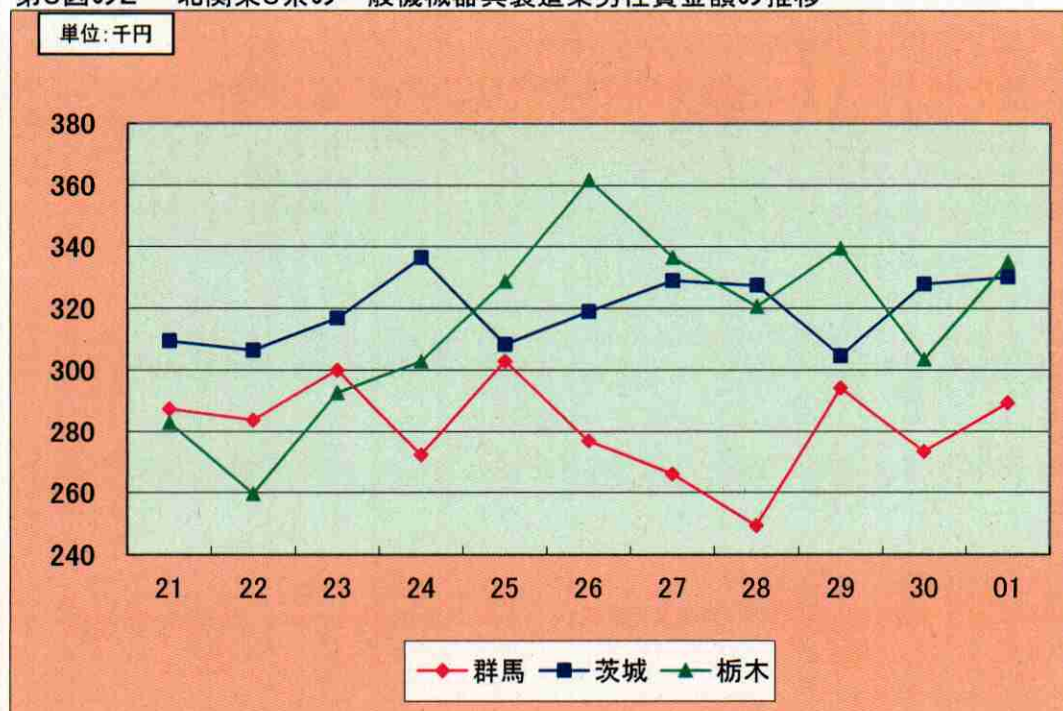
第3表の2 北関東3県の賃金額の推移(事業所規模10人以上)

(単位:千円)

	一般機械器具製造業			輸送用機械器具		鉄鋼
	群馬	茨城	栃木	群馬	栃木	茨城
平成21年	287.4	309.4	282.9	292.3	330.8	327.2
平成22年	283.7	306.4	259.6	297.0	337.5	317.6
平成23年	300.0	316.8	292.6	309.8	332.2	313.1
平成24年	272.3	336.4	302.9	287.9	315.9	313.5
平成25年	302.9	308.3	328.7	304.9	313.3	322.2
平成26年	276.8	318.9	361.7	320.2	347.0	322.8
平成27年	265.9	328.9	336.4	305.9	299.9	269.3
平成28年	249.2	327.4	320.6	298.5	311.6	365.8
平成29年	294.1	304.6	339.4	319.4	310.9	320.9
平成30年	273.3	327.9	303.5	311.0	418.7	299.6
令和元年	289.3	330.1	335.0	303.0	305.9	318.6

※ 一般機械は、E26生産用機械器具製造業、輸送は、E31輸送用機械器具、鉄鋼は、E22鉄鋼業。

第3図の2 北関東3県の一般機械器具製造業男性賃金額の推移



(3) 電気機械器具製造業

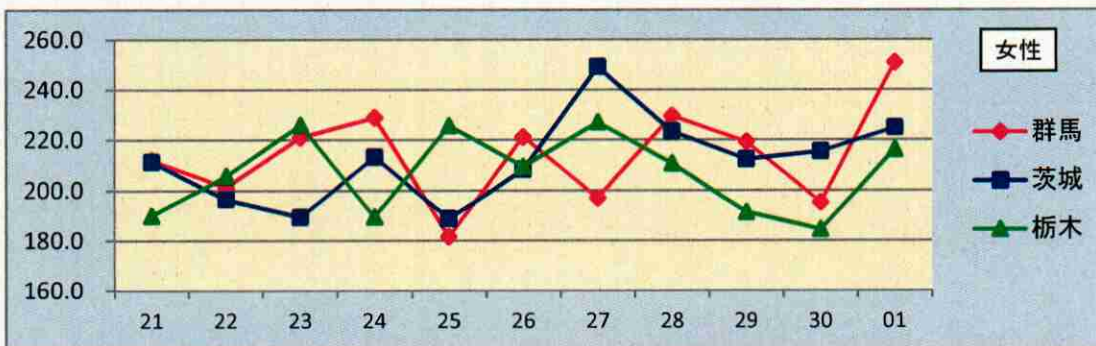
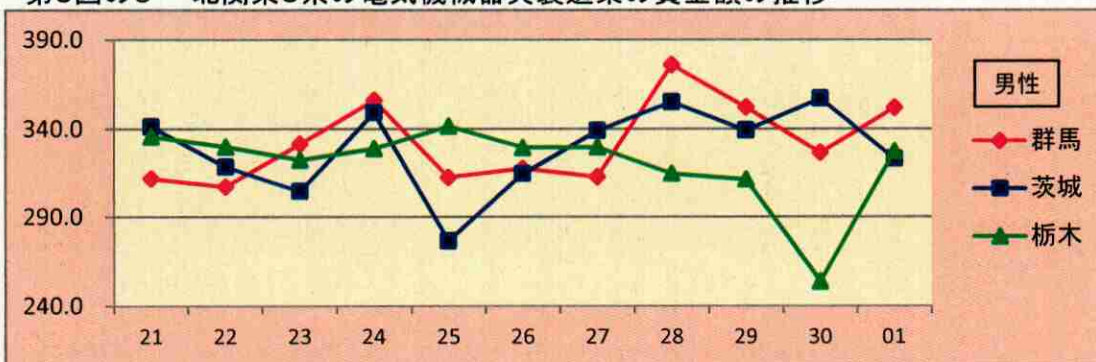
第3表の3 北関東3県の賃金額の推移(事業所規模10人以上)

(単位 千円)

	男性			女性		
	群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
平成21年	311.7	341.3	335.7	211.8	211.2	189.9
平成22年	307.0	318.5	329.9	201.1	196.4	205.6
平成23年	331.4	304.5	322.5	220.9	189.3	225.9
平成24年	356.0	349.1	328.9	228.8	213.1	189.5
平成25年	312.5	276.4	341.5	181.5	188.7	225.6
平成26年	317.6	314.6	329.5	221.1	208.2	209.4
平成27年	312.8	339.0	329.8	197.0	249.1	227.0
平成28年	375.9	355.2	314.8	229.5	223.3	210.6
平成29年	352.2	339.2	311.4	219.1	212.2	191.3
平成30年	326.5	357.1	253.6	195.2	215.3	184.5
令和元年	351.8	323.1	327.3	250.8	224.8	216.2

※ 平成21年度以降の電気は、E29電気機械器具製造業。

第3図の3 北関東3県の電気機械器具製造業の賃金額の推移



4 群馬県の賃金(規模別)

全産業、製造業及び特定最低賃金の4業種(事業所規模別)における「産業別所定内給与額」の表

産業別所定内給与額

(単位:千円)

産業別		男性				女性				男女計			
		10人以上	10~99人	100~999人	1000人以上	10人以上	10~99人	100~999人	1000人以上	10人以上	10~99人	100~999人	1000人以上
全 産 業		313.1	279.6	308.1	402.9	232.4	221.1	232.4	266.5	287.4	262.1	278.6	369.6
製 造 業		308.7	265.0	306.5	338.0	219.1	202.4	217.6	248.4	288.9	250.2	278.9	327.6
鉄鋼	E 2 2 鉄 鋼 業	304.1	309.1	293.9	349.7	229.8	236.1	219.4	316.0	294.0	295.8	283.6	347.2
一般機械器具	E 2 5 はん用機械器具製造業	277.5	252.4	280.0	328.4	228.2	205.6	241.1	241.8	267.3	241.9	272.9	306.8
	E 2 6 生産用機械器具製造業	289.3	286.3	303.5		215.9	209.0	247.2		281.7	278.3	297.4	
	E 2 7 業務用機械器具製造業	305.3	289.1	288.7	398.4	222.3	201.8	237.9	176.0	283.8	275.1	273.2	340.4
電気機械器具	E 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業	365.5	285.5	338.3	393.3	229.8	186.2	247.2	263.4	342.9	257.1	321.7	377.6
	E 2 9 電気機械器具製造業	351.8	273.4	321.4	378.9	250.8	239.2	191.8	293.9	334.1	266.4	279.5	367.9
	E 3 0 情報通信機械器具製造業	303.9	240.7	242.9	331.4	213.9	167.6	180.2	257.1	285.5	218.5	226.4	319.8
輸送	E 3 1 輸送用機械器具製造業	303.0	255.1	306.0	308.8	229.2	202.0	243.8	234.5	295.2	243.6	299.5	302.2

II 新規学卒者の初任給

1 群馬県の学歴別初任給額の推移

第4表 性別・学歴別初任給額の推移

(単位:千円)

性別		高卒				高専・短大卒				大卒			
		平成10年	平成28年	平成29年	平成30年	平成10年	平成28年	平成29年	平成30年	平成10年	平成28年	平成29年	平成30年
男性	全産業	159.3	162.6	167.1	167.7	165.8	174.3	184.7	181.0	196.8	199.6	204.0	195.3
	製造業	157.9	163.5	165.8	169.0	169.5	180.3	185.5	173.1	196.0	202.4	202.8	204.0
女性	全産業	150.6	155.2	159.3	162.0	159.1	161.0	168.6	161.3	184.5	187.4	189.2	183.0
	製造業	153.8	160.1	160.1	163.8	161.0	185.5	166.5	172.3	186.1	193.0	201.7	209.1

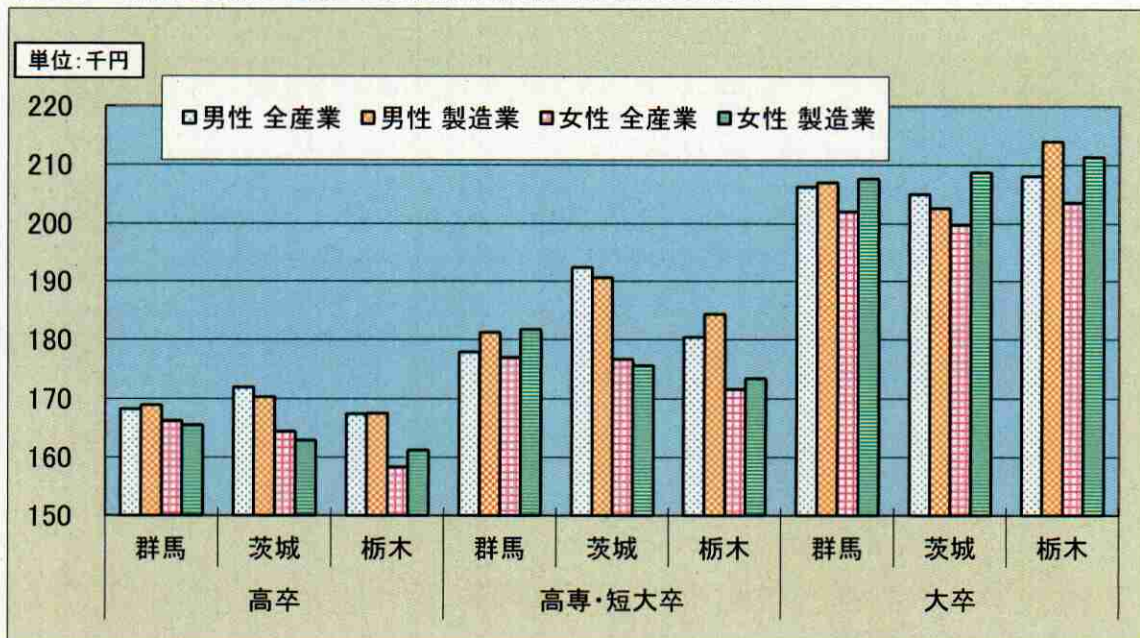
2 令和元年初任給の北関東3県の比較

第5表 北関東3県の性別・学歴別初任給額

(単位:千円)

性別		高卒			高専・短大卒			大卒		
		群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木	群馬	茨城	栃木
男性	全産業	168.2	171.9	167.4	177.9	192.4	180.4	206.2	205.0	208.0
	製造業	168.9	170.3	167.5	181.2	190.6	184.4	206.9	202.6	213.9
女性	全産業	166.2	164.4	158.3	177.0	176.7	171.6	202.0	199.8	203.6
	製造業	165.5	162.9	161.2	181.7	175.6	173.4	207.6	208.7	211.3

第4図 北関東3県の性別・学歴別初任給額 (第5表のグラフ)



Ⅲ 短時間労働者の賃金等

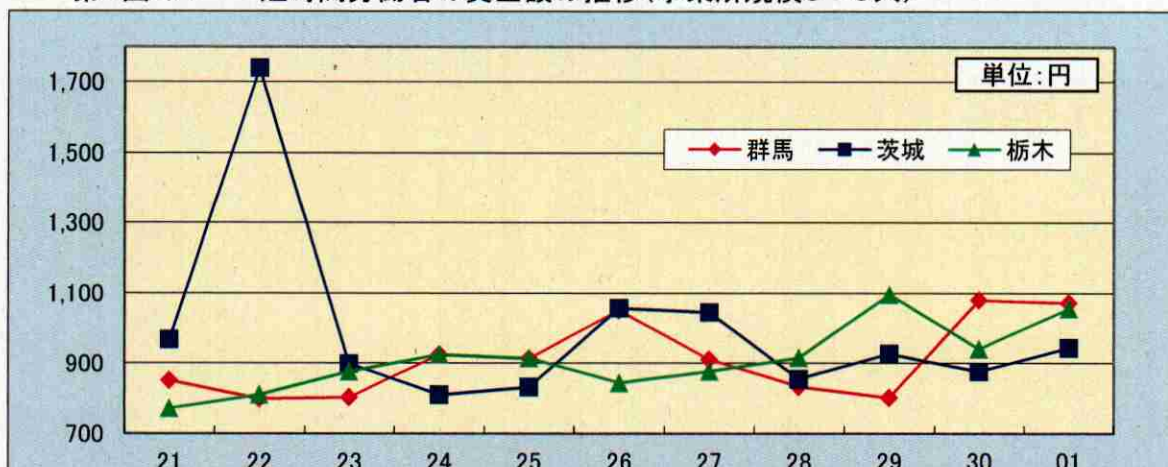
1 1時間当たりの賃金額の推移及び北関東3県の比較(女性)

第6表の1 短時間労働者の1時間当たりの賃金額(女性)

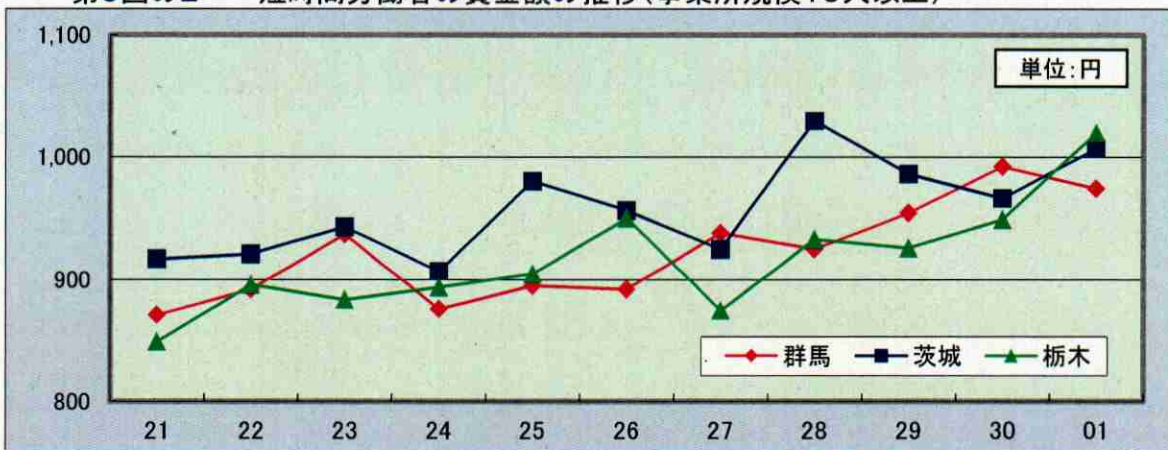
(単位:円)

	事業所規模5~9人				事業所規模10人以上			
	群馬 (全産業)	製造業			群馬 (全産業)	製造業		
		群馬	茨城	栃木		群馬	茨城	栃木
平成21年	950	850	967	772	933	871	917	849
平成22年	922	799	1,739	811	947	892	921	896
平成23年	1,085	803	899	876	969	937	943	884
平成24年	1,105	924	810	925	955	876	907	894
平成25年	963	913	832	914	990	895	980	905
平成26年	1,016	1,050	1,057	844	957	892	956	950
平成27年	980	910	1,045	877	967	938	925	875
平成28年	986	833	855	916	995	925	1,030	933
平成29年	1,078	802	927	1,096	1,036	954	986	926
平成30年	1,112	1,079	876	941	1,037	992	966	949
令和元年	1,149	1,071	943	1,056	1,041	974	1,007	1,020

第5図の1 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模5~9人)



第5図の2 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模10人以上)



2 1時間当たりの賃金額の推移及び北関東3県の比較(男性)

第6表の2 短時間労働者の1時間当たりの賃金額(男性)

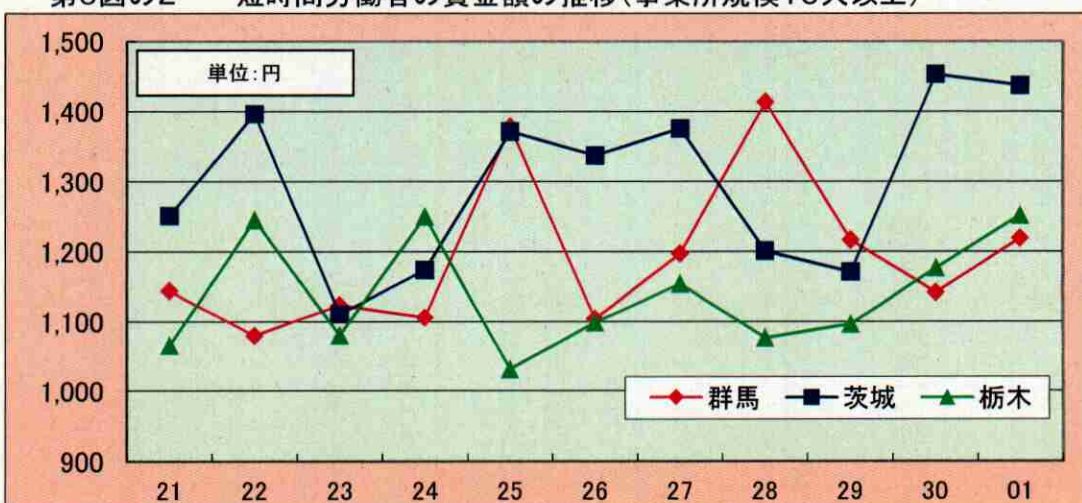
(単位:円)

	事業所規模5~9人				事業所規模10人以上			
	群馬 (全産業)	製造業			群馬 (全産業)	製造業		
		群馬	茨城	栃木		群馬	茨城	栃木
平成21年	997	1,024	917	1,011	1,023	1,144	1,251	1,066
平成22年	1,080	1,041	1,324	1,298	1,073	1,080	1,396	1,245
平成23年	1,285	1,572	1,253	1,129	1,063	1,124	1,111	1,081
平成24年	1,106	1,200	1,572	944	1,214	1,106	1,174	1,250
平成25年	1,242	1,220	954	1,162	1,063	1,378	1,371	1,032
平成26年	1,095	1,105	1,088	1,197	1,085	1,104	1,337	1,099
平成27年	1,215	1,033	1,310	1,067	1,053	1,197	1,375	1,154
平成28年	1,450	1,079	916	1,049	1,117	1,413	1,201	1,077
平成29年	1,172	1,271	1,400	1,295	1,122	1,216	1,171	1,097
平成30年	1,435	1,368	1,140	1,473	1,062	1,142	1,453	1,177
令和元年	1,298	1,497	1,552	1,302	1,162	1,219	1,437	1,252

第6図の1 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模5~9人)



第6図の2 短時間労働者の賃金額の推移(事業所規模10人以上)



第7表の1 短時間労働者の実労働時間数等(女性)

	事業所規模	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上
実労働日数	全産業	18.9日	17.5日	16.2日	17.4日	16.6日	17.1日	16.8日	16.9日	15.1日	17.2日	14.6日	16.3日	14.0日	16.0日
	製造業	21.3日	18.0日	16.0日	18.6日	18.5日	19.9日	16.7日	18.9日	19.4日	20.0日	18.2日	18.4日	17.5日	18.3日
1日当たりの所定内労働時間	全産業	4.8時間	5.3時間	4.6時間	5.2時間	5.0時間	5.3時間	5.1時間	5.2時間	4.4時間	5.1時間	5.3時間	5.3時間	4.7時間	5.4時間
	製造業	5.4時間	6.2時間	4.1時間	6.1時間	4.0時間	5.9時間	5.6時間	5.5時間	5.0時間	5.4時間	4.9時間	5.6時間	4.4時間	5.8時間
勤続年数	全産業	9.3年	6.4年	7.8年	5.9年	6.8年	6.0年	10.1年	6.3年	7.1年	6.6年	8.7年	6.3年	7.8年	6.5年
	製造業	9.2年	8.1年	13.5年	7.7年	10.7年	9.0年	7.4年	10.2年	7.7年	10.4年	10.8年	8.0年	9.4年	8.5年
平均年齢	全産業	50.1歳	46.6歳	48.7歳	45.8歳	49.3歳	45.4歳	52.1歳	45.8歳	46.3歳	47.7歳	51.4歳	46.6歳	48.0歳	47.1歳
	製造業	46.3歳	48.7歳	54.8歳	50.6歳	51.6歳	49.6歳	46.2歳	50.5歳	49.8歳	52.2歳	52.5歳	47.8歳	49.7歳	50.2歳

第7表の2 短時間労働者の実労働時間数(男性)

	事業所規模	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上	5~9人	10人以上
実労働日数	全産業	16.0日	16.8日	15.5日	15.7日	13.0日	16.6日	14.6日	15.6日	15.5日	15.3日	13.0日	14.4日	13.1日	14.5日
	製造業	16.0日	18.6日	17.3日	16.8日	13.5日	18.1日	16.0日	16.1日	15.0日	17.0日	17.2日	17.9日	16.3日	16.3日
1日当たりの所定内労働時間	全産業	6.0時間	5.4時間	6.1時間	5.6時間	5.5時間	5.2時間	5.4時間	5.3時間	6.3時間	5.5時間	5.0時間	5.6時間	5.7時間	5.5時間
	製造業	6.9時間	6.3時間	5.8時間	7.0時間	5.2時間	5.9時間	5.9時間	6.3時間	6.5時間	6.1時間	5.5時間	6.8時間	5.6時間	6.6時間
勤続年数	全産業	7.6年	5.7年	10.2年	5.3年	6.7年	5.4年	11.8年	5.3年	9.0年	6.4年	10.8年	5.2年	9.0年	5.8年
	製造業	7.8年	11.0年	6.1年	7.0年	14.5年	8.5年	10.0年	12.2年	9.6年	15.4年	27.1年	8.6年	16.5年	13.0年
平均年齢	全産業	57.6歳	45.5歳	56.6歳	46.2歳	45.2歳	46.4歳	58.5歳	46.1歳	49.1歳	47.3歳	47.7歳	45.5歳	52.4歳	46.1歳
	製造業	67.0歳	52.6歳	63.9歳	52.0歳	59.6歳	59.2歳	68.8歳	55.6歳	59.0歳	60.8歳	66.7歳	59.3歳	66.8歳	55.9歳

令和2年度地域別最低賃金時間額状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 時間額	当年度最低賃金額 時間額	引上げ額 時間額	効力発生日
C	北海道	861	861	-	-
D	青森	790	793	3	令和2年10月3日
D	岩手	790	793	3	令和2年10月3日
C	宮城	824	825	1	令和2年10月1日
D	秋田	790	792	2	令和2年10月1日
D	山形	790	793	3	令和2年10月3日
D	福島	798	800	2	令和2年10月2日
B	茨城	849	851	2	令和2年10月1日
B	栃木	853	854	1	令和2年10月1日
C	群馬	835	837	2	令和2年10月3日
A	埼玉	926	928	2	令和2年10月1日
A	千葉	923	925	2	令和2年10月1日
A	東京	1,013	1,013	-	-
A	神奈川	1,011	1,012	1	令和2年10月1日
C	新潟	830	831	1	令和2年10月1日
B	富山	848	849	1	令和2年10月1日
C	石川	832	833	1	令和2年10月7日
C	福井	829	830	1	令和2年10月2日
B	山梨	837	838	1	令和2年10月8日
B	長野	848	849	1	令和2年10月1日
C	岐阜	851	852	1	令和2年10月1日
B	静岡	885	885	-	-
A	愛知	926	927	1	令和2年10月1日
B	三重	873	874	1	令和2年10月1日
B	滋賀	866	868	2	令和2年10月1日
B	京都	909	909	-	-
A	大阪	964	964	-	-
B	兵庫	899	900	1	令和2年10月1日
C	奈良	837	838	1	令和2年10月1日
C	和歌山	830	831	1	令和2年10月1日
D	鳥取	790	792	2	令和2年10月2日
D	島根	790	792	2	令和2年10月1日
C	岡山	833	834	1	令和2年10月1日
B	広島	871	871	-	-
C	山口	829	829	-	-
C	徳島	793	796	3	令和2年10月3日
C	香川	818	820	2	令和2年10月1日
D	愛媛	790	793	3	令和2年10月3日
D	高知	790	792	2	令和2年10月3日
C	福岡	841	842	1	令和2年10月1日
D	佐賀	790	792	2	令和2年10月2日
D	長崎	790	793	3	令和2年10月3日
D	熊本	790	793	3	令和2年10月1日
D	大分	790	792	2	令和2年10月1日
D	宮崎	790	793	3	令和2年10月3日
D	鹿児島	790	793	3	令和2年10月3日
D	沖縄	790	792	2	令和2年10月3日
	全国加重平均	901	902	1	

令和2年度 最低賃金に関する基礎調査結果 目次


特定（産業別）最低賃金

○令和2年度最低賃金に関する基礎調査の概要・・・	1	○調査結果	
・集計事業所数、集計労働者数		1. 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布	
・調査対象地域		（1）鉄鋼	8
・調査対象産業及び事業所規模		（2）機械	9
・調査及び集計方法		（3）電気	10
		（4）輸送	11
		2. 産業別の1時間当たりの賃金額の特性値の推移	12
		3. 全労働者・パート労働者別の1時間当たりの賃金額の特性値	13
		4. 産業別・規模別の未満率及び影響率	14
		5. 産業別の未満率と影響率の推移	
○最低賃金に関する基礎調査対象産業表	2	○最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	15
○賃金統計用語の解説について	3	○適用除外労働者一覧表	19

令和2年度最低賃金に関する基礎調査の概要

- ・ 集計事業所数 : 1, 254件 (調査依頼事業所数2, 397件)
- ・ 調査対象地域 : 群馬県全域

・ 調査対象産業及び事業所規模

調査は、日本標準産業分類のうち、下図の  網掛け部分の、

E : 製造業、 G : 情報通信業のうち新聞業、出版業・・・・・・・・常用労働者数 (1~9人、10~29人、30~99人)

I : 卸売・小売業、 L : 学術研究、専門・技術サービス業、

M : 飲食店、宿泊業、 N : 生活関連サービス業、娯楽業

P : 医療、福祉、 R : サービス業 (他に分類されないもの)

・・・・・・・・常用労働者数 (1~9人、10~29人)

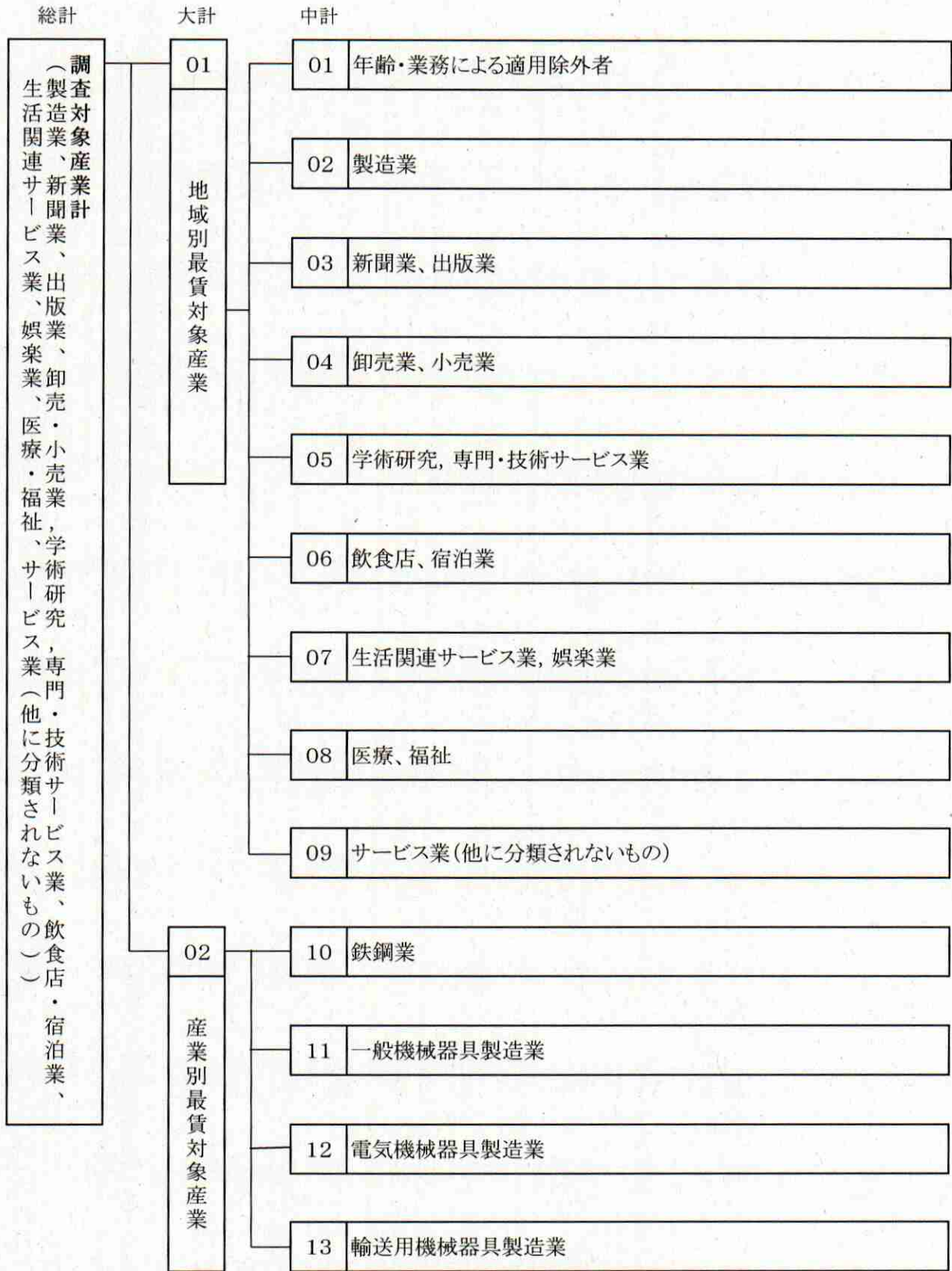
である、産業・規模の民営事業所のみを対象としています。

全規模・全産業の事業所								
常用労働者数	E : 製造業	G : 情報通信業	I : 卸売・小売業	L : 学術研究、専門・技術サービス	M : 飲食店、宿泊業	N : 生活関連サービス、娯楽業	P : 医療、福祉	R : サービス業 (他に分類されないもの)
100人以上								
	100人未満							
		新聞業 出版業						
		100人未満	30人未満	30人未満	30人未満	30人未満	30人未満	30人未満

- ・ 調査及び集計方法 : 「平成28年経済センサス活動調査」を基に直近までの事業所の廃止などの状況を更新した「事業所母集団データベース(平成30年次フレーム)」による網掛けの事業所の労働者数を母集団労働者数としています。
各労働局では、厚生労働省から示された、網掛けの事業所を元にした縮小母集団リストから、無作為に機械処理により必要な数の事業所を抽出し、調査を行います。
調査結果は、回収した調査票の労働者数を母集団労働者数に復元し、推計しています。 従って、調査結果の反映は、あくまで対象とした網掛けの産業・規模の母集団事業所の範囲に限るものです。

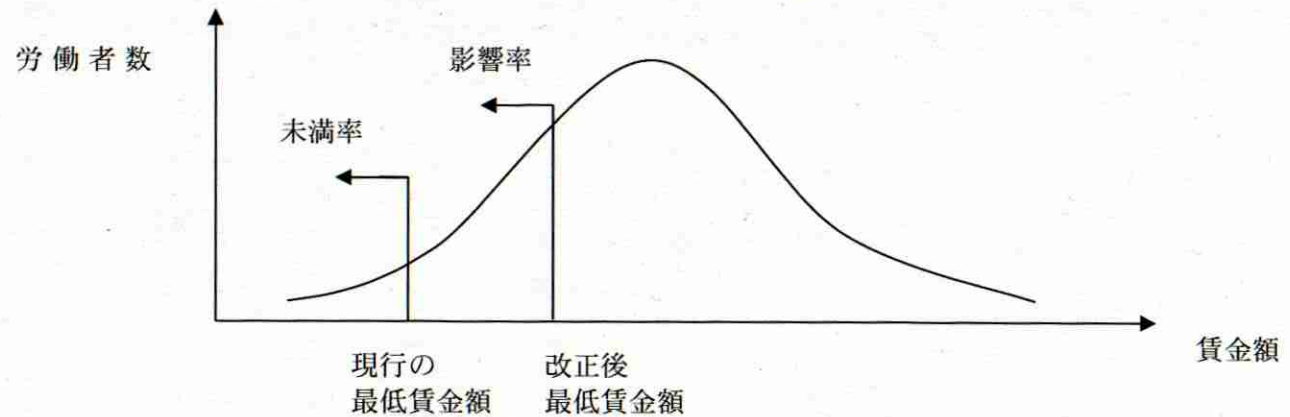
最低賃金に関する基礎調査対象産業表 (令和2年度)

群馬労働局



賃金統計用語の解説について

○未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している

○第1・4分位数

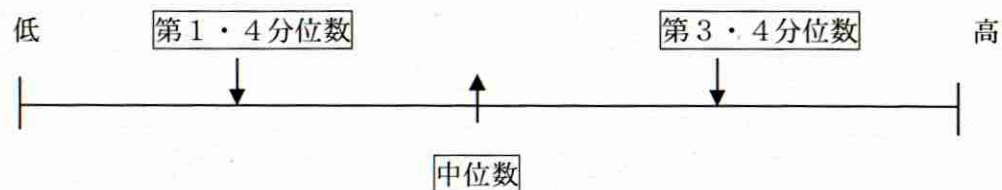
数値の集まり（分布）があるとき、数値を低いものから高いものへと並べ、低いほうから見て全体の4分の1にあたる数値

○中位数

上記同様に2分の1の順位（中央）に当たる数値

○第3・4分位数

4分の3の順位にあたる数値



○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

《算出方法》 事例：鉄鋼業

- 現行最低賃金 919円
918円までが最低賃金未満者となる。
- 基礎調査結果は、829円以下
830～909円まで、10円きざみ
910～939円まで、1円きざみ
940～949円まで、10円きざみ
950～999円まで、50円きざみ
1,000～1,499円まで100円きざみ
1,500円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

- 基礎調査結果
918～918円の累積労働者数… 36人（A）
合計労働者数… 263人（B）
の場合

・計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$

・具体例： $36 \div 263 \times 100 = 13.7\%$

（小数点以下第2位を四捨五入）

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合
《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表(1) 中計) 鉄鋼業

1時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く) 円	累積労働者数 人
計	263
～ 829	0
}	
915 ～ 915	36
916 ～ 916	36
917 ～ 917	36
918 ～ 918	36
919 ～ 919	36
}	
1,300 ～ 1,399	132
1,400 ～ 1,499	181
1,500 ～	263

○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

《算出方法》 事例：一般機械器具製造業

- 現行最低賃金 908円
907円までが最低賃金未満者となる。
- 基礎調査結果は、829円以下
 - 830～899円まで、10円きざみ
 - 900～929円まで、1円きざみ
 - 930～949円まで、10円きざみ
 - 950～999円まで、50円きざみ
 - 1,000～1,499円まで100円きざみ
 - 1,500円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

- 基礎調査結果
 - 907～907円の累積労働者数… 878人（A）
 - 合計労働者数… 9,682人（B）
- の場合

・計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$

・具体例： $878 \div 9,682 \times 100 = 9.1\%$

（小数点以下第2位を四捨五入）

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表(1) 中計) 一般機械器具製造業

1時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く) 円	累積労働者数 人
計	9,682
～ 829	67
}	
904 ～ 904	878
905 ～ 905	878
906 ～ 906	878
907 ～ 907	878
908 ～ 908	891
}	
1,300 ～ 1,399	5,248
1,400 ～ 1,499	5,986
1,500 ～	9,682

○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

《算出方法》 事例：電気機械器具製造業

- 現行最低賃金 908円
907円までが最低賃金未満者となる。
- 基礎調査結果は、829円以下
830～899円まで、10円きざみ
900～929円まで、1円きざみ
930～949円まで、10円きざみ
950～999円まで、50円きざみ
1,000～1,499円まで100円きざみ
1,500円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

- 基礎調査結果
907～907円の累積労働者数… 1,481人（A）
合計労働者数… 7,903人（B）
の場合

・ 計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$

・ 具体例： $1,481 \div 7,903 \times 100 = 18.7\%$

（小数点以下第2位を四捨五入）

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表(1) 中計) 電気機械器具製造業

1時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く) 円	累積労働者数 人
計	7,903
～ 829	158
}	
904 ～ 904	1,464
905 ～ 905	1,477
906 ～ 906	1,481
907 ～ 907	1,481
908 ～ 908	1,546
}	
1,300 ～ 1,399	5,185
1,400 ～ 1,499	5,691
1,500 ～	7,903

○未満率

現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合

《算出方法》 事例：輸送用機械器具製造業

- 現行最低賃金 908円
907円までが最低賃金未満者となる。
- 基礎調査結果は、829円以下
 - 830～899円まで、10円きざみ
 - 900～929円まで、1円きざみ
 - 930～949円まで、10円きざみ
 - 950～999円まで、50円きざみ
 - 1,000～1,499円まで100円きざみ
 - 1,500円以上

の賃金の階級（ランク）で集計している。

- 基礎調査結果
 - 907～907円の累積労働者数… 1,565人（A）
 - 合計労働者数… 10,952人（B）
 - の場合

・計算式： $A \div B \times 100 = \text{未満率}$

・具体例： $1,565 \div 10,952 \times 100 = 14.3\%$

（小数点以下第2位を四捨五入）

○影響率

最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者数の割合

《算出方法》は、未満率と同様。

【事例】 総括表(1) 中計) 輸送用機械器具製造業

1時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く) 円	累積労働者数 人
計	10,952
～ 829	115
}	
904 ～ 904	1,474
905 ～ 905	1,474
906 ～ 906	1,565
907 ～ 907	1,565
908 ～ 908	1,772
}	
1,300 ～ 1,399	7,398
1,400 ～ 1,499	8,198
1,500 ～	10,952

1. (1) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【鉄鋼】

(現行:919円)						
1時間当たりの 所定内賃金 (円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	263		241		22	
～829	0	0.0	0	0.0	0	0.0
830～839	26	9.9	26	10.8	0	0.0
840～849	0	0.0	0	0.0	0	0.0
850～859	0	0.0	0	0.0	0	0.0
860～869	1	0.4	1	0.4	0	0.0
870～879	1	0.4	1	0.4	0	0.0
880～889	0	0.0	0	0.0	0	0.0
890～899	2	0.8	2	0.8	0	0.0
900～909	5	1.9	5	2.1	0	0.0
910～910	0	0.0	0	0.0	0	0.0
911～911	0	0.0	0	0.0	0	0.0
912～912	0	0.0	0	0.0	0	0.0
913～913	0	0.0	0	0.0	0	0.0
914～914	0	0.0	0	0.0	0	0.0
915～915	1	0.4	1	0.4	0	0.0
916～916	0	0.0	0	0.0	0	0.0
917～917	0	0.0	0	0.0	0	0.0
918～918	0	0.0	0	0.0	0	0.0
919～919	0	0.0	0	0.0	0	0.0
920～920	0	0.0	0	0.0	0	0.0
921～921	0	0.0	0	0.0	0	0.0
922～922	0	0.0	0	0.0	0	0.0
923～923	0	0.0	0	0.0	0	0.0
924～924	0	0.0	0	0.0	0	0.0
925～925	0	0.0	0	0.0	0	0.0
926～926	0	0.0	0	0.0	0	0.0
927～927	1	0.4	1	0.4	0	0.0
928～928	0	0.0	0	0.0	0	0.0
929～929	0	0.0	0	0.0	0	0.0
930～930	0	0.0	0	0.0	0	0.0
931～931	0	0.0	0	0.0	0	0.0
932～932	0	0.0	0	0.0	0	0.0
933～933	0	0.0	0	0.0	0	0.0
934～934	0	0.0	0	0.0	0	0.0
935～935	0	0.0	0	0.0	0	0.0
936～936	0	0.0	0	0.0	0	0.0
937～937	0	0.0	0	0.0	0	0.0
938～938	1	0.4	1	0.4	0	0.0
939～939	0	0.0	0	0.0	0	0.0
940～949	0	0.0	0	0.0	0	0.0
950～999	22	8.4	22	9.1	0	0.0
1000～1099	30	11.4	14	5.8	16	72.7
1100～1199	10	3.8	10	4.1	0	0.0
1200～1299	11	4.2	5	2.1	6	27.3
1300～1399	21	8.0	21	8.7	0	0.0
1400～1499	49	18.6	49	20.3	0	0.0
1500～	82	31.2	82	34.0	0	0.0

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(31.2%)」で、以下「1,400～1,499円(18.6%)」、「1,000～1,099円(11.4%)」の順。

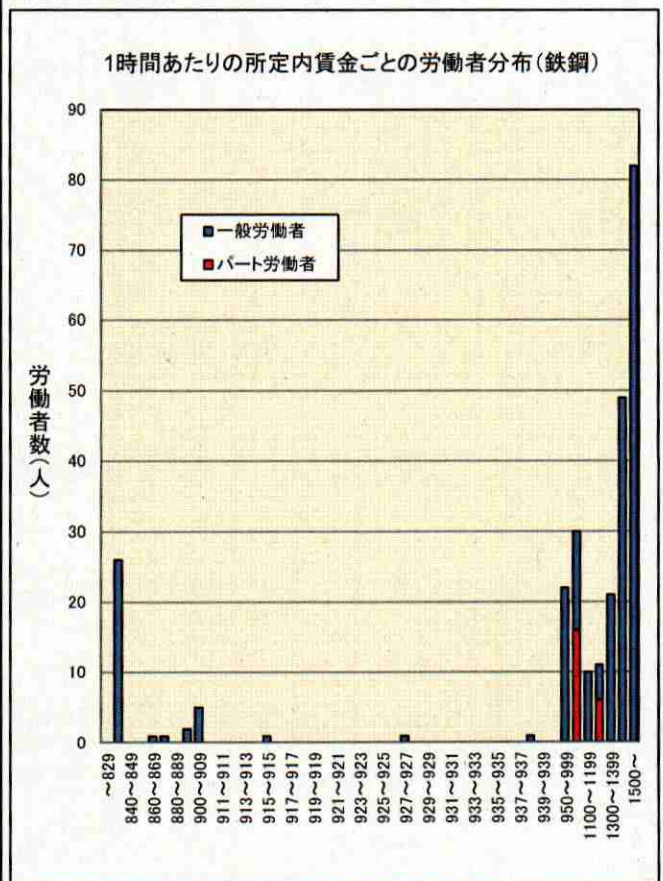
○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(34.0%)」で、以下「1,400～1,499円(20.3%)」、「830～839円(10.8%)」の順。

○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,000～1,099円(72.7%)」で、以下「1,200～1,299円(27.3%)」の順。

○特定最低賃金(鉄鋼)における、全労働者の未満率
労働者263人のうち、特定最低賃金未満の者は36人で、未満率は13.7%。

○特定最低賃金(鉄鋼)における、一般労働者の未満率
労働者241人のうち、特定最低賃金未満の者は36人で、未満率は14.9%。

○特定最低賃金(鉄鋼)における、パート労働者の未満率
労働者22人のうち、特定最低賃金未満の者は0人で、未満率は0.0%。



* 労働者数は30年次フレームによる復元数のため、横欄合計が合わない場合がある。

1. (2) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【機械】

(現行:908円)						
1時間当たりの 所定内賃金 (円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	9,682		8,605		1,077	
～829	67	0.7	60	0.7	7	0.6
830～839	97	1.0	47	0.5	50	4.6
840～849	39	0.4	19	0.2	20	1.9
850～859	145	1.5	57	0.7	88	8.2
860～869	51	0.5	17	0.2	34	3.2
870～879	47	0.5	35	0.4	12	1.1
880～889	64	0.7	10	0.1	54	5.0
890～899	28	0.3	14	0.2	14	1.3
900～900	320	3.3	67	0.8	253	23.5
901～901	0	0.0	0	0.0	0	0.0
902～902	13	0.1	0	0.0	13	1.2
903～903	0	0.0	0	0.0	0	0.0
904～904	7	0.1	1	0.0	6	0.6
905～905	0	0.0	0	0.0	0	0.0
906～906	0	0.0	0	0.0	0	0.0
907～907	0	0.0	0	0.0	0	0.0
908～908	13	0.1	6	0.1	7	0.6
909～909	16	0.2	16	0.2	0	0.0
910～910	22	0.2	8	0.1	14	1.3
911～911	0	0.0	0	0.0	0	0.0
912～912	3	0.0	3	0.0	0	0.0
913～913	0	0.0	0	0.0	0	0.0
914～914	0	0.0	0	0.0	0	0.0
915～915	13	0.1	0	0.0	13	1.2
916～916	7	0.1	3	0.0	4	0.4
917～917	0	0.0	0	0.0	0	0.0
918～918	3	0.0	3	0.0	0	0.0
919～919	6	0.1	6	0.1	0	0.0
920～920	25	0.3	7	0.1	18	1.7
921～921	0	0.0	0	0.0	0	0.0
922～922	0	0.0	0	0.0	0	0.0
923～923	0	0.0	0	0.0	0	0.0
924～924	0	0.0	0	0.0	0	0.0
925～925	5	0.1	5	0.1	0	0.0
926～926	10	0.1	10	0.1	0	0.0
927～927	0	0.0	0	0.0	0	0.0
928～928	3	0.0	3	0.0	0	0.0
929～929	0	0.0	0	0.0	0	0.0
930～939	62	0.6	49	0.6	13	1.2
940～949	36	0.4	23	0.3	13	1.2
950～999	331	3.4	269	3.1	62	5.8
1000～1099	905	9.3	735	8.5	170	15.8
1100～1199	972	10.0	908	10.6	64	5.9
1200～1299	1,044	10.8	990	11.5	54	5.0
1300～1399	894	9.2	881	10.2	13	1.2
1400～1499	738	7.6	723	8.4	15	1.4
1500～	3,696	38.2	3,630	42.2	66	6.1

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(38.2%)」で、以下「1,200～1,299円(10.8%)」、「1,100～1,199円(10.0%)」の順。

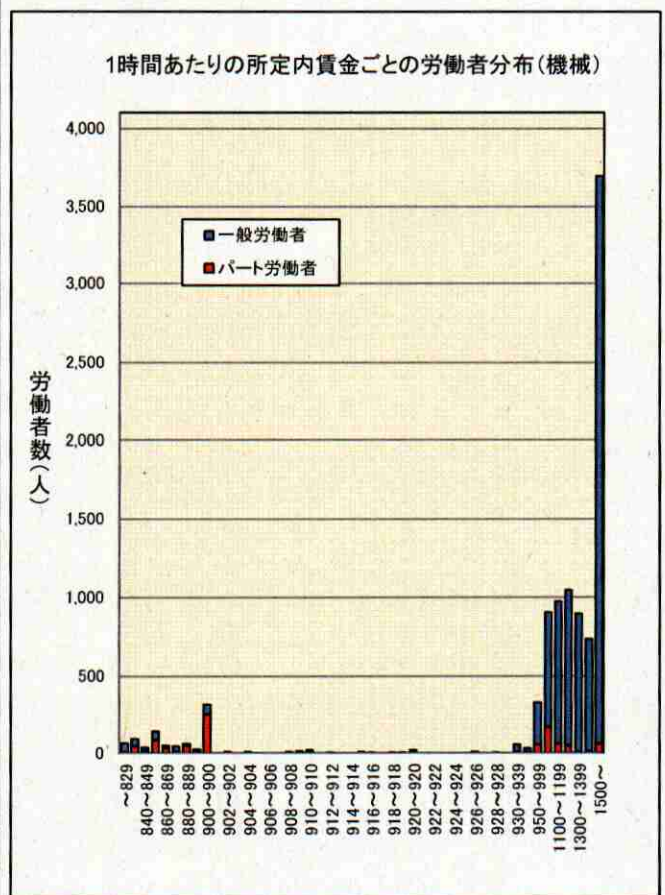
○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(42.2%)」で、以下「1,200～1,299円(11.5%)」、「1,100～1,199円(10.6%)」の順。

○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「900～900円(23.5%)」で、以下「1,000～1,099円(15.8%)」、「850～859円(8.2%)」の順。

○特定最低賃金(機械)における、全労働者の未満率
労働者9,682人のうち、特定最低賃金未満の者は878人で、未満率は9.1%。

○特定最低賃金(機械)における、一般労働者の未満率
労働者8,605人のうち、特定最低賃金未満の者は327人で、未満率は3.8%。

○特定最低賃金(機械)における、パート労働者の未満率
労働者1,077人のうち、特定最低賃金未満の者は551人で、未満率は51.2%。



* 労働者数は30年次フレームによる復元数のため、横欄合計が合わない場合がある。

1. (3) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【電気】

(現行:908円)

1時間当たりの 所定内賃金 (円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	7,903		6,308		1,595	
～829	158	2.0	51	0.8	107	6.7
830～839	235	3.0	88	1.4	147	9.2
840～849	305	3.9	54	0.9	251	15.7
850～859	226	2.9	41	0.6	185	11.6
860～869	97	1.2	34	0.5	63	3.9
870～879	107	1.4	24	0.4	83	5.2
880～889	157	2.0	82	1.3	75	4.7
890～899	62	0.8	43	0.7	19	1.2
900～900	101	1.3	34	0.5	67	4.2
901～901	3	0.0	3	0.0	0	0.0
902～902	10	0.1	10	0.2	0	0.0
903～903	3	0.0	3	0.0	0	0.0
904～904	0	0.0	0	0.0	0	0.0
905～905	13	0.2	9	0.1	4	0.3
906～906	4	0.1	1	0.0	3	0.2
907～907	0	0.0	0	0.0	0	0.0
908～908	65	0.8	56	0.9	9	0.6
909～909	26	0.3	26	0.4	0	0.0
910～910	188	2.4	73	1.2	115	7.2
911～911	0	0.0	0	0.0	0	0.0
912～912	3	0.0	0	0.0	3	0.2
913～913	9	0.1	9	0.1	0	0.0
914～914	0	0.0	0	0.0	0	0.0
915～915	0	0.0	0	0.0	0	0.0
916～916	8	0.1	4	0.1	4	0.3
917～917	3	0.0	3	0.0	0	0.0
918～918	13	0.2	5	0.1	8	0.5
919～919	0	0.0	0	0.0	0	0.0
920～920	24	0.3	12	0.2	12	0.8
921～921	12	0.2	12	0.2	0	0.0
922～922	0	0.0	0	0.0	0	0.0
923～923	0	0.0	0	0.0	0	0.0
924～924	8	0.1	8	0.1	0	0.0
925～925	7	0.1	7	0.1	0	0.0
926～926	0	0.0	0	0.0	0	0.0
927～927	0	0.0	0	0.0	0	0.0
928～928	12	0.2	8	0.1	4	0.3
929～929	0	0.0	0	0.0	0	0.0
930～939	125	1.6	91	1.4	34	2.1
940～949	36	0.5	28	0.4	8	0.5
950～999	434	5.5	325	5.2	109	6.8
1000～1099	830	10.5	721	11.4	109	6.8
1100～1199	759	9.6	713	11.3	46	2.9
1200～1299	605	7.7	585	9.3	20	1.3
1300～1399	537	6.8	508	8.1	29	1.8
1400～1499	506	6.4	489	7.8	17	1.1
1500～	2,212	28.0	2,148	34.1	64	4.0

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(28.0%)」で、以下「1,000～
1,099円(10.5%)」、「1,100～1,199円(9.6%)」の順。

○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(34.1%)」で、以下「1,000～
1,099円(11.4%)」、「1,100～1,199円(11.3%)」の順。

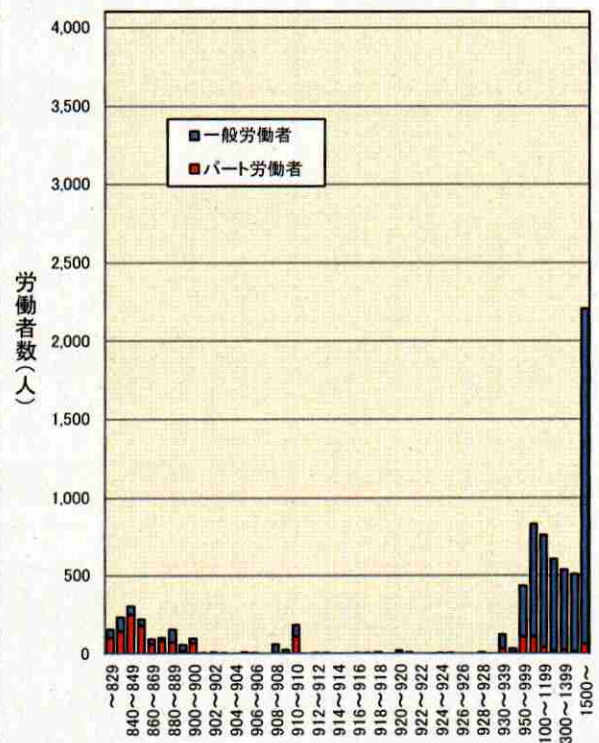
○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「840～849円(15.7%)」で、以下「850～
859円(11.6%)」、「830～839円(9.2%)」の順。

○特定最低賃金(電気)における、全労働者の未満率
労働者7,903人のうち、特定最低賃金未満の者は
1,481人で、未満率は18.7%。

○特定最低賃金(電気)における、一般労働者の未満率
労働者6,308人のうち、特定最低賃金未満の者は
476で、未満率は7.6%。

○特定最低賃金(電気)における、パート労働者の未満率
労働者1,595人のうち、特定最低賃金未満の者は
1,004人で、未満率は63.0%。

1時間あたりの所定内賃金ごとの労働者分布(機械)



* 労働者数は30年次フレームによる復元数のため、横欄合計が合わない場合がある。

1. (4) 1時間当たりの所定内賃金ごとの労働者分布【輸送】

(現行:908円)						
1時間当たりの 所定内賃金 (円)	全労働者		一般労働者		パート労働者	
	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)	労働者数(人)	分布(%)
合計労働者数	10,952		9,196		1,756	
～829	115	1.1	32	0.3	83	4.7
830～839	298	2.7	104	1.1	194	11.0
840～849	81	0.7	18	0.2	63	3.6
850～859	229	2.1	36	0.4	193	11.0
860～869	164	1.5	85	0.9	79	4.5
870～879	101	0.9	28	0.3	73	4.2
880～889	102	0.9	71	0.8	31	1.8
890～899	78	0.7	29	0.3	49	2.8
900～900	306	2.8	143	1.6	163	9.3
901～901	0	0.0	0	0.0	0	0.0
902～902	0	0.0	0	0.0	0	0.0
903～903	0	0.0	0	0.0	0	0.0
904～904	0	0.0	0	0.0	0	0.0
905～905	0	0.0	0	0.0	0	0.0
906～906	91	0.8	91	1.0	0	0.0
907～907	0	0.0	0	0.0	0	0.0
908～908	207	1.9	207	2.3	0	0.0
909～909	0	0.0	0	0.0	0	0.0
910～910	262	2.4	160	1.7	102	5.8
911～911	29	0.3	23	0.3	6	0.3
912～912	0	0.0	0	0.0	0	0.0
913～913	23	0.2	23	0.3	0	0.0
914～914	11	0.1	11	0.1	0	0.0
915～915	0	0.0	0	0.0	0	0.0
916～916	0	0.0	0	0.0	0	0.0
917～917	102	0.9	102	1.1	0	0.0
918～918	0	0.0	0	0.0	0	0.0
919～919	0	0.0	0	0.0	0	0.0
920～920	30	0.3	11	0.1	19	1.1
921～921	0	0.0	0	0.0	0	0.0
922～922	0	0.0	0	0.0	0	0.0
923～923	0	0.0	0	0.0	0	0.0
924～924	0	0.0	0	0.0	0	0.0
925～925	7	0.1	1	0.0	6	0.3
926～926	34	0.3	34	0.4	0	0.0
927～927	0	0.0	0	0.0	0	0.0
928～928	0	0.0	0	0.0	0	0.0
929～929	0	0.0	0	0.0	0	0.0
930～939	76	0.7	46	0.5	30	1.7
940～949	29	0.3	23	0.3	6	0.3
950～999	386	3.5	260	2.8	126	7.2
1000～1099	1,265	11.6	979	10.6	286	16.3
1100～1199	1,356	12.4	1,238	13.5	118	6.7
1200～1299	1,017	9.3	985	10.7	32	1.8
1300～1399	999	9.1	945	10.3	54	3.1
1400～1499	800	7.3	763	8.3	37	2.1
1500～	2,754	25.1	2,748	29.9	6	0.3

○全労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(25.1%)」で、以下「1,100～1,199円(12.4%)」、「1,000～1,099円(11.6%)」の順。

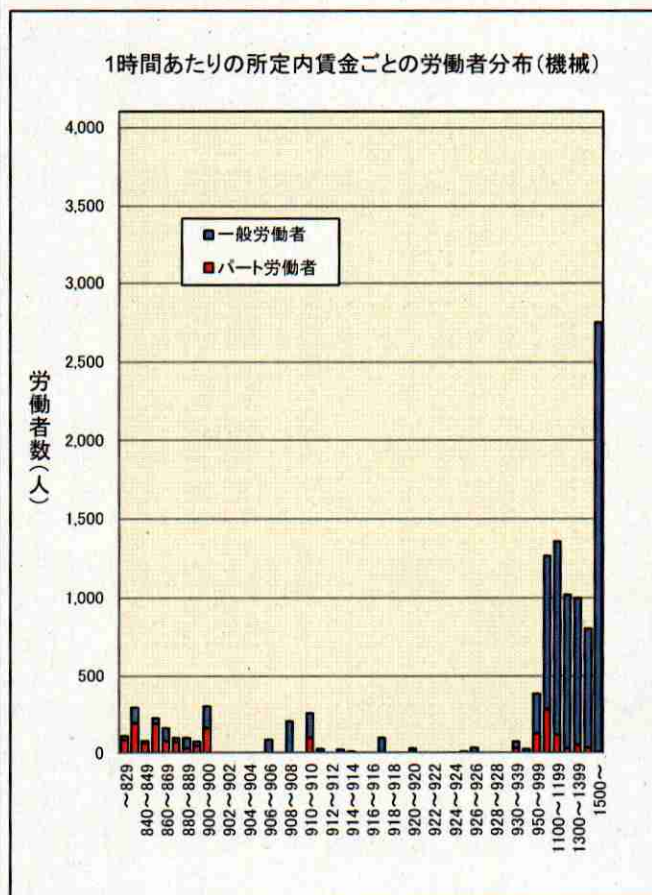
○一般労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,500円以上(29.9%)」で、以下「1,100～1,199円(13.5%)」、「1,200～1,299円(10.7%)」の順。

○パート労働者の分布が多い賃金(1時間当たり)の層
最も多い層が「1,000～1,099円(16.3%)」で、以下「830～839円(11.0%)」、「850～859円(11.0%)」の順。

○特定最低賃金(輸送)における、全労働者の未満率
労働者10,952人のうち、特定最低賃金未満の者は1,565人で、未満率は14.3%。

○特定最低賃金(輸送)における、一般労働者の未満率
労働者9,196人のうち、特定最低賃金未満の者は638人で、未満率は6.9%。

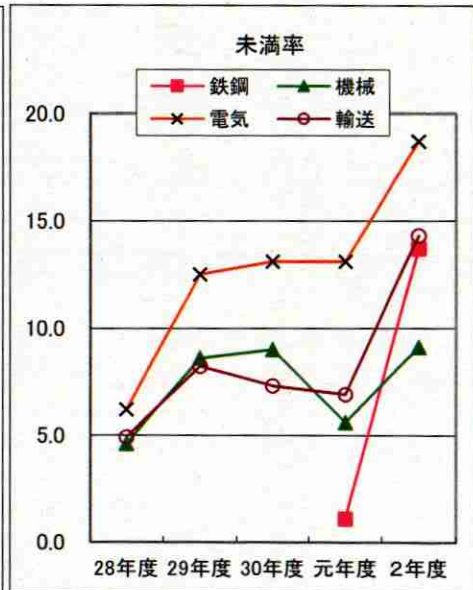
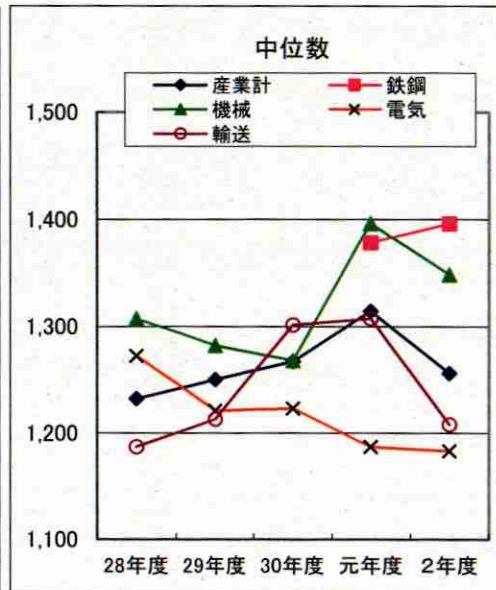
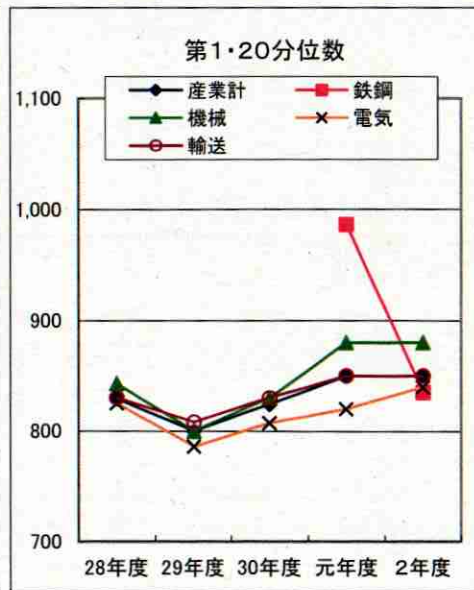
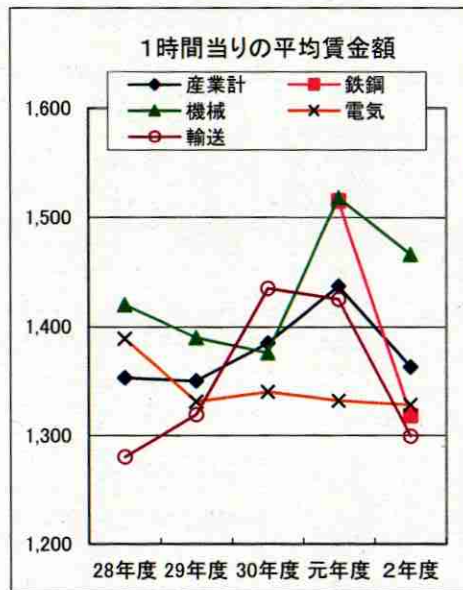
○特定最低賃金(輸送)における、パート労働者の未満率
労働者1,756人のうち、特定最低賃金未満の者は928人で、未満率は52.9%。



* 労働者数は30年次フレームによる復元数のため、横欄合計が合わない場合がある。

2. 産業別の1時間当たりの賃金額の特性値の推移

	1時間当たりの平均賃金額					第1・20分位数					中位数					未満率(%)				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
産業計	1,353	1,350	1,385	1,437	1,363	829	800	824	850	850	1,232	1,250	1,267	1,314	1,256					
鉄鋼				1,515	1,318				986	835				1,378	1,396				1.1	13.7
機械	1,420	1,390	1,376	1,518	1,466	843	800	830	880	880	1,307	1,282	1,268	1,396	1,348	4.6	8.6	9.0	5.6	9.1
電気	1,389	1,331	1,340	1,332	1,328	825	786	807	820	840	1,272	1,221	1,223	1,187	1,183	6.2	12.5	13.1	13.1	18.7
輸送	1,280	1,319	1,435	1,425	1,299	830	808	830	850	850	1,187	1,213	1,301	1,307	1,208	4.9	8.2	7.3	6.9	14.3

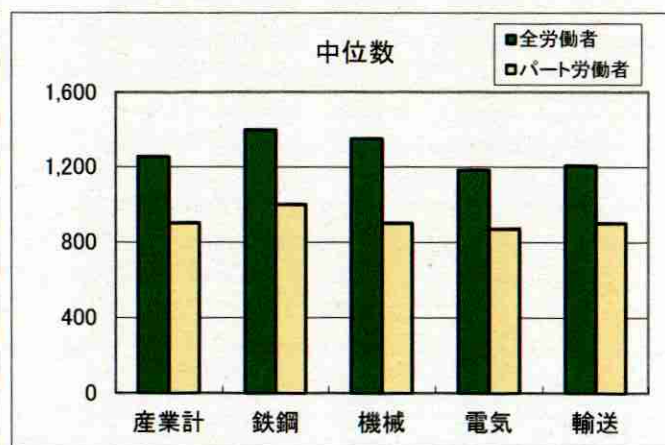
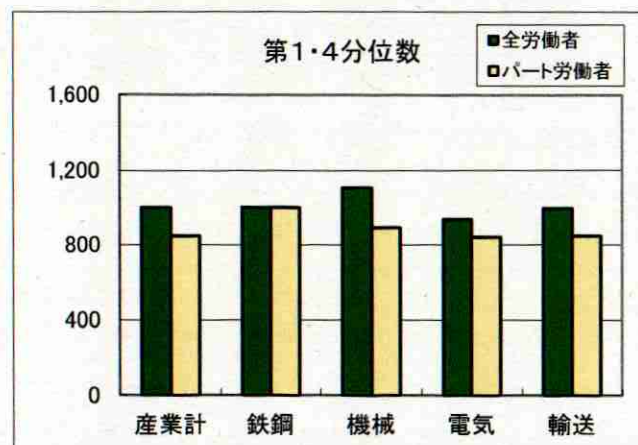
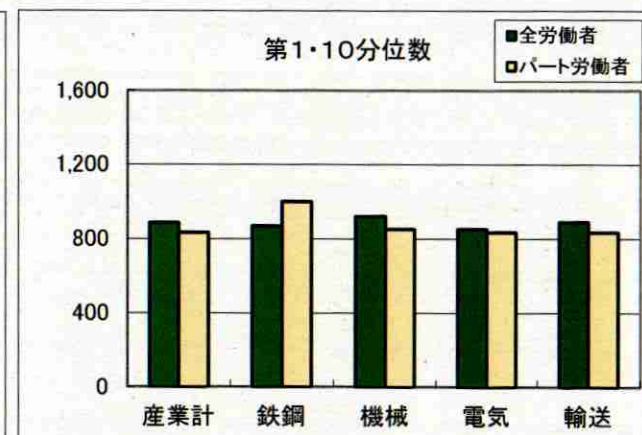
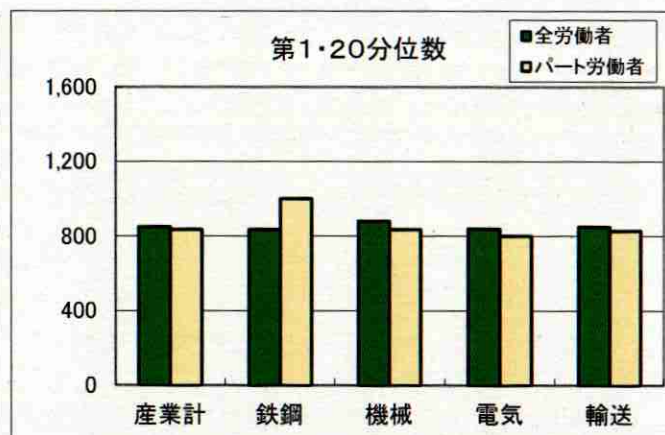
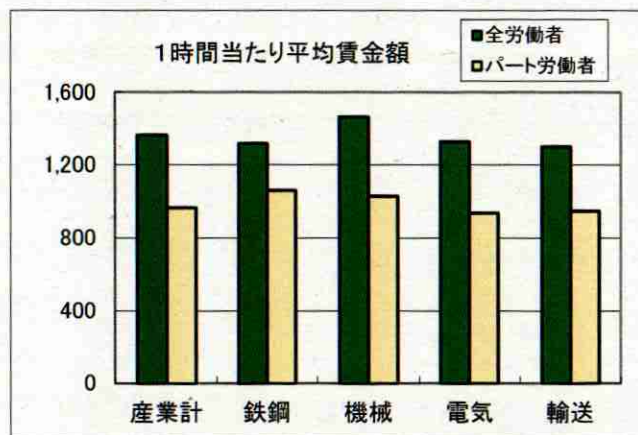


※ 鉄鋼業は27～30年度調査結果復元不可。

3. 全労働者・パート労働者別の1時間当たりの賃金額の特性値 (中計)

(単位:円)

集計区分 産業分類	1時間当たり平均賃金額		第1・20分位数		第1・10分位数		第1・4分位数		中位数	
	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者	全労働者	パート労働者
産業計	1,363	963	850	835	886	835	1,000	850	1,256	900
鉄鋼	1,318	1,060	835	1,000	868	1,000	1,000	1,000	1,396	1,000
機械	1,466	1,029	880	835	920	850	1,108	892	1,348	902
電気	1,328	936	840	800	850	835	938	840	1,183	870
輸送	1,299	946	850	830	890	835	994	850	1,208	900

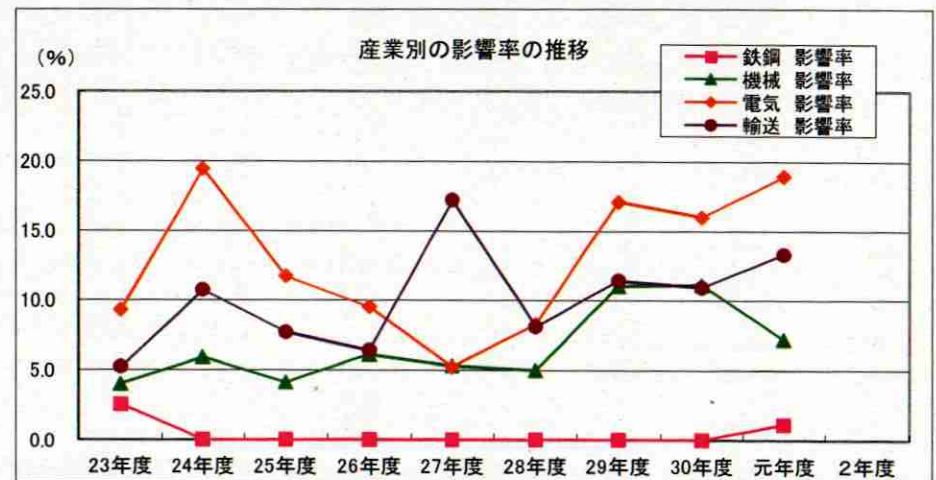
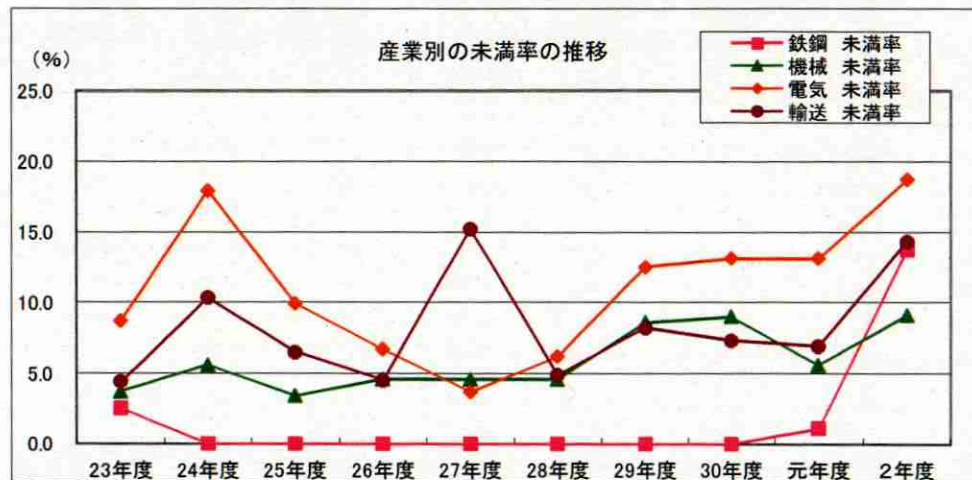


4. 産業別・規模別の未満率及び影響率

産 業	適用 労働者数	最低賃金 未満者数	未満率(%)				影響率(%)							
			合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人
鉄 鋼 業	263	36	現行919円				921円(現行+2円)				924円(現行+5円)			
			13.7	25.0	33.3	12.1	13.7	25.0	33.3	12.1	13.7	25.0	33.3	12.1
一般機械器具製造業	9,682	878	現行908円				910円(現行+2円)				913円(現行+5円)			
			9.1	8.4	7.8	10.3	9.4	8.9	8.1	10.6	9.6	9.4	8.4	10.7
電気機械器具製造業	7,903	1,481	現行908円				910円(現行+2円)				913円(現行+5円)			
			18.7	29.9	22.0	12.9	19.9	30.3	23.2	14.3	22.3	30.3	24.4	18.3
輸送用機械器具製造業	10,952	1,565	現行908円				910円(現行+2円)				913円(現行+5円)			
			14.3	23.5	18.2	10.4	16.2	23.5	19.4	13.0	18.8	24.3	19.6	17.2

5. 産業別の未満率と影響率の推移

業種		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
鉄 鋼 業	未満率	2.5	-	-	-	-	-	-	-	1.1	13.7
	影響率	2.5	-	-	-	-	-	-	-	1.1	
一般機械器具製造業	未満率	3.7	5.6	3.4	4.6	4.6	4.6	8.6	9.0	5.6	9.1
	影響率	4.0	5.9	4.1	6.1	5.3	5.0	11.0	11.1	7.2	
電気機械器具製造業	未満率	8.7	17.9	9.9	6.7	3.7	6.2	12.5	13.1	13.1	18.7
	影響率	9.3	19.4	11.7	9.5	5.2	8.3	17.1	16.0	18.9	
輸送用機械器具製造業	未満率	4.4	10.3	6.5	4.5	15.2	4.9	8.2	7.3	6.9	14.3
	影響率	5.2	10.7	7.7	6.4	17.2	8.1	11.4	10.9	13.3	



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時間額		919円	
未満率		13.7%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	919	13.69	36
2	1	0.11	920	13.69	36
3	2	0.22	921	13.69	36
4	3	0.33	922	13.69	36
5	4	0.44	923	13.69	36
6	5	0.54	924	13.69	36
7	6	0.65	925	13.69	36
8	7	0.76	926	13.69	36
9	8	0.87	927	13.69	36
10	9	0.98	928	14.07	37
11	10	1.09	929	14.07	37
12	11	1.20	930	14.07	37
13	12	1.31	931	14.07	37
14	13	1.41	932	14.07	37
15	14	1.52	933	14.07	37
16	15	1.63	934	14.07	37
17	16	1.74	935	14.07	37
18	17	1.85	936	14.07	37
19	18	1.96	937	14.07	37
20	19	2.07	938	14.07	37
21	20	2.18	939	14.45	38
22	21	2.29	940	14.45	38
23	22	2.39	941	14.45	38
24	23	2.50	942	14.45	38
25	24	2.61	943	14.45	38

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械機具製造業最低賃金				
業種					
現行の最低賃金額	時間額	908円			
未満率	9.1%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	908	9.07	878
2	1	0.11	909	9.20	891
3	2	0.22	910	9.37	907
4	3	0.33	911	9.60	929
5	4	0.44	912	9.60	929
6	5	0.55	913	9.63	932
7	6	0.66	914	9.63	932
8	7	0.77	915	9.63	932
9	8	0.88	916	9.76	945
10	9	0.99	917	9.83	952
11	10	1.10	918	9.83	952
12	11	1.21	919	9.86	955
13	12	1.32	920	9.93	961
14	13	1.43	921	10.18	986
15	14	1.54	922	10.18	986
16	15	1.65	923	10.18	986
17	16	1.76	924	10.18	986
18	17	1.87	925	10.18	986
19	18	1.98	926	10.24	991
20	19	2.09	927	10.34	1,001
21	20	2.20	928	10.34	1,001
22	21	2.31	929	10.37	1,004
23	22	2.42	930	10.37	1,004
24	23	2.53	931	10.43	1,010
25	24	2.64	932	10.50	1,016

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時間額		908円	
未満率		18.7%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	908	18.74	1,481
2	1	0.11	909	19.56	1,546
3	2	0.22	910	19.89	1,572
4	3	0.33	911	22.27	1,760
5	4	0.44	912	22.27	1,760
6	5	0.55	913	22.31	1,763
7	6	0.66	914	22.42	1,772
8	7	0.77	915	22.42	1,772
9	8	0.88	916	22.42	1,772
10	9	0.99	917	22.52	1,780
11	10	1.10	918	22.56	1,783
12	11	1.21	919	22.73	1,796
13	12	1.32	920	22.73	1,796
14	13	1.43	921	23.03	1,820
15	14	1.54	922	23.18	1,832
16	15	1.65	923	23.18	1,832
17	16	1.76	924	23.18	1,832
18	17	1.87	925	23.28	1,840
19	18	1.98	926	23.37	1,847
20	19	2.09	927	23.37	1,847
21	20	2.20	928	23.37	1,847
22	21	2.31	929	23.52	1,859
23	22	2.42	930	23.52	1,859
24	23	2.53	931	23.68	1,872
25	24	2.64	932	23.84	1,884

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金			
業種					
現行の最低賃金額		時間額		908円	
未満率		14.3%			
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	0	0.00	908	14.29	1,565
2	1	0.11	909	16.18	1,772
3	2	0.22	910	16.18	1,772
4	3	0.33	911	18.57	2,034
5	4	0.44	912	18.84	2,063
6	5	0.55	913	18.84	2,063
7	6	0.66	914	19.05	2,086
8	7	0.77	915	19.15	2,097
9	8	0.88	916	19.15	2,097
10	9	0.99	917	19.15	2,097
11	10	1.10	918	20.08	2,199
12	11	1.21	919	20.08	2,199
13	12	1.32	920	20.08	2,199
14	13	1.43	921	20.35	2,229
15	14	1.54	922	20.35	2,229
16	15	1.65	923	20.35	2,229
17	16	1.76	924	20.35	2,229
18	17	1.87	925	20.35	2,229
19	18	1.98	926	20.42	2,236
20	19	2.09	927	20.73	2,270
21	20	2.20	928	20.73	2,270
22	21	2.31	929	20.73	2,270
23	22	2.42	930	20.73	2,270
24	23	2.53	931	20.80	2,278
25	24	2.64	932	20.87	2,285

産業別最低賃金 適用除外労働者一覧表

産 業	規 模	合 計	18歳未満65歳以上(右記に該当しない者)	18歳未満65歳以上			18歳以上65歳未満		
				清掃	技 能 習得中	特有の軽 易な業務	清掃	技 能 習得中	特有の軽 易な業務
製鋼・鉄素形材製造業	1～9人	4	4	0	0	0	0	0	0
	10～29人	2	2	0	0	0	0	0	0
	30～99人	32	32	0	0	0	0	0	0
一般機械器具製造業	1～9人	344	344	0	0	0	0	0	0
	10～29人	357	354	0	0	0	3	0	0
	30～99人	249	244	0	0	0	5	0	0
電気機械器具製造業	1～9人	264	264	0	0	0	0	0	0
	10～29人	311	293	0	0	0	0	0	18
	30～99人	263	263	0	0	0	0	0	0
輸送用機械器具製造業	1～9人	404	404	0	0	0	0	0	0
	10～29人	185	185	0	0	0	0	0	0
	30～99人	589	589	0	0	0	0	0	0
計		3004	2978	0	0	0	8	0	18

*労働者数は29年次フレームの復元数であるため横欄合計が合わない場合がある。

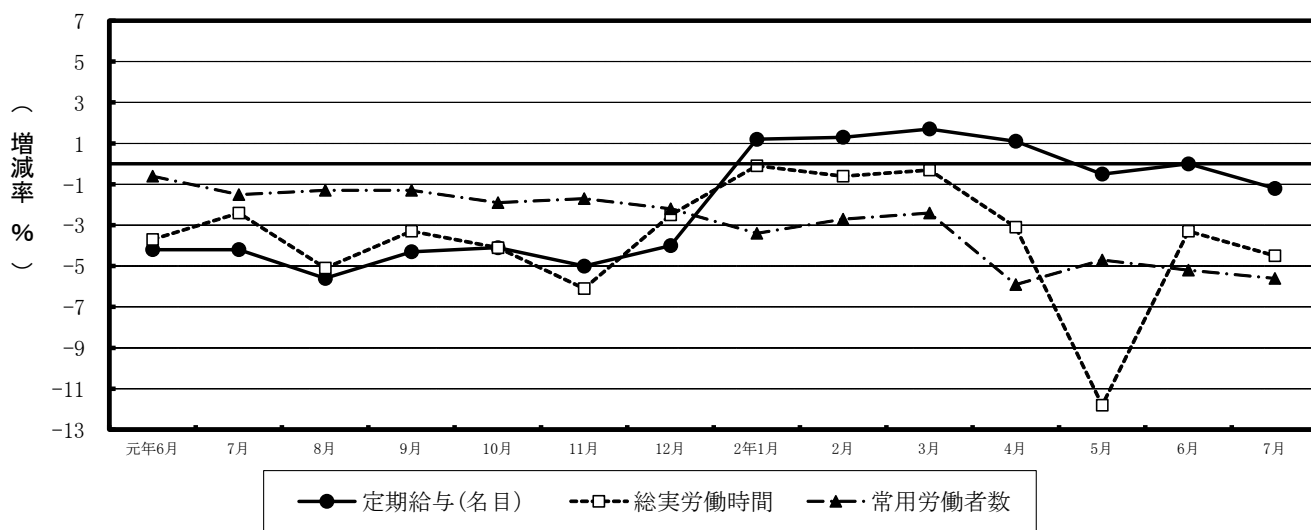
毎月勤労統計調査 地方調査結果速報 — 群馬県結果 —

— 群馬県の賃金・労働時間及び雇用の動き —

令和2年7月分

主な項目の指数の動き
(調査産業計：事業所規模30人以上)

(前年同月比)



群馬県総務部統計課

目 次

1	賃金の動き（規模5人以上） （規模30人以上）	----- 1
2	労働時間の動き（規模5人以上） （規模30人以上）	----- 2
3	雇用の動き（規模5人以上） （規模30人以上）	----- 3
第1-1表	産業及び性別常用労働者の1人平均月間現金給与額（規模5人以上）	----- 4
第1-2表	〃	（規模30人以上） ----- 5
第2-1表	産業及び性別常用労働者の1人平均月間出勤日数及び労働時間数（規模5人以上）	----- 6
第2-2表	〃	（規模30人以上） ----- 7
第3-1表	産業及び性別常用労働者の月末及び増加減少推計労働者数並びに パートタイム労働者数及びパートタイム労働者比率（規模5人以上）	----- 8
第3-2表	〃	（規模30人以上） ----- 9
第4-1表(1)	産業、就業形態別全常用労働者の1人平均月間現金給与額（規模5人以上）	----- 10
	(2) 産業、就業形態別全常用労働者の1人平均出勤日数及び実労働時間（規模5人以上）	
	(3) 産業、就業形態別全常用労働者の前月末、増加、減少及び本月末推計労働者数 （規模5人以上）	
第4-2表(1)	産業、就業形態別全常用労働者の1人平均月間現金給与額（規模30人以上）	----- 11
	(2) 産業、就業形態別全常用労働者の1人平均出勤日数及び実労働時間（規模30人以上）	
	(3) 産業、就業形態別全常用労働者の前月末、増加、減少及び本月末推計労働者数 （規模30人以上）	
第5-1表	産業別賃金指数（規模5人以上）	----- 12
第5-2表	〃	（規模30人以上） ----- 13
第6-1表	産業別労働時間及び雇用指数（規模5人以上）	----- 14
第6-2表	〃	（規模30人以上） ----- 15
第7表	主な指数の前年同月比（5人以上）	----- 16
	【参考資料】共通事業所による主な指数の前年同月比（参考提供）（5人以上）	----- 17
	毎月勤労統計調査地方調査の説明	----- 18

※令和2年1月分より、第7表及び【参考資料】を追加した。

1 賃金の動き

(1) 事業所規模 5 人以上

7月の調査産業計における常用労働者1人当たりの「現金給与総額」は、前年同月比7.5%減の352,442円であった。このうち「きまって支給する給与(定期給与)」は、前年同月比0.9%減の247,934円であった。
また、「特別に支払われた給与(特別給与)」は、前年同月差 26,563円減の 104,508円であった。

1人平均月間現金給与等

産業名	現金給与総額		きまって支給する給与		特別給与	
	金額	前年同月比	金額	前年同月比	金額	前年同月差
	円	%	円	%	円	円
調査産業計	352,442	-7.5	247,934	-0.9	104,508	-26,563
建設業	429,575	-22.7	318,007	-4.6	111,568	-110,441
製造業	468,361	-10.6	286,769	-2.6	181,592	-47,820
電気・ガス ・熱供給・水道業	482,480	17.7	433,352	19.8	49,128	594
情報通信業	493,108	20.9	280,813	-4.1	212,295	97,555
運輸業,郵便業	359,766	-8.3	278,605	-1.6	81,161	-28,073
卸売業,小売業	261,170	-10.4	196,875	0.4	64,295	-30,987
金融業,保険業	345,496	-18.7	312,685	1.3	32,811	-83,290
学術研究,専門 ・技術サービス業	382,661	-14.9	320,923	-7.2	61,738	-42,273
宿泊業,飲食 サービス業	123,446	8.5	113,199	4.5	10,247	4,937
生活関連サー ビス,娯楽業	187,592	-2.8	147,808	-15.0	39,784	20,753
教育,学習支援業	296,601	-25.8	269,599	6.0	27,002	-118,582
医療,福祉	412,635	18.1	259,098	0.2	153,537	62,695
複合サービス事業	411,092	-3.9	258,934	-7.9	152,158	5,522
サービス業(他に分 類されないもの)	229,624	-1.6	208,402	4.8	21,222	-13,348

(2) 事業所規模 30 人以上

7月の調査産業計における常用労働者1人当たりの「現金給与総額」は、前年同月比6.7%減の396,605円であった。このうち「きまって支給する給与(定期給与)」は、前年同月比1.2%減の267,198円であった。
また、「特別に支払われた給与(特別給与)」は、前年同月差 24,995円減の 129,407円であった。

1人平均月間現金給与等

産業名	現金給与総額		きまって支給する給与		特別給与	
	金額	前年同月比	金額	前年同月比	金額	前年同月差
	円	%	円	%	円	円
調査産業計	396,605	-6.7	267,198	-1.2	129,407	-24,995
建設業	495,359	-17.1	322,589	1.4	172,770	-106,494
製造業	499,901	-9.9	297,627	-3.6	202,274	-44,364
電気・ガス ・熱供給・水道業	588,543	29.8	506,391	35.1	82,152	4,007
情報通信業	609,693	37.7	291,544	0.3	318,149	166,108
運輸業,郵便業	354,503	-14.9	281,128	-0.2	73,375	-61,366
卸売業,小売業	244,714	-6.7	186,695	-1.9	58,019	-14,092
金融業,保険業	386,289	-18.7	364,661	6.0	21,628	-109,387
学術研究,専門 ・技術サービス業	346,695	-12.2	345,545	-3.9	1,150	-33,718
宿泊業,飲食 サービス業	121,541	1.3	117,645	1.4	3,896	-143
生活関連サー ビス,娯楽業	201,409	-3.8	141,796	-18.5	59,613	24,129
教育,学習支援業	282,207	-37.7	282,207	9.2	0	-194,398
医療,福祉	475,320	19.4	287,636	-1.6	187,684	81,908
複合サービス事業	393,634	-1.5	260,226	-6.3	133,408	11,538
サービス業(他に分 類されないもの)	223,686	1.1	199,577	5.7	24,109	-8,332

2 労働時間の動き

(1) 事業所規模5人以上

7月の調査産業計における常用労働者1人当たりの「総実労働時間」は、前年同月比3.8%減の143.6時間であった。このうち、「所定外労働時間」は、前年同月比18.8%減の9.1時間であり、「所定内労働時間」は134.5時間であった。
また、「出勤日数」は、前年同月差0.3日減の18.9日であった。

1人平均月間実労働時間等

産業名	総実労働時間		所定外労働時間		所定内労働時間数	出勤日数	
	時間数	前年同月比	時間数	前年同月比		日数	前年同月差
調査産業計	時間 143.6	% -3.8	時間 9.1	% -18.8	時間 134.5	日 18.9	日 -0.3
建設業	170.6	-4.1	8.9	-33.0	161.7	21.8	0.1
製造業	156.8	-7.3	11.0	-31.3	145.8	19.1	-1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	154.9	-1.8	8.8	35.4	146.1	19.5	-0.8
情報通信業	157.9	0.0	8.9	12.8	149.0	19.1	-0.1
運輸業、郵便業	172.3	-7.5	27.8	-20.1	144.5	19.5	-1.0
卸売業、小売業	128.7	-1.7	5.7	-22.0	123.0	18.8	0.7
金融業、保険業	154.5	7.3	11.3	63.8	143.2	19.6	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	155.0	3.2	9.5	25.0	145.5	19.7	0.4
宿泊業、飲食サービス業	94.3	0.8	5.4	35.0	88.9	15.0	-0.7
生活関連サービス、娯楽業	98.5	-25.4	2.8	-52.5	95.7	17.2	-1.2
教育、学習支援業	152.3	2.4	13.5	141.0	138.8	19.1	-0.4
医療、福祉	137.5	-0.3	4.0	-24.5	133.5	18.8	0.1
複合サービス事業	157.1	-1.7	7.9	-3.7	149.2	20.0	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	145.6	1.2	8.6	-21.8	137.0	18.9	-0.7

(2) 事業所規模30人以上

7月の調査産業計における常用労働者1人当たりの「総実労働時間」は、前年同月比4.5%減の148.0時間であった。このうち、「所定外労働時間」は、前年同月比14.4%減の11.3時間であり、「所定内労働時間」は136.7時間であった。
また、「出勤日数」は、前年同月差0.5日減の19.0日であった。

1人平均月間実労働時間等

産業名	総実労働時間		所定外労働時間		所定内労働時間数	出勤日数	
	時間数	前年同月比	時間数	前年同月比		日数	前年同月差
調査産業計	時間 148.0	% -4.5	時間 11.3	% -14.4	時間 136.7	日 19.0	日 -0.5
建設業	180.9	1.8	16.4	-4.1	164.5	22.4	1.1
製造業	159.8	-7.1	11.9	-32.3	147.9	19.2	-0.8
電気・ガス・熱供給・水道業	158.0	1.4	12.6	91.0	145.4	19.6	-0.3
情報通信業	163.9	5.4	8.4	-21.4	155.5	19.5	0.8
運輸業、郵便業	181.4	-2.7	33.3	-6.7	148.1	20.0	-0.7
卸売業、小売業	120.4	-9.9	4.9	-45.0	115.5	18.2	-0.2
金融業、保険業	159.2	8.6	14.1	68.0	145.1	20.0	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	156.8	4.5	13.0	97.0	143.8	19.2	-0.1
宿泊業、飲食サービス業	93.9	-6.0	4.9	-11.1	89.0	14.4	-1.3
生活関連サービス、娯楽業	80.1	-35.1	1.2	-72.7	78.9	16.3	-1.6
教育、学習支援業	149.9	4.6	20.4	750.9	129.5	18.4	-0.8
医療、福祉	139.2	-2.5	4.8	-21.3	134.4	19.1	-0.2
複合サービス事業	152.4	-5.5	10.3	-17.6	142.1	19.5	-0.8
サービス業(他に分類されないもの)	149.8	3.7	10.5	-13.2	139.3	19.4	-0.2

3 雇用の動き

(1) 事業所規模5人以上

7月の調査産業計における本月末推計常用労働者数は、前年同月比3.7%減の710,020人であった。常用労働者に占める「パートタイム労働者比率」は、前年同月差1.1ポイント増の30.6%であった。また、調査産業計における労働異動率は、「入職率」が、前年同月差0.23ポイント減の1.36%、「離職率」が、前年同月差0.44ポイント減の0.91%であった。

常用労働者数、パートタイム労働者比率及び労働異動率

産業名	常用労働者							
	本月末		パートタイム		入職率		離職率	
	労働者数	前年同月比	労働者比率	前年同月差		前年同月差		前年同月差
	人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	710,020	-3.7	30.6	1.1	1.36	-0.23	0.91	-0.44
建設業	34,027	-2.0	5.1	2.3	0.54	-0.65	0.22	-1.39
製造業	186,196	-9.9	16.5	1.9	0.78	-0.29	0.86	-0.08
電気・ガス ・熱供給・水道業	3,534	-1.2	8.3	-5.8	0.80	0.63	0.00	0.00
情報通信業	6,827	0.7	8.7	-2.4	0.04	-1.14	0.97	0.57
運輸業、郵便業	41,729	-3.3	18.1	3.1	1.54	0.67	0.53	-0.34
卸売業、小売業	128,935	-0.1	48.7	-1.7	1.73	-0.32	0.88	-0.73
金融業、保険業	16,571	-7.6	17.6	6.0	0.27	-1.44	0.88	-0.59
学術研究、専門 ・技術サービス業	14,387	-8.8	15.9	1.8	0.47	0.10	0.83	-0.28
宿泊業、飲食 サービス業	41,301	-10.6	72.6	-6.3	4.89	1.26	1.62	-0.75
生活関連サー ビス、娯楽業	21,728	6.9	64.2	8.9	7.51	5.25	2.03	-0.83
教育、学習支援業	41,653	0.9	35.1	10.0	0.12	-0.15	0.13	-0.56
医療、福祉	111,800	1.5	29.6	-1.3	0.76	-0.42	0.78	0.05
複合サービス事業	7,005	0.2	13.2	-6.9	0.44	-0.02	0.17	0.06
サービス業(他に分 類されないもの)	48,816	-2.1	29.3	1.3	1.09	-2.94	2.05	-1.23

(2) 事業所規模30人以上

7月の調査産業計における本月末推計常用労働者数は、前年同月比5.6%減の421,469人であった。常用労働者に占める「パートタイム労働者比率」は、前年同月差2.4ポイント増の27.3%であった。また、調査産業計における労働異動率は、「入職率」が、前年同月差0.48ポイント減の1.12%、「離職率」が、前年同月差0.60ポイント減の0.97%であった。

常用労働者数、パートタイム労働者比率及び労働異動率

産業名	常用労働者							
	本月末		パートタイム		入職率		離職率	
	労働者数	前年同月比	労働者比率	前年同月差		前年同月差		前年同月差
	人	%	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
調査産業計	421,469	-5.6	27.3	2.4	1.12	-0.48	0.97	-0.60
建設業	11,146	-7.5	6.0	1.2	1.25	-1.34	0.66	-3.91
製造業	147,716	-10.6	14.7	2.5	0.56	-0.29	0.86	-0.11
電気・ガス ・熱供給・水道業	2,119	-4.7	3.6	-5.0	1.34	1.07	0.00	0.00
情報通信業	4,307	1.8	3.2	-11.2	0.07	-0.43	0.76	0.12
運輸業、郵便業	27,778	-3.0	18.2	0.7	0.46	-0.45	0.79	-0.51
卸売業、小売業	48,349	-2.4	56.3	3.4	2.58	-0.03	1.35	-0.44
金融業、保険業	7,553	-5.7	13.6	5.0	0.59	-0.84	0.98	-0.85
学術研究、専門 ・技術サービス業	8,437	-13.0	17.6	2.5	0.80	0.20	1.41	-0.39
宿泊業、飲食 サービス業	11,509	-26.5	77.7	-3.2	4.94	-1.39	1.69	-1.29
生活関連サー ビス、娯楽業	11,775	16.0	65.6	6.8	7.21	5.04	2.12	-1.52
教育、学習支援業	26,935	-1.7	37.0	8.3	0.18	-0.22	0.21	-0.83
医療、福祉	74,450	1.9	25.1	0.4	0.51	-0.26	0.61	-0.14
複合サービス事業	3,721	-3.8	15.0	-1.9	0.16	-0.67	0.32	0.11
サービス業(他に分 類されないもの)	34,158	-2.5	33.2	4.9	1.23	-3.72	2.00	-2.41

第1-1表 産業及び性別常用労働者の1人平均月間現金給与額(5人以上)

令和2年7月分

産 業	計					男			女		
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
TL 調査産業計	352,442	247,934	231,489	16,445	104,508	439,991	303,176	136,815	243,496	179,191	64,305
C 鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D 建設業	429,575	318,007	302,085	15,922	111,568	457,231	337,219	120,012	260,721	200,706	60,015
E 製造業	468,361	286,769	262,110	24,659	181,592	546,256	326,743	219,513	256,292	177,942	78,350
F 電気・ガス・熱供給・水道業	482,480	433,352	392,832	40,520	49,128	495,931	444,918	51,013	386,078	350,459	35,619
G 情報通信業	493,108	280,813	268,104	12,709	212,295	603,381	326,163	277,218	296,101	199,793	96,308
H 運輸業、郵便業	359,766	278,605	236,236	42,369	81,161	396,715	304,899	91,816	189,913	157,735	32,178
I 卸売業、小売業	261,170	196,875	187,190	9,685	64,295	359,090	256,879	102,211	163,294	136,898	26,396
J 金融業、保険業	345,496	312,685	288,310	24,375	32,811	455,528	420,018	35,510	269,866	238,910	30,956
K 不動産業・物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究、専門・技術サービス業	382,661	320,923	301,440	19,483	61,738	427,154	363,433	63,721	300,545	242,466	58,079
M 宿泊業、飲食サービス業	123,446	113,199	108,129	5,070	10,247	164,226	149,891	14,335	94,773	87,400	7,373
N 生活関連サービス、娯楽業	187,592	147,808	141,810	5,998	39,784	268,998	193,779	75,219	134,139	117,622	16,517
O 教育、学習支援業	296,601	269,599	267,044	2,555	27,002	381,814	339,904	41,910	248,231	229,691	18,540
P 医療、福祉	412,635	259,098	248,077	11,021	153,537	561,991	364,871	197,120	364,669	225,129	139,540
Q 複合サービス事業	411,092	258,934	249,844	9,090	152,158	460,142	295,362	164,780	337,727	204,448	133,279
R (他に分類されないもの)	229,624	208,402	191,951	16,451	21,222	272,380	245,314	27,066	162,955	150,847	12,108
E09 食料品・たばこ	392,199	229,382	207,676	21,706	162,817	586,671	292,010	294,661	204,770	169,021	35,749
E11 繊維工業	200,691	177,223	172,411	4,812	23,468	248,648	221,084	27,564	144,737	126,048	18,689
E12 木材・木製品	351,179	287,298	253,966	33,332	63,881	374,065	305,475	68,590	227,741	189,256	38,485
E13 家具・装備品	286,729	236,978	226,751	10,227	49,751	329,794	265,817	63,977	161,893	153,382	8,511
E14 パルプ・紙	307,289	208,199	206,435	1,764	99,090	391,112	256,188	134,924	191,688	142,017	49,671
E15 印刷・同関連業	257,648	195,483	181,910	13,573	62,165	309,177	236,210	72,967	175,084	130,227	44,857
E16 化学、石油・石炭	621,878	337,816	306,425	31,391	284,062	681,143	371,815	309,328	392,042	205,965	186,077
E18 プラスチック製品	340,533	256,841	233,506	23,335	83,692	408,314	306,199	102,115	211,319	162,746	48,573
E19 ゴム製品	416,147	240,927	225,520	15,407	175,220	469,927	267,674	202,253	295,399	180,875	114,524
E21 窯業・土石製品	393,910	289,921	264,081	25,840	103,989	412,751	306,322	106,429	283,541	193,846	89,695
E22 鉄鋼業	856,346	331,150	317,489	13,661	525,196	897,661	341,810	555,851	398,667	213,056	185,611
E23 非鉄金属製造業	400,768	267,052	245,555	21,497	133,716	478,095	305,858	172,237	199,829	166,213	33,616
E24 金属製品製造業	491,503	275,522	260,139	15,383	215,981	510,149	288,483	221,666	373,333	193,384	179,949
E25 はん用機械器具	857,674	336,279	325,068	11,211	521,395	996,436	387,440	608,996	446,757	184,775	261,982
E26 生産用機械器具	257,274	226,638	219,601	7,037	30,636	306,839	265,998	40,841	151,594	142,716	8,878
E27 業務用機械器具	613,087	298,250	283,501	14,749	314,837	675,813	339,061	336,752	462,607	200,344	262,263
E28 電子・デバイス	411,975	411,939	386,337	25,602	36	455,375	455,353	22	231,851	231,756	95
E29 電気機械器具	394,388	285,395	266,273	19,122	108,993	454,649	319,992	134,657	237,693	195,435	42,258
E30 情報通信機械器具	501,184	339,615	307,851	31,764	161,569	559,104	375,198	183,906	285,647	207,200	78,447
E31 輸送用機械器具	508,868	318,284	279,193	39,091	190,584	532,878	333,086	199,792	322,379	203,315	119,064
E32 その他の製造業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I-1 卸売業	421,588	298,461	282,915	15,546	123,127	478,775	334,178	144,597	268,571	202,892	65,679
I-2 小売業	208,091	163,262	155,516	7,746	44,829	291,170	213,012	78,158	146,829	126,577	20,252
M75 宿泊業	183,833	180,503	172,858	7,645	3,330	242,732	238,869	3,863	139,581	136,652	2,929
MS M一括分	111,841	100,264	95,689	4,575	11,577	148,430	131,987	16,443	86,441	78,242	8,199
N80 娯楽業	187,294	142,540	135,459	7,081	44,754	232,731	168,131	64,600	149,031	120,990	28,041
P83 医療業	529,674	313,559	298,476	15,083	216,115	722,966	471,158	251,808	464,385	260,327	204,058
PS P一括分	298,901	206,175	199,102	7,073	92,726	393,166	253,400	139,766	270,113	191,753	78,360
R91 職業紹介・労働者派遣業	254,728	240,792	212,505	28,287	13,936	276,079	260,952	15,127	200,165	189,272	10,893
R92 その他の事業サービス業	160,660	141,919	132,844	9,075	18,741	200,803	174,618	26,185	120,837	109,480	11,357
RS R一括分	318,679	283,213	269,575	13,638	35,466	363,212	317,426	45,786	232,262	216,823	15,439

(注)「E09」はE09と10を、「E16」はE16と17を、「E32」はE32と20を、「M一括分」はM76、77を、「P一括分」はP84、85を、「R一括分」はR88、89、90、93、94、95をまとめて算出したものである。

また、—は対象となる事業所がない、×は対象事業所が僅少のため、秘密保持上公表を控えたものである。

第1-2表 産業及び性別常用労働者の1人平均月間現金給与額(30人以上)

令和2年7月分

産 業	計					男			女		
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与
TL 調査産業計	396,605	267,198	245,268	21,930	129,407	486,998	321,446	165,552	274,360	193,834	80,526
C 鉱業,採石業,砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D 建設業	495,359	322,589	292,384	30,205	172,770	517,822	338,822	179,000	328,129	201,742	126,387
E 製造業	499,901	297,627	269,375	28,252	202,274	575,946	335,306	240,640	280,818	189,076	91,742
F 電気・ガス・熱供給・水道業	588,543	506,391	443,220	63,171	82,152	607,390	522,625	84,765	446,127	383,720	62,407
G 情報通信業	609,693	291,544	277,426	14,118	318,149	658,661	313,134	345,527	443,688	218,354	225,334
H 運輸業,郵便業	354,503	281,128	222,245	58,883	73,375	390,012	308,677	81,335	196,499	158,544	37,955
I 卸売業,小売業	244,714	186,695	179,596	7,099	58,019	385,689	268,313	117,376	144,816	128,859	15,957
J 金融業,保険業	386,289	364,661	328,725	35,936	21,628	496,243	491,855	4,388	297,349	261,775	35,574
K 不動産業・物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究,専門・技術サービス業	346,695	345,545	320,477	25,068	1,150	394,373	392,660	1,713	249,332	249,332	0
M 宿泊業,飲食サービス業	121,541	117,645	110,983	6,662	3,896	144,643	136,433	8,210	104,226	103,564	662
N 生活関連サービス,娯楽業	201,409	141,796	133,796	8,000	59,613	298,025	192,216	105,809	109,894	94,037	15,857
O 教育,学習支援業	282,207	282,207	279,250	2,957	0	332,913	332,913	0	250,017	250,017	0
P 医療,福祉	475,320	287,636	273,658	13,978	187,684	638,051	404,493	233,558	415,003	244,323	170,680
Q 複合サービス事業	393,634	260,226	244,814	15,412	133,408	438,713	299,453	139,260	309,925	187,384	122,541
R (他に分類されないもの)	223,686	199,577	179,387	20,190	24,109	271,373	240,882	30,491	147,102	133,241	13,861
E09 食料品・たばこ	405,933	228,842	204,683	24,159	177,091	618,947	291,214	327,733	201,388	168,950	32,438
E11 繊維工業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
E12 木材・木製品	353,961	323,867	259,248	64,619	30,094	363,473	333,073	30,400	257,559	230,570	26,989
E13 家具・装備品	342,378	308,525	287,049	21,476	33,853	359,500	323,452	36,048	248,591	226,765	21,826
E14 パルプ・紙	300,850	214,824	214,279	545	86,026	395,487	276,150	119,337	185,542	140,103	45,439
E15 印刷・同関連業	397,801	274,890	251,923	22,967	122,911	392,254	284,828	107,426	423,688	228,511	195,177
E16 化学,石油・石炭	643,432	320,045	284,535	35,510	323,387	719,963	354,774	365,189	392,042	205,965	186,077
E18 プラスチック製品	363,033	264,409	242,745	21,664	98,624	428,483	312,218	116,265	232,868	169,328	63,540
E19 ゴム製品	416,147	240,927	225,520	15,407	175,220	469,927	267,674	202,253	295,399	180,875	114,524
E21 窯業・土石製品	392,078	348,736	321,858	26,878	43,342	405,163	364,824	40,339	278,121	208,626	69,495
E22 鉄鋼業	714,628	307,920	295,589	12,331	406,708	737,679	313,461	424,218	360,721	222,853	137,868
E23 非鉄金属製造業	400,768	267,052	245,555	21,497	133,716	478,095	305,858	172,237	199,829	166,213	33,616
E24 金属製品製造業	616,310	293,435	279,405	14,030	322,875	640,409	306,180	334,229	473,339	217,822	255,517
E25 はん用機械器具	836,771	294,064	280,200	13,864	542,707	979,528	338,744	640,784	448,742	172,619	276,123
E26 生産用機械器具	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
E27 業務用機械器具	736,145	316,135	299,955	16,180	420,010	795,423	352,405	443,018	584,672	223,455	361,217
E28 電子・デバイス	411,975	411,939	386,337	25,602	36	455,375	455,353	22	231,851	231,756	95
E29 電気機械器具	411,532	304,999	283,378	21,621	106,533	454,076	331,670	122,406	279,162	222,015	57,147
E30 情報通信機械器具	429,007	339,423	305,108	34,315	89,584	483,298	380,322	102,976	246,180	201,694	44,486
E31 輸送用機械器具	529,456	330,126	288,484	41,642	199,330	547,015	341,253	205,762	370,252	229,240	141,012
E32 その他の製造業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I-1 卸売業	428,000	340,736	324,338	16,398	87,264	475,410	365,745	109,665	295,151	270,659	24,492
I-2 小売業	190,064	140,765	136,438	4,327	49,299	323,814	201,121	122,693	127,514	112,539	14,975
M75 宿泊業	196,204	195,973	188,608	7,365	231	248,699	248,310	389	146,978	146,895	83
MS M一括分	92,290	86,959	80,572	6,387	5,331	96,128	84,272	11,856	89,660	88,800	860
N80 娯楽業	205,155	150,513	139,015	11,498	54,642	281,371	189,965	91,406	116,967	104,864	12,103
P83 医療業	589,175	343,203	325,353	17,850	245,972	774,659	491,296	283,363	513,632	282,888	230,744
PS P一括分	333,999	218,665	209,492	9,173	115,334	439,258	278,178	161,080	299,498	199,159	100,339
R91 職業紹介・労働者派遣業	258,754	243,661	212,118	31,543	15,093	280,605	263,130	17,475	199,076	190,488	8,588
R92 その他の事業サービス業	145,751	133,556	123,122	10,434	12,195	177,931	163,221	14,710	116,940	106,996	9,944
RS R一括分	438,074	335,877	310,795	25,082	102,197	462,512	360,246	102,266	298,091	196,292	101,799

(注)「E09」はE09と10を、「E16」はE16と17を、「E32」はE32と20を、「M一括分」はM76、77を、「P一括分」はP84、85を、「R一括分」はR88、89、90、93、94、95をまとめて算出したものである。

また、一は対象となる事業所がない、Xは対象事業所が僅少のため、秘密保持上公表を控えたものである。

第2-1表 産業及び性別常用労働者の1人平均月間出勤日数及び労働時間数(5人以上)

令和2年7月分

産 業	計				男				女			
	出 勤 日 数	総実労 働時間	所定内 労 働 時 間	所定外 労 働 時 間	出 勤 日 数	総実労 働時間	所定内 労 働 時 間	所定外 労 働 時 間	出 勤 日 数	総実労 働時間	所定内 労 働 時 間	所定外 労 働 時 間
TL 調 査 産 業 計	18.9	143.6	134.5	9.1	19.4	158.0	145.6	12.4	18.2	125.8	120.8	5.0
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D 建 設 業	21.8	170.6	161.7	8.9	22.1	174.6	164.6	10.0	20.0	147.2	144.5	2.7
E 製 造 業	19.1	156.8	145.8	11.0	19.2	163.6	151.3	12.3	18.6	138.2	130.9	7.3
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	19.5	154.9	146.1	8.8	19.5	155.8	146.5	9.3	19.3	148.8	143.3	5.5
G 情 報 通 信 業	19.1	157.9	149.0	8.9	19.8	167.5	156.4	11.1	17.8	140.9	135.9	5.0
H 運 輸 業 , 郵 便 業	19.5	172.3	144.5	27.8	20.2	184.2	152.2	32.0	16.1	117.9	109.3	8.6
I 卸 売 業 , 小 売 業	18.8	128.7	123.0	5.7	19.6	146.7	138.2	8.5	17.9	110.8	107.9	2.9
J 金 融 業 , 保 険 業	19.6	154.5	143.2	11.3	20.1	169.5	151.1	18.4	19.4	144.1	137.8	6.3
K 不 動 産 業・物 品 賃 貸 業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学 術 研 究 , 専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	19.7	155.0	145.5	9.5	20.0	165.4	152.4	13.0	19.2	135.8	132.7	3.1
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	15.0	94.3	88.9	5.4	15.7	112.9	106.9	6.0	14.5	81.2	76.2	5.0
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス , 娯 楽 業	17.2	98.5	95.7	2.8	17.6	104.9	100.2	4.7	17.0	94.2	92.7	1.5
O 教 育 , 学 習 支 援 業	19.1	152.3	138.8	13.5	18.9	156.3	141.2	15.1	19.2	150.1	137.5	12.6
P 医 療 , 福 祉	18.8	137.5	133.5	4.0	18.6	146.3	140.6	5.7	18.9	134.7	131.2	3.5
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業 サ ー ビ ス 業	20.0	157.1	149.2	7.9	20.0	163.8	154.2	9.6	19.9	147.1	141.7	5.4
R (他 に 分 類 さ れ な い も の)	18.9	145.6	137.0	8.6	19.3	157.7	146.0	11.7	18.3	126.8	122.9	3.9
E09 食 料 品・た ば こ	19.8	161.4	147.3	14.1	20.6	178.7	163.1	15.6	19.0	144.9	132.2	12.7
E11 織 維 工 業	17.1	127.9	125.7	2.2	18.4	141.0	138.0	3.0	15.6	112.7	111.4	1.3
E12 木 材・木 製 品	21.5	179.4	166.2	13.2	21.8	185.4	171.0	14.4	19.4	147.4	140.5	6.9
E13 家 具・装 備 品	18.7	146.5	139.9	6.6	19.5	156.7	149.4	7.3	16.4	117.1	112.5	4.6
E14 パ ル プ・紙	19.9	145.1	144.1	1.0	20.5	155.9	154.2	1.7	19.2	130.2	130.1	0.1
E15 印 刷・同 関 連 業	19.2	130.0	125.1	4.9	19.9	134.6	129.0	5.6	18.1	122.8	119.0	3.8
E16 化 学、石 油・石 炭	20.4	165.7	156.2	9.5	20.7	170.4	160.1	10.3	19.2	147.3	141.0	6.3
E18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	19.8	163.5	148.7	14.8	20.0	174.1	155.3	18.8	19.6	143.5	136.2	7.3
E19 ゴ ム 製 品	20.3	152.3	146.6	5.7	20.3	158.2	152.4	5.8	20.4	139.0	133.6	5.4
E21 窯 業・土 石 製 品	21.1	171.0	158.8	12.2	21.2	173.6	160.3	13.3	20.6	156.2	150.5	5.7
E22 鉄 鋼 業	18.8	158.6	150.8	7.8	18.8	159.2	150.7	8.5	19.2	152.6	152.0	0.6
E23 非 鉄 金 属 製 造 業	19.1	154.5	148.8	5.7	18.7	160.6	153.5	7.1	20.0	138.5	136.5	2.0
E24 金 属 製 品 製 造 業	19.4	159.6	149.7	9.9	19.6	162.2	151.1	11.1	18.4	142.9	140.5	2.4
E25 は ん 用 機 械 器 具	17.2	132.1	127.5	4.6	17.3	140.1	134.4	5.7	16.7	108.4	107.1	1.3
E26 生 産 用 機 械 器 具	17.5	131.5	126.3	5.2	17.7	142.7	135.6	7.1	17.2	107.6	106.6	1.0
E27 業 務 用 機 械 器 具	18.7	146.2	140.4	5.8	19.1	152.5	145.7	6.8	17.8	130.9	127.7	3.2
E28 電 子・デ バ イ ス	17.7	166.2	153.8	12.4	17.5	171.6	157.1	14.5	18.4	144.1	140.3	3.8
E29 電 気 機 械 器 具	20.5	170.6	159.1	11.5	20.6	178.8	164.7	14.1	20.4	149.2	144.5	4.7
E30 情 報 通 信 機 械 器 具	19.9	167.0	153.6	13.4	20.1	172.5	157.9	14.6	19.3	146.3	137.4	8.9
E31 輸 送 用 機 械 器 具	18.1	153.0	141.2	11.8	18.3	156.5	143.7	12.8	17.1	125.4	121.6	3.8
E32 そ の 他 の 製 造 業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I-1 卸 売 業	20.0	155.8	147.2	8.6	20.2	161.5	151.4	10.1	19.6	140.2	135.7	4.5
I-2 小 売 業	18.4	119.8	115.0	4.8	19.3	138.2	130.7	7.5	17.6	106.2	103.5	2.7
M75 宿 泊 業	17.9	139.1	127.8	11.3	19.2	162.8	153.7	9.1	16.9	121.3	108.4	12.9
MS M 一 括 分	14.5	85.7	81.4	4.3	15.0	102.9	97.5	5.4	14.1	73.7	70.2	3.5
N80 娯 楽 業	17.1	108.9	104.5	4.4	17.4	117.0	110.9	6.1	17.0	102.0	99.1	2.9
P83 医 療 業	19.1	143.9	139.4	4.5	19.1	151.3	143.6	7.7	19.1	141.4	138.0	3.4
PS P 一 括 分	18.5	131.4	127.8	3.6	18.1	141.2	137.5	3.7	18.6	128.4	124.8	3.6
R91 職 業 紹 介・労 働 者 派 遣 業	19.3	162.4	148.2	14.2	19.7	169.0	152.5	16.5	18.4	145.2	136.9	8.3
R92 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	18.3	129.2	123.8	5.4	18.4	144.3	135.6	8.7	18.2	114.4	112.2	2.2
RS R 一 括 分	19.5	152.2	145.3	6.9	20.0	159.1	150.5	8.6	18.5	138.6	135.2	3.4

(注)第1表の(注)参照。

第2-2表 産業及び性別常用労働者の1人平均月間出勤日数及び労働時間数(30人以上)

令和2年7月分

産 業	計				男				女			
	出 勤 日 数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出 勤 日 数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出 勤 日 数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
TL 調査産業計	19.0	148.0	136.7	11.3	19.3	161.8	146.8	15.0	18.5	129.5	123.1	6.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D 建設業	22.4	180.9	164.5	16.4	22.5	183.4	165.1	18.3	21.3	162.6	160.0	2.6
E 製造業	19.2	159.8	147.9	11.9	19.2	164.7	151.6	13.1	19.0	145.8	137.1	8.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19.6	158.0	145.4	12.6	19.7	159.2	146.1	13.1	19.3	149.6	140.5	9.1
G 情報通信業	19.5	163.9	155.5	8.4	19.7	166.3	156.8	9.5	19.0	155.3	150.7	4.6
H 運輸業，郵便業	20.0	181.4	148.1	33.3	20.7	193.7	155.2	38.5	16.8	126.2	116.4	9.8
I 卸売業，小売業	18.2	120.4	115.5	4.9	18.5	142.5	133.9	8.6	17.9	104.7	102.5	2.2
J 金融業，保険業	20.0	159.2	145.1	14.1	20.6	172.8	151.7	21.1	19.6	148.1	139.7	8.4
K 不動産業・物品賃貸業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
L 学術研究，専門・技術サービス業	19.2	156.8	143.8	13.0	19.6	165.8	148.8	17.0	18.4	138.5	133.6	4.9
M 宿泊業，飲食サービス業	14.4	93.9	89.0	4.9	14.6	99.0	94.4	4.6	14.2	90.0	84.9	5.1
N 生活関連サービス，娯楽業	16.3	80.1	78.9	1.2	18.0	94.7	92.4	2.3	14.7	66.3	66.1	0.2
O 教育，学習支援業	18.4	149.9	129.5	20.4	17.7	152.7	131.2	21.5	18.9	148.0	128.4	19.6
P 医療，福祉	19.1	139.2	134.4	4.8	19.3	153.6	146.7	6.9	19.0	133.8	129.8	4.0
Q 複合サービス事業	19.5	152.4	142.1	10.3	19.5	158.5	145.9	12.6	19.7	141.3	135.3	6.0
R (他に分類されないもの)	19.4	149.8	139.3	10.5	19.6	163.2	148.8	14.4	19.0	128.0	123.9	4.1
E09 食料品・たばこ	19.6	160.1	145.3	14.8	20.5	171.6	155.8	15.8	18.8	148.9	135.1	13.8
E11 繊維工業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
E12 木材・木製品	21.8	193.8	169.5	24.3	21.9	196.4	170.8	25.6	21.3	168.0	156.5	11.5
E13 家具・装備品	21.2	176.0	162.5	13.5	21.2	177.2	164.0	13.2	21.2	169.8	154.6	15.2
E14 パルプ・紙	20.1	146.2	145.9	0.3	20.5	156.3	155.9	0.4	19.6	133.8	133.6	0.2
E15 印刷・同関連業	20.3	138.0	129.7	8.3	20.3	131.8	124.4	7.4	20.3	166.9	154.6	12.3
E16 化学、石油・石炭	20.4	165.6	155.8	9.8	20.8	171.1	160.3	10.8	19.2	147.3	141.0	6.3
E18 プラスチック製品	20.2	169.5	155.0	14.5	20.1	175.8	158.4	17.4	20.2	157.0	148.1	8.9
E19 ゴム製品	20.3	152.3	146.6	5.7	20.3	158.2	152.4	5.8	20.4	139.0	133.6	5.4
E21 窯業・土石製品	20.7	162.7	156.0	6.7	20.8	164.1	156.9	7.2	19.6	150.6	148.2	2.4
E22 鉄鋼業	18.6	155.6	149.3	6.3	18.9	158.1	151.3	6.8	15.4	119.6	119.6	0.0
E23 非鉄金属製造業	19.1	154.5	148.8	5.7	18.7	160.6	153.5	7.1	20.0	138.5	136.5	2.0
E24 金属製品製造業	18.7	154.7	144.6	10.1	18.6	155.9	144.7	11.2	19.2	148.1	144.5	3.6
E25 はん用機械器具	17.4	133.1	127.6	5.5	17.6	143.0	136.0	7.0	16.8	106.2	104.7	1.5
E26 生産用機械器具	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
E27 業務用機械器具	18.7	145.7	139.8	5.9	19.2	153.3	146.3	7.0	17.4	126.4	123.3	3.1
E28 電子・デバイス	17.7	166.2	153.8	12.4	17.5	171.6	157.1	14.5	18.4	144.1	140.3	3.8
E29 電気機械器具	20.7	179.5	166.7	12.8	20.8	184.6	169.6	15.0	20.6	163.8	157.7	6.1
E30 情報通信機械器具	19.7	165.2	150.7	14.5	19.8	171.2	155.2	16.0	19.2	144.9	135.7	9.2
E31 輸送用機械器具	18.5	157.7	145.1	12.6	18.5	159.7	146.3	13.4	18.3	138.2	133.5	4.7
E32 その他の製造業	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
I-1 卸売業	19.5	159.6	150.7	8.9	19.5	160.9	151.6	9.3	19.4	155.5	148.0	7.5
I-2 小売業	17.8	108.7	105.0	3.7	17.8	129.8	121.7	8.1	17.8	98.9	97.3	1.6
M75 宿泊業	17.9	148.1	140.1	8.0	19.8	166.5	158.0	8.5	16.2	130.8	123.3	7.5
MS M 一括分	13.0	72.5	68.9	3.6	12.2	67.5	64.7	2.8	13.5	76.1	71.8	4.3
N80 娯楽業	16.7	105.8	103.8	2.0	18.2	124.5	121.0	3.5	15.0	84.2	83.9	0.3
P83 医療業	19.2	148.3	143.4	4.9	19.8	159.3	150.6	8.7	18.9	143.9	140.5	3.4
PS P 一括分	19.0	127.9	123.2	4.7	18.6	145.4	141.1	4.3	19.1	122.2	117.4	4.8
R91 職業紹介・労働者派遣業	19.8	167.7	152.4	15.3	20.0	174.1	156.6	17.5	19.2	150.1	141.1	9.0
R92 その他の事業サービス業	18.9	132.4	126.5	5.9	19.0	149.1	139.2	9.9	18.8	117.2	115.0	2.2
RS R 一括分	20.0	165.5	151.0	14.5	19.9	166.6	150.1	16.5	20.9	160.1	156.5	3.6

(注)第1表の(注)参照。

第3-2表 産業及び性別別常用労働者の月末及び増加減少推計労働者数並びにパートタイム労働者数及びパートタイム労働者比率(30人以上)

令和2年7月分

業 業	計						男						女					
	前調査期間			本調査期間			前調査期間			本調査期間			前調査期間			本調査期間		
	未常用労働者数	増常用労働者数	減常用労働者数	未常用労働者数	増常用労働者数	減常用労働者数	未常用労働者数	増常用労働者数	減常用労働者数	未常用労働者数	増常用労働者数	減常用労働者数	未常用労働者数	増常用労働者数	減常用労働者数	未常用労働者数	増常用労働者数	減常用労働者数
TL	420,851	4,712	4,094	421,469	115,179	27.3	242,225	2,209	2,411	242,023	30,857	12.7	178,626	2,503	1,683	179,446	84,322	47.0
C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
D	11,080	139	73	11,146	673	6.0	9,762	134	64	9,832	419	4.3	1,318	5	9	1,314	254	19.3
E	148,153	832	1,269	147,716	21,674	14.7	110,044	567	1,023	109,588	5,658	5.2	38,109	265	246	38,128	16,016	42.0
F	2,091	28	0	2,119	77	3.6	1,845	28	0	1,873	53	2.8	246	0	0	246	24	9.8
G	4,337	3	33	4,307	137	3.2	3,352	2	31	3,323	44	1.3	985	1	2	984	93	9.3
H	27,869	128	219	27,778	5,058	18.2	22,765	51	145	22,671	2,110	9.3	5,104	77	74	5,107	2,948	57.7
I	47,761	1,231	643	48,349	27,227	56.3	19,874	410	298	19,986	5,745	28.7	27,887	821	345	28,363	21,482	75.7
J	7,582	45	74	7,553	1,026	13.6	3,393	6	24	3,375	40	1.2	4,189	39	50	4,178	986	23.6
K	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
L	8,489	68	120	8,437	1,484	17.6	5,711	34	94	5,651	589	10.4	2,778	34	26	2,786	895	32.1
M	11,146	551	188	11,509	8,938	77.7	4,832	174	133	4,873	3,289	67.5	6,314	377	55	6,636	5,649	85.1
N	11,204	808	237	11,775	7,720	65.6	5,427	432	108	5,751	2,727	47.4	5,777	376	129	6,024	4,993	82.9
O	26,943	48	56	26,935	9,977	37.0	10,457	28	20	10,465	2,918	27.9	16,486	20	36	16,470	7,059	42.9
P	74,521	381	452	74,450	18,702	25.1	20,117	109	58	20,168	3,082	15.3	54,404	272	394	54,282	15,620	28.8
Q	3,727	6	12	3,721	559	15.0	2,422	3	6	2,419	181	7.5	1,305	3	6	1,302	378	29.0
R	34,422	424	688	34,158	11,333	33.2	21,220	211	387	21,044	3,756	17.8	13,202	213	301	13,114	7,577	57.8
E09	29,158	316	207	29,267	11,163	38.1	14,275	143	73	14,345	2,223	15.5	14,983	173	134	14,922	8,940	59.9
E11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E12	1,038	0	5	1,033	48	4.6	945	0	5	940	39	4.1	93	0	0	93	9	9.7
E13	868	0	26	842	92	10.9	734	0	22	712	73	10.3	134	0	4	130	19	14.6
E14	1,586	7	0	1,593	459	28.8	873	0	459	873	73	8.4	713	7	0	720	386	53.6
E15	804	0	10	794	249	31.4	663	0	10	653	224	34.3	141	0	0	141	25	17.7
E16	10,020	30	47	10,033	1,673	16.7	7,691	1	33	7,659	577	7.5	2,329	29	14	2,344	1,096	46.8
E18	13,529	24	126	13,427	1,730	12.9	9,019	0	101	8,918	0	0.0	4,510	24	25	4,509	1,730	38.4
E19	1,466	2	10	1,458	103	7.1	1,015	2	9	1,008	19	1.9	451	0	1	450	84	18.7
E21	885	4	7	882	19	2.2	794	4	7	791	10	1.3	91	0	0	91	9	9.9
E22	1,112	0	0	1,112	40	3.6	1,044	0	7	1,044	35	3.4	68	0	0	68	5	7.4
E23	2,449	0	22	2,427	344	14.2	1,766	0	11	1,755	7	0.4	683	0	11	672	337	50.1
E24	8,553	6	37	8,522	251	2.9	7,322	1	33	7,290	52	0.7	1,231	5	4	1,232	199	16.2
E25	8,523	52	121	8,454	1,275	15.1	6,222	52	85	6,189	186	3.0	2,301	0	36	2,265	1,089	48.1
E26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E27	2,629	18	7	2,640	213	8.1	1,894	5	6	1,893	52	2.7	735	13	1	747	161	21.6
E28	7,987	79	46	8,020	601	7.5	6,434	75	44	6,465	169	2.6	1,553	4	2	1,555	432	27.8
E29	8,042	9	5	8,046	507	6.3	6,087	6	5	6,088	229	3.8	1,955	3	0	1,958	278	14.2
E30	3,361	13	9	3,365	379	11.3	2,593	9	9	2,593	91	3.5	772	4	0	776	288	37.3
E31	43,367	272	584	43,055	2,329	5.4	39,069	269	570	38,768	1,531	3.9	4,298	3	14	4,287	798	18.6
E32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
I-1	10,956	173	10	11,119	238	2.1	8,099	79	8	8,170	66	0.8	2,857	94	2	2,949	172	5.6
I-2	36,805	1,058	633	37,230	26,989	72.5	11,775	331	290	11,816	5,679	48.1	25,030	727	343	25,414	21,310	83.9
M75	3,171	120	85	3,206	1,046	32.6	1,543	51	51	1,543	309	20.0	1,628	69	34	1,663	737	44.3
MS	7,975	431	103	8,303	7,892	95.0	3,289	123	82	3,330	2,980	89.5	4,686	308	21	4,973	4,912	98.8
N80	6,003	440	114	6,329	4,539	71.7	3,204	252	45	3,411	1,936	56.8	2,799	188	69	2,918	2,603	89.2
P83	41,270	340	377	41,233	5,566	13.5	11,920	95	58	11,957	1,249	10.4	29,350	245	319	29,276	4,307	14.7
PS	33,251	41	75	33,217	13,146	39.6	8,197	14	0	8,211	1,833	22.3	25,054	27	75	25,006	11,313	45.2
R91	13,133	146	435	12,944	736	5.7	9,616	45	262	9,399	183	1.9	3,517	101	173	3,445	553	16.1
R92	17,175	245	234	17,186	10,169	59.2	8,098	147	111	8,134	3,196	39.3	9,077	98	123	9,052	6,973	77.0
RS	4,114	33	19	4,128	428	10.4	3,506	19	14	3,511	377	10.7	608	14	5	617	51	8.3

(注)第1表の(注)参照。

第4-1表(1) 産業、就業形態別全常用労働者の1人平均月間現金給与額(5人以上)

令和2年7月分

産 業	一 般 労 働 者				パ ー ト タ イ ム 労 働 者				
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与
TL 調査産業計	460,435	312,628	290,502	22,126	147,807	105,988	100,294	96,814	3,480
E 製造業	534,776	319,314	291,271	28,043	215,462	131,409	121,655	114,166	7,489
I 卸売業・小売業	418,714	296,151	278,711	17,440	122,563	94,628	91,929	90,442	1,487
P 医療・福祉	529,751	318,474	304,977	13,497	211,277	134,458	118,067	112,928	5,139

第4-1表(2) 産業、就業形態別全常用労働者の1人平均出勤日数及び実労働時間(5人以上)

令和2年7月分

産 業	一 般 労 働 者				パ ー ト タ イ ム 労 働 者			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
TL 調査産業計	20.2	167.4	155.3	12.1	15.8	89.5	87.2	2.3
E 製造業	19.4	165.4	153.4	12.0	17.4	112.9	107.2	5.7
I 卸売業・小売業	21.1	165.7	155.6	10.1	16.3	89.5	88.5	1.0
P 医療・福祉	20.0	160.4	156.1	4.3	15.9	83.3	79.9	3.4

第4-1表(3) 産業、就業形態別全常用労働者の前月末、増加、減少及び本月末推計労働者数(5人以上)

令和2年7月分

産 業	一 般 労 働 者				パ ー ト タ イ ム 労 働 者			
	前調査期間末一般労働者数	増	減	少	本調査期間末一般労働者数	増	減	少
TL 調査産業計	492,694	3,211	3,345	492,436	214,093	6,420	3,053	217,584
E 製造業	155,727	980	1,172	155,468	30,610	482	431	30,728
I 卸売業・小売業	65,765	698	276	66,193	62,087	1,514	853	62,742
P 医療・福祉	78,660	324	360	78,704	33,156	528	508	33,096

第4-2表(1) 産業、就業形態別全常用労働者の1人平均月間現金給与額(30人以上)

産 業	一 般 労働者				パ ー ト 労働者				
	現金給与総額	きま っ て 支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払 われた給与	現金給与総額	きま っ て 支給する給与	所定内給与	超過労働給与
TL 調査産業計	501,452	326,301	298,118	28,183	175,151	115,642	108,816	103,641	5,175
E 製造業	561,023	325,655	294,253	31,402	235,368	143,269	134,093	124,222	9,871
I 卸売業・小売業	431,989	305,804	291,001	14,803	126,185	99,013	94,028	92,922	1,106
P 医療・福祉	585,397	341,282	325,402	15,880	244,115	148,261	128,244	119,914	8,330

令和2年7月分

第4-2表(2) 産業、就業形態別全常用労働者の1人平均出勤日数及び実労働時間(30人以上)

産 業	一 般 労働者			パ ー ト 労働者		
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間
TL 調査産業計	19.9	168.2	153.9	14.3	16.4	94.1
E 製造業	19.4	166.1	153.4	12.7	18.0	122.8
I 卸売業・小売業	20.0	161.9	152.0	9.9	16.7	88.1
P 医療・福祉	19.7	157.7	153.2	4.5	17.3	84.2

令和2年7月分

第4-2表(3) 産業、就業形態別全常用労働者の前月末、増加、減少及び本月末推計労働者数(30人以上)

産 業	一 般 労働者			パ ー ト 労働者		
	前調査期間末一般労働者数	増 加 一般労働者数	減 少 一般労働者数	本調査期間末一般労働者数	前調査期間末一般労働者数	増 加 一般労働者数
TL 調査産業計	307,123	2,033	2,661	306,290	113,728	2,679
E 製造業	126,538	601	1,029	126,042	21,615	231
I 卸売業・小売業	20,933	381	197	21,122	26,828	850
P 医療・福祉	55,710	324	286	55,748	18,811	57

令和2年7月分

第5-1表 産業別賃金指数（5人以上）

令和2年7月分

（平成27年＝100）

年 月	名目賃金指数（現金給与総額）				実質賃金指数（現金給与総額）				名目賃金指数（定期給与）				実質賃金指数（定期給与）			
	調査		産業計		調査		産業計		調査		産業計		調査		産業計	
	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業
平成	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 7	102.0	103.2	105.2	103.4	102.2	100.4	105.4	105.4	101.2	99.2	102.7	103.7	101.4	99.4	102.9	103.9
2 8	105.4	103.3	112.5	101.5	104.8	102.7	111.8	100.9	104.4	101.7	111.9	101.7	103.8	101.1	111.2	101.1
2 9	106.1	110.3	122.6	96.8	103.6	107.7	119.7	94.5	105.3	106.8	121.8	97.7	102.8	104.3	118.9	95.4
3 0	101.5	106.5	105.2	102.0	98.3	103.1	101.9	98.7	101.3	104.5	107.5	102.4	98.1	101.2	104.1	99.1
令和																
元 年	132.1	160.5	153.5	109.7	129.5	157.4	150.5	107.5	105.4	106.9	126.4	95.3	103.3	104.8	123.9	93.4
平成30年	90.6	90.7	109.1	81.4	87.9	88.0	105.8	79.0	105.0	106.9	125.7	95.8	101.8	103.7	121.9	92.9
7	89.8	91.7	110.2	80.7	87.1	88.9	106.9	78.3	104.8	107.4	124.4	95.6	101.6	104.2	120.7	92.7
8	89.5	88.9	106.6	82.3	86.6	86.0	103.1	79.6	105.6	107.7	125.3	97.3	102.1	104.2	121.2	94.1
1 0	92.6	96.4	111.9	82.7	90.3	94.0	109.1	80.6	106.3	109.5	125.0	96.6	103.6	106.7	121.8	94.2
1 1	188.9	210.8	201.6	174.8	184.1	205.5	196.5	170.4	105.4	107.6	123.9	96.8	102.7	104.9	120.8	94.3
平成31年																
1 月	86.1	89.5	94.2	89.0	84.0	87.3	91.9	86.8	100.3	104.1	109.4	101.1	97.9	101.6	106.7	98.6
2	84.8	86.8	92.4	84.9	82.6	84.5	90.0	82.7	100.8	104.9	108.1	100.5	98.1	102.1	105.3	97.9
3	88.5	88.5	99.0	86.4	86.1	86.1	96.3	84.0	100.8	103.9	103.9	101.7	98.1	101.1	101.1	98.9
4	87.4	86.2	95.7	88.1	84.6	83.4	92.6	85.3	102.3	103.9	111.0	102.8	99.0	100.6	107.5	99.5
令和元年	85.7	84.6	96.4	87.3	82.8	81.7	93.1	84.3	101.4	102.1	112.7	103.0	98.0	98.6	108.9	99.5
5	129.3	126.8	129.7	131.2	125.0	122.6	125.4	126.9	102.7	104.9	111.3	103.6	99.3	101.5	107.6	100.2
6	128.7	154.3	128.4	117.8	124.5	149.2	124.2	113.9	101.0	105.2	101.7	103.4	97.7	101.7	98.4	100.0
7	85.7	89.1	88.3	87.4	82.8	86.1	85.3	84.4	99.3	103.8	101.9	102.2	95.9	100.3	98.5	98.7
8	85.2	87.3	90.4	87.0	82.3	84.3	87.3	84.1	100.9	105.0	106.1	103.1	97.5	101.4	102.5	99.6
9	86.0	86.6	92.7	85.9	82.9	83.4	89.3	82.8	101.6	105.0	108.6	101.5	97.9	101.2	104.6	97.8
1 0	90.8	95.2	93.9	87.4	87.4	91.6	90.4	84.1	101.8	105.5	106.6	102.4	98.0	101.5	102.6	98.6
1 1	180.4	203.0	162.3	191.2	174.0	195.8	156.5	184.4	102.0	104.8	107.1	102.7	98.4	101.1	103.3	99.0
1 2	85.8	87.0	91.5	86.3	82.8	84.0	88.3	83.3	100.0	104.4	104.0	102.1	96.5	100.8	100.4	98.6
令和2年																
1 月	84.8	88.1	88.8	86.3	82.3	85.5	86.2	83.8	100.7	106.7	103.0	101.8	97.8	103.6	100.0	98.8
2	87.4	89.8	94.8	86.7	84.9	87.2	92.0	84.2	100.6	106.2	103.2	99.7	97.7	103.1	100.2	96.8
3	86.7	87.4	89.1	87.9	84.1	84.8	86.4	85.3	100.6	105.1	104.0	103.5	97.6	101.9	100.9	100.4
4	85.5	84.1	88.8	89.0	82.9	81.6	86.1	86.3	99.1	100.9	103.2	101.6	96.1	97.9	100.1	98.5
5	129.4	117.5	112.5	126.9	125.6	114.1	109.2	123.2	100.6	100.8	102.4	106.2	97.7	97.9	99.4	103.1
6	119.0	138.0	115.1	139.1	115.2	133.6	111.4	134.7	100.1	102.5	102.1	103.6	96.9	99.2	98.8	100.3
7																

（注1）指数は、平成29年1月分から平成27年基準に更新を行い、過去に遡って指数を改訂した。

（注2）実質賃金指数＝（名目賃金指数）÷（消費者物価指数（前橋市）の持ち家の帰属家賃を除く総合）×100

第5-2表 産業別賃金指数（30人以上）

令和2年7月分

（平成27年＝100）

年 月	名目賃金指数（現金給与総額）				実質賃金指数（現金給与総額）				名目賃金指数（定期給与）				実質賃金指数（定期給与）			
	調査		産業計		調査		産業計		調査		産業計		調査		産業計	
	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業	製造業	卸売業・小売業	医療・福祉	左のうち主な産業
平成	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2 7	101.5	100.8	102.1	101.7	101.0	101.0	102.3	100.5	100.2	100.4	99.5	100.7	100.4	100.6	99.7	100.6
2 8	104.1	103.7	112.1	103.5	103.1	111.4	100.3	102.9	102.5	108.4	99.0	102.3	101.9	107.8	98.4	107.8
2 9	103.4	108.6	122.2	101.0	106.1	119.3	93.9	103.1	106.5	118.7	97.4	100.7	104.0	115.9	95.1	115.9
3 0	97.8	105.6	91.6	94.7	102.2	88.7	99.8	98.5	104.7	93.8	102.7	95.4	101.4	90.8	99.4	101.4
令和																
元 年																
平成30年	131.3	158.6	143.5	128.7	155.5	140.7	105.8	103.5	106.4	122.3	96.8	101.5	104.3	119.9	94.9	119.9
7	86.9	87.2	102.8	84.3	84.6	99.7	80.1	102.9	106.5	118.9	97.5	99.8	103.3	115.3	94.6	115.3
8	86.0	89.1	99.5	83.4	86.4	96.5	79.5	102.6	106.6	117.9	96.8	99.5	103.4	114.4	93.9	114.4
9	85.2	86.2	99.7	82.4	83.4	96.4	81.0	103.8	107.1	118.3	98.5	100.4	103.6	114.4	95.3	114.4
1 0	89.5	93.2	113.4	87.2	90.8	110.5	82.1	104.8	109.1	122.3	98.0	102.1	106.3	119.2	95.5	119.2
1 1	193.4	213.1	221.6	188.5	207.7	216.0	172.9	103.3	107.2	119.6	97.9	100.7	104.5	116.6	95.4	116.6
1 2																
平成31年																
月																
1	81.8	87.4	81.3	79.8	85.3	79.3	85.7	97.5	104.6	95.3	102.1	95.1	102.0	93.0	99.6	102.0
2	80.2	84.4	79.6	78.1	82.2	77.5	83.3	97.6	104.8	94.4	101.1	95.0	102.0	91.9	98.4	102.0
3	83.5	86.7	81.9	81.2	84.3	79.7	84.2	98.0	103.9	92.0	101.4	95.3	101.1	89.5	98.6	101.1
4	81.8	83.4	81.9	79.2	80.7	79.3	86.1	98.7	103.3	96.3	103.4	95.5	100.0	93.2	100.1	100.0
5	80.9	82.0	82.8	78.2	79.2	80.0	84.5	97.6	101.6	97.4	103.1	94.3	98.2	94.1	99.6	98.2
6	123.3	128.6	123.0	119.2	124.4	119.0	130.5	99.2	104.7	95.9	103.8	95.9	101.3	92.7	100.4	101.3
7	127.7	153.0	106.7	123.5	148.0	103.2	115.9	99.2	105.8	91.8	103.9	95.9	102.3	88.8	100.5	102.3
8	81.2	87.1	77.9	78.5	84.2	75.3	83.4	97.1	104.6	92.2	101.9	93.8	101.1	89.1	98.5	101.1
9	81.3	85.4	78.7	78.6	82.5	76.0	84.0	98.2	105.3	92.8	102.5	94.9	101.7	89.7	99.0	101.7
1 0	82.4	84.9	78.9	79.4	81.8	76.0	84.4	99.5	105.5	93.0	103.0	95.9	101.6	89.6	99.2	101.6
1 1	89.2	94.4	84.6	85.9	90.9	81.4	85.1	99.6	106.1	93.7	103.1	95.9	102.1	90.2	99.2	102.1
1 2	181.7	210.1	147.9	175.2	202.6	142.6	190.2	99.2	104.9	92.7	103.9	95.7	101.2	89.4	100.2	101.2
令和2年																
月																
1	82.1	85.1	77.1	79.2	82.1	74.4	82.5	98.7	104.5	91.3	100.8	95.3	100.9	88.1	97.3	100.9
2	82.0	85.8	78.1	79.6	83.3	75.8	83.5	99.5	106.5	91.0	101.1	96.6	103.4	88.3	98.2	103.4
3	83.6	88.4	78.7	81.2	85.8	76.4	83.5	99.7	106.8	89.0	100.8	96.8	103.7	86.4	97.9	103.7
4	84.8	86.1	78.7	82.3	83.5	76.3	85.9	99.8	106.0	92.1	103.7	96.8	102.8	89.3	100.6	102.8
5	81.4	82.3	76.8	79.0	79.8	74.5	83.7	97.1	101.0	88.6	99.9	94.2	98.0	85.9	96.9	98.0
6	131.3	117.4	114.0	127.5	114.0	110.7	124.3	98.9	100.4	88.9	106.5	96.0	97.5	86.3	103.4	97.5
7	119.2	137.8	99.6	115.4	133.4	96.4	138.4	98.0	102.0	90.1	102.2	94.9	98.7	87.2	98.9	98.7

（注1）指数は、平成29年1月分から平成27年基準に更新を行い、過去に遡って指数を改訂した。

（注2）実質賃金指数＝（名目賃金指数）÷（消費者物価指数（前橋市）の持ち家の帰属家賃を除く総合）×100

第6-1表 産業別労働時間及び雇用指数（5人以上）

令和2年7月分

(平成27年=100)

年 月	総労働時間指数				所定外労働時間指数				常用雇用指数			
	調査		左のうち主な産業		調査		左のうち主な産業		調査		左のうち主な産業	
	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉
平成	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年平均	100.1	99.9	100.7	101.8	99.4	101.6	87.3	127.6	100.5	100.6	101.2	101.2
27	100.5	100.2	103.0	101.0	101.3	104.5	81.3	146.9	100.6	101.6	102.0	100.8
28	100.6	101.9	103.5	96.3	103.1	112.2	84.8	131.4	102.9	106.9	105.5	102.3
29	97.9	100.2	98.5	96.5	101.9	104.7	96.7	151.4	102.8	106.4	103.5	103.3
30	103.4	105.2	105.8	97.7	102.7	108.0	94.7	117.1	103.2	107.7	104.6	103.2
7	98.3	96.4	102.6	97.6	99.1	108.0	88.2	122.9	103.4	107.3	105.5	103.0
8	100.0	101.1	105.3	95.3	102.7	113.3	84.2	117.1	103.2	107.2	105.3	102.4
9	101.6	103.5	103.1	97.8	105.3	117.3	90.8	122.9	103.3	107.3	105.7	102.7
10	105.0	108.4	108.6	99.0	107.1	118.7	97.4	128.6	103.0	106.7	106.5	102.2
11	100.8	102.9	105.4	96.6	104.4	114.7	93.4	128.6	103.4	107.5	107.1	102.7
12	91.5	90.7	95.0	90.1	100.9	103.3	92.1	154.3	102.1	105.3	103.8	102.6
平成31年	97.7	102.8	97.6	92.4	106.2	113.3	90.8	154.3	102.1	105.6	104.2	101.9
1	97.8	100.2	93.7	94.7	106.2	104.0	85.5	140.0	101.5	104.5	102.6	101.5
2	101.4	104.2	102.8	99.4	108.8	112.0	102.6	145.7	103.0	108.5	102.2	103.1
3	94.8	95.7	96.9	93.5	107.1	107.3	98.7	165.7	102.9	107.6	102.3	103.5
4	101.9	103.3	103.2	98.3	105.3	102.7	93.4	160.0	103.2	106.6	103.2	103.6
5	100.9	104.6	97.6	99.4	99.1	106.7	96.1	151.4	103.3	107.3	103.7	104.1
6	93.7	94.6	94.9	97.9	91.2	100.7	92.1	142.9	103.3	106.9	103.7	103.8
7	97.7	100.1	99.6	97.3	100.0	106.0	103.9	154.3	103.0	106.5	104.0	103.3
8	98.5	100.6	99.9	98.6	98.2	98.7	105.3	157.1	102.9	106.3	103.9	103.3
9	99.7	103.4	100.7	99.0	100.0	104.0	97.4	148.6	103.2	105.9	104.1	104.5
10	98.7	101.2	99.3	97.5	96.5	96.0	100.0	137.1	103.1	105.5	104.1	104.9
令和2年	90.5	90.5	94.6	90.6	90.3	93.3	93.4	142.9	101.0	99.4	104.4	104.7
1	96.3	101.7	99.3	94.5	95.6	104.7	93.4	128.6	101.0	101.7	103.7	104.7
2	96.2	102.4	97.0	92.3	97.3	109.3	92.1	128.6	100.9	101.5	102.8	105.9
3	96.8	100.6	99.3	97.4	85.0	84.0	89.5	120.0	100.0	97.8	103.6	107.2
4	84.6	81.0	90.1	90.8	67.3	56.7	64.5	134.3	99.6	100.0	102.1	106.0
5	97.2	94.5	98.4	102.1	74.3	57.3	65.8	117.1	100.0	100.1	102.7	105.7
6	97.1	97.0	95.9	99.1	80.5	73.3	75.0	114.3	99.5	96.7	103.6	105.7
7												

(注1) 指数は、平成29年1月分から平成27年基準に更新を行い、過去に遡って指数を改訂した。

第6-2表 産業別労働時間及び雇用指数（30人以上）

（平成27年=100）

年 月	総労働時間指数				所定外労働時間指数				常用雇用指数			
	調査		左のうち主な産業		調査		左のうち主な産業		調査		左のうち主な産業	
	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉	産業計	製造業	卸・小売業	医療・福祉
平成	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
27	100.0	100.0	100.3	98.7	100.1	99.0	103.5	115.5	100.5	101.0	98.1	101.2
28	100.4	100.6	103.3	98.6	101.2	102.3	113.4	119.6	101.4	103.8	97.7	102.2
29	101.1	102.5	104.1	95.7	107.2	111.4	115.7	142.1	104.6	110.0	101.8	104.0
30	97.4	100.5	98.7	93.3	101.9	104.7	123.9	157.5	103.6	108.3	96.5	106.1
令和元年	104.1	105.8	106.8	96.7	106.2	107.3	119.7	130.0	105.5	111.1	102.6	105.1
平成30年	99.5	97.4	105.7	98.2	105.4	107.9	119.7	140.0	105.4	110.6	103.2	104.6
7	99.7	100.7	103.5	96.1	108.5	112.2	115.2	132.5	104.9	110.5	103.1	103.7
8	102.7	104.1	102.0	98.3	110.0	115.2	113.6	140.0	105.1	110.8	103.1	104.5
9	105.7	109.3	108.3	98.6	110.0	117.1	119.7	145.0	104.8	109.9	103.5	104.4
10	100.7	103.1	103.6	95.9	106.9	111.6	121.2	145.0	105.1	110.5	103.9	104.5
平成31年	90.9	91.9	96.6	88.2	100.0	102.4	121.2	162.5	103.3	107.2	97.6	104.8
1	96.1	101.9	97.2	90.3	102.3	112.2	116.7	157.5	103.3	107.5	97.7	104.3
2	97.1	100.6	91.8	91.0	104.6	104.3	118.2	150.0	102.4	106.3	96.4	103.9
3	100.1	103.8	102.9	96.2	106.2	110.4	134.8	160.0	104.9	111.1	96.1	106.6
4	95.1	97.2	97.0	91.7	106.2	107.9	125.8	167.5	104.3	110.2	95.3	106.2
令和元年	100.1	102.6	102.7	95.8	100.8	101.2	125.8	160.0	104.5	109.1	96.3	106.5
5	101.6	105.7	99.3	96.6	101.5	107.3	134.8	152.5	103.9	108.9	97.1	106.5
6	94.4	96.2	98.3	95.7	96.2	104.3	115.2	147.5	104.0	108.6	97.5	107.0
7	96.4	99.3	100.1	93.2	100.8	106.7	127.3	152.5	103.5	108.1	96.6	106.3
8	98.5	100.9	98.9	94.3	100.0	98.8	122.7	165.0	103.1	107.9	95.8	106.4
9	99.3	103.9	101.1	93.7	102.3	103.7	125.8	160.0	103.0	107.5	95.6	107.0
10	98.2	101.0	98.7	93.3	98.5	94.5	118.2	147.5	102.8	107.0	96.0	107.1
令和2年	90.8	91.1	93.6	87.7	95.4	89.6	95.5	145.0	99.8	100.1	96.1	107.0
1	95.8	100.8	95.0	91.9	101.5	100.0	97.0	130.0	100.0	103.0	95.1	106.6
2	96.8	102.8	91.3	89.4	103.8	107.3	89.4	130.0	99.9	102.6	93.0	106.5
3	97.0	101.1	96.1	95.5	90.0	83.5	89.4	122.5	98.7	98.1	94.1	110.0
4	83.9	81.2	88.8	89.0	70.0	56.1	62.1	140.0	99.4	101.3	93.8	109.2
5	96.8	94.6	93.8	99.6	78.5	56.1	68.2	127.5	99.4	101.2	93.6	108.6
6	97.0	98.2	89.5	94.2	86.9	72.6	74.2	120.0	98.1	97.4	94.8	108.5
7												

（注1）指数は、平成29年1月分から平成27年基準に更新を行い、過去に遡って指数を改訂した。

第7表 主な指数の前年同月比（5人以上）

令和2年7月分

年 月	現金給与総額		決まって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	一般	調査産業計	一般	調査産業計	一般
	%	%	%	%	%	%
令和元年 月						
7	-2.6	-0.1	-4.2	-2.3	-3.8	-1.9
8	-4.9	-3.3	-4.8	-3.3	-5.1	-3.6
9	-5.2	-3.9	-3.8	-2.3	-3.8	-2.3
10	-3.9	-3.1	-3.8	-2.8	-3.7	-2.9
11	-1.9	-0.4	-4.2	-3.0	-4.2	-2.9
12	-4.5	-3.4	-3.2	-2.6	-3.0	-2.2
令和2年 月						
1	-0.3	2.0	-0.3	2.1	1.0	3.6
2	0.0	2.0	-0.1	1.9	1.4	3.6
3	-1.2	0.5	-0.2	1.7	0.8	2.9
4	-0.8	1.8	-1.7	0.6	0.5	3.1
5	-0.2	2.8	-2.3	0.4	0.9	4.1
6	0.9	3.3	-1.9	0.2	1.4	3.9
7	-7.5	-7.2	-0.9	-0.2	1.0	2.0
年 月	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	一般	調査産業計	一般	調査産業計	一般
	%	%	%	%	%	%
令和元年 月						
7	-2.4	-0.3	-2.3	-0.3	-3.5	0.0
8	-3.9	-2.1	-3.7	-2.0	-6.3	-3.5
9	-2.4	-0.3	-2.4	-0.4	-2.6	0.7
10	-3.0	-1.8	-2.7	-1.5	-5.9	-4.0
11	-5.0	-3.8	-4.9	-3.6	-6.6	-5.0
12	-2.1	-0.8	-1.6	-0.3	-7.6	-6.6
令和2年 月						
1	-1.1	-0.5	-0.2	0.2	-10.5	-8.8
2	-1.4	-1.2	-0.7	-0.3	-10.0	-8.7
3	-1.6	-1.7	-1.0	-1.0	-8.4	-8.7
4	-4.5	-3.3	-3.0	-1.6	-21.9	-19.9
5	-10.8	-9.7	-8.3	-6.7	-37.2	-36.5
6	-4.5	-3.8	-2.3	-1.4	-30.0	-28.3
7	-3.8	-3.9	-2.5	-2.6	-18.8	-18.3

【参考資料】

共通事業所による主な指数の前年同月比（参考提供）（5人以上）

（注1）共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである。

平成30年から部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから共通事業所に限定した集計が可能となった。

（注2）共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。

（注3）共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した集計）に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

令和2年7月分

年 月	現金給与総額		決まって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	一般	調査産業計	一般	調査産業計	一般
	%	%	%	%	%	%
令和元年 月						
7	2.3	2.9	1.0	1.6	1.7	2.3
8	-0.2	0.2	-0.8	-0.5	-0.7	-0.4
9	0.1	0.2	1.0	1.3	1.6	1.9
10	0.7	0.7	0.6	0.5	1.4	1.4
11	4.4	4.9	-0.3	-0.2	0.6	0.8
12	-0.4	-0.8	-0.1	-0.4	1.0	0.9
令和2年 月						
1	0.8	0.1	1.5	0.9	1.8	1.2
2	1.2	0.5	1.2	0.5	1.4	0.6
3	0.2	-0.4	0.3	-0.3	0.2	-0.3
4	-2.3	-2.4	-2.4	-2.5	-0.1	-0.2
5	-1.0	-0.4	-2.7	-2.2	0.2	0.9
6	1.7	2.2	-2.4	-2.3	0.4	0.7
7	-9.0	-10.4	0.1	-0.6	1.9	1.4
年 月	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	一般	調査産業計	一般	調査産業計	一般
	%	%	%	%	%	%
令和元年 月						
7	-2.1	-1.4	-1.5	-0.9	-8.1	-5.7
8	-3.5	-3.1	-3.0	-2.5	-8.8	-8.8
9	-0.8	0.0	-0.5	0.5	-4.2	-4.5
10	-2.4	-2.1	-1.7	-1.2	-11.0	-11.0
11	-4.9	-4.7	-4.3	-3.9	-11.5	-12.1
12	-2.8	-2.4	-2.0	-1.3	-11.8	-12.6
令和2年 月						
1	0.9	0.4	0.5	-0.1	5.1	5.2
2	-1.3	-2.2	-1.0	-2.0	-3.7	-3.9
3	-0.7	-0.8	-0.5	-0.5	-2.3	-3.4
4	-3.9	-2.9	-2.5	-1.4	-17.7	-15.9
5	-9.4	-8.0	-6.8	-5.2	-33.8	-32.4
6	-3.4	-1.9	-1.2	0.6	-25.4	-24.4
7	-3.8	-3.6	-2.1	-1.8	-25.5	-25.2

毎月勤労統計調査 地方調査 の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であり、賃金・労働時間及び雇用について、毎月群馬県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類にいう鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから抽出された約760事業所について行っている。

3 調査期間

事業所の前月の給与締切日の翌日から、本月の給与締切日までの1か月間。

4 調査事項の定義

(1) 常用労働者

期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者(事業主又は法人の代表者、無給の家族従事者は除く)。

(2) パートタイム労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者または1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

(3) 現金給与総額

賃金、給与、手当、賞与、その他名称の如何を問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうちで、通貨で支払われるものをいう。(所得税、社会保険料、組合費等を差し引く前の総額)

現金給与総額＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われる給与」

ア きまって支給する給与(定期給与)

労働協約、就業規則等において、あらかじめ定められている支給条件、算定方法により算定され支給される給与。

[例]基本給(月給、日給、時給)、家族手当、精勤手当、職務手当、特殊作業手当、宿日直手当、超過勤務手当、休日出勤手当、通勤手当、有給休暇手当、休業手当等。

イ 特別に支払われた給与(特別給与)

現金給与のうちで、きまって支給する給与以外のすべてのものをいう。

[例]夏・冬の賞与、期末手当等の一時金、3か月を超える期間で算定される給与。

ウ 所定内給与

「所定内給与」＝「きまって支給する給与」－「超過労働給与」

(4) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数で、1日のうちで1時間でも就業すれば出勤日となる。

(5) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間で、所定内労働時間と所定外労働時間との合計時間である。

ア 所定内労働時間

事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻・終業時刻との間の労働時間の合計時間(休憩時間を除く)となる。

イ 所定外労働時間

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の労働時間である。

5 調査の結果

この調査の結果は、調査事業主からの報告をもとにして、本県の5人以上規模のすべての事業所に対応するように推計した数値である。したがって、調査結果に若干の標本誤差が含まれている。

6 結果利用上の注意

(1) 指数は、基準年を平成27年＝100とする。

(2) 指数は、平成29年1月分から平成27年基準に更新を行い、過去に遡って指数の改訂をする。

(3) 調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを平成30年1月分確報で更新したことに伴い、平成30年1月分確報発表時に過去に遡って改訂した。詳細は、厚生労働省のWebページに掲載している。

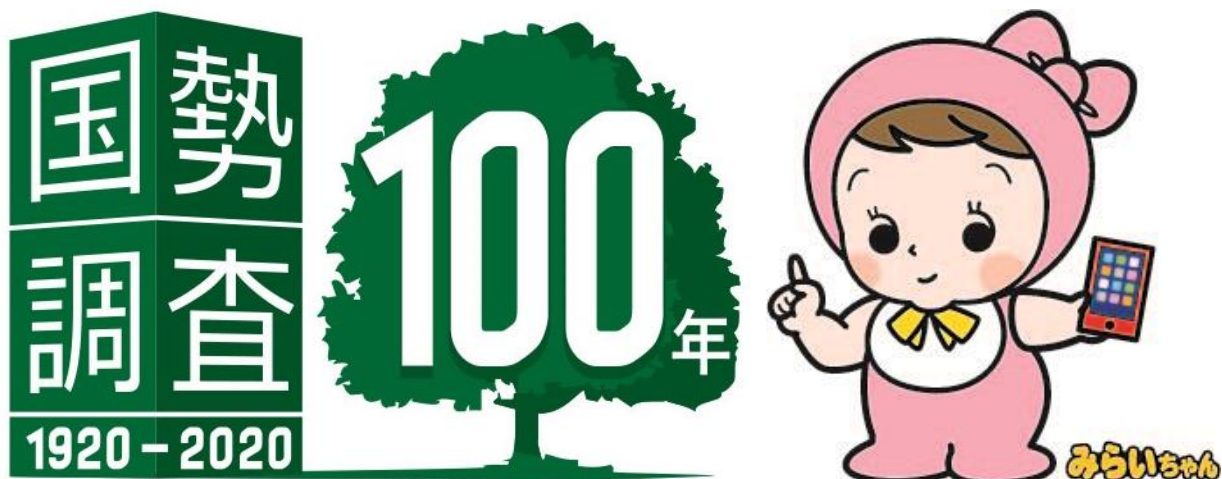
(4) 調査対象事業所が僅少である産業については、機密保持のため表章はしていないが、調査産業計欄では当該産業も含めて算定している。

お問い合わせは・・・

群馬県総務部統計課 経済産業係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

TEL:027-226-2415(直通) FAX:027-224-9224



令和2年国勢調査に御協力を！

詳しくは、総務省統計局ホームページをご覧ください。

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>

お問い合わせは・・・

群馬県総務部統計課 経済産業係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

TEL: 027-226-2415 (直通)

FAX: 027-224-9224

各種統計情報は、「群馬県統計情報提供システム」でもご覧いただけます。

<https://toukei.pref.gunma.jp/>



最近の県内経済情勢

令和2年8月4日


財務省関東財務局

前橋財務事務所

問い合わせ先
前橋財務事務所 財務課
電話 027-896-2908(直通)

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、足下では下げ止まりの動きがみられる」








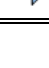
項目	前回（2年4月判断）	今回（2年7月判断）	前回比較
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にある	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるものの、足下では下げ止まりの動きがみられる	

（注）2年7月判断は、前回4月判断以降、足下（7月末）の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、感染症の影響が残るものの、緩やかに持ち直している。生産活動は、感染症の影響がみられるものの、足下では下げ止まりつつある。また、雇用情勢は、感染症の影響により、弱含んでいる。

【各項目の判断】

項目	前回（2年4月判断）	今回（2年7月判断）	前回比較
個人消費	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱含んでいる	新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、緩やかに持ち直している	
生産活動	一進一退の状況にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で減産の動きが広がっている	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、足下では下げ止まりつつある	
雇用情勢	改善の動きに一服感がみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱含んでいる	
設備投資	元年度は減少見込みとなっている	2年度は増加見込みとなっている	
企業収益	元年度は減益見込みとなっている	2年度は減益見込みとなっている	
企業の景況感	「下降」超となっている	「下降」超となっている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	
公共事業	前年を下回っている	前年を下回っている	

【先行き】

先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染症が地域経済に与える影響に十分注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、緩やかに持ち直している」

乗用車販売は普通車、小型車、軽乗用車いずれも前年を下回っており、コンビニエンスストア販売額も前年を下回っている。百貨店・スーパー販売額、ドラッグストア販売額、家電大型専門店販売額及びホー

ムセンター販売額は前年を上回っており、全体としては、感染症の影響が残るものの、緩やかに持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- 緊急事態宣言により、約1か月臨時休業した影響で売上が大きく減少した。(百貨店)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や時短営業となり、売上が大きく減少した。(スーパー)
- 父の日は家飲み需要により酒類の売上が増加した。(スーパー)
- 観光地での来店客数の落ち込みが大きく全体のマイナス要因となっている。(コンビニエンスストア)
- テレワークや学校休校に伴うオンライン授業推進、巣ごもり生活、特別定額給付金支給の影響により、パソコン、テレビ、ゲーム機、調理家電を中心とした白物家電の売行きが好調に推移した。(家電量販店)
- 4、5月は、感染症の影響により、営業時間の短縮や来店誘致などの営業制限、工場の操業停止による在庫不足により業況は悪かった。(自動車販売)
- 外食の代わりとして、生鮮食品の売上が、巣ごもり生活により、ゲームや玩具、生地や手芸用品なども売上が伸長した。(ショッピングセンター)

■ **生産活動** 「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、足下では下げ止まりつつある」

生産活動は、輸送機械を中心に低下しており、感染症の影響がみられるものの、足下では下げ止まりつつある。

- 新型コロナウイルス感染症の影響で4月中旬から5月中旬まで操業を停止し、その後も生産調整を続けていたことから、生産台数は前年同期比を大きく下回っている。6月下旬より通常操業を再開したことで、6月の生産台数は同約5割減まで回復する見込み。(輸送機械)
- 取引先の自動車メーカーの休業に伴い、当社も受注が全体的に減少し、工場稼働率は約8割となっている。(電気機械)

■ **雇用情勢** 「新型コロナウイルス感染症の影響により、弱含んでいる」

雇用情勢は、新規求人数が減少しているほか、有効求人倍率、新規求人倍率が低下しており、弱含んでいる。

- 新型コロナウイルス感染症の影響で受注が伸び悩んでいることから、6月で契約が切れる派遣社員やパートのうち一部は更新を見送った。(住宅建設)

■ **設備投資** 「2年度は増加見込みとなっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」2年4-6月期

- 製造業では前年比27.1%の増加見込み、非製造業では同11.7%の増加見込みとなっており、全規模・全産業では同18.2%の増加見込みとなっている。

■ **企業収益** 「2年度は減益見込みとなっている」 (全規模) 「法人企業景気予測調査」2年4-6月期

- 製造業では前年比▲37.3%の減益見込み、非製造業では同▲21.8%の減益見込みとなっており、全規模では同▲27.2%の減益見込みとなっている。

■ **企業の景況感** 「『下降』超となっている」 (全規模・全産業) 「法人企業景気予測調査」2年4-6月期

- 企業の景況判断BSIは、全規模・全産業では前四半期(2年1-3月期)に比べ、「下降」超幅が拡大している。規模別にみると、大企業は「下降」超に転じ、中堅企業、中小企業は「下降」超幅が拡大している。先行きは、全規模・全産業で「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。

■ **住宅建設** 「前年を下回っている」

- 新設住宅着工戸数でみると、分譲住宅は前年を上回っているものの、持家、貸家は前年を下回っていることから、全体では前年を下回っている。

- 展示場の来場者数は、2月下旬以降、集客イベントが開催できず前年同期比で大幅減となっており、今後の成約の大幅な減少を懸念。(住宅建設)

■ **公共事業** 「前年を下回っている」

- 前払金保証請負金額でみると、国は前年を上回っているものの、県、市町村は前年を下回っていることから、全体では前年を下回っている。



最近の県内経済情勢 (資料編)

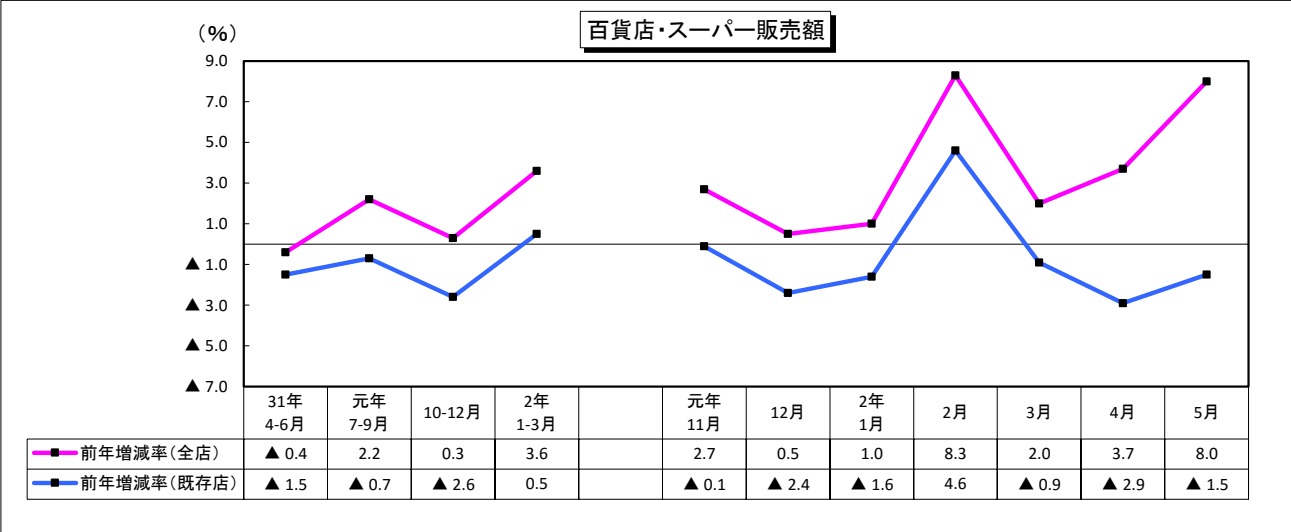
令和2年8月4日

財務省関東財務局
前橋財務事務所

1. 個人消費

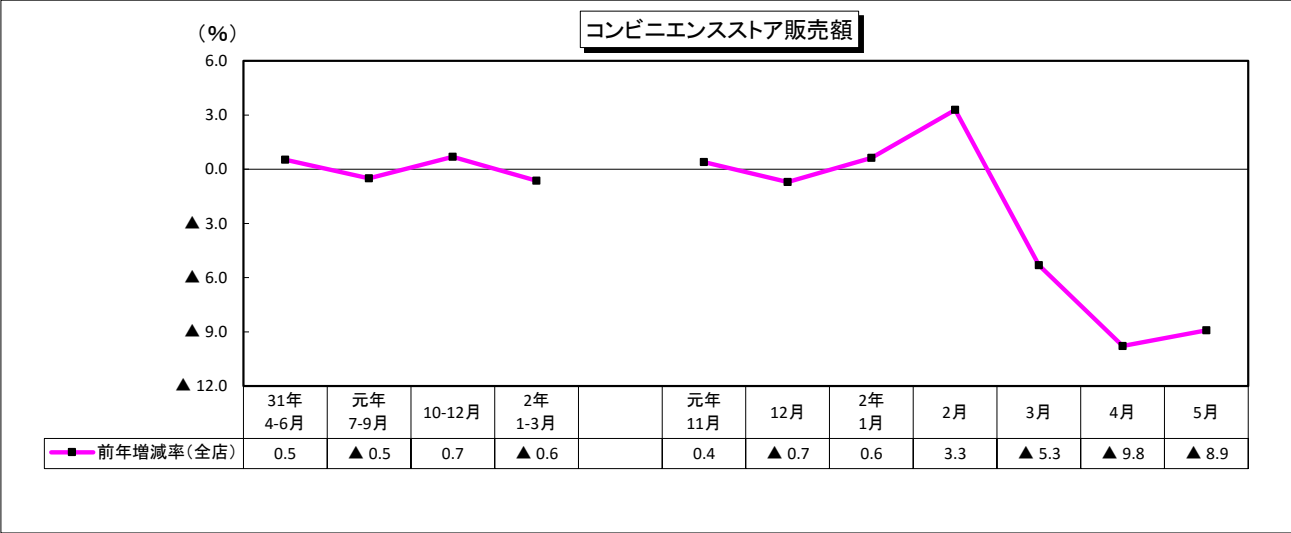
新型コロナウイルス感染症の影響が残るものの、
緩やかに持ち直している

[グラフ1]



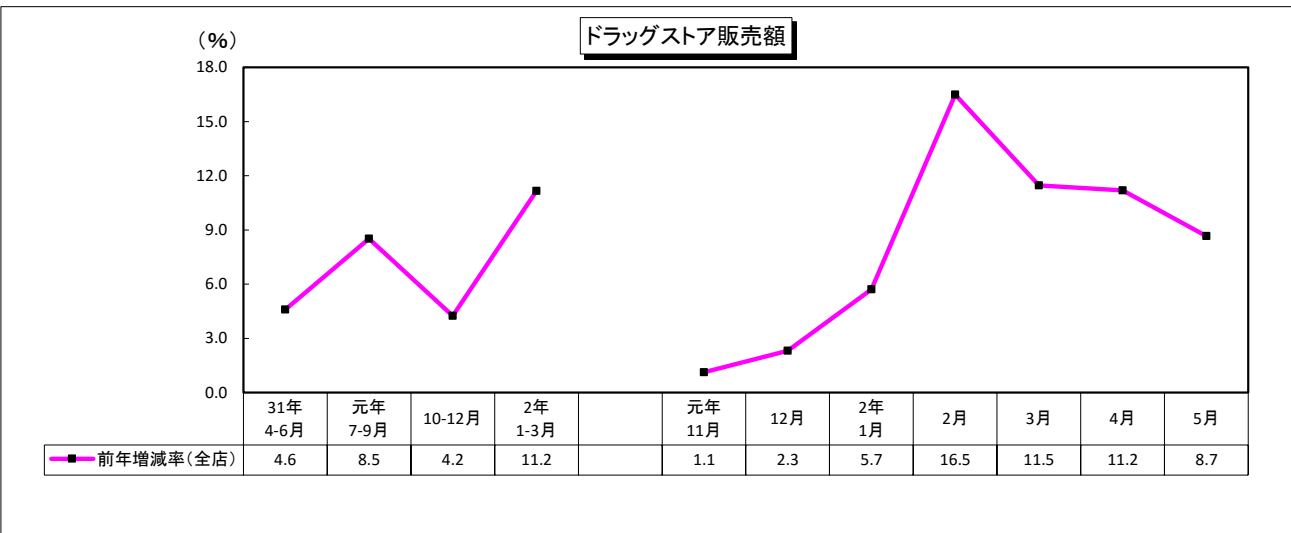
[経済産業省]

[グラフ2]



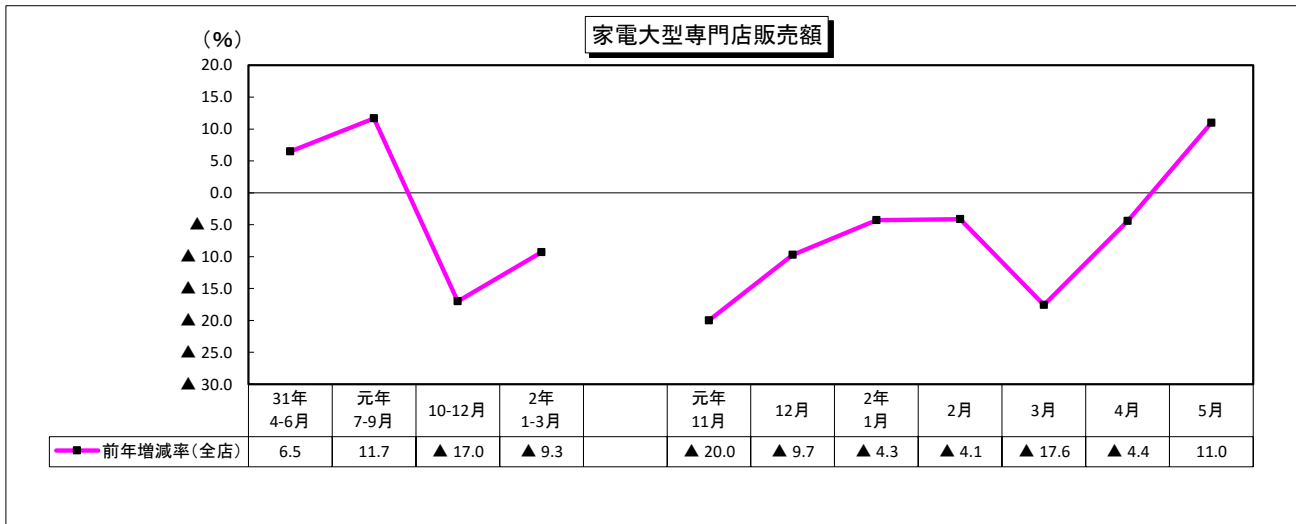
[経済産業省]

[グラフ3]



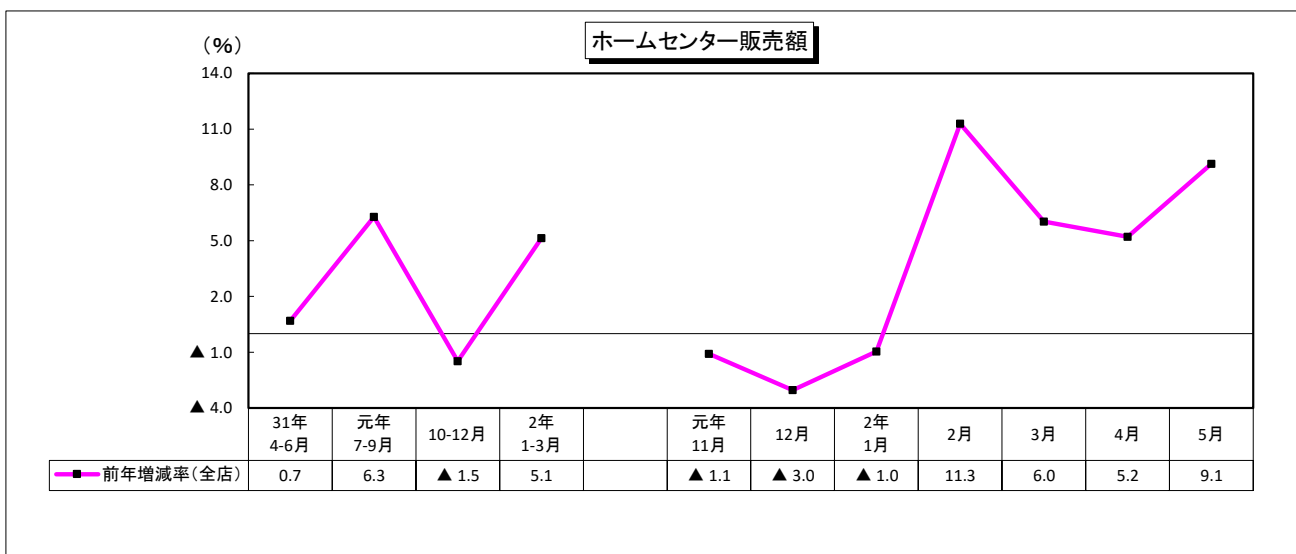
[経済産業省]

[グラフ4]



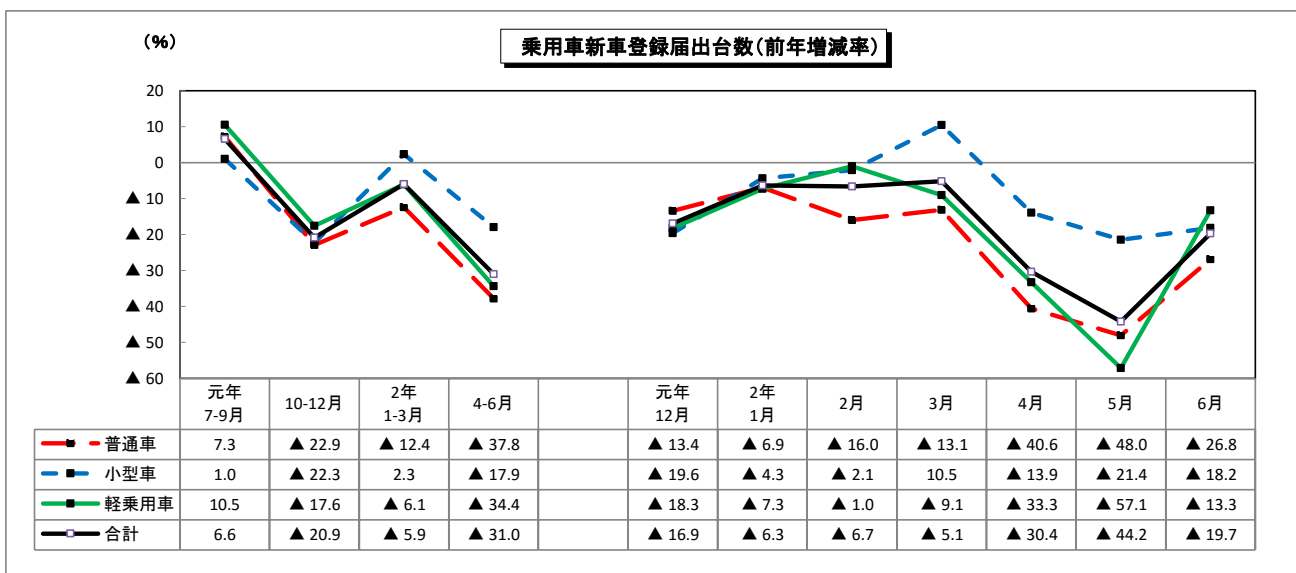
[経済産業省]

[グラフ5]



[経済産業省]

[グラフ6]

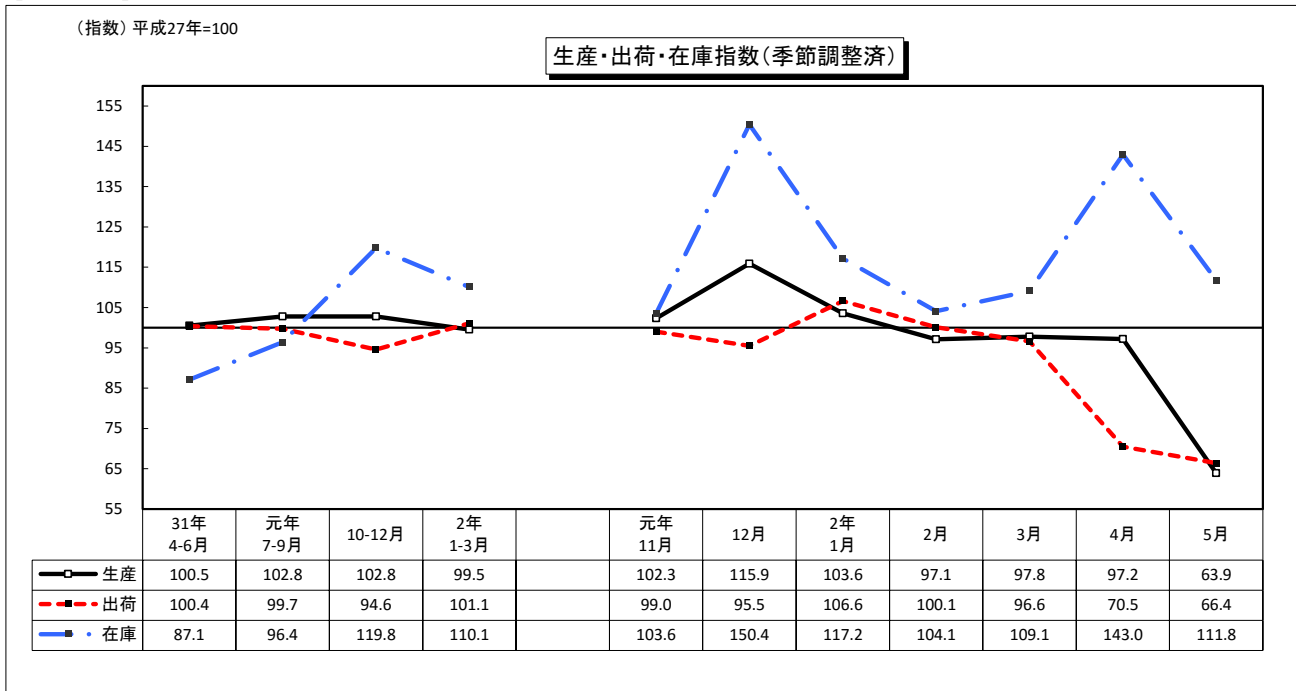


[日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会]

2. 生産活動

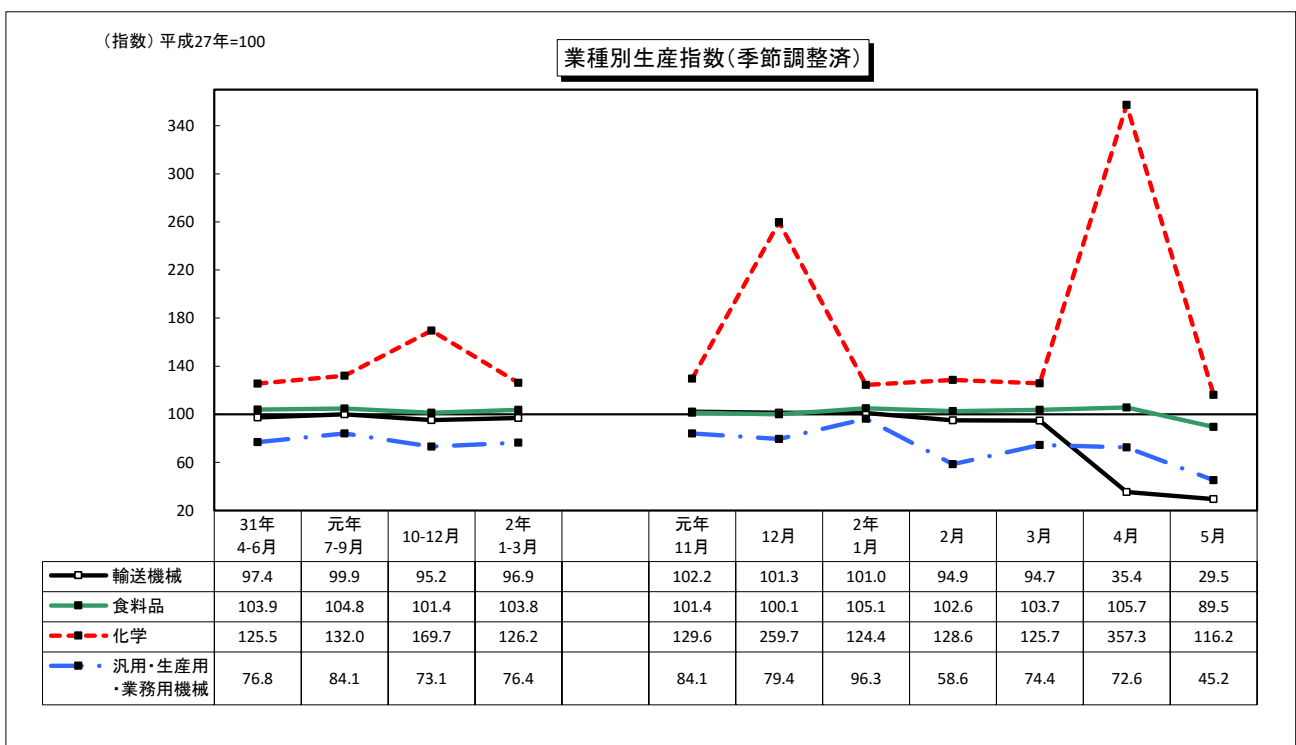
新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、
足下では下げ止まりつつある

[グラフ7]



[群馬県]

[グラフ8]

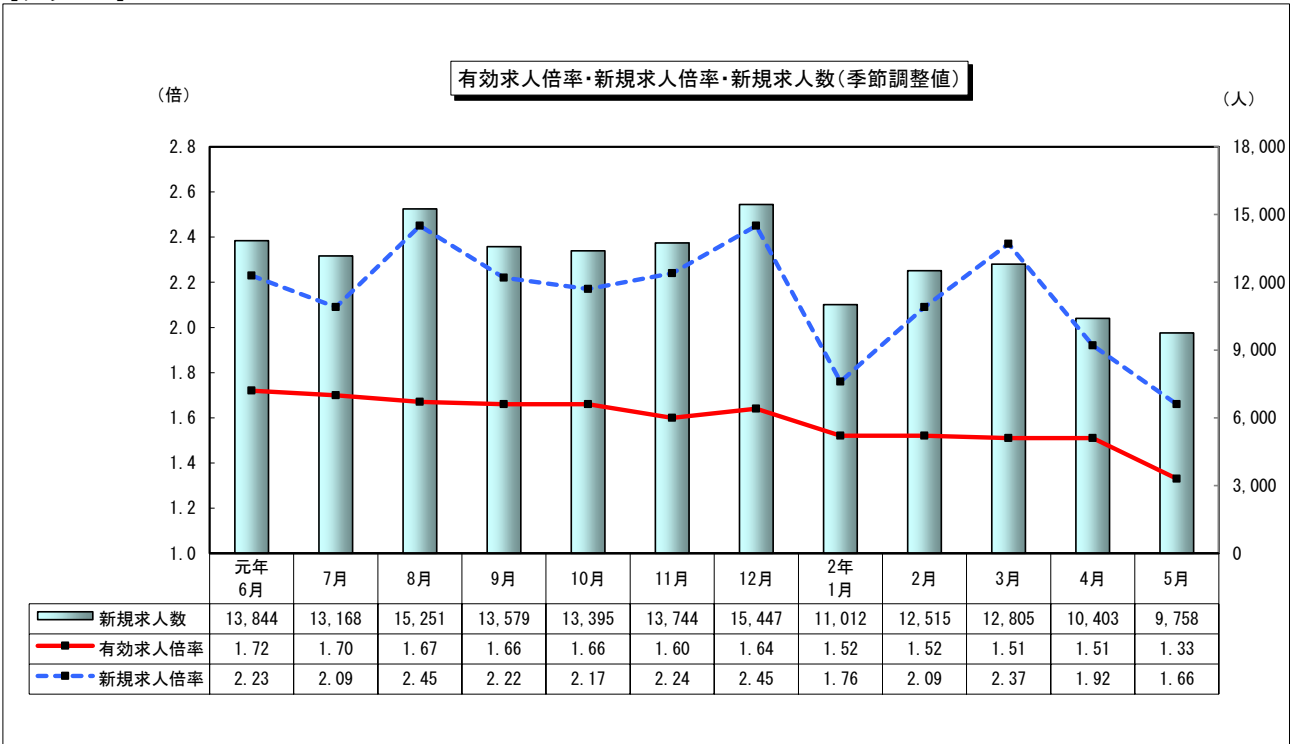


[群馬県]

3. 雇用情勢

新型コロナウイルス感染症の影響により、弱含んでいる

[グラフ9]

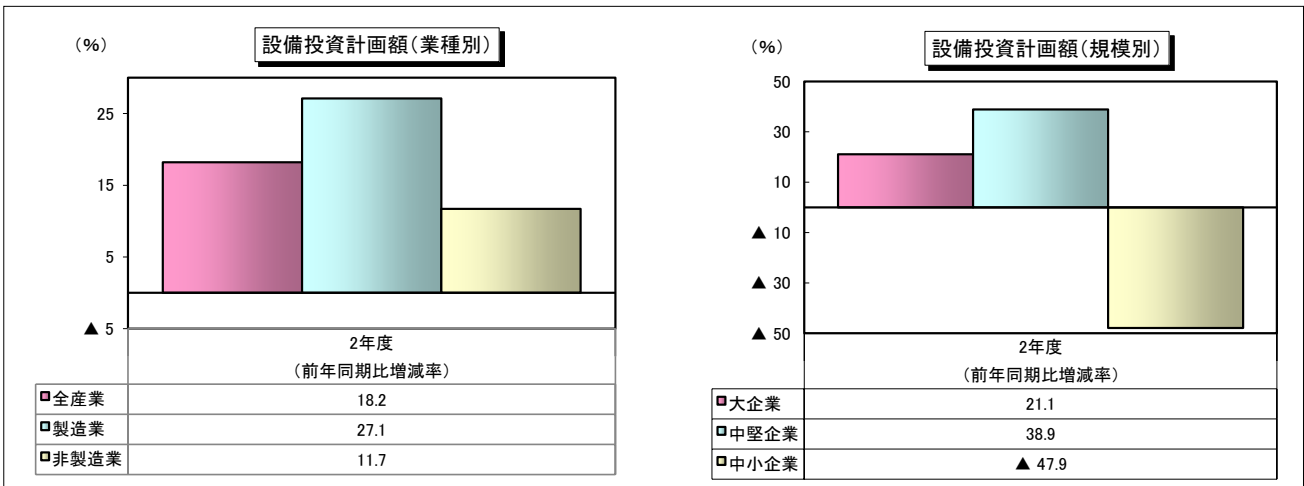


[厚生労働省]

4. 設備投資

2年度は増加見込みとなっている

[グラフ10]

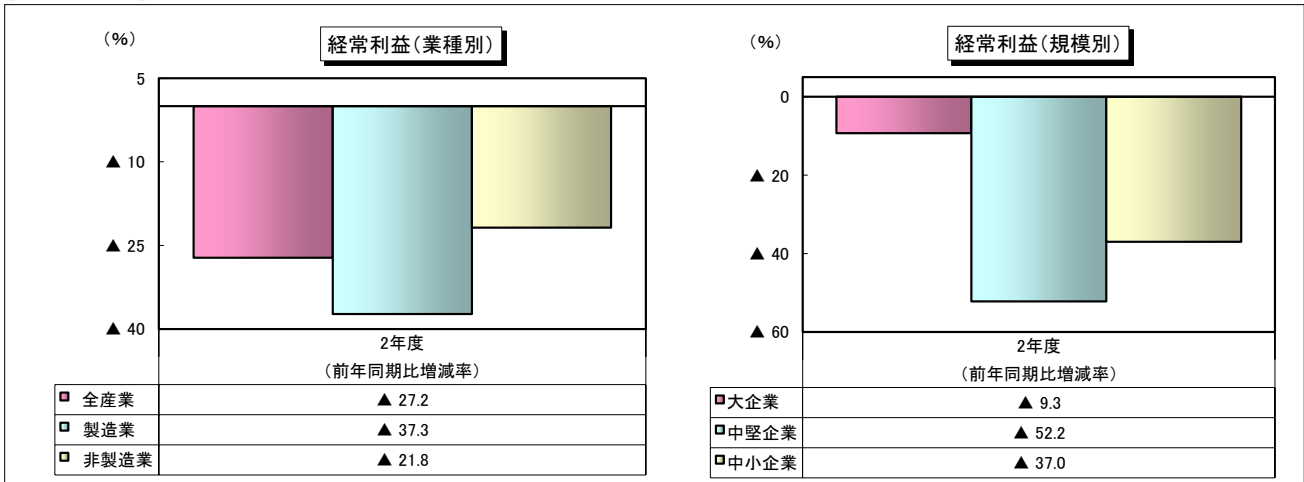


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

5. 企業収益

2年度は減益見込みとなっている

[グラフ11]

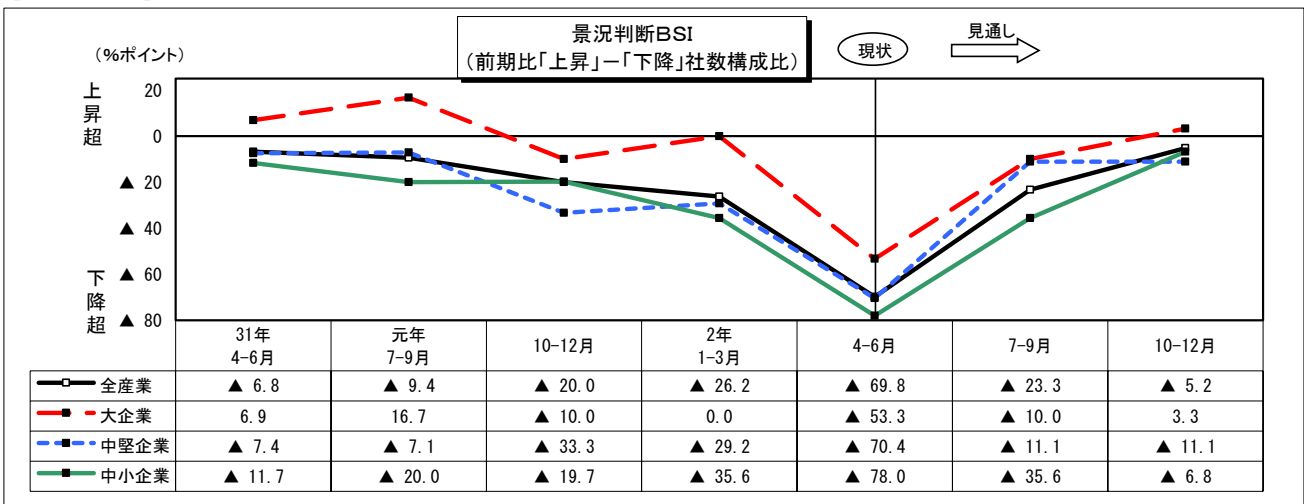


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

6. 企業の景況感

「下降」超となっている

[グラフ12]

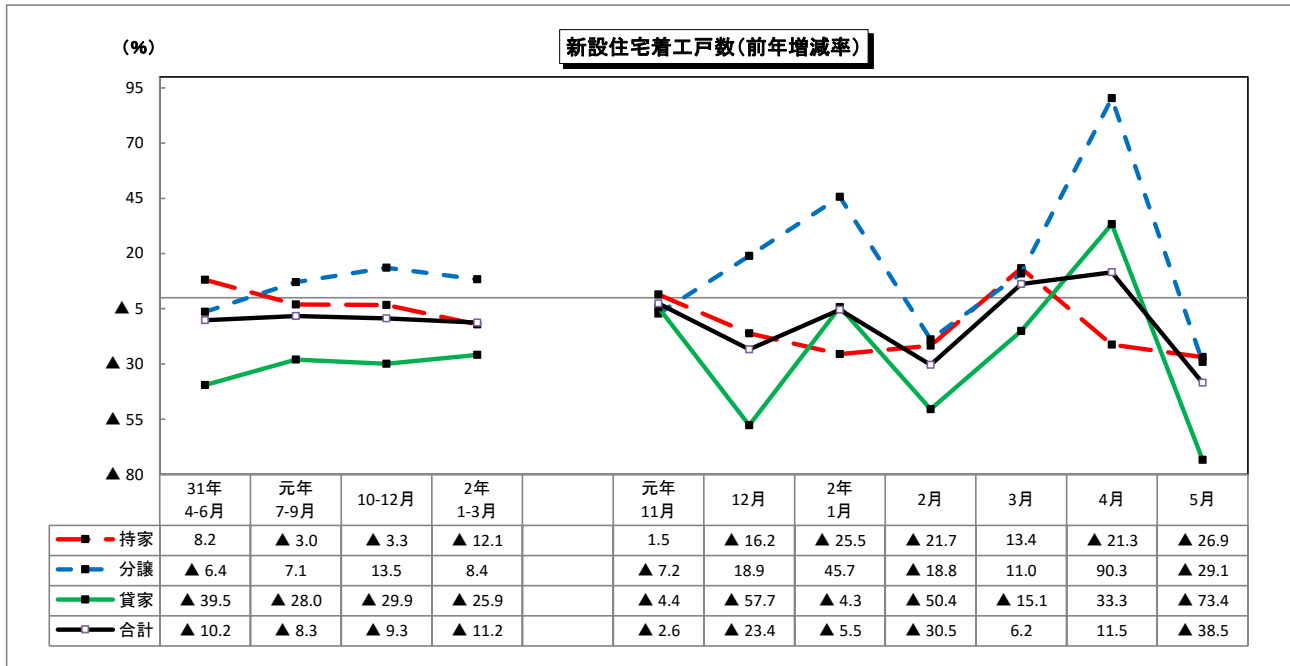


[前橋財務事務所 (法人企業景気予測調査)]

7. 住宅建設

前年を下回っている

[グラフ13]



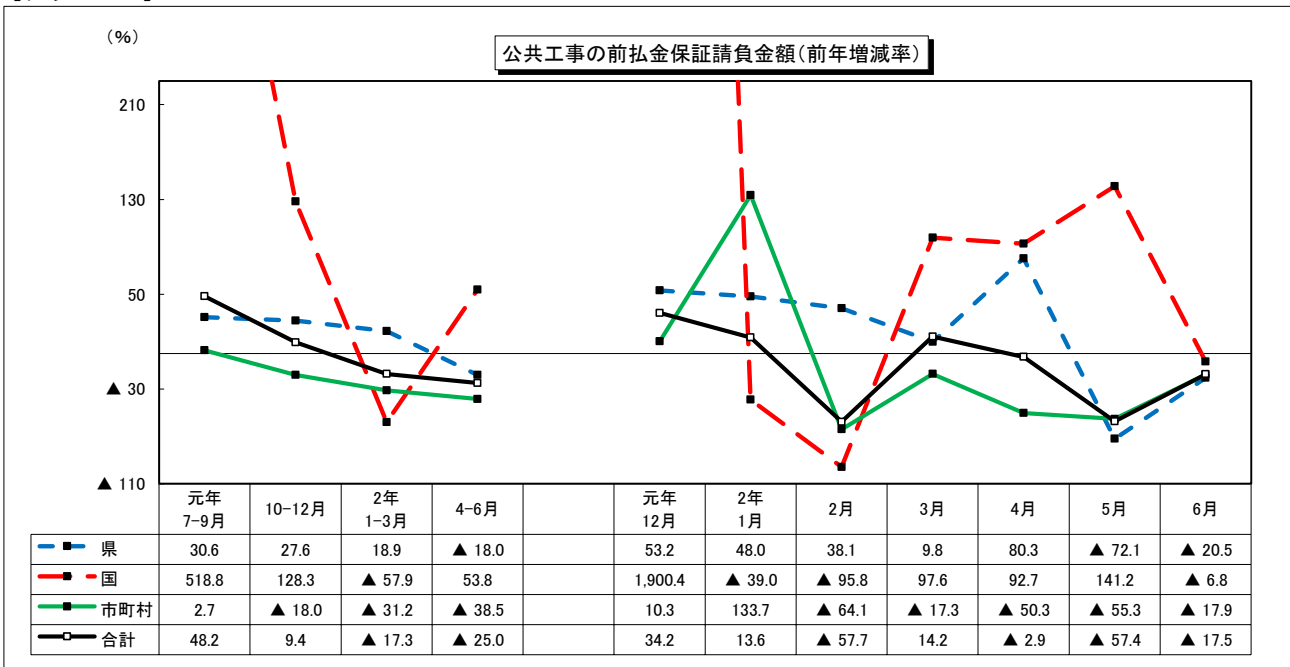
(注) 合計には給与住宅を含んでいる。

[国土交通省]

8. 公共事業

前年を下回っている

[グラフ14]



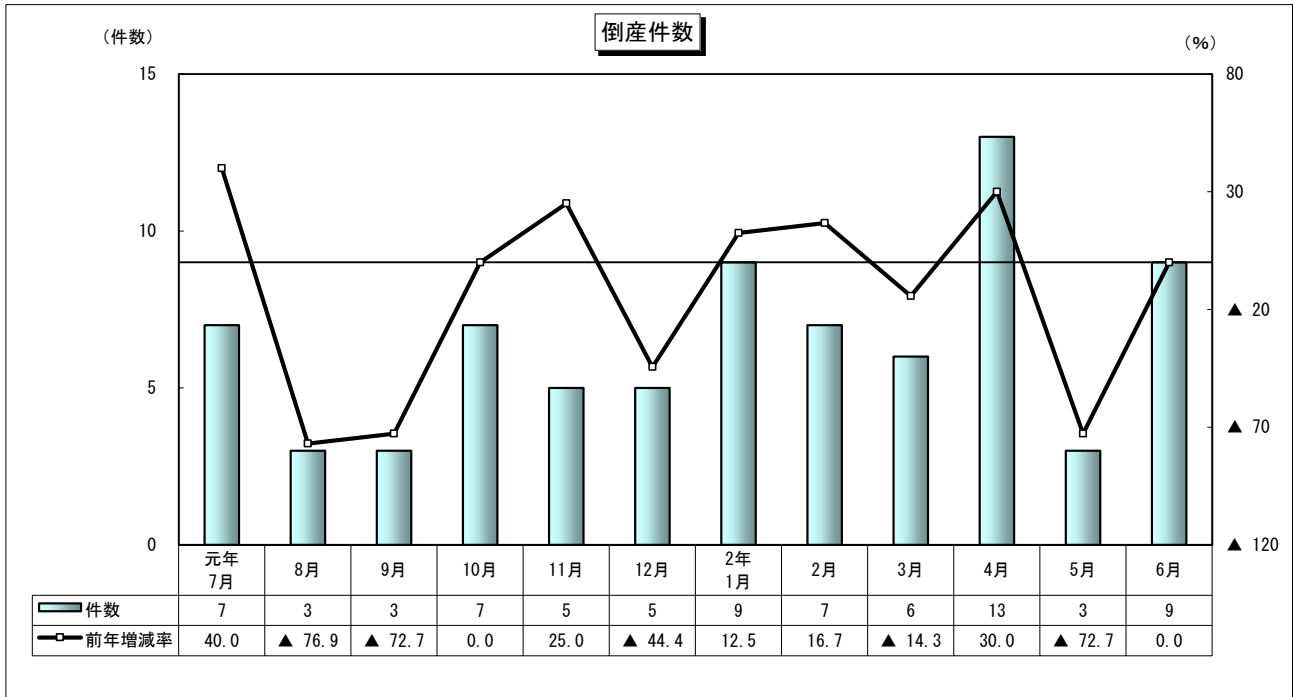
(注) 四捨五入の関係上、各発注者の総和は計に一致しない場合がある。

[東日本建設業保証株式会社ほか]

9. 企業倒産

負債額は前年を上回っている

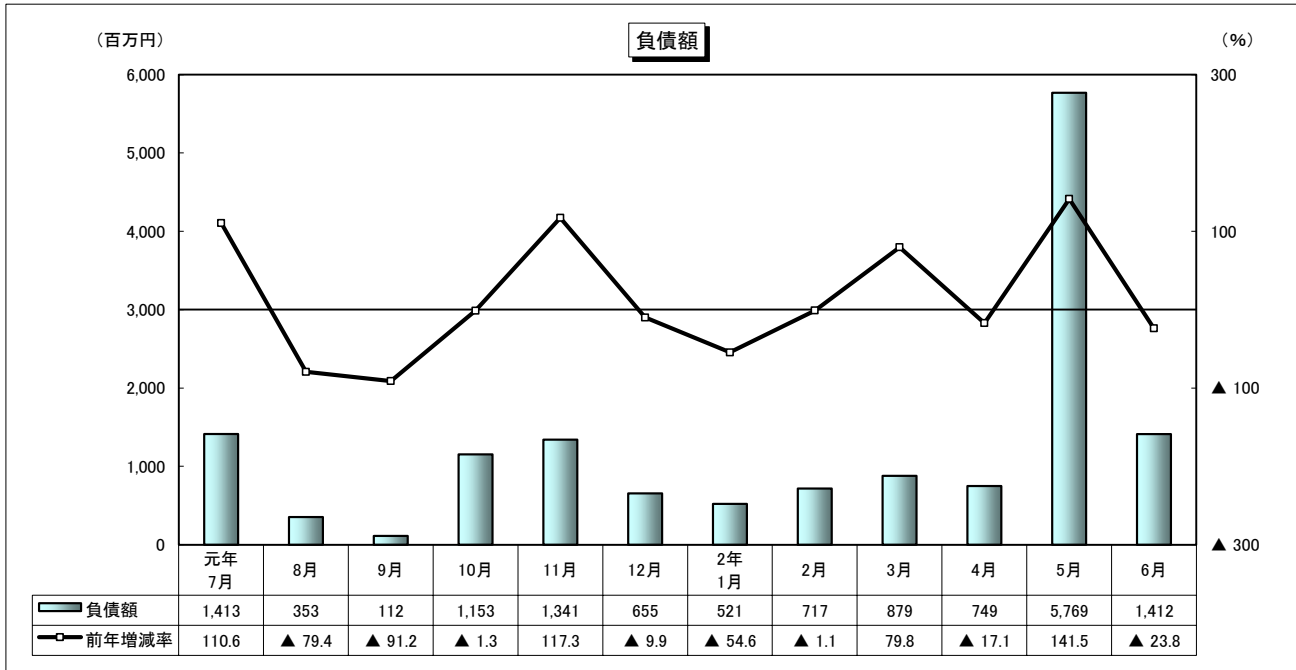
[グラフ15]



(注) 調査対象：負債総額1,000万円以上

[株]東京商工リサーチ前橋支店

[グラフ16]



(注) 調査対象：負債総額1,000万円以上

[株]東京商工リサーチ前橋支店



法人企業景気予測調査

(令和2年7～9月期調査)

群馬県分

令和2年9月11日

**財務省関東財務局
前橋財務事務所**

《お問合せ先》

前橋財務事務所 財務課

TEL : 027-896-2908 (直通)

FAX : 027-260-8117

ホームページ:<http://kantou.mof.go.jp/maebashi/> (前橋財務事務所)

<http://kantou.mof.go.jp/> (関東財務局)

<https://www.mof.go.jp/> (財務省)

目 次

調査要領等	1
概 況	2
1. 企業の景況	3
2. 企業収益・設備投資	6
3. 雇 用	7
4. 国内の景況	8
5. 設 備 判 断	9
6. 設備投資の対象	10
7. 大規模災害や感染症等による事業中断リスクに備えた取組	11
<参考資料>企業収益の全業種集計	12

《調査要領等》

1. 調査時点	令和2年8月15日
2. 調査の対象期間	
(1) 判断項目	令和2年7～9月（又は9月末）は現状判断 令和2年10～12月（又は12月末）、 令和3年1～3月（又は3月末）は見通し判断
(2) 計数項目	令和2年度は実績見込み
3. 調査対象の範囲及び選定方法	
	群馬県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、資本金という。）1千万円以上※の法人で法人企業統計四半期別調査の対象法人などから一定の方法により選定。なお、資本金30億円以上の法人については全数を選定。 ※「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」は資本金1億円以上の法人から選定。
4. 調査の方法	調査票による郵送またはオンライン調査（自計記入による）
5. 集計の方法	法人企業統計の業種分類による単純集計

《調査対象法人・回収率》

	規 模 別			業 種 別		合 計
	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	製 造 業	非 製 造 業	
対象法人数	30	36	95	64	97	161
回答法人数	29	33	79	59	82	141
ウェイト(%)	20.6	23.4	56.0	41.8	58.2	100.0
回収率(%)	96.7	91.7	83.2	92.2	84.5	87.6

- (注) 1. 大企業：資本金10億円以上
中堅企業：資本金1億円以上10億円未満
中小企業：資本金1千万円以上1億円未満
2. 表中のウェイトは、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

(参考)

<p>B S I（ビジネス・サーベイ・インデックス）の読み方 (例) 「企業の景況」の場合 前期と比べて 「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0% 「不変」と回答した法人の構成比・・・25.0% 「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0% 「不明」と回答した法人の構成比・・・5.0%</p> <p>B S I = (「上昇」と回答した法人の構成比・・・40.0%) - (「下降」と回答した法人の構成比・・・30.0%) = 10.0%ポイント</p>

概 況

(1)企業の景況

現状判断は、「下降」超幅が縮小

(2)売上高(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

2年度は、減収見込み

(3)経常利益(除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」)

2年度は、減益見込み

(4)設備投資(除く土地購入額、含むソフトウェア投資額)

2年度は、減少見込み

(5)雇 用

現状判断は、「不足気味」超に転じる。

(6)国内の景況

現状判断は、「下降」超幅が縮小

(7)設備判断

現状判断は、「過大」超幅が拡大

※いずれも全規模・全産業ベース

1. 企業の景況

－ 現状判断は、「下降」超幅が縮小 －

2年7～9月期の企業の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業は「下降」超から均衡となり、中堅企業は「上昇」超に転じ、中小企業は「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業は「下降」超から均衡となり、非製造業は「下降」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業は10～12月期に「下降」超に転じるものの、1～3月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は10～12月期に均衡となるものの、1～3月期に再び「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表1》企業の景況判断BSI

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

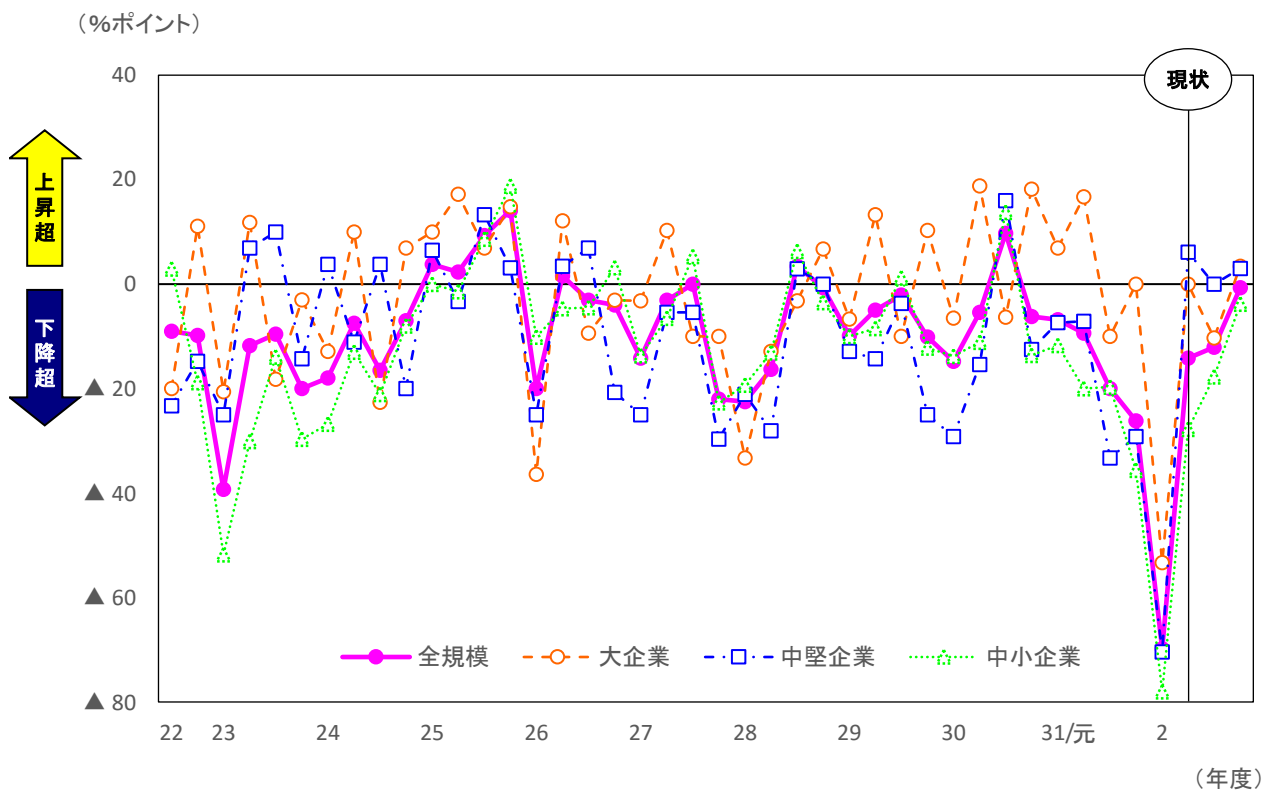
	2年4～6月	2年7～9月	2年10～12月	3年1～3月
全規模・全産業	(▲69.8)	▲14.2 (▲23.3)	▲12.1 (▲5.2)	▲0.7
大企業	(▲53.3)	0.0 (▲10.0)	▲10.3 (▲3.3)	3.4
中堅企業	(▲70.4)	6.1 (▲11.1)	0.0 (▲11.1)	3.0
中小企業	(▲78.0)	▲27.8 (▲35.6)	▲17.7 (▲6.8)	▲3.8
製造業	(▲68.1)	0.0 (▲12.8)	1.7 (▲14.9)	8.5
非製造業	(▲71.0)	▲24.4 (▲30.4)	▲22.0 (▲18.8)	▲7.3

(注) () 書は前回(2年4～6月期)調査結果。

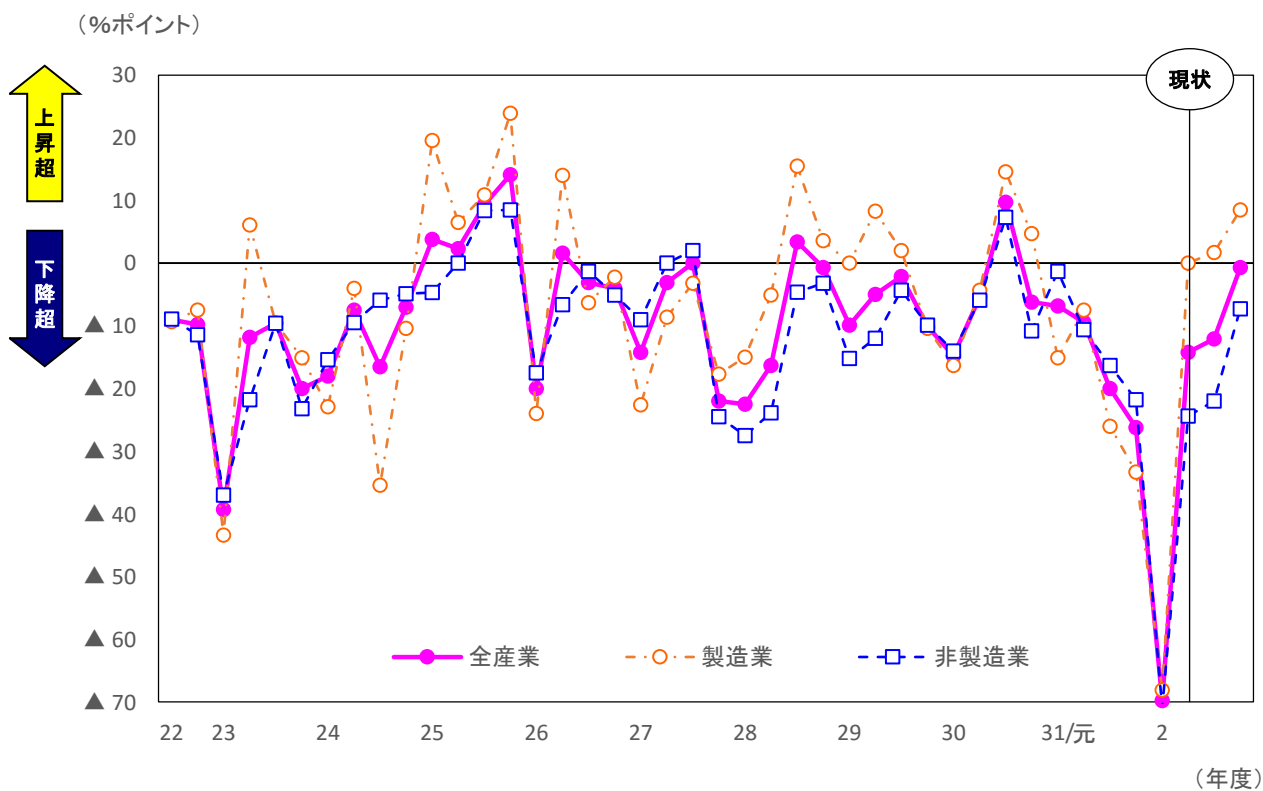
(参考) 寄与の大きい業種

		業 種 名
製 造 業	上 昇	自動車・同附属品製造業
		生産用機械器具製造業
	下 降	その他製造業
		非鉄金属製造業
非 製 造 業	上 昇	情報通信業
		リース業
	下 降	建設業
		卸売業

【図1】規模別企業の景況判断BSIの推移



【図2】業種別企業の景況判断BSIの推移



《表2》企業の景況判断の決定要因

(回答社数構成比:%)

		全規模・全産業			製 造 業			非 製 造 業		
		7~9月	10~12月	1~3月	7~9月	10~12月	1~3月	7~9月	10~12月	1~3月
上	①国内需要(売上)	100.0	100.0	91.7	100.0	100.0	91.7	100.0	100.0	91.7
	②海外需要(売上)	20.0	22.7	25.0	35.3	27.3	25.0	0.0	18.2	25.0
	③販売価格	23.3	27.3	12.5	35.3	36.4	25.0	7.7	18.2	0.0
	④仕入価格	33.3	31.8	20.8	41.2	54.5	33.3	23.1	9.1	8.3
	⑤仕入以外のコスト	6.7	13.6	16.7	0.0	9.1	16.7	15.4	18.2	16.7
	⑥資金繰り・資金調達	13.3	4.5	16.7	11.8	9.1	25.0	15.4	0.0	8.3
	⑦株式・不動産等の資産価格	3.3	4.5	4.2	0.0	0.0	0.0	7.7	9.1	8.3
	⑧為替レート	6.7	9.1	8.3	5.9	0.0	8.3	7.7	18.2	8.3
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	6.7	4.5	8.3	11.8	0.0	8.3	0.0	9.1	8.3
昇	①国内需要(売上)	91.7	94.7	95.7	100.0	100.0	100.0	87.1	92.9	93.8
	②海外需要(売上)	16.7	7.9	8.7	35.3	30.0	28.6	6.5	0.0	0.0
	③販売価格	12.5	10.5	17.4	23.5	20.0	28.6	6.5	7.1	12.5
	④仕入価格	12.5	13.2	8.7	11.8	10.0	14.3	12.9	14.3	6.3
	⑤仕入以外のコスト	25.0	28.9	17.4	29.4	20.0	28.6	22.6	32.1	12.5
	⑥資金繰り・資金調達	18.8	13.2	8.7	29.4	20.0	14.3	12.9	10.7	6.3
	⑦株式・不動産等の資産価格	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0
	⑧為替レート	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0
	⑩その他	12.5	7.9	4.3	5.9	10.0	0.0	16.1	7.1	6.3
下	①国内需要(売上)	91.7	94.7	95.7	100.0	100.0	100.0	87.1	92.9	93.8
	②海外需要(売上)	16.7	7.9	8.7	35.3	30.0	28.6	6.5	0.0	0.0
	③販売価格	12.5	10.5	17.4	23.5	20.0	28.6	6.5	7.1	12.5
	④仕入価格	12.5	13.2	8.7	11.8	10.0	14.3	12.9	14.3	6.3
	⑤仕入以外のコスト	25.0	28.9	17.4	29.4	20.0	28.6	22.6	32.1	12.5
	⑥資金繰り・資金調達	18.8	13.2	8.7	29.4	20.0	14.3	12.9	10.7	6.3
	⑦株式・不動産等の資産価格	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0
	⑧為替レート	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0
	⑩その他	12.5	7.9	4.3	5.9	10.0	0.0	16.1	7.1	6.3
降	①国内需要(売上)	91.7	94.7	95.7	100.0	100.0	100.0	87.1	92.9	93.8
	②海外需要(売上)	16.7	7.9	8.7	35.3	30.0	28.6	6.5	0.0	0.0
	③販売価格	12.5	10.5	17.4	23.5	20.0	28.6	6.5	7.1	12.5
	④仕入価格	12.5	13.2	8.7	11.8	10.0	14.3	12.9	14.3	6.3
	⑤仕入以外のコスト	25.0	28.9	17.4	29.4	20.0	28.6	22.6	32.1	12.5
	⑥資金繰り・資金調達	18.8	13.2	8.7	29.4	20.0	14.3	12.9	10.7	6.3
	⑦株式・不動産等の資産価格	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0
	⑧為替レート	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0
	⑩その他	12.5	7.9	4.3	5.9	10.0	0.0	16.1	7.1	6.3

		大 企 業			中 堅 企 業			中 小 企 業		
		7~9月	10~12月	1~3月	7~9月	10~12月	1~3月	7~9月	10~12月	1~3月
上	①国内需要(売上)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7
	②海外需要(売上)	60.0	66.7	60.0	16.7	0.0	0.0	7.7	25.0	21.4
	③販売価格	0.0	0.0	0.0	25.0	42.9	0.0	30.8	25.0	21.4
	④仕入価格	40.0	66.7	40.0	33.3	28.6	20.0	30.8	25.0	14.3
	⑤仕入以外のコスト	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	20.0	7.7	25.0	21.4
	⑥資金繰り・資金調達	0.0	33.3	20.0	8.3	0.0	20.0	23.1	0.0	14.3
	⑦株式・不動産等の資産価格	20.0	33.3	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	16.7	14.3	20.0	0.0	8.3	7.1
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	8.3	14.3
昇	①国内需要(売上)	80.0	100.0	100.0	75.0	85.7	100.0	97.1	96.2	94.1
	②海外需要(売上)	40.0	20.0	50.0	0.0	0.0	0.0	17.1	7.7	5.9
	③販売価格	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	14.3	15.4	17.6
	④仕入価格	0.0	20.0	0.0	12.5	14.3	25.0	14.3	11.5	5.9
	⑤仕入以外のコスト	20.0	40.0	50.0	37.5	28.6	0.0	22.9	26.9	17.6
	⑥資金繰り・資金調達	40.0	20.0	0.0	12.5	0.0	0.0	17.1	15.4	11.8
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0
	⑩その他	20.0	0.0	0.0	12.5	14.3	0.0	11.4	7.7	5.9
下	①国内需要(売上)	80.0	100.0	100.0	75.0	85.7	100.0	97.1	96.2	94.1
	②海外需要(売上)	40.0	20.0	50.0	0.0	0.0	0.0	17.1	7.7	5.9
	③販売価格	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	14.3	15.4	17.6
	④仕入価格	0.0	20.0	0.0	12.5	14.3	25.0	14.3	11.5	5.9
	⑤仕入以外のコスト	20.0	40.0	50.0	37.5	28.6	0.0	22.9	26.9	17.6
	⑥資金繰り・資金調達	40.0	20.0	0.0	12.5	0.0	0.0	17.1	15.4	11.8
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0
	⑩その他	20.0	0.0	0.0	12.5	14.3	0.0	11.4	7.7	5.9
降	①国内需要(売上)	80.0	100.0	100.0	75.0	85.7	100.0	97.1	96.2	94.1
	②海外需要(売上)	40.0	20.0	50.0	0.0	0.0	0.0	17.1	7.7	5.9
	③販売価格	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	14.3	15.4	17.6
	④仕入価格	0.0	20.0	0.0	12.5	14.3	25.0	14.3	11.5	5.9
	⑤仕入以外のコスト	20.0	40.0	50.0	37.5	28.6	0.0	22.9	26.9	17.6
	⑥資金繰り・資金調達	40.0	20.0	0.0	12.5	0.0	0.0	17.1	15.4	11.8
	⑦株式・不動産等の資産価格	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レート	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0
	⑩その他	20.0	0.0	0.0	12.5	14.3	0.0	11.4	7.7	5.9

(注) 1. 「金融業、保険業」は調査対象外。
 2. 10項目中3項目以内の複数回答による回答社数構成比。

2. 企業収益・設備投資

(1) 企業収益（除く「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」）

－ 2年度は、減収減益見込み －

2年度の「売上高」は、全規模ベースで前年比7.3%の減収見込み、「経常利益」は、同41.4%の減益見込みとなっている。

「売上高」を規模別にみると、大企業は同6.7%、中堅企業は同9.8%、中小企業は同7.0%の減収見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同10.6%、非製造業は同5.0%の減収見込みとなっている。

「経常利益」を規模別にみると、大企業は同36.5%、中堅企業は同64.3%、中小企業は同15.5%の減益見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同75.5%、非製造業は同12.8%の減益見込みとなっている。

(2) 設備投資（除く土地購入額、含むソフトウェア投資額）

－ 2年度は、減少見込み －

2年度の「設備投資」は、全規模・全産業ベースで前年比10.1%の減少見込みとなっている。

これを規模別にみると、大企業は同7.6%、中堅企業は同13.5%、中小企業は同31.8%の減少見込みとなっている。業種別にみると、製造業は同11.3%、非製造業は同9.2%の減少見込みとなっている。

《表3》企業収益・設備投資（2年度）

（前年比増減率：％）

	売上高	経常利益		設備投資
		（受取配当金を除く）		
全規模・全産業	▲ 7.3 (▲ 2.9)	▲ 41.4 (▲ 27.2)	▲ 42.4 (▲ 26.9)	▲ 10.1 (18.2)
大企業	▲ 6.7 (▲ 0.8)	▲ 36.5 (▲ 9.3)	▲ 37.4 (▲ 8.3)	▲ 7.6 (21.1)
中堅企業	▲ 9.8 (▲ 6.3)	▲ 64.3 (▲ 52.2)	▲ 65.1 (▲ 52.9)	▲ 13.5 (38.9)
中小企業	▲ 7.0 (▲ 10.4)	▲ 15.5 (▲ 37.0)	▲ 15.9 (▲ 34.9)	▲ 31.8 (▲ 47.9)
製造業	▲ 10.6 (▲ 7.0)	▲ 75.5 (▲ 37.3)	▲ 77.8 (▲ 37.1)	▲ 11.3 (27.1)
非製造業	▲ 5.0 (▲ 0.8)	▲ 12.8 (▲ 21.8)	▲ 13.3 (▲ 21.8)	▲ 9.2 (11.7)

- (注) 1. () 書は前回(2年4~6月期)調査結果。
 2. 全業種の集計結果については、12ページを参照。
 3. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。

3. 雇 用

－ 現状判断は、「不足気味」超に転じる。－

2年9月末時点の従業員数判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「不足気味」超に転じている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「不足気味」超幅が拡大し、中小企業は「過剰気味」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「過剰気味」超幅が拡大し、非製造業は「不足気味」超幅が拡大している。

先行きについては、大企業、中堅企業は「不足気味」超で推移する見通し、中小企業は3月末に「不足気味」超に転じる見通しとなっている。

《表4》従業員数判断BSI

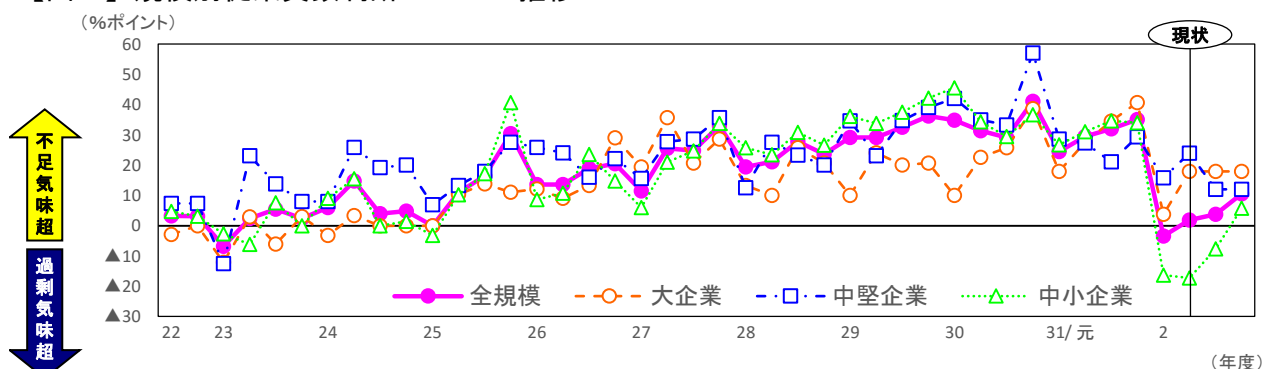
(期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)

(単位:%ポイント)

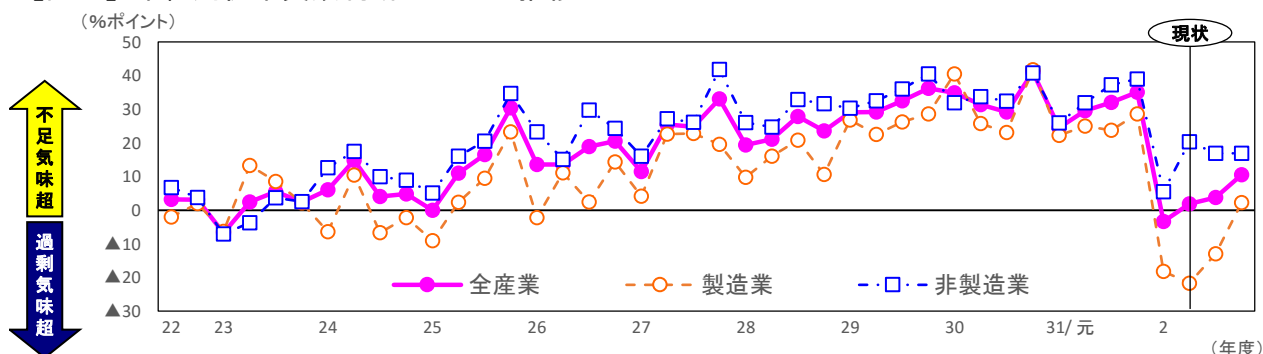
	2年6月末	2年9月末	2年12月末	3年3月末
全規模・全産業	(▲ 3.4)	1.9 (0.0)	3.8 (8.0)	10.5
大企業	(3.8)	17.9 (3.8)	17.9 (3.8)	17.9
中堅企業	(15.8)	24.0 (15.8)	12.0 (21.1)	12.0
中小企業	(▲ 16.3)	▲ 17.3 (▲ 9.3)	▲ 7.7 (4.7)	5.8
製造業	(▲ 18.2)	▲ 21.7 (▲ 12.1)	▲ 13.0 (3.0)	2.2
非製造業	(5.5)	20.3 (7.3)	16.9 (10.9)	16.9

(注) () 書は前回(2年4~6月期)調査結果。

【図3】規模別従業員数判断BSIの推移



【図4】業種別従業員数判断BSIの推移



4. 国内の景況

－ 現状判断は、「下降」超幅が縮小 －

2年7～9月期の国内の景況判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「下降」超幅が縮小している。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「下降」超幅が縮小している。

また、業種別にみると、製造業、非製造業とも「下降」超幅が縮小している。

先行きについては、大企業は1～3月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっている。

《表5》国内の景況判断BSI

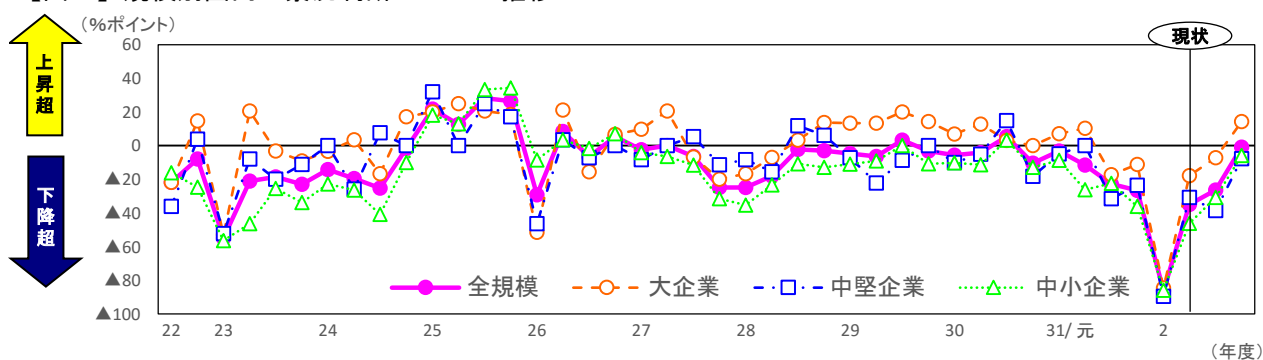
(前期比「上昇」－「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

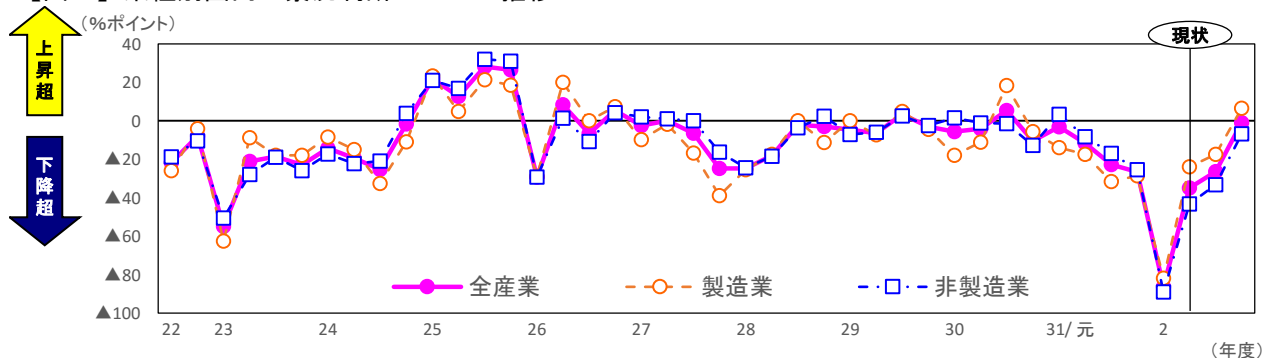
	2年4～6月	2年7～9月	2年10～12月	3年1～3月
全規模・全産業	(▲86.4)	▲34.9 (▲31.8)	▲26.4 (▲15.9)	▲0.9
大企業	(▲84.6)	▲17.9 (0.0)	▲7.1 (7.7)	14.3
中堅企業	(▲89.5)	▲30.8 (▲36.8)	▲38.5 (▲36.8)	▲7.7
中小企業	(▲86.0)	▲46.2 (▲48.8)	▲30.8 (▲20.9)	▲5.8
製造業	(▲81.8)	▲23.9 (▲24.2)	▲17.4 (▲3.0)	6.5
非製造業	(▲89.1)	▲43.3 (▲36.4)	▲33.3 (▲23.6)	▲6.7

(注) () 書は前回(2年4～6月期)調査結果。

【図5】規模別国内の景況判断BSIの推移



【図6】業種別国内の景況判断BSIの推移



5. 設備判断

－ 現状判断は、「過大」超幅が拡大 －

2年9月末時点の設備判断BSIをみると、全規模・全産業ベースで「過大」超幅が拡大している。

これを規模別にみると、大企業は「過大」超に転じ、中堅企業は「過大」超から均衡となり、中小企業は「過大」超幅が拡大している。

また、業種別にみると、製造業は「過大」超幅が拡大し、非製造業は「不足」超に転じている。

先行きについては、大企業は12月末に「不足」超に転じる見通し、中堅企業は12月末に「過大」超に転じるものの、3月末に再び均衡となる見通し、中小企業は3月末に均衡となる見通しとなっている。

《表6》設備判断BSI

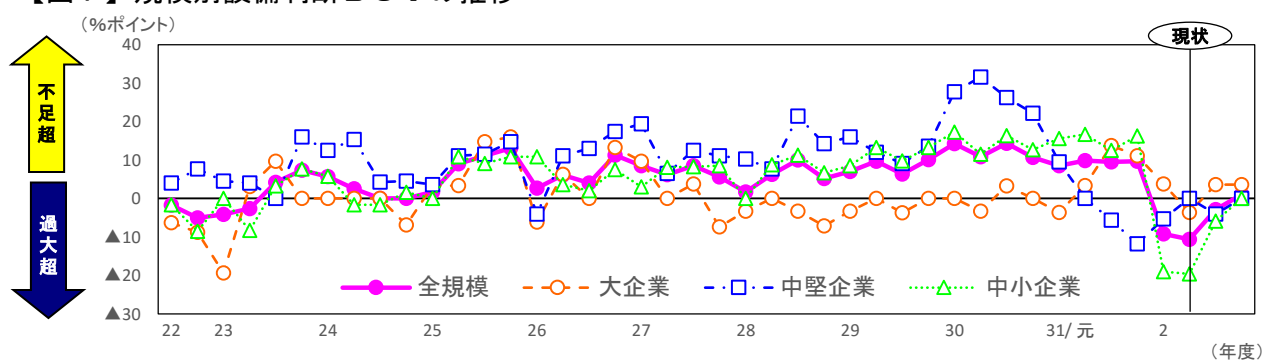
(期末判断「不足」-「過大」社数構成比)

(単位:%ポイント)

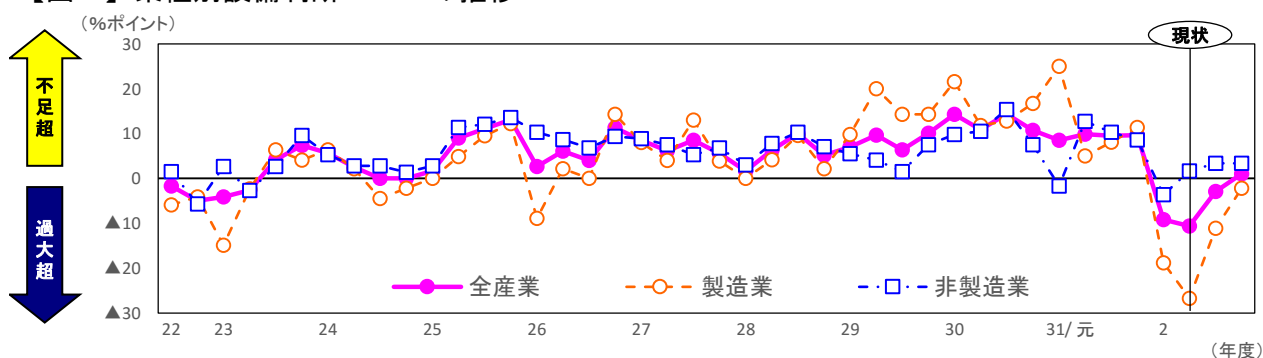
	2年6月末	2年9月末	2年12月末	3年3月末
全規模・全産業	(▲9.2)	▲10.6 (▲6.9)	▲2.9 (▲3.4)	1.0
大企業	(▲3.8)	▲3.6 (▲0.0)	3.6 (▲0.0)	3.6
中堅企業	(▲5.3)	0.0 (▲5.3)	▲4.0 (▲5.3)	0.0
中小企業	(▲19.0)	▲19.6 (▲11.9)	▲5.9 (▲4.8)	0.0
製造業	(▲18.8)	▲26.7 (▲15.6)	▲11.1 (▲6.3)	▲2.2
非製造業	(▲3.6)	1.7 (▲1.8)	3.4 (▲1.8)	3.4

(注) () 書は前回(2年4~6月期)調査結果。

【図7】規模別設備判断BSIの推移



【図8】業種別設備判断BSIの推移



6. 設備投資の対象

今年度における「設備投資の対象」を全規模・全産業ベースで見ると、回答の多い順に「生産・販売等の機械及び装置（5を除く）」、「ソフトウェア」、「情報機器」となっている。

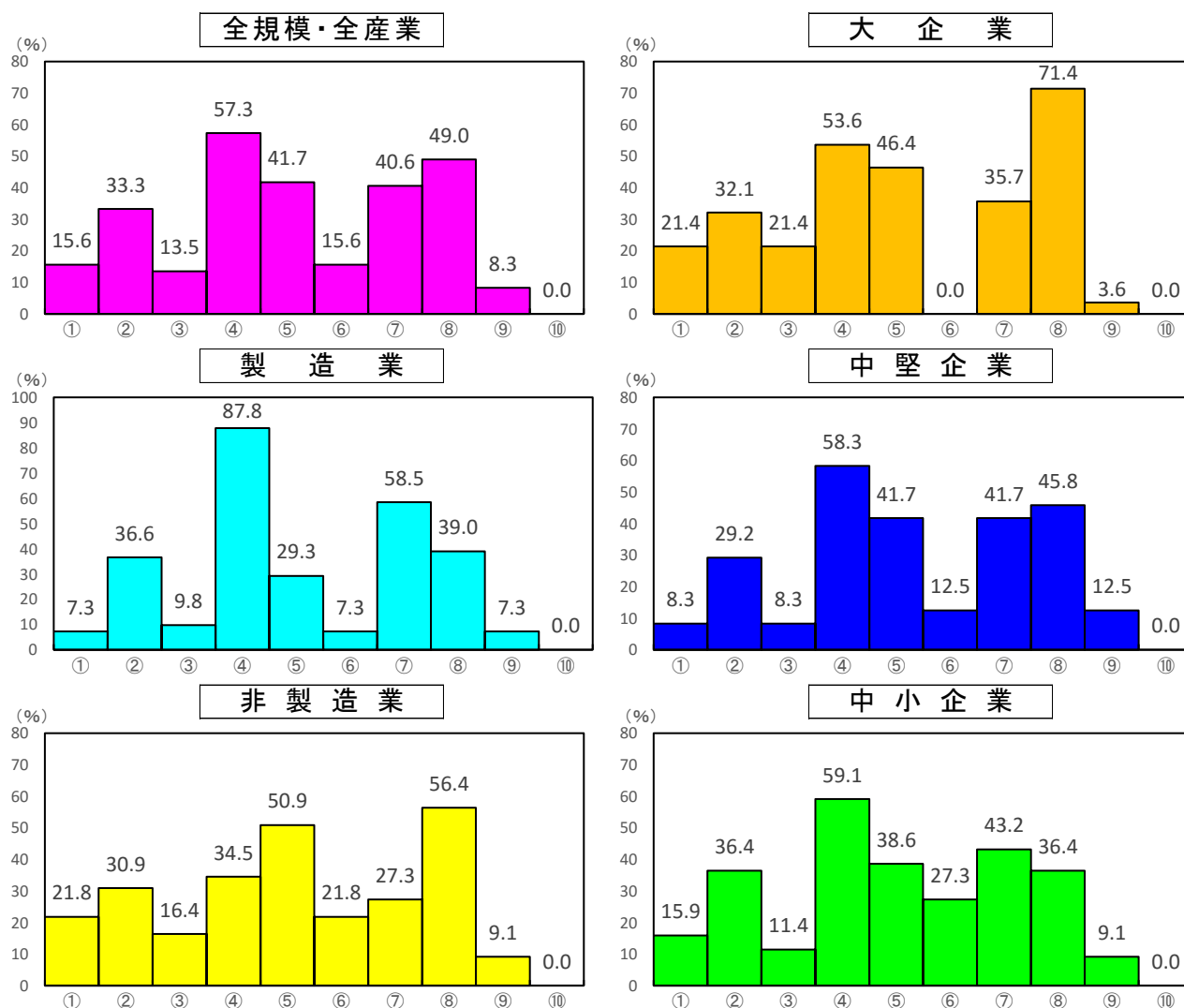
これを規模別にみると、大企業は「ソフトウェア」、中堅企業、中小企業は「生産・販売等の機械及び装置（5を除く）」をあげる企業が最も多い。

《表7》設備投資の対象（1社3項目以内の複数回答）

（回答社数構成比：%）

	① 建物(本社・支社等の内部管理用)	② 建物(工場・店舗等の生産・販売等用)	③ 建物以外の構造物・構築物	④ 生産・販売等の機械及び装置(5を除く)	⑤ 情報機器	⑥ 車両、船舶及び航空機等	⑦ 工具、器具及び備品	⑧ ソフトウェア	⑨ 土地	⑩ その他
全規模・全産業	15.6	33.3	13.5	57.3	41.7	15.6	40.6	49.0	8.3	0.0
大企業	21.4	32.1	21.4	53.6	46.4	0.0	35.7	71.4	3.6	0.0
中堅企業	8.3	29.2	8.3	58.3	41.7	12.5	41.7	45.8	12.5	0.0
中小企業	15.9	36.4	11.4	59.1	38.6	27.3	43.2	36.4	9.1	0.0
製造業	7.3	36.6	9.8	87.8	29.3	7.3	58.5	39.0	7.3	0.0
非製造業	21.8	30.9	16.4	34.5	50.9	21.8	27.3	56.4	9.1	0.0

【図9】設備投資の対象



7. 大規模災害や感染症等による事業中断リスクに備えた取組

「大規模災害や感染症等による事業中断リスクに備えた取組」を全規模・全産業ベースで見ると、回答の多い順に「Web会議やテレワーク等の導入・拡充」、「設備や情報システムへの投資」、「資金調達手段の確保、災害保険への加入」となっている。

これを規模別にみると、大企業、中堅企業は「Web会議やテレワーク等の導入・拡充」、中小企業は「資金調達手段の確保、災害保険への加入」をあげる企業が最も多い。

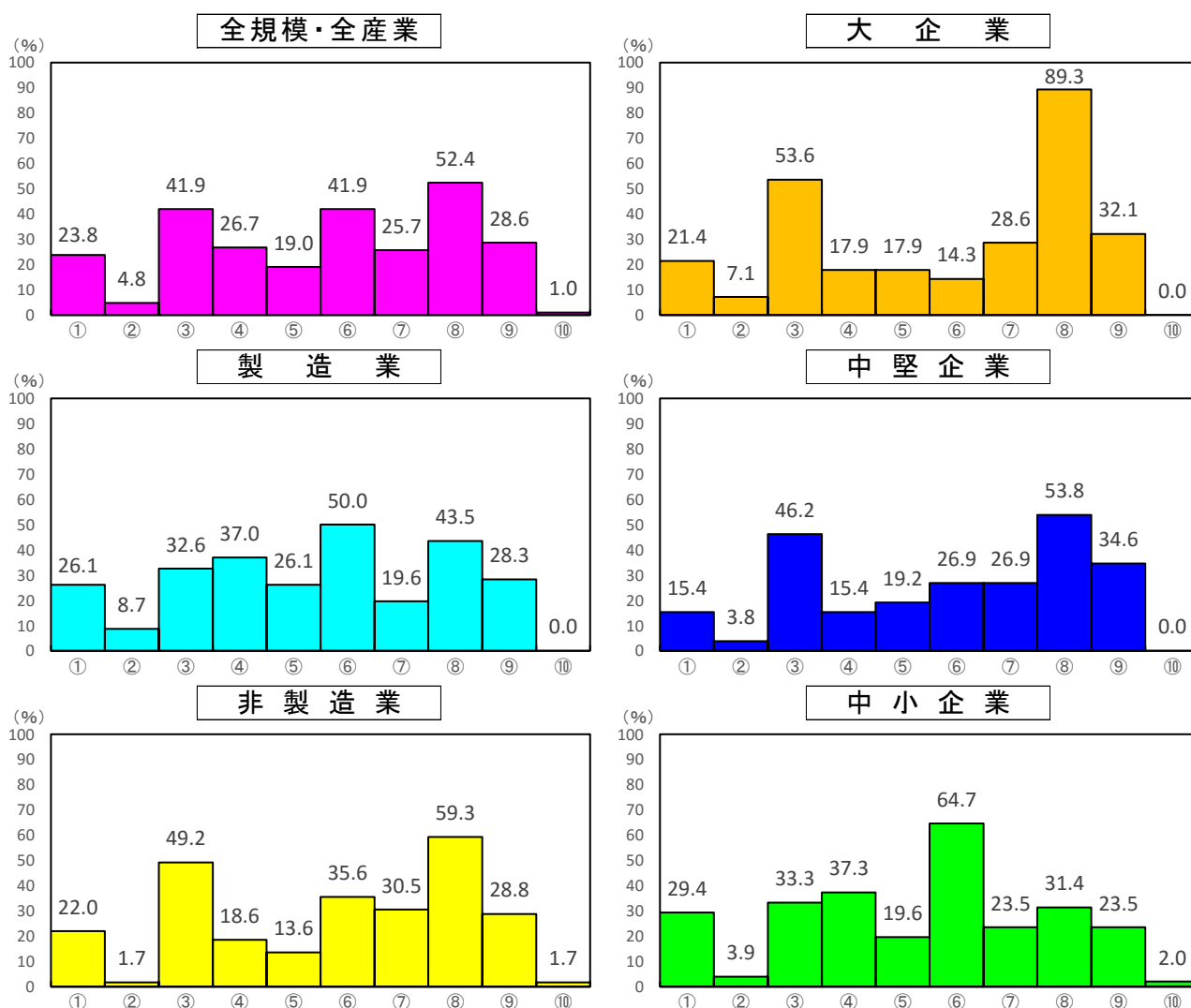
また、業種別にみると、製造業は「資金調達手段の確保、災害保険への加入」、非製造業は「Web会議やテレワーク等の導入・拡充」をあげる企業が最も多い。

《表8》大規模災害や感染症等による事業中断リスクに備えた取組（1社3項目以内の複数回答）

(回答社数構成比:%)

	① 国内拠点の強化	② 海外拠点の強化	③ 設備や情報システムへの投資	④ 原材料や商品等の調達先の多様化	⑤ 適正な在庫水準の引上げ	⑥ 資金調達手段の確保、災害保険への加入	⑦ 遠隔サービスの拡充等の顧客対応手段の多様化	⑧ Web会議やテレワーク等の導入・拡充	⑨ フレックスタイム制等の勤務体制の見直し	⑩ その他
全規模・全産業	23.8	4.8	41.9	26.7	19.0	41.9	25.7	52.4	28.6	1.0
大企業	21.4	7.1	53.6	17.9	17.9	14.3	28.6	89.3	32.1	0.0
中堅企業	15.4	3.8	46.2	15.4	19.2	26.9	26.9	53.8	34.6	0.0
中小企業	29.4	3.9	33.3	37.3	19.6	64.7	23.5	31.4	23.5	2.0
製造業	26.1	8.7	32.6	37.0	26.1	50.0	19.6	43.5	28.3	0.0
非製造業	22.0	1.7	49.2	18.6	13.6	35.6	30.5	59.3	28.8	1.7

【図10】大規模災害や感染症等による事業中断リスクに備えた取組



<参考資料> 企業収益の全業種集計

《表9》 企業収益（全業種、2年度）

売上高:含む「電気・ガス・水道業」、除く「金融業、保険業」

経常利益:含む「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」

(前年比増減率:%)

	売上高	経常利益	
		(受取配当金を除く)	
全規模・全産業	▲ 7.1 (▲ 2.8)	▲ 21.2 (▲ 13.2)	▲ 22.1 (▲ 15.6)
大企業	▲ 6.7 (▲ 0.8)	▲ 16.6 (▲ 6.5)	▲ 14.9 (▲ 7.3)
中堅企業	▲ 8.9 (▲ 5.4)	▲ 56.1 (▲ 45.3)	▲ 76.2 (▲ 66.5)
中小企業	▲ 7.0 (▲ 10.4)	▲ 15.5 (▲ 37.0)	▲ 15.9 (▲ 34.9)
製造業	▲ 10.6 (▲ 7.0)	▲ 75.5 (▲ 37.3)	▲ 77.8 (▲ 37.1)
非製造業	▲ 4.8 (▲ 0.6)	▲ 6.2 (▲ 9.5)	▲ 0.7 (▲ 11.8)

- (注) 1. () 書は前回(2年4~6月期)調査結果。
2. 「金融業、保険業」の売上高は調査対象外。



統計資料 2-2-6

令和2年9月23日
統計課 経済産業係
ダイヤル 027-226-2410

平成 27 年 基 準

群馬県鉱工業指数

令和 2 年 7 月 分

「生産、出荷、在庫はすべて上昇で推移」

項 目	季節調整済指数		原 指 数	
	指 数	前月比(%)	指 数	前年同月比(%)
生 産	91.3	22.1	95.2	▲ 13.6
出 荷	88.1	18.7	94.0	▲ 14.0
在 庫	102.5	7.6	101.2	11.5
在 庫 率	115.0	0.8	108.4	35.7

群馬県総務部統計課

インターネットでご覧いただけます

<https://toukei.pref.gunma.jp/>

利用上の注意

1. 指数の種類、基準年次、ウェイト算定基準及び品目数

指数の種類	基準年次	ウェイト算定基準	採用品目
生産指数	平成27年	付加価値額	181
生産者出荷指数	〃	出荷額	175
生産者製品在庫指数	〃	在庫額	102
生産者製品在庫率指数	〃	〃	95

2. 指数算式－1

品目指数を基準時の固定ウェイト加重平均するラスパイレソ算式である。

$$\text{総合指数} = \frac{\left(\frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times \text{基準時ウェイト} \right) \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}} \times 100$$

指数算式－2（生産者製品在庫率指数）

在庫と出荷の比率の推移をみることにより、産出された製品の需給動向をみる事ができる。

$$\text{総合在庫率指数} = \frac{\left[\frac{\frac{\text{比較時在庫数量}}{\text{比較時出荷数量}}}{\frac{\text{基準時在庫数量}}{\text{基準時出荷数量}}} \times \text{基準時在庫額ウェイト} \right] \text{の総和}}{\text{基準時在庫額ウェイトの総和}} \times 100$$

3. 分類は、業種分類及び特殊分類（財別分類）である。

4. 指数値の計算は月別、四半期別及び暦年別に行い、小数点第2位以下を四捨五入した。

四半期別指数は3か月分（1～3月期=Ⅰ期, 4～6月期=Ⅱ期, 7～9月期=Ⅲ期, 10～12月期=Ⅳ期としている。）の指数値を単純平均したもので、年別指数は12か月分の指数値を単純平均したものである。各増減率は端数処理後の数値で計算し、小数点第2位以下を四捨五入した。

5. 季節調整

季節調整とは1年を周期とする季節的な変動要因（天候、社会習慣等）を排除することをいう。本県ではセンサス局法のX-12-ARIMAを用いて算出した季節指数により季節調整を行っている。

6. 資料出所

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1) 経済産業省生産動態統計調査 | (3) 他の官庁の資料 |
| (2) 庁内各課の資料 | (4) 組合または事業所へ照会 |

7. 本文中及び統計表中の符号は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 「r」は訂正数値(revised) | (3) 「0.0」は、0.05未満 |
| (2) 「▲」はマイナス | |

8. 年間補正

経済産業省では、毎年、生産動態統計調査の前年分のデータを訂正（年間補正）している。これを受けて、群馬県鉱工業指数でも、毎年一回前年分の前年指数及び季節調整済指数を再計し、前年の1月から当年の最新公表月までの指数値を訂正・公表している。この際には、ほぼ全面的に対象期間の指数値が訂正されるため、特に「r」は付していない。

7月の鉱工業動向

生産、出荷、在庫はすべて上昇で推移

【生産】

季節調整済指数で 91.3、前月比 22.1%上昇となった。

前年同月比(原指数による)は、13.6%低下となった。

・上昇した主な業種(前月比)

輸送機械工業	71.5%
鉄鋼業	65.3%
ゴム製品工業	30.4%

・低下した主な業種(前月比)

情報通信機械工業	▲ 27.8%
その他製品工業	▲ 15.7%
家具製品工業	▲ 9.0%

【出荷】

季節調整済指数で 88.1、前月比 18.7%上昇となった。

前年同月比(原指数による)は、14.0%低下となった。

・上昇した主な業種(前月比)

輸送機械工業	66.3%
ゴム製品工業	30.6%
汎用機械工業	26.1%

・低下した主な業種(前月比)

情報通信機械工業	▲ 30.6%
その他製品工業	▲ 15.0%
生産用機械工業	▲ 13.7%

【在庫】

季節調整済指数で 102.5、前月比 7.6%上昇となった。

前年同月比(原指数による)は、11.5%上昇となった。

・上昇した主な業種(前月比)

電気機械工業	23.6%
輸送機械工業	16.7%
パルプ・紙・紙加工品工業	14.6%

・低下した主な業種(前月比)

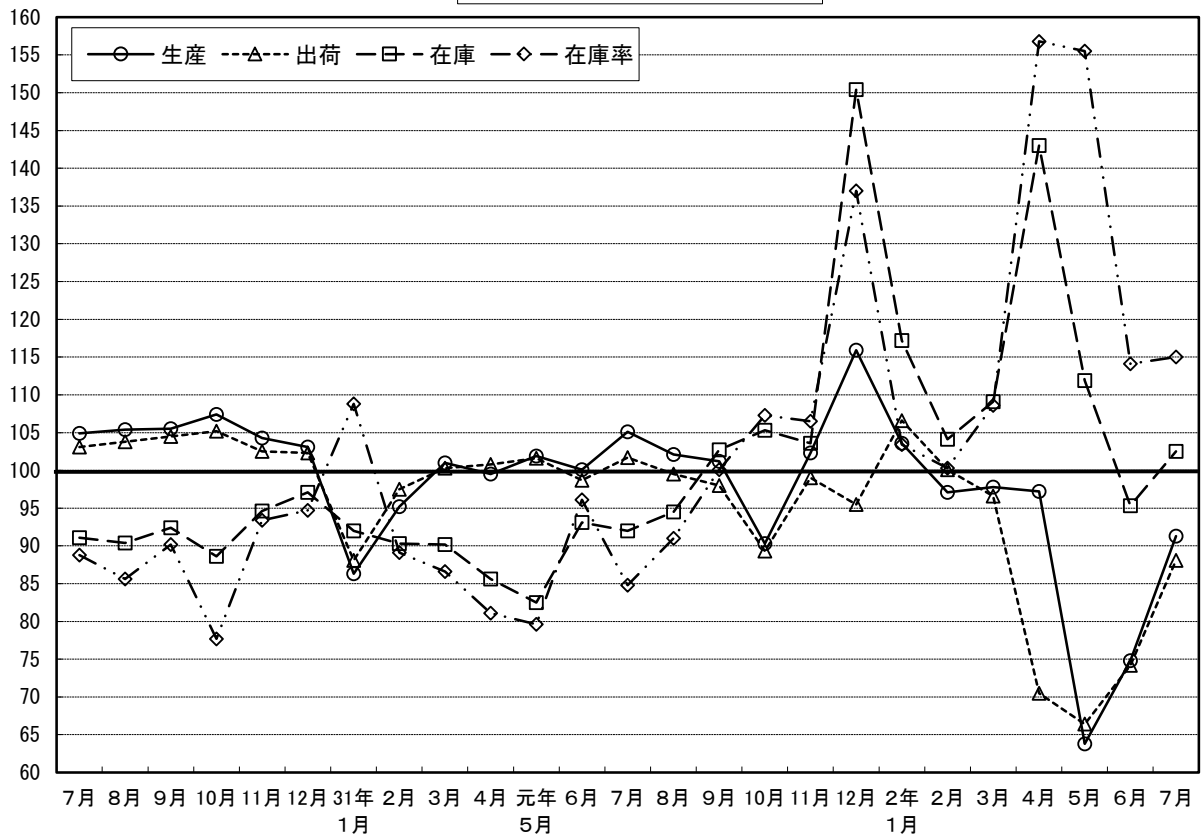
その他製品工業	▲ 27.6%
家具製品工業	▲ 15.1%
金属製品工業	▲ 8.2%

◎寄与した主な業種

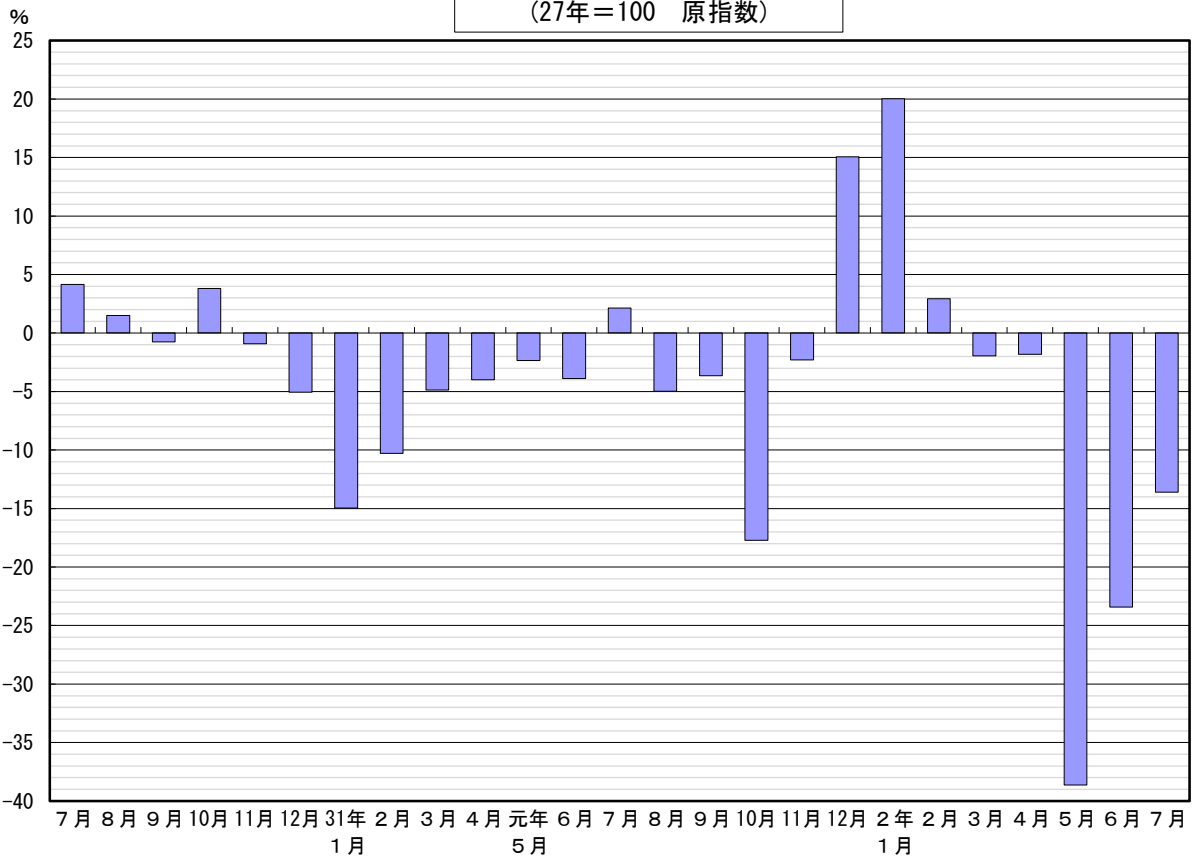
	業種	前月比寄与度	前月比(%)	主な品目	
生産	上昇	輸送機械工業	19.5	71.5	普通乗用車、ガソリンエンジン
		電気機械工業	0.9	17.6	半導体・IC測定器、自然冷媒ヒートポンプ式給湯機
	低下	情報通信機械工業	▲ 0.2	▲ 27.8	端末装置、レーザープリンタ
		生産用機械工業	▲ 0.2	▲ 5.6	研削盤、ショベル系掘削機械
出荷	上昇	輸送機械工業	19.5	66.3	普通乗用車、ガソリンエンジン
		電気機械工業	1.0	16.1	半導体・IC測定器、開閉制御装置
	低下	化学工業	▲ 1.6	▲ 10.4	医薬品製剤
		生産用機械工業	▲ 0.4	▲ 13.7	ショベル系掘削機械、研削盤
在庫	上昇	化学工業	3.3	12.3	医薬品製剤
		輸送機械工業	1.9	16.7	トレーラ
	低下	プラスチック製品工業	▲ 0.4	▲ 3.4	プラスチック製シート、プラスチック製容器
		金属製品工業	▲ 0.3	▲ 8.2	飲料用アルミニウム缶、ボルト・ナット

(注)各指数の上昇・低下に影響を与えた主な業種を載せている。一部秘匿あり。

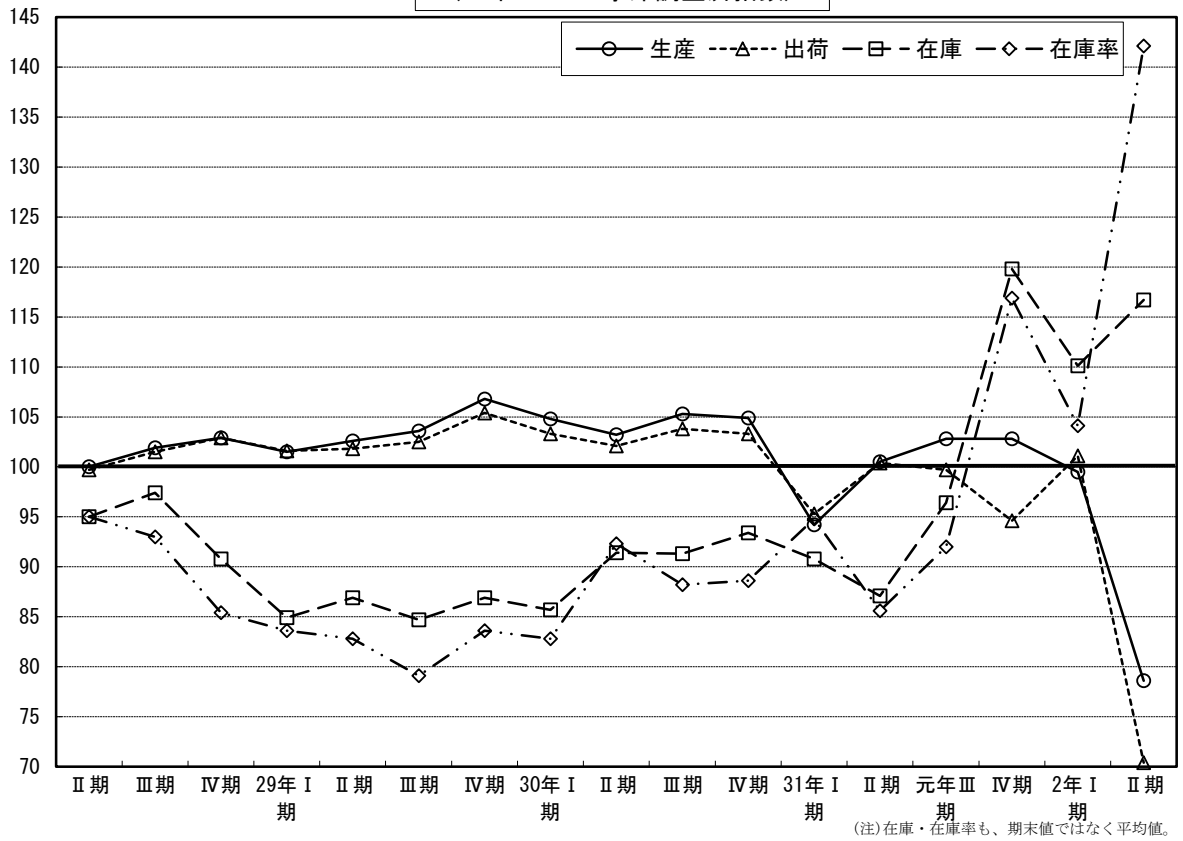
鉍工業指数の推移
(27年=100 季節調整済指数)



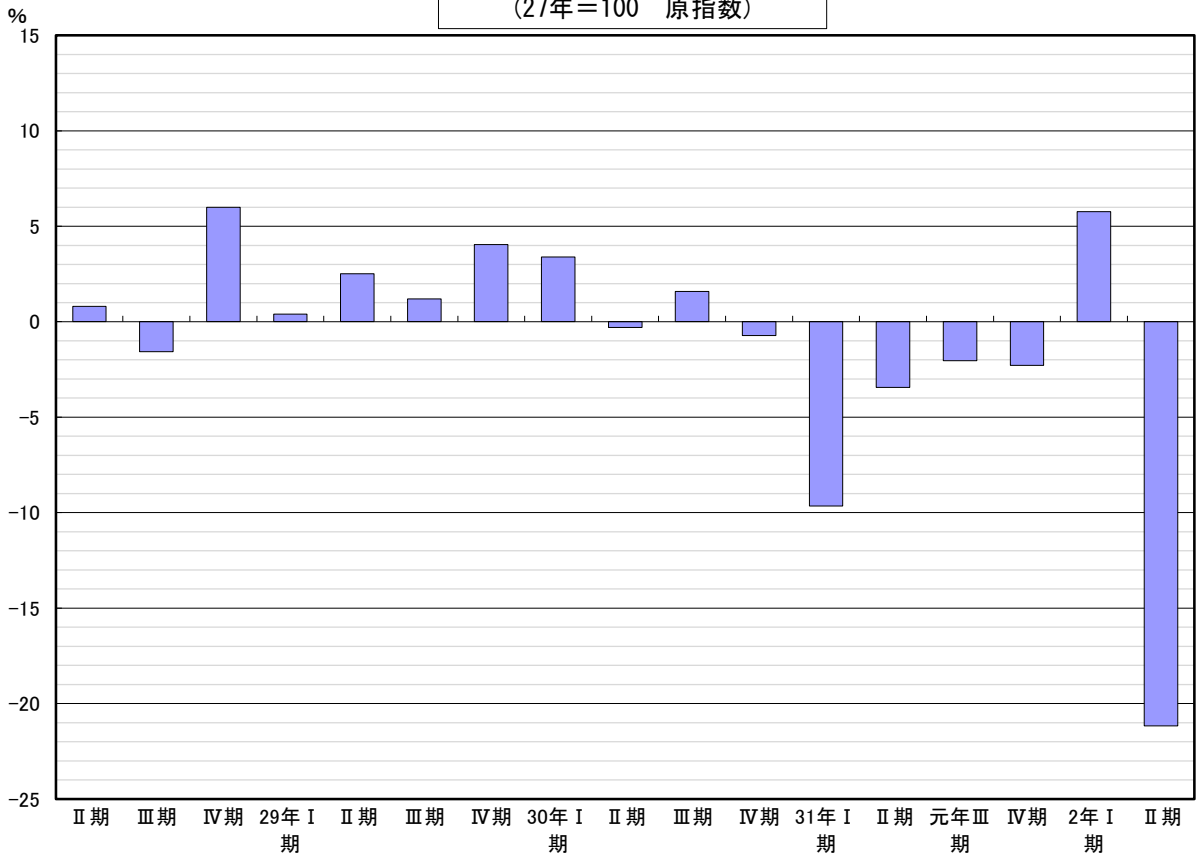
生産指数前年同月比の推移
(27年=100 原指数)



鉱工業指数の推移(期別)
(27年=100 季節調整済指数)



生産指数前年同期比の推移
(27年=100 原指数)



業種分類別生産指数

業種										(参考系列)					業種
パルプ・紙・紙加工品	繊維	食料品	その他	金属					機械工業	旧電気機械工業	鉄鋼・非鉄金属工業	汎用・業務用機械工業	電気・情報通信機械工業	業種	
				ゴム製品	家具製品	印刷	木材・木製品	その他製品							
73.7	26.1	1165.6	287.5	78.4	21.4	31.3	17.4	139.0	3.2	5962.3	781.8	239.9	957.7	556.0	ウェイト
104.7	98.0	105.3	104.1	105.3	101.6	105.9	109.7	102.8	94.8	99.0	100.6	105.3	73.4	100.6	平成29年
105.6	99.3	107.4	102.4	90.1	101.9	106.5	111.1	107.3	91.4	97.3	109.2	106.1	80.2	115.7	平成30年
103.3	97.6	103.3	98.6	85.3	80.6	103.6	97.2	107.9	90.1	91.3	103.8	97.7	75.2	103.4	平成31年
111.3	91.1	111.7	100.5	87.2	98.1	106.9	111.1	105.5	95.5	95.1	110.5	99.9	71.6	115.7	Ⅲ期
105.9	107.2	103.7	104.9	88.9	111.0	111.6	116.7	110.1	89.6	102.6	114.0	111.7	93.6	121.5	Ⅳ期
96.3	90.8	95.1	103.4	88.5	108.9	107.5	100.0	110.4	89.6	84.9	98.8	99.0	82.3	107.3	31年Ⅰ期
108.8	101.7	111.7	98.8	83.8	75.9	105.0	94.4	109.9	90.3	90.5	100.4	98.3	64.7	99.9	Ⅱ期
107.0	95.8	108.2	94.8	83.8	62.4	94.1	94.4	106.2	89.6	94.3	106.0	95.5	71.8	103.2	元年Ⅲ期
101.1	102.2	98.0	97.4	85.0	75.0	107.9	100.0	105.2	90.7	95.5	109.9	98.0	81.8	103.4	Ⅳ期
95.8	93.2	97.7	95.7	77.0	59.1	107.6	100.0	108.6	76.2	94.7	106.5	88.7	63.7	99.9	2年Ⅰ期
105.1	87.6	106.1	78.4	48.0	45.1	r 118.9	94.4	89.5	79.5	50.0	94.2	65.6	45.0	r 80.4	Ⅱ期
101.2	109.6	102.1	99.7	80.5	95.9	105.1	116.7	107.8	93.1	95.7	105.6	108.5	89.8	114.0	12月
85.3	79.5	83.2	100.0	91.0	98.6	98.1	100.0	105.7	92.5	63.1	93.8	100.2	55.3	100.3	31年1月
94.0	97.8	93.9	102.1	83.5	114.7	104.1	100.0	110.5	93.6	89.2	93.3	100.3	89.3	100.5	2月
109.6	95.1	108.1	108.1	91.1	113.4	120.4	100.0	115.0	82.7	102.4	109.2	96.6	102.4	121.0	3月
114.8	113.5	113.6	102.4	90.5	84.6	107.5	83.3	113.2	77.1	94.0	96.8	100.4	74.5	96.6	4月
107.4	91.3	109.8	97.6	80.7	71.5	96.3	100.0	111.0	96.0	86.2	99.6	93.5	67.8	98.3	元年5月
104.1	100.3	111.7	96.3	80.3	71.6	111.1	100.0	105.4	97.9	91.3	104.9	101.1	51.9	104.7	6月
113.7	94.9	118.2	102.8	91.6	74.2	106.2	100.0	113.1	105.5	104.3	110.5	101.6	72.7	111.0	7月
104.0	85.1	106.8	80.4	67.1	53.7	70.2	83.3	94.0	85.8	81.5	93.7	85.8	74.8	90.0	8月
103.4	107.5	99.7	101.3	92.8	59.2	105.9	100.0	111.6	77.5	97.1	113.7	99.2	67.8	108.6	9月
106.3	101.4	98.7	99.3	89.1	86.7	110.0	100.0	104.5	87.3	87.0	121.6	99.8	66.9	115.7	10月
96.2	99.8	98.4	100.2	87.9	76.9	106.7	100.0	109.4	98.2	103.0	105.8	98.6	92.4	97.4	11月
100.9	105.3	96.9	92.8	78.0	61.5	107.0	100.0	101.8	86.6	96.4	102.4	95.5	86.0	97.2	12月
86.5	87.3	84.4	90.9	83.5	62.0	92.6	100.0	98.0	78.8	89.2	103.3	85.9	60.6	96.2	2年1月
90.1	98.3	98.5	93.7	77.3	57.7	103.6	100.0	105.5	80.7	93.3	103.6	88.3	68.7	98.5	2月
110.7	93.9	110.1	102.4	70.1	57.7	126.6	100.0	122.3	69.0	101.6	112.6	92.0	61.9	105.0	3月
115.7	99.9	112.6	94.7	62.9	52.8	132.8	100.0	109.9	58.4	53.8	101.4	80.8	65.8	84.1	4月
92.5	78.6	94.6	70.5	36.8	37.2	112.3	100.0	81.4	86.7	36.1	82.3	56.1	30.5	69.9	5月
107.1	84.2	r 111.0	r 69.9	44.2	45.2	r 111.6	83.3	77.2	93.4	r 60.1	r 98.9	59.9	38.6	r 87.2	6月
116.9	82.0	118.2	71.1	59.5	39.9	121.0	100.0	67.6	96.6	88.5	106.1	75.3	46.3	99.2	7月
2.8	▲13.6	0.0	▲30.8	▲35.0	▲46.2	13.9	0.0	▲40.2	▲8.4	▲15.1	▲4.0	▲25.9	▲36.3	▲10.6	前年同月比(%)
105.4	94.5	109.0	102.6	87.0	110.3	107.3	113.1	107.6	96.5	98.3	111.3	106.0	79.0	117.0	Ⅲ期
105.8	98.9	107.9	102.8	89.3	99.6	107.1	111.8	109.5	85.5	96.7	109.6	106.7	77.2	119.5	Ⅳ期
108.0	93.2	103.1	103.3	90.7	100.8	114.5	106.2	107.2	89.0	83.6	97.9	99.5	87.6	103.4	31年Ⅰ期
104.6	101.7	103.9	100.6	84.7	84.4	104.7	95.2	112.3	89.8	94.5	105.9	98.9	66.6	105.0	Ⅱ期
101.3	99.5	104.8	96.3	83.2	70.1	93.6	98.1	108.8	90.0	97.0	106.2	101.0	77.6	103.6	元年Ⅲ期
101.1	94.6	101.4	95.2	84.5	66.8	102.8	94.9	104.8	88.0	90.4	105.7	92.7	66.6	101.1	Ⅳ期
105.6	95.6	103.8	93.1	75.0	55.3	107.8	106.7	103.2	76.5	93.7	103.8	87.7	64.4	94.8	2年Ⅰ期
100.2	88.3	98.6	r 79.3	47.8	49.6	r 119.5	92.5	90.8	80.0	51.5	98.8	65.8	48.1	r 84.6	Ⅱ期
105.4	103.5	106.0	104.1	88.8	91.1	107.1	115.6	113.9	89.2	95.6	107.0	107.3	72.9	116.8	12月
105.9	87.1	103.6	103.6	93.7	103.9	120.8	108.5	103.7	87.4	71.5	96.9	103.4	71.6	101.1	31年1月
109.4	97.8	103.4	104.2	88.5	104.5	116.0	110.6	109.1	88.5	86.0	92.3	102.4	85.6	96.2	2月
108.6	94.8	102.3	102.0	89.9	93.9	106.7	99.5	108.9	91.1	93.3	104.5	92.6	105.7	113.0	3月
106.1	106.8	106.6	101.6	89.2	88.3	103.9	84.6	112.1	88.5	92.5	101.7	100.3	67.7	102.4	4月
104.8	99.2	102.7	102.3	84.9	85.5	102.6	102.4	114.2	90.6	97.2	109.4	96.2	72.9	107.8	元年5月
102.8	99.1	102.3	97.9	80.0	79.4	107.7	98.5	110.7	90.2	93.8	106.5	100.3	59.1	104.9	6月
100.8	97.8	105.0	99.0	81.4	81.9	102.5	98.1	111.7	93.8	99.8	104.7	103.7	80.8	105.3	7月
100.4	94.6	105.3	89.4	76.8	66.4	80.5	90.6	102.8	90.4	96.1	102.1	99.6	80.9	97.6	8月
102.7	106.2	104.1	100.6	91.4	62.1	97.9	105.6	111.8	85.9	95.2	111.7	99.7	71.0	108.0	9月
103.6	91.4	102.8	94.4	85.9	74.5	97.9	99.0	101.6	88.0	78.9	112.2	92.8	50.4	109.6	10月
98.7	93.2	101.4	96.3	86.7	68.3	98.9	93.4	106.6	90.8	98.1	102.3	92.7	73.4	96.0	11月
101.1	99.3	100.1	95.0	80.8	57.6	111.5	92.2	106.3	85.2	94.2	102.6	92.5	75.9	97.7	12月
107.3	95.7	105.1	94.1	86.0	65.3	114.0	108.5	96.1	74.5	101.1	106.8	88.6	78.5	97.0	2年1月
102.4	98.3	102.6	89.7	72.1	53.5	95.8	113.6	98.7	79.1	88.8	98.6	87.0	50.7	91.0	2月
107.0	92.9	103.7	95.4	66.8	47.1	113.7	98.0	114.8	75.9	91.3	106.0	87.6	64.0	96.4	3月
105.9	95.2	105.7	93.4	61.2	54.6	129.7	97.1	108.0	69.3	52.8	106.2	80.4	64.9	89.6	4月
94.0	87.7	89.4	75.2	41.0	45.3	117.5	101.0	84.6	84.7	41.7	93.0	58.3	35.5	79.6	5月
100.6	82.0	r 100.7	r 69.4	41.1	48.8	r 111.2	79.5	79.7	85.9	r 60.0	r 97.2	58.6	44.0	r 84.5	6月
104.7	83.5	104.9	68.9	53.6	44.4	115.7	102.6	67.2	83.2	85.0	100.9	77.2	47.4	93.6	7月
4.1	1.8	4.2	▲0.7	30.4	▲9.0	4.0	29.1	▲15.7	▲3.1	41.7	3.8	31.7	7.7	10.8	前月比(%)

業種分類別生産者出荷指数

業種										(参考系列)					業種
パルプ・紙・紙加工品	繊維	食料品	その他	業種					機械工業	旧電気機械工業	鉄鋼・非鉄金属工業	汎用・業務用機械工業	電気・情報通信機械工業	ウェイト	
				ゴム製品	家具製品	印刷	木材・木製品	その他製品							
86.9	38.0	1276.3	230.2	48.3	19.6	30.6	17.0	114.7	1.8	6036.5	847.0	423.2	821.9	651.3	ウェイト
102.9	97.1	103.3	104.7	105.3	98.4	105.9	115.3	103.6	85.9	100.0	100.5	104.4	71.9	100.2	平成29年
102.4	94.1	104.7	102.2	90.0	97.6	106.5	111.1	105.6	82.1	98.2	112.6	105.7	77.9	117.7	平成30年
100.6	90.2	101.9	99.7	85.3	76.8	103.6	98.6	108.9	82.2	92.0	105.0	98.2	72.8	104.5	平成31年
104.9	85.5	108.8	99.9	87.2	85.6	106.9	116.7	103.3	92.5	96.8	116.0	100.8	68.9	119.6	Ⅲ期
104.6	99.2	104.5	103.5	88.9	92.3	111.6	116.7	107.5	80.5	103.0	117.8	111.5	91.4	123.8	Ⅳ期
95.3	85.2	92.6	107.1	88.5	122.7	107.5	105.6	112.4	75.2	85.5	101.5	100.6	79.3	108.4	31年Ⅰ期
103.2	92.5	109.7	100.4	83.8	75.7	105.0	100.0	110.5	85.4	91.3	100.5	99.2	61.2	100.2	Ⅱ期
102.3	89.9	105.6	94.4	83.8	56.9	94.1	88.9	106.2	81.7	95.7	109.0	95.5	70.5	106.5	元年Ⅲ期
101.6	93.4	99.8	96.9	85.0	52.1	107.9	100.0	106.3	86.3	95.3	109.1	97.6	80.2	103.0	Ⅳ期
93.8	87.0	92.4	96.7	77.0	72.7	107.6	83.3	108.1	78.4	96.4	108.0	90.6	60.9	102.0	2年Ⅰ期
101.7	83.2	r 103.1	r 82.0	48.0	47.2	r 118.9	94.4	90.6	78.4	49.5	95.1	69.6	40.9	82.6	Ⅱ期
100.2	103.3	105.6	98.1	80.5	91.5	105.1	116.7	102.0	90.6	95.4	108.6	106.6	86.9	115.3	12月
86.1	78.3	82.7	99.7	90.9	92.5	98.1	100.0	105.0	85.1	63.1	96.9	99.3	51.2	102.2	31年1月
93.1	89.9	88.7	103.9	83.5	115.4	104.1	100.0	111.1	84.9	89.7	95.2	100.2	85.1	101.3	2月
106.8	87.4	106.5	117.7	91.1	160.1	120.4	116.7	121.1	55.6	103.6	112.4	102.2	101.6	121.8	3月
110.7	103.5	114.7	107.1	90.4	96.0	107.5	100.0	117.0	63.5	95.0	98.7	99.3	72.1	98.9	4月
101.8	84.4	106.5	96.9	80.7	62.3	96.3	100.0	109.3	96.1	86.7	98.4	98.7	62.4	97.5	元年5月
97.1	89.6	107.9	97.3	80.3	68.8	111.1	100.0	105.3	96.7	92.3	104.5	99.7	49.0	104.1	6月
109.5	89.6	113.9	102.9	91.6	67.7	106.2	83.3	115.7	92.9	105.7	113.0	103.0	64.7	113.3	7月
99.7	79.4	105.2	83.0	67.1	51.6	70.2	100.0	96.0	85.9	82.4	96.6	86.8	77.7	93.0	8月
97.7	100.6	97.7	97.3	92.8	51.3	105.9	83.3	106.9	66.4	99.1	117.3	96.8	69.2	113.3	9月
104.9	91.8	100.0	100.0	89.0	51.0	110.0	116.7	107.9	86.0	87.8	120.8	102.2	64.2	114.6	10月
96.1	87.2	99.2	95.0	87.9	47.6	106.7	100.0	102.3	98.4	103.0	104.9	97.0	92.5	97.6	11月
103.8	101.2	100.2	95.8	78.0	57.7	107.0	83.3	108.7	74.6	95.2	101.7	93.5	83.8	96.8	12月
86.2	79.2	82.7	87.3	83.5	62.2	92.6	83.3	92.3	87.4	89.6	103.9	88.7	54.7	97.2	2年1月
87.5	92.3	91.4	94.6	77.3	78.0	103.6	83.3	104.0	86.3	96.0	106.1	89.3	67.8	101.7	2月
107.7	89.5	103.0	108.1	70.1	78.0	126.6	83.3	128.0	61.6	103.6	114.0	93.7	60.1	107.1	3月
111.9	94.1	108.6	98.1	62.9	64.0	132.8	100.0	109.1	38.9	52.5	103.1	76.3	61.6	88.7	4月
91.2	74.5	92.2	71.5	36.8	32.0	112.3	100.0	77.8	99.2	35.7	83.4	64.7	26.6	72.3	5月
102.1	81.0	r 108.5	r 76.4	44.2	45.5	r 111.6	83.3	84.8	97.1	60.2	r 98.8	67.8	34.6	r 86.7	6月
110.6	77.1	110.3	73.7	59.5	49.7	121.0	83.3	69.8	92.4	89.4	107.8	75.1	43.2	100.6	7月
1.0	▲14.0	▲3.2	▲28.4	▲35.0	▲26.6	13.9	0.0	▲39.7	▲0.5	▲15.4	▲4.6	▲27.1	▲33.2	▲11.2	前年同月比(%)
100.9	87.6	104.8	103.4	87.0	100.0	107.4	116.8	108.2	91.2	99.3	115.6	105.1	76.1	119.8	Ⅲ期
102.7	91.7	104.5	102.2	89.3	97.2	107.3	110.3	107.0	73.8	97.4	114.8	106.8	74.3	122.9	Ⅳ期
104.7	89.0	103.8	104.5	89.5	96.2	110.6	110.9	108.5	77.1	86.4	101.1	101.8	82.6	105.5	31年Ⅰ期
100.7	92.6	102.8	101.1	84.7	81.4	104.5	100.5	110.1	85.4	96.4	106.5	101.3	65.9	106.5	Ⅱ期
98.6	91.8	101.3	97.3	83.4	67.2	95.6	88.8	110.4	80.4	95.9	106.7	98.5	75.9	104.8	元年Ⅲ期
99.5	86.6	100.0	96.7	85.1	56.0	104.4	95.6	107.1	79.4	89.9	105.5	92.9	64.3	100.6	Ⅳ期
101.6	90.4	101.4	91.1	73.7	61.2	104.7	86.3	101.1	80.3	98.0	105.1	90.9	61.2	97.4	2年Ⅰ期
98.6	83.8	96.9	r 82.2	47.9	49.4	r 119.0	94.8	90.0	78.5	51.1	100.9	70.4	45.4	r 88.0	Ⅱ期
102.2	92.5	102.7	101.9	88.7	96.0	106.9	113.7	107.6	83.9	96.6	111.8	107.4	70.5	120.0	12月
103.1	88.4	105.9	104.7	91.2	100.9	115.3	109.3	107.6	80.7	72.6	102.1	104.1	68.4	107.3	31年1月
106.8	91.7	102.4	105.3	87.7	95.2	111.4	113.0	110.7	80.3	91.3	94.9	102.5	80.4	98.4	2月
104.2	86.9	103.0	103.5	89.5	92.6	105.0	110.5	107.2	70.3	95.3	106.3	98.7	98.9	110.8	3月
101.7	98.9	107.4	103.1	89.1	87.2	102.6	103.2	111.9	87.1	95.6	104.6	99.7	68.9	105.7	4月
101.0	89.7	102.2	102.1	84.9	79.0	102.6	99.0	112.1	84.8	98.9	108.8	103.5	70.2	108.4	元年5月
99.3	89.3	98.7	98.1	80.2	77.9	108.3	99.3	106.2	84.2	94.7	106.2	100.6	58.5	105.3	6月
98.1	89.6	100.2	102.2	81.9	75.9	102.7	82.4	119.1	84.7	98.6	104.4	100.6	74.3	104.5	7月
98.8	85.5	101.6	91.6	76.4	67.1	83.2	99.7	102.2	80.9	95.5	102.9	97.7	83.3	100.1	8月
98.9	100.4	102.0	98.0	91.8	58.6	100.9	84.2	109.9	75.5	93.5	112.7	97.3	70.2	109.7	9月
100.4	85.9	100.2	95.7	85.7	55.4	99.6	109.4	104.3	79.0	80.4	111.6	95.1	49.5	107.2	10月
97.4	85.5	101.5	95.2	87.2	54.7	101.9	94.1	103.2	84.4	97.5	102.6	92.6	72.3	97.0	11月
100.8	88.5	98.3	99.3	82.5	57.9	111.8	83.3	113.7	74.7	91.7	102.3	91.0	71.0	97.5	12月
103.2	89.4	105.9	91.7	83.7	67.9	108.8	91.0	94.6	82.9	103.0	109.5	93.0	73.1	102.1	2年1月
99.5	93.3	99.5	87.6	71.0	71.8	94.2	89.6	96.2	77.8	97.7	99.6	90.4	52.1	94.5	2月
102.2	88.4	98.8	93.9	66.5	44.0	111.2	78.4	112.5	80.2	93.4	106.2	89.3	58.4	95.7	3月
102.2	90.8	102.4	94.3	61.4	57.2	127.8	102.8	104.5	57.3	52.2	109.7	75.8	62.9	95.5	4月
95.1	81.0	90.6	77.0	41.1	42.0	118.7	99.9	81.0	88.7	41.9	95.5	68.9	32.0	83.9	5月
98.6	79.7	r 97.6	r 75.3	41.2	49.0	r 110.5	81.7	84.4	89.6	59.3	r 97.4	66.6	41.3	r 84.7	6月
99.8	76.3	96.3	73.3	53.8	56.7	116.1	82.7	71.7	78.5	84.4	99.1	74.1	46.4	92.0	7月
1.2	▲4.3	▲1.3	▲2.7	30.6	15.7	5.1	1.2	▲15.0	▲12.4	42.3	1.7	11.3	12.3	8.6	前月比(%)

業種分類別生産者在庫指数

							(参考系列)					在庫率	業種	
鉱業							機械工業	旧電気 機械工業	鉄鋼・非 鉄金属工 業	汎用・業 務用機械 工業	電気・情 報通信機 械工業			
パルプ・ 紙・紙加 工品	繊維	食料品	その他	家具製品	木材・ 木製品	その他 製品								
13.5	199.3	763.4	214.1	101.7	90.5	21.9	8.6	4338.9	499.7	896.6	1093.4	487.5	9246.2	ウェイト
155.4	103.7	98.0	104.5	106.7	105.5	90.5	99.7	70.4	82.2	91.6	87.3	82.6	82.3	平成29年
134.8	95.8	81.9	110.3	106.1	95.3	191.3	94.0	83.4	96.7	83.4	87.4	96.2	88.1	平成30年
141.7	101.3	78.8	116.2	121.1	78.9	247.3	92.1	94.5	115.3	78.6	89.3	112.7	97.9	平成31年
133.6	95.7	75.0	100.2	83.7	95.3	197.2	97.1	88.5	99.3	81.0	89.5	99.1	89.0	Ⅲ期
126.2	98.5	67.7	124.5	130.0	89.8	242.1	93.6	88.6	104.8	80.3	85.4	103.8	86.3	Ⅳ期
124.0	99.4	79.0	126.4	129.5	87.1	274.4	99.5	87.6	107.5	85.3	90.0	106.6	101.3	31年Ⅰ期
145.6	101.3	83.9	101.9	98.7	73.5	234.1	81.9	78.0	121.6	75.4	94.3	117.0	82.1	Ⅱ期
125.8	101.9	82.2	106.0	103.1	78.9	231.6	94.8	93.2	114.2	75.4	97.2	110.8	90.2	元年Ⅲ期
171.3	102.5	70.4	130.5	153.3	76.2	249.1	92.2	119.0	117.7	78.4	75.5	116.5	117.7	Ⅳ期
145.9	99.4	76.9	145.6	160.4	98.0	273.8	91.7	94.1	107.0	82.4	78.6	106.6	109.5	2年Ⅰ期
118.8	98.7	84.6	120.5	102.2	106.1	265.1	82.7	82.6	101.1	83.1	87.2	98.1	136.3	Ⅱ期
133.9	97.9	61.9	132.5	138.9	89.8	279.2	96.3	97.0	109.8	83.7	84.6	108.8	93.5	12月
115.5	99.1	70.3	137.7	147.9	89.8	288.0	98.3	98.7	104.5	87.1	90.3	104.0	133.1	31年1月
135.0	99.0	79.8	135.6	143.4	89.8	288.5	99.7	89.4	108.5	84.7	94.7	107.6	95.5	2月
121.6	100.2	86.8	105.8	97.1	81.6	246.7	100.6	74.6	109.6	84.0	85.0	108.1	75.4	3月
139.6	100.7	80.3	98.0	93.0	73.5	222.8	81.2	68.1	103.2	80.4	88.3	99.6	74.8	4月
141.3	100.1	82.5	104.2	102.6	73.5	238.6	79.5	68.1	123.2	71.1	97.2	118.4	78.9	元年5月
156.0	103.2	88.8	103.4	100.4	73.5	240.9	85.0	97.7	138.5	74.7	97.4	133.0	92.7	6月
137.9	101.9	87.2	106.7	103.2	81.6	226.5	92.9	85.6	132.9	72.0	113.3	128.2	79.9	7月
105.1	103.1	81.8	101.5	101.7	73.5	216.1	96.8	91.4	113.9	75.0	97.0	111.4	98.1	8月
134.4	100.8	77.5	109.8	104.3	81.6	252.2	94.8	102.7	95.7	79.3	81.4	92.9	92.7	9月
162.4	101.5	70.4	118.1	133.7	73.5	230.5	91.8	109.1	112.2	74.2	79.9	110.2	104.4	10月
212.9	105.7	72.8	136.5	161.2	73.5	282.2	90.1	110.6	118.2	78.2	73.7	117.6	107.7	11月
138.5	100.2	67.9	136.9	165.1	81.6	234.7	94.8	137.4	122.7	82.8	72.8	121.8	141.0	12月
134.0	100.1	64.8	147.3	170.4	89.8	277.5	95.2	121.2	119.0	79.6	79.2	118.5	126.4	2年1月
165.0	99.7	78.5	144.9	155.4	98.0	289.8	92.6	83.8	103.0	82.7	79.6	102.4	107.5	2月
138.6	98.3	87.5	144.7	155.4	106.1	254.2	87.4	77.2	98.9	84.8	76.9	98.8	94.5	3月
126.1	99.7	83.4	117.7	96.9	106.1	262.4	82.9	76.2	93.5	91.2	81.5	91.3	144.6	4月
107.1	98.2	85.7	125.0	105.6	106.1	293.2	79.9	83.0	97.7	83.5	88.0	93.4	154.2	5月
123.1	98.1	84.8	118.8	104.1	106.1	239.8	85.4	88.7	112.2	74.6	92.1	109.6	110.1	6月
134.3	98.7	88.3	115.2	92.5	114.3	224.5	95.3	92.6	117.7	68.0	96.1	116.1	108.4	7月
▲2.6	▲3.1	1.3	8.0	▲10.4	40.1	▲0.9	2.6	8.2	▲11.4	▲5.6	▲15.2	▲9.4	35.7	前年同月比(%)
126.4	96.2	75.6	108.6	99.9	93.2	209.8	93.6	86.4	99.2	83.9	87.8	98.7	88.2	Ⅲ期
123.0	95.4	73.9	119.6	118.9	93.0	224.2	97.2	93.3	102.5	83.7	87.9	101.4	88.6	Ⅳ期
133.8	100.5	77.6	112.2	107.0	86.0	235.5	97.5	85.1	116.2	82.5	91.7	114.4	94.8	31年Ⅰ期
142.4	102.4	78.0	114.4	121.6	74.1	290.7	85.3	81.4	114.3	72.8	91.7	111.4	85.6	Ⅱ期
124.3	102.1	81.9	115.5	123.4	77.4	247.8	91.3	92.5	115.0	78.5	93.7	111.2	92.0	元年Ⅲ期
166.0	100.2	78.2	122.4	134.1	78.1	236.0	94.1	116.8	116.0	80.9	79.1	114.4	116.9	Ⅳ期
157.3	100.4	75.5	131.2	137.4	96.8	235.9	89.8	91.1	114.9	79.7	80.2	113.8	104.1	2年Ⅰ期
116.0	99.7	78.8	135.2	126.0	107.0	325.9	86.2	87.3	95.5	80.3	84.8	93.8	142.1	Ⅱ期
128.0	97.4	76.1	120.7	113.7	93.4	258.1	99.2	100.9	104.5	85.1	89.9	103.1	94.7	12月
132.2	99.7	76.6	112.9	105.7	89.0	220.9	94.6	89.4	106.4	83.7	91.5	104.7	108.8	31年1月
141.5	99.8	76.7	111.1	104.8	88.0	220.1	94.3	82.5	109.0	82.9	91.4	107.0	89.1	2月
127.8	101.9	79.6	112.6	110.5	81.1	265.5	103.7	83.3	133.2	80.8	92.2	131.6	86.6	3月
134.2	102.0	78.2	109.7	114.8	74.3	265.0	87.7	78.6	112.0	78.4	88.7	108.3	81.1	4月
146.0	102.3	76.0	115.6	124.2	74.5	263.0	81.9	75.1	114.5	69.0	92.6	111.6	79.6	元年5月
147.0	102.9	79.8	117.9	125.8	73.4	344.0	86.4	90.5	116.5	71.1	93.7	114.4	96.1	6月
136.4	102.4	83.1	117.3	123.7	80.4	250.2	91.1	83.9	129.1	74.2	105.7	126.3	84.8	7月
98.9	102.8	84.0	110.9	123.0	71.6	252.6	91.0	88.5	109.9	79.1	90.9	107.4	91.0	8月
137.7	101.2	78.6	118.4	123.6	80.2	240.5	91.8	105.1	106.0	82.2	84.4	99.9	100.1	9月
159.5	100.0	77.4	120.9	135.6	76.5	234.8	94.6	111.7	111.8	79.8	78.8	109.8	107.3	10月
204.2	100.1	73.9	124.4	134.2	76.2	249.7	93.1	106.7	118.4	81.0	79.9	117.4	106.5	11月
134.4	100.6	83.4	121.8	132.5	81.6	223.4	94.7	132.0	117.8	81.8	78.7	116.1	137.0	12月
153.3	100.7	70.6	120.7	121.8	89.0	212.9	91.7	109.8	121.1	76.5	80.3	119.3	103.4	2年1月
173.0	100.5	75.5	118.7	113.6	96.1	221.1	87.6	77.3	103.5	81.0	76.9	101.9	100.3	2月
145.7	100.0	80.3	154.1	176.9	105.4	273.6	90.1	86.2	120.2	81.6	83.4	120.3	108.6	3月
121.2	101.0	81.2	131.7	119.6	107.3	312.1	89.5	88.0	101.4	88.9	81.8	99.3	156.8	4月
110.7	100.4	79.0	138.6	127.8	107.6	323.2	82.3	91.6	90.8	81.1	83.9	88.0	155.5	5月
116.0	97.8	76.3	135.4	130.5	106.0	342.4	86.8	82.2	94.4	71.0	88.6	94.2	114.1	6月
132.9	99.2	84.1	126.6	110.8	112.7	248.0	93.4	90.7	114.3	70.0	89.7	114.4	115.0	7月
14.6	1.4	10.2	▲6.5	▲15.1	6.3	▲27.6	7.6	10.3	21.1	▲1.4	1.2	21.4	0.8	前月比(%)

財別生産指数

財別分類	合計											財別分類	
	最終需要財					生産財				その他			
	投資財	消費財		生産財		鉱工業用生産財	その他用生産財	消費財		その他			
資本財		建設財	耐久消費財	非耐久消費財	消費財			その他	消費財	その他			
ウェイト	10000.0	5297.9	2030.3	1788.7	241.6	3267.6	1573.1	1694.5	4702.1	4482.1	220.0	ウェイト	
原 指 数	平成29年	103.5	96.6	85.1	83.4	97.7	103.8	99.1	108.2	111.3	111.7	104.6	平成29年
	平成30年	104.6	99.6	91.3	90.4	98.0	104.7	92.8	115.8	110.2	110.6	102.2	平成30年
	平成31年	100.0	98.5	84.1	82.9	92.6	107.4	87.8	125.7	101.7	101.9	97.7	平成31年
	Ⅲ期	103.0	98.5	87.1	86.3	93.5	105.6	91.7	118.6	108.1	108.4	101.8	Ⅲ期
	Ⅳ期	109.7	105.6	102.2	101.7	106.0	107.8	97.5	117.3	114.3	114.8	105.1	Ⅳ期
	31年Ⅰ期	93.6	90.3	88.6	87.8	94.7	91.4	72.6	108.8	97.2	97.2	97.7	31年Ⅰ期
	Ⅱ期	98.3	94.8	77.6	76.2	87.6	105.4	90.3	119.6	102.3	102.5	98.9	Ⅱ期
	元年Ⅲ期	100.9	98.6	82.8	81.9	89.9	108.4	93.0	122.6	103.5	103.9	96.1	元年Ⅲ期
	Ⅳ期	107.2	110.2	87.2	85.7	98.2	124.5	95.2	151.7	103.7	104.0	98.1	Ⅳ期
	2年Ⅰ期	99.0	94.2	81.5	80.3	90.7	102.1	96.2	107.6	104.4	104.7	98.4	2年Ⅰ期
	Ⅱ期	77.5	84.7	r 58.3	54.9	83.8	101.2	35.5	r 162.1	69.4	68.1	94.2	Ⅱ期
	12月	103.0	100.4	100.5	100.2	103.4	100.4	88.7	111.2	105.8	106.0	101.6	12月
指 数	31年1月	77.4	68.8	69.2	66.7	88.2	68.5	41.0	94.0	87.0	86.7	93.3	31年1月
	2月	95.9	93.8	89.9	88.8	98.7	96.2	81.2	110.1	98.2	98.4	93.5	2月
	3月	107.5	108.4	106.6	107.8	97.3	109.6	95.7	122.4	106.5	106.6	106.2	3月
	4月	98.3	97.0	82.0	81.1	88.1	106.3	91.2	120.4	99.8	99.8	99.6	4月
	元年5月	95.5	92.5	78.2	77.3	85.0	101.3	85.4	116.1	99.0	99.1	98.2	元年5月
	6月	101.2	94.9	72.6	70.3	89.7	108.7	94.2	122.2	108.2	108.7	99.0	6月
	7月	110.2	106.7	85.4	84.0	95.9	120.0	104.7	134.1	114.0	114.5	104.6	7月
	8月	89.9	91.1	79.9	79.9	79.9	98.0	75.0	119.4	88.5	88.6	86.6	8月
	9月	102.7	97.9	83.2	81.7	94.0	107.1	99.4	114.3	108.0	108.5	97.1	9月
	10月	96.2	88.7	77.1	74.5	96.5	95.9	79.6	111.1	104.6	105.0	95.9	10月
	11月	106.8	107.3	94.9	94.0	101.4	115.0	107.7	121.9	106.1	106.4	99.9	11月
	12月	118.5	134.5	89.6	88.6	96.6	162.5	98.4	222.0	100.4	100.5	98.5	12月
2年1月	92.9	88.0	79.1	78.3	85.2	93.6	86.9	99.8	98.3	98.6	92.0	2年1月	
2月	98.7	93.9	80.6	79.2	91.2	102.2	97.5	106.5	104.1	104.5	95.4	2月	
3月	105.4	100.7	84.8	83.3	95.7	110.6	104.3	116.4	110.7	110.9	107.9	3月	
4月	96.5	119.2	68.9	66.6	85.4	150.6	29.9	262.6	70.8	69.1	104.7	4月	
5月	58.6	56.7	46.7	42.6	76.9	63.0	22.9	100.2	60.7	59.5	85.7	5月	
6月	77.5	r 78.2	r 59.4	r 55.4	89.0	89.9	53.6	r 123.6	76.6	75.8	r 92.3	6月	
7月	95.2	98.4	70.1	68.0	85.2	116.0	102.8	128.3	91.6	91.6	91.1	7月	
前年同月比%	▲13.6	▲7.8	▲17.9	▲19.0	▲11.2	▲3.3	▲1.8	▲4.3	▲19.6	▲20.0	▲12.9	前年同月比%	
季 節 調 整 指 数	Ⅲ期	105.3	100.1	90.8	90.3	96.4	105.4	94.4	115.8	110.9	111.3	102.4	Ⅲ期
	Ⅳ期	104.9	100.8	91.6	90.5	99.2	106.7	92.9	120.3	109.5	109.7	103.4	Ⅳ期
	31年Ⅰ期	94.2	91.2	89.4	88.6	96.2	93.6	68.8	116.4	97.3	97.1	100.4	31年Ⅰ期
	Ⅱ期	100.5	96.0	82.3	80.8	92.3	103.2	91.3	114.0	105.4	105.8	98.5	Ⅱ期
	元年Ⅲ期	102.8	99.7	86.2	85.4	92.4	107.0	95.7	119.6	105.8	106.2	96.5	元年Ⅲ期
	Ⅳ期	102.8	106.3	77.9	76.1	91.0	126.1	94.5	155.5	99.5	99.6	96.2	Ⅳ期
	2年Ⅰ期	99.5	93.8	79.3	78.2	90.4	105.3	94.1	114.7	103.8	104.0	99.1	2年Ⅰ期
	Ⅱ期	78.6	r 85.2	62.5	r 58.8	87.5	98.0	35.4	153.4	70.8	69.7	r 93.5	Ⅱ期
	12月	103.1	98.7	90.4	89.2	98.7	103.3	90.7	116.8	108.5	108.8	102.7	12月
	31年1月	86.3	81.8	80.9	78.9	94.6	84.2	47.4	114.3	92.0	91.6	100.8	31年1月
	2月	95.2	93.0	88.1	87.3	100.4	96.6	76.5	118.2	98.0	97.9	99.8	2月
	3月	101.0	98.9	99.1	99.6	93.7	99.9	82.5	116.6	101.8	101.9	100.7	3月
4月	99.5	94.5	82.0	80.4	92.1	101.2	87.0	115.6	105.4	105.7	98.5	4月	
元年5月	101.9	99.0	87.7	87.0	92.6	105.2	94.1	115.6	104.6	105.0	98.2	元年5月	
6月	100.1	94.5	77.3	75.0	92.1	103.2	92.8	110.8	106.3	106.8	98.7	6月	
7月	105.1	101.6	87.7	87.0	93.7	108.4	98.2	119.7	110.1	110.4	101.7	7月	
8月	102.1	99.8	88.0	87.7	90.6	106.5	92.8	120.6	102.3	102.9	90.5	8月	
9月	101.2	97.8	83.0	81.6	92.9	106.2	96.2	118.6	104.9	105.2	97.2	9月	
10月	90.3	83.8	65.5	62.1	91.0	94.3	76.2	114.2	96.6	96.7	92.9	10月	
11月	102.3	101.7	85.9	84.9	92.8	114.0	103.9	123.1	101.3	101.5	97.4	11月	
12月	115.9	133.5	82.3	81.2	89.3	170.1	103.5	229.3	100.5	100.7	98.2	12月	
2年1月	103.6	104.7	92.4	92.6	91.4	115.1	100.5	121.4	104.0	104.2	99.4	2年1月	
2月	97.1	85.2	67.0	65.2	89.0	100.6	92.7	112.0	103.5	103.7	96.5	2月	
3月	97.8	91.5	78.5	76.7	90.9	100.1	89.0	110.6	104.0	104.2	101.5	3月	
4月	97.2	116.9	70.6	68.1	88.3	143.5	28.6	249.4	74.0	72.5	103.2	4月	
5月	63.8	61.7	54.2	49.8	85.2	66.3	25.8	99.3	65.7	64.6	86.9	5月	
6月	74.8	r 77.1	r 62.6	r 58.6	88.9	84.2	51.7	111.4	72.8	72.0	r 90.4	6月	
7月	91.3	93.0	70.3	68.3	84.1	104.8	96.3	115.8	89.3	89.2	88.9	7月	
前月比%	22.1	20.6	12.3	16.6	▲5.4	24.5	86.3	3.9	22.7	23.9	▲1.7	前月比%	

財別生産者出荷指数

財別分類	合計											財別分類		
	最終需要財					生産財				その他				
	投資財		消費財			生産財		鉱工業用生産財	その他用生産財					
		資本財	建設財		耐久消費財	非耐久消費財								
ウェイト	10000.0	5107.4	1934.7	1588.0	346.7	3172.7	1616.7	1556.0	4892.6	4663.7	228.9	ウェイト		
原 指 数	平成29年	102.8	95.9	85.3	82.7	97.2	102.3	98.8	106.0	110.0	110.3	103.1	平成29年	
	平成30年	103.2	98.3	92.2	90.8	98.7	102.1	92.6	112.0	108.2	108.5	101.2	平成30年	
	平成31年	97.4	94.3	85.2	82.4	98.0	99.8	87.8	112.3	100.6	100.8	97.3	平成31年	
	Ⅲ期	102.2	98.5	90.0	88.6	96.4	103.7	92.0	115.9	106.1	106.4	98.7	Ⅲ期	
	Ⅳ期	108.1	104.5	102.3	101.3	106.9	105.8	97.2	114.8	111.9	112.4	102.5	Ⅳ期	
	31年Ⅰ期	92.2	89.0	89.8	87.4	100.8	88.5	74.1	103.6	95.6	95.6	96.5	31年Ⅰ期	
	Ⅱ期	97.7	93.8	78.1	75.2	91.7	103.3	89.5	117.6	101.8	101.9	99.5	Ⅱ期	
	元年Ⅲ期	100.2	98.0	85.8	83.5	96.1	105.5	93.5	118.0	102.5	102.8	95.1	元年Ⅲ期	
	Ⅳ期	99.3	96.2	87.0	83.5	103.2	101.8	94.1	110.0	102.5	102.8	98.0	Ⅳ期	
	2年Ⅰ期	98.0	93.6	82.6	79.6	96.1	100.2	98.9	101.6	102.6	103.0	96.4	2年Ⅰ期	
	Ⅱ期	69.1	70.6	r 57.7	r 52.2	r 82.7	r 78.4	36.6	121.9	67.5	66.3	r 92.5	Ⅱ期	
	12月	101.8	100.1	99.8	98.5	105.6	100.3	88.7	112.3	103.5	103.8	97.4	12月	
指 数	31年1月	75.4	67.6	68.6	62.8	95.4	66.9	42.8	92.0	83.6	83.3	89.7	31年1月	
	2月	94.1	90.9	90.1	87.7	101.1	91.4	82.7	100.4	97.5	97.9	90.1	2月	
	3月	107.2	108.6	110.6	111.7	105.8	107.3	96.8	118.3	105.8	105.6	109.8	3月	
	4月	100.5	97.1	80.5	78.1	91.3	107.2	92.4	122.5	104.1	104.2	102.8	4月	
	元年5月	93.6	91.0	78.9	76.4	90.5	98.4	84.9	112.4	96.4	96.2	100.2	元年5月	
	6月	98.9	93.2	75.0	71.1	93.2	104.3	91.1	118.0	104.9	105.3	95.5	6月	
	7月	109.3	105.4	85.5	82.1	100.9	117.6	106.7	128.9	113.4	114.0	101.6	7月	
	8月	89.2	90.3	82.8	82.0	86.4	94.8	74.9	115.6	88.0	88.1	86.0	8月	
	9月	102.1	98.4	89.1	86.5	101.1	104.1	98.8	109.6	106.0	106.4	97.8	9月	
	10月	95.4	88.6	79.1	74.1	102.1	94.4	79.2	110.2	102.4	102.6	99.0	10月	
	11月	103.8	102.8	93.9	91.5	105.0	108.2	107.1	109.4	104.9	105.4	95.1	11月	
	12月	98.8	97.3	88.1	84.9	102.6	102.9	95.9	110.3	100.3	100.3	99.8	12月	
指 数	2年1月	91.2	86.1	77.0	73.9	91.4	91.6	89.4	93.8	96.5	96.8	89.7	2年1月	
	2月	97.8	94.2	82.5	80.2	93.0	101.2	102.2	100.3	101.5	102.1	90.5	2月	
	3月	105.0	100.4	88.2	84.7	104.0	107.8	105.0	110.7	109.9	110.0	109.1	3月	
	4月	70.8	70.9	65.9	61.8	84.3	73.9	32.5	116.9	70.7	69.2	102.3	4月	
	5月	59.6	62.4	47.4	41.0	76.4	71.6	23.8	121.2	56.6	55.1	86.1	5月	
	6月	76.9	r 78.4	r 59.9	r 53.9	r 87.3	r 89.8	53.5	r 127.5	75.2	74.5	r 89.0	6月	
	7月	94.0	95.6	70.6	67.3	85.7	110.8	102.4	119.6	92.4	92.5	91.2	7月	
前年同月比%	▲14.0	▲9.3	▲17.4	▲18.0	▲15.1	▲5.8	▲4.0	▲7.2	▲18.5	▲18.9	▲10.2	前年同月比%		
季 節 調 整 指 数	Ⅲ期	103.8	99.1	92.3	91.0	98.8	103.1	94.9	111.6	108.6	109.0	100.4	Ⅲ期	
	Ⅳ期	103.3	98.9	92.8	91.3	99.7	103.1	91.6	114.9	107.4	107.8	101.1	Ⅳ期	
	31年Ⅰ期	95.3	92.4	89.5	87.1	99.8	93.6	75.6	113.9	98.5	98.4	99.2	31年Ⅰ期	
	Ⅱ期	100.4	96.2	85.0	82.0	99.0	102.7	93.0	111.9	104.3	104.7	97.7	Ⅱ期	
	元年Ⅲ期	99.7	96.4	86.5	84.1	97.6	102.8	92.8	113.4	102.9	103.2	96.0	元年Ⅲ期	
	Ⅳ期	94.6	91.6	78.5	74.7	96.7	100.0	89.0	110.8	98.0	98.0	96.9	Ⅳ期	
	2年Ⅰ期	101.1	97.0	81.4	78.7	93.7	106.2	103.2	110.4	105.3	105.8	96.6	2年Ⅰ期	
	Ⅱ期	70.4	r 72.2	r 63.3	57.6	r 88.6	r 77.3	36.9	r 115.9	68.2	67.1	r 90.5	Ⅱ期	
	12月	102.3	97.5	92.3	90.4	100.8	101.2	90.3	111.8	106.5	106.9	98.4	12月	
	季 節 調 整 指 数	31年1月	88.1	83.8	80.5	76.5	98.7	81.9	52.4	115.6	93.2	92.9	97.6	31年1月
		2月	97.5	94.9	88.7	86.1	101.2	98.3	85.2	112.3	100.4	100.5	97.9	2月
		3月	100.3	98.6	99.2	98.8	99.5	100.7	89.2	113.8	101.8	101.8	102.0	3月
4月		100.8	96.1	84.2	81.0	99.1	103.3	91.3	116.4	105.6	106.1	99.5	4月	
元年5月		101.6	98.9	89.3	87.0	99.7	104.1	95.3	111.3	104.0	104.2	98.6	元年5月	
6月		98.7	93.6	81.5	78.0	98.2	100.8	92.3	108.1	103.4	103.8	95.0	6月	
7月		101.7	97.4	86.0	83.3	98.8	104.1	96.2	111.9	106.9	107.1	100.6	7月	
8月		99.5	97.4	89.5	88.2	96.0	103.0	91.2	115.4	100.8	101.2	90.0	8月	
9月		98.0	94.5	84.1	80.9	98.1	101.2	91.1	112.9	101.0	101.2	97.3	9月	
10月		89.3	84.2	69.7	64.2	96.9	93.1	73.8	110.3	96.9	96.9	96.3	10月	
11月		99.0	97.6	84.7	81.8	97.6	106.6	102.2	112.1	99.5	99.6	95.1	11月	
12月		95.5	93.0	81.2	78.1	95.6	100.4	91.0	110.1	97.5	97.5	99.4	12月	
指 数	2年1月	106.6	106.8	90.4	90.0	94.5	112.2	109.4	117.9	107.6	108.0	97.6	2年1月	
	2月	100.1	94.3	75.5	71.8	90.5	106.8	105.8	107.4	104.7	105.5	92.2	2月	
	3月	96.6	89.9	78.2	74.3	96.0	99.6	94.4	105.8	103.7	104.0	99.9	3月	
	4月	70.5	70.3	70.4	65.9	90.7	70.5	31.6	111.0	70.7	69.4	98.6	4月	
	5月	66.4	69.7	56.0	48.9	86.6	77.4	27.6	121.7	62.6	61.2	86.9	5月	
	6月	74.2	r 76.7	r 63.6	r 58.0	r 88.6	r 84.1	51.6	r 115.1	71.3	70.6	r 86.1	6月	
	7月	88.1	88.3	69.6	66.4	84.6	99.1	93.8	103.9	88.3	88.2	90.7	7月	
前月比%	18.7	15.1	9.4	14.5	▲4.5	17.8	81.8	▲9.7	23.8	24.9	5.3	前月比%		

財別生産者在庫指数

財別分類	合計											財別分類		
	最終需要財					消費財			生産財					
	投資財		資本財		建設財	耐久消費財		非耐久消費財	鉱工業用生産財		その他用生産財			
ウェイト	10000.0	6576.8	2955.0	2392.5	562.5	3621.8	1832.7	1789.1	3423.2	3040.0	383.2	ウェイト		
原	平成29年	85.9	81.5	79.5	76.4	92.4	83.1	64.4	102.3	94.3	96.9	74.2	平成29年	
	平成30年	90.5	88.9	87.6	86.8	90.6	90.0	82.8	97.4	93.5	95.5	77.9	平成30年	
	平成31年	98.7	101.8	96.8	96.3	98.8	105.9	96.9	115.1	92.7	94.4	79.4	平成31年	
原	Ⅲ期	91.2	90.9	87.3	86.7	89.7	93.9	93.7	94.2	91.8	93.4	78.1	Ⅲ期	
	Ⅳ期	92.1	90.4	90.9	89.7	95.9	89.9	92.8	87.0	95.4	97.4	78.5	Ⅳ期	
	31年Ⅰ期	93.9	91.2	94.6	93.8	97.9	88.5	84.2	92.9	99.1	100.3	89.1	31年Ⅰ期	
	Ⅱ期	85.9	85.2	94.1	93.7	96.0	77.8	59.9	96.3	87.2	88.5	77.1	Ⅱ期	
	元年Ⅲ期	94.3	95.3	99.1	98.9	100.0	92.2	89.2	95.2	92.3	94.0	79.1	元年Ⅲ期	
	Ⅳ期	120.8	135.6	99.3	98.9	101.2	165.2	154.3	176.2	92.3	94.9	72.2	Ⅳ期	
	2年Ⅰ期	113.9	124.6	96.1	95.3	99.7	147.9	100.6	196.4	93.4	95.6	76.1	2年Ⅰ期	
	Ⅱ期	114.1	126.5	99.2	99.9	96.0	148.8	63.4	236.3	90.1	91.8	76.2	Ⅱ期	
		12月	95.1	94.5	94.6	93.4	99.8	94.4	108.3	80.2	96.2	98.1	80.9	12月
	指	31年1月	98.0	96.7	99.2	99.1	99.6	94.7	105.5	83.6	100.4	102.5	84.2	31年1月
2月		95.4	93.5	98.5	98.1	100.0	89.4	83.9	95.1	99.0	99.3	96.2	2月	
3月		88.4	83.5	86.1	84.3	94.2	81.4	63.3	99.9	97.8	99.2	86.9	3月	
4月		79.7	77.5	88.6	87.5	93.2	68.5	44.6	93.1	83.7	84.4	78.7	4月	
元年5月		81.2	78.6	90.2	89.0	95.2	69.1	42.5	96.4	86.3	87.7	74.6	元年5月	
6月		96.7	99.4	103.6	104.6	99.5	95.9	92.6	99.4	91.5	93.3	78.0	6月	
7月		90.8	90.0	105.7	107.0	100.0	77.2	59.8	95.0	92.4	93.9	80.5	7月	
8月		93.4	94.3	99.7	99.5	100.3	89.9	84.3	95.5	91.9	93.4	79.3	8月	
9月		98.6	101.6	92.0	90.2	99.6	109.5	123.6	95.0	92.7	94.6	77.6	9月	
10月		100.2	104.7	97.0	96.6	99.0	111.0	132.1	89.3	91.6	94.2	70.8	10月	
11月		106.3	113.0	97.6	96.7	101.7	125.6	138.4	112.5	93.3	95.6	74.6	11月	
12月		155.8	189.0	103.4	103.5	102.8	258.9	192.5	326.9	92.1	94.8	71.1	12月	
数		2年1月	124.9	142.0	104.3	104.9	101.8	172.8	152.4	193.8	92.1	94.6	72.4	2年1月
	2月	110.0	117.9	94.1	92.7	99.8	137.3	79.5	196.5	94.8	96.6	80.0	2月	
	3月	106.9	114.0	90.0	88.2	97.5	133.6	70.0	198.9	93.3	95.5	75.8	3月	
	4月	133.1	154.9	94.4	93.6	97.6	204.3	56.4	355.7	91.3	93.0	77.4	4月	
	5月	110.1	119.8	99.4	100.4	95.1	136.5	63.3	211.4	91.3	93.6	73.1	5月	
	6月	99.0	104.8	103.7	105.7	95.3	105.6	70.4	141.8	87.7	88.9	78.1	6月	
	7月	101.2	110.2	111.4	114.8	97.2	109.1	67.7	151.6	83.9	84.8	76.5	7月	
	前年同月比%	11.5	22.4	5.4	7.3	▲2.8	41.3	13.2	59.6	▲9.2	▲9.7	▲5.0	前年同月比%	
季	Ⅲ期	91.3	90.3	87.8	87.5	89.0	92.1	88.1	93.7	93.6	95.6	77.1	Ⅲ期	
	Ⅳ期	93.4	93.2	92.8	92.7	94.5	93.5	98.7	88.5	94.5	96.7	76.8	Ⅳ期	
	31年Ⅰ期	90.8	88.3	92.4	90.9	98.3	84.6	80.1	90.1	96.0	97.1	87.6	31年Ⅰ期	
	Ⅱ期	87.1	85.4	94.8	94.3	97.5	78.8	66.8	91.4	89.7	90.9	79.4	Ⅱ期	
	元年Ⅲ期	96.4	97.4	99.4	99.4	99.7	95.0	87.2	101.2	93.6	95.5	78.3	元年Ⅲ期	
	Ⅳ期	119.8	135.0	100.7	100.9	99.6	161.7	141.6	178.6	91.4	93.9	72.3	Ⅳ期	
	2年Ⅰ期	110.1	120.6	94.0	92.5	100.1	141.1	94.5	190.6	90.5	92.5	74.7	2年Ⅰ期	
	Ⅱ期	116.7	128.9	100.0	100.5	97.7	155.8	74.6	226.3	92.8	94.5	78.5	Ⅱ期	
		12月	97.1	98.5	96.0	95.9	97.9	100.7	112.9	86.7	95.4	97.6	78.3	12月
	調	31年1月	92.0	89.5	93.3	92.2	97.7	85.8	88.1	81.4	96.2	97.5	83.7	31年1月
2月		90.3	87.7	90.5	88.5	98.5	84.7	76.9	90.2	95.7	96.5	92.9	2月	
3月		90.2	87.8	93.3	92.0	98.7	83.2	75.4	98.8	96.0	97.3	86.1	3月	
4月		85.6	83.7	93.1	91.7	97.4	76.4	62.9	90.4	88.6	89.3	82.1	4月	
元年5月		82.5	79.7	90.8	89.6	96.3	72.5	54.5	92.6	88.3	89.7	76.0	元年5月	
6月		93.1	92.9	100.6	101.5	98.9	87.4	83.0	91.3	92.1	93.8	80.2	6月	
7月		92.0	91.0	101.8	102.9	98.6	80.7	61.6	98.5	93.3	95.1	79.4	7月	
8月		94.5	94.3	98.0	97.3	100.4	90.9	81.0	100.3	93.7	95.6	78.2	8月	
9月		102.7	106.9	98.4	97.9	100.1	113.3	118.9	104.8	93.8	95.9	77.3	9月	
10月		105.3	112.3	100.1	100.5	99.1	122.8	138.6	97.0	91.7	94.1	72.2	10月	
11月		103.6	111.4	99.0	98.8	99.6	120.8	123.1	113.9	91.5	93.7	73.9	11月	
12月		150.4	181.3	102.9	103.5	100.1	241.6	163.2	324.8	91.1	93.8	70.7	12月	
整		2年1月	117.2	131.4	98.1	97.6	99.8	156.5	127.2	188.7	88.2	90.0	71.9	2年1月
	2月	104.1	110.5	86.5	83.7	98.3	130.1	72.8	186.4	91.6	93.8	77.2	2月	
	3月	109.1	119.9	97.5	96.3	102.1	136.6	83.4	196.6	91.6	93.6	75.1	3月	
	4月	143.0	167.3	99.1	98.0	102.0	227.9	79.5	345.5	96.7	98.4	80.7	4月	
	5月	111.9	121.5	100.1	101.1	96.2	143.3	81.2	203.1	93.5	95.7	74.4	5月	
	6月	95.3	98.0	100.7	102.5	94.8	96.3	63.1	130.2	88.3	89.3	80.3	6月	
	7月	102.5	111.5	107.2	110.4	95.8	114.0	69.7	157.2	84.7	85.8	75.5	7月	
	前月比%	7.6	13.8	6.5	7.7	1.1	18.4	10.5	20.7	▲4.1	▲3.9	▲6.0	前月比%	

財別格付け上の定義

最終需要財	<p>鉱工業又は他の産業に原材料等として投入されない製品</p> <p>ただし、建設財を含み、企業消費財を除く</p>
投資財	<p>資本財と建設財の合計</p>
資本財	<p>家計以外で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの</p>
建設財	<p>建設業者で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの</p>
消費財	<p>家計で購入される製品（耐久消費財と非耐久消費財の合計）</p>
耐久消費財	<p>原則として耐用想定年数が1年以上で比較的購入価格が高いもの</p>
非耐久消費財	<p>原則として耐用想定年数が1年未満または比較的購入価格が低いもの</p>
生産財	<p>鉱工業及び他の産業に原材料として投入される製品</p> <p>ただし、企業消費財を含み、建設財を除く</p>
鉱工業用生産財	<p>鉱工業の生産工程に原材料、燃料、部品、容器、消耗品、工具等として再投入される製品</p>
その他用生産財	<p>非鉱工業用の原材料、燃料、消耗品及び企業消費財</p>



消費動向調査 Consumer Confidence Survey

令和 2 年 8 月実施調査結果

August 2020



令和 2 年 8 月

August 2020

内閣府経済社会総合研究所
景気統計部

Department of Business Statistics
Economic and Social Research Institute
Cabinet Office, Government of Japan

目 次

調査の概要	1
調査結果の概要	
1 消費者の意識	
第1表 消費者態度指数と消費者意識指標（季節調整値）	2
第1図 消費者態度指数と各消費者意識指標の推移（季節調整値）	3
参考表 消費者意識指標 回答区分別構成比（原数値）	4
2 物価の見通し	
第2表 消費者が予想する1年後の物価の見通し（原数値）	5
第2図 消費者が予想する1年後の物価の見通しの推移（原数値）	5
時系列表	
1表 消費者態度指数、消費者意識指標の推移（原数値）	6
2表 消費者態度指数、消費者意識指標の推移（季節調整値）	6
3表 物価の見通しの推移（原数値）	7
利用上の注意	8
調査票	13

※掲載の調査結果は全て二人以上の世帯の数値。単身世帯、総世帯の数値はe-stat（政府統計の総合窓口）の消費動向調査のページをご参照ください。（<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00100405&tstat=000001014549>）

消費動向調査（令和2（2020）年8月実施分）

令和2年8月31日
内閣府経済社会総合研究所
景気統計部

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、今後の暮らし向きの見通しなどについての消費者の意識や物価の見通しを把握するとともに、主要耐久消費財等の保有状況を把握することにより、景気動向判断の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象及び調査客体

本調査の調査対象は、全国の世帯のうち、外国人・学生・施設等入居世帯を除く約5,218万世帯（平成27年国勢調査）であり、調査客体は、二人以上の世帯、単身世帯毎に三段抽出（市町村－調査単位区－世帯）により選ばれた8,400世帯（二人以上の世帯5,712世帯、単身世帯2,688世帯）である。

調査世帯は、15か月間継続して調査し、別の世帯に交替する。具体的には、全調査客体を15のグループに分け、個々のグループは調査客体全体の15分の1の約560世帯とし、毎月1グループずつ、ずらして調査を開始する。

3. 調査機関及び系統

内閣総理大臣が主管し、調査の実施を一般社団法人新情報センターに委託している（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度）。

4. 調査時期及び調査方法

毎月1回で、郵送・オンライン併用調査法である¹。

ただし、調査1か月目の新規世帯に対しては、調査員が調査世帯を訪問して調査依頼及び調査票配布・回収を行う²。2か月目以降は調査票を郵送し、郵送またはオンラインにて回収する（調査世帯が郵送回答またはオンライン回答を選択する）。

5. 調査事項

- ・消費者の意識（今後の暮らし向きの見通しなど、毎月）
- ・物価の見通し（毎月）
- ・主要耐久消費財等の保有買替え状況（3月）
- ・世帯の状況（毎月）

6. 今回調査の概要

調査基準日	有効回答数	うち 二人以上の世帯	単身世帯
令和2（2020）年8月15日	7,010世帯 (83.5%)	5,108世帯 (89.4%)	1,902世帯 (70.8%)

(注) 1. 有効回答数下段カッコ内は有効回答率。

2. 項目により回答世帯数が異なっており、上表は最も回答世帯数が多い項目のものを記載。

¹ 平成30（2018）年10月調査から郵送・オンライン併用調査法に変更。平成25（2013）年4月調査から平成30（2018）年9月調査までは郵送調査法で実施。平成25（2013）年3月調査以前は訪問留置調査法（一部電話調査の時期あり）で実施。

² 令和2（2020）年4月調査～8月調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、調査1か月目の新規世帯への調査員訪問を取り止め、郵送にて調査依頼及び調査票配布・回収を行うこととした。

調査結果の概要

1 消費者の意識（二人以上の世帯、季節調整値）

(1) 消費者態度指数

令和2（2020）年8月の消費者態度指数は、前月差0.2ポイント低下し29.3であった（第1表参照）。

(2) 消費者意識指標

消費者態度指数を構成する各消費者意識指標について、令和2（2020）年8月の動向を前月差で見ると、「雇用環境」が0.5ポイント低下し21.2、「暮らし向き」が0.3ポイント低下し31.4、「収入の増え方」が0.1ポイント低下し32.7となった。一方、「耐久消費財の買い時判断」が0.4ポイント上昇し32.0となった。

また、「資産価値」に関する意識指標は、前月差0.3ポイント上昇し33.5となった。

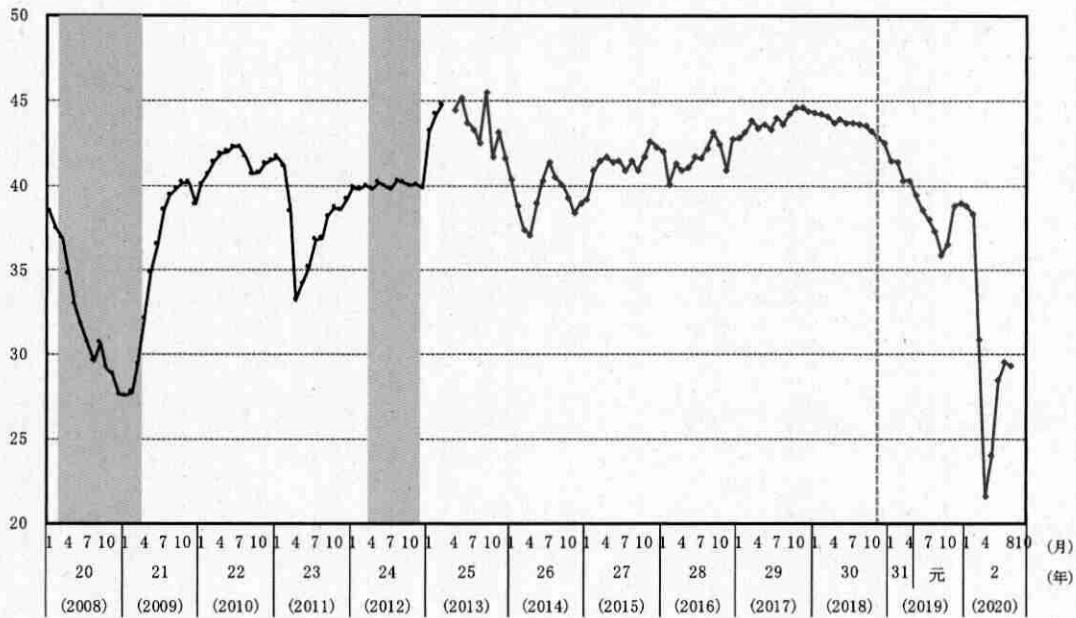
第1表 消費者態度指数と消費者意識指標（二人以上の世帯、季節調整値）

		令和2年 (2020年)						
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
消費者態度指数を構成する意識指標	消費者態度指数	38.3	30.9	21.6	24.0	28.4	29.5	29.3
	(前月差)	▲ 0.5	▲ 7.4	▲ 9.3	2.4	4.4	1.1	▲ 0.2
	暮らし向き	37.5	30.0	21.9	25.0	30.4	31.7	31.4
	(前月差)	▲ 0.1	▲ 7.5	▲ 8.1	3.1	5.4	1.3	▲ 0.3
	収入の増え方	39.7	34.8	26.3	27.8	31.4	32.8	32.7
	(前月差)	▲ 0.1	▲ 4.9	▲ 8.5	1.5	3.6	1.4	▲ 0.1
雇用環境		39.5	27.9	15.0	16.8	20.9	21.7	21.2
	(前月差)	▲ 1.9	▲ 11.6	▲ 12.9	1.8	4.1	0.8	▲ 0.5
耐久消費財の買い時判断		36.4	31.0	23.3	26.3	30.8	31.6	32.0
	(前月差)	0.0	▲ 5.4	▲ 7.7	3.0	4.5	0.8	0.4
その他の意識指標	資産価値	40.7	32.4	27.0	29.5	32.8	33.2	33.5
	(前月差)	1.5	▲ 8.3	▲ 5.4	2.5	3.3	0.4	0.3

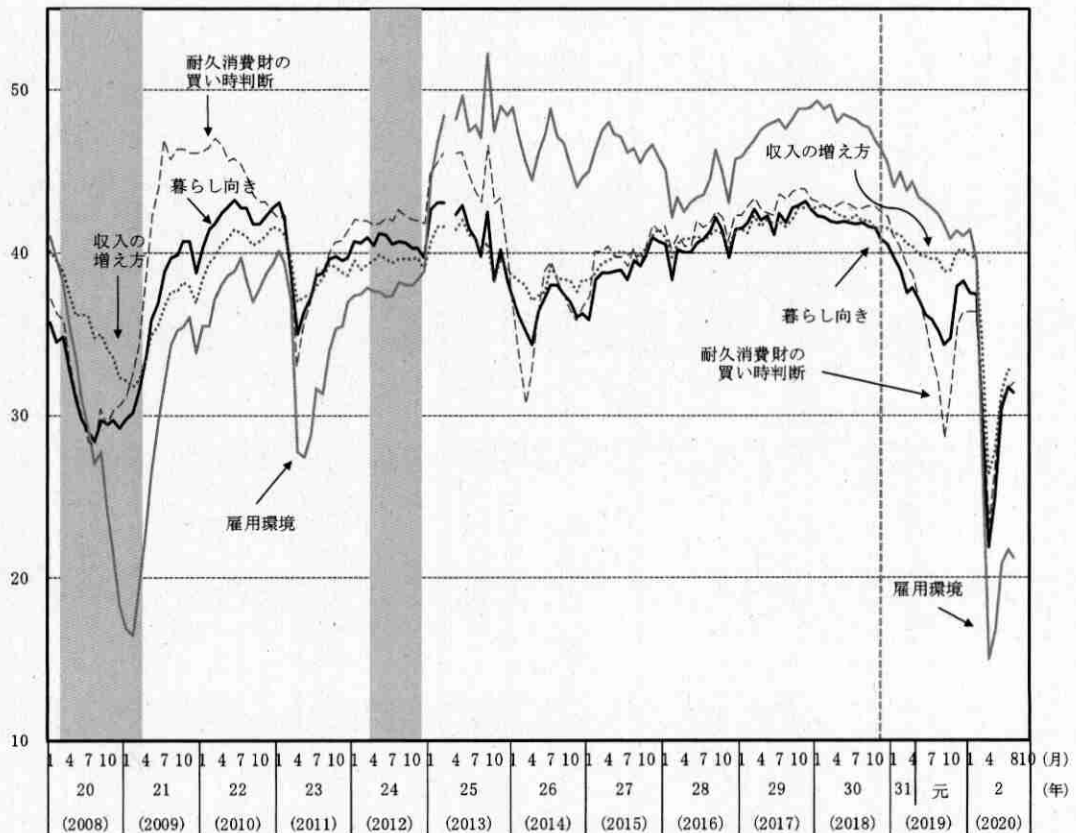
(注) 消費者態度指数（季節調整値）は、「暮らし向き」、「収入の増え方」、「雇用環境」、「耐久消費財の買い時判断」の4項目の消費者意識指標（季節調整値）を単純平均して算出している。

第1図 消費者態度指数と各消費者意識指標の推移（二人以上の世帯、季節調整値）

① 消費者態度指数



② 消費者態度指数を構成する消費者意識指標



(注) 1. シャドー部分は景気後退期を示す。ただし、平成30(2018)年10月に暫定の山を設定しているが、それ以降については、まだ谷が設定されていないことから、シャドーは付けていない。
 2. 平成25(2013)年3月までは訪問留置調査。平成25(2013)年4月から平成30(2018)年9月までは郵送調査、平成30(2018)年10月から郵送・オンライン併用調査で実施(郵送・オンライン併用調査は同年10月調査より新規世帯に対して順次導入。ただし、調査1か月目の新規世帯には、調査員が調査対象世帯を訪問して調査依頼・調査票配布・調査票回収を行うため、オンラインによる回答は同年11月調査から実施。

参考表 消費者意識指標 回答区分別構成比（二人以上の世帯、原数値）

(1) 回答区分別構成比

令和2（2020）年6月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.4	2.9	36.2	40.1	20.5	30.7
収入の増え方	0.2	2.7	42.4	32.7	22.1	31.6
雇用環境	0.2	2.8	14.1	45.7	37.1	20.8
耐久消費財の買い時判断	0.5	6.7	29.6	42.8	20.5	31.0
資産価値	0.3	3.0	43.3	34.8	18.5	32.9

令和2（2020）年7月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.3	2.2	39.8	40.3	17.4	31.9
収入の増え方	0.3	2.4	45.2	33.1	19.0	32.9
雇用環境	0.1	1.9	16.1	48.0	33.9	21.6
耐久消費財の買い時判断	0.2	6.4	31.0	43.8	18.6	31.4
資産価値	0.2	2.4	44.4	35.7	17.2	33.2

令和2（2020）年8月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.3	1.7	39.4	41.1	17.6	31.5
収入の増え方	0.3	2.1	46.0	32.6	19.0	33.0
雇用環境	0.0	1.6	15.1	49.2	34.1	21.1
耐久消費財の買い時判断	0.2	5.7	32.2	43.0	18.8	31.4
資産価値	0.2	2.2	44.6	35.8	17.2	33.0

(2) 前月との比較（当月の構成比－前月の構成比）

令和2（2020）年6月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.2	1.2	8.8	▲ 0.9	▲ 9.3	5.3
収入の増え方	0.0	0.6	6.3	▲ 0.7	▲ 6.1	3.4
雇用環境	0.1	1.0	2.8	7.9	▲ 11.9	4.3
耐久消費財の買い時判断	0.2	0.9	6.9	1.5	▲ 9.5	4.7
資産価値	0.2	1.0	4.1	2.4	▲ 7.8	3.6

令和2（2020）年7月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	▲ 0.1	▲ 0.7	3.6	0.2	▲ 3.1	1.2
収入の増え方	0.1	▲ 0.3	2.8	0.4	▲ 3.1	1.3
雇用環境	▲ 0.1	▲ 0.9	2.0	2.3	▲ 3.2	0.8
耐久消費財の買い時判断	▲ 0.3	▲ 0.3	1.4	1.0	▲ 1.9	0.4
資産価値	▲ 0.1	▲ 0.6	1.1	0.9	▲ 1.3	0.3

令和2（2020）年8月

	良くなる	やや良くなる	変わらない	やや悪くなる	悪くなる	意識指標
暮らし向き	0.0	▲ 0.5	▲ 0.4	0.8	0.2	▲ 0.4
収入の増え方	0.0	▲ 0.3	0.8	▲ 0.5	0.0	0.1
雇用環境	▲ 0.1	▲ 0.3	▲ 1.0	1.2	0.2	▲ 0.5
耐久消費財の買い時判断	0.0	▲ 0.7	1.2	▲ 0.8	0.2	0.0
資産価値	0.0	▲ 0.2	0.2	0.1	0.0	▲ 0.2

(注) 「収入の増え方」と「資産価値」の回答区分の表現は以下のとおりであるが、上記表中では、便宜的に他の設問と同様の回答区分の表現を使用している。
 「収入の増え方」：「大きくなる」「やや大きくなる」「変わらない」「やや小さくなる」「小さくなる」
 「資産価値」：「増える」「やや増える」「変わらない」「やや減る」「減る」

2 物価の見通し（二人以上の世帯）

令和2（2020）年8月の1年後の物価に関する見通しで、最も回答が多かったのは「上昇する（2%以上～5%未満）」（30.9%）であった（第2表参照）。

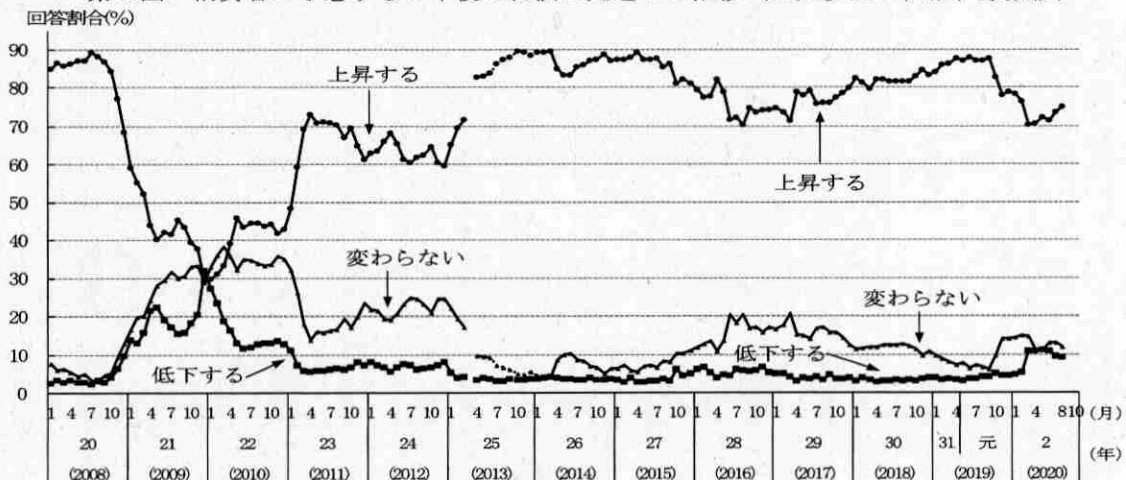
前月差でみると、「上昇する」の回答の割合が1.4ポイント増加したのに対して、「変わらない」が1.0ポイント、「低下する」が0.2ポイントそれぞれ減少した。

第2表 消費者が予想する1年後の物価の見通し（二人以上の世帯、原数値）

（単位：％）

		令和2年 (2020年)						
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
低下する	▲5%以上	0.5	1.8	2.7	2.1	1.7	1.3	1.2
	▲5%未満～ ▲2%以上	1.6	3.6	3.2	3.4	3.0	2.8	2.8
	▲2%未満	3.4	5.6	4.9	5.6	6.3	5.4	5.3
	<計>	<5.5>	<11.0>	<10.8>	<11.1>	<11.0>	<9.5>	<9.3>
	(前月差)	(0.7)	(5.5)	(▲0.2)	(0.3)	(▲0.1)	(▲1.5)	(▲0.2)
変わらない	0%程度	14.9	14.7	11.4	11.1	13.2	13.0	12.0
	(前月差)	(0.5)	(▲0.2)	(▲3.3)	(▲0.3)	(2.1)	(▲0.2)	(▲1.0)
上昇する	2%未満	30.5	22.1	16.9	18.6	22.8	24.2	23.9
	2%以上～ 5%未満	28.8	29.1	28.0	28.5	29.0	29.5	30.9
	5%以上	17.2	19.1	25.8	25.2	19.7	20.0	20.3
	<計>	<76.5>	<70.3>	<70.7>	<72.3>	<71.5>	<73.7>	<75.1>
	(前月差)	(▲1.7)	(▲6.2)	(0.4)	(1.6)	(▲0.8)	(2.2)	(1.4)
分からない		3.1	4.0	7.1	5.6	4.2	3.8	3.7

第2図 消費者が予想する1年後の物価の見通しの推移（二人以上の世帯、原数値）



(注)

平成25（2013）年3月までは訪問留置調査。平成25（2013）年4月から平成30（2018）年9月までは郵送調査、平成30（2018）年10月から郵送・オンライン併用調査で実施（郵送・オンライン併用調査は同年10月調査より新規世帯に対して順次導入。ただし、調査1か月目の新規世帯には、調査員が調査対象世帯を訪問して調査依頼・調査票配布・調査票回収を行うため、オンラインによる回答は同年11月調査から実施。

利用上の注意

1. 消費者意識指標及び消費者態度指数（原数値）の作成方法

- (1) 「暮らし向き」、「収入の増え方」、「雇用環境」、「耐久消費財の買い時判断」及び「資産価値」の5項目に関し、今後半年間の見通しについて5段階評価で回答してもらう。
- (2) 5段階評価のそれぞれ「良くなる・大きくなる・増える」に(+1)、「やや良くなる・やや大きくなる・やや増える」に(+0.75)、「変わらない」に(+0.5)、「やや悪くなる・やや小さくなる・やや減る」に(+0.25)、「悪くなる・小さくなる・減る」に(0)の点数を与え、この点数に各回答区分の構成比(%)を乗じ、乗じた結果を合計して、項目ごとに消費者意識指標（原数値）を算出する。
- (3) これら5項目の消費者意識指標（原数値）のうち、「資産価値」を除く4項目を単純平均して消費者態度指数（原数値）を算出する。
- (4) 平成25(2013)年4月調査から郵送調査法（平成30(2018)年10月より郵送・オンライン併用調査法）に変更したことに伴い、無回答項目を含む調査票が含まれる場合があることなどから、項目によって集計世帯数が異なる場合がある。

2. 季節調整について

- (1) 月次データの季節調整の方法は、センサス局法X-12-ARIMAによる。毎年3月調査の公表時に、季節調整値の遡及改訂を行っている。訪問留置調査法から郵送調査法となった平成25(2013)年4月以降の期間のみ季節調整替え及び遡及改訂を行う。（訪問留置調査法による調査実施期間の季節調整値である平成25(2013)年3月以前は改訂しない。）
- (2) 消費者態度指数の季節調整値は、それを構成する4項目の消費者意識指標の季節調整値の単純平均値とする。
- (3) 平成25(2013)年4月調査より訪問留置調査法から郵送調査法へ変更したことに伴い、調査方法が異なる4月調査以降とそれ以前とは異なるモデルを用いて季節調整値を算出している。
詳細は以下の表を参照。（平成25(2013)年3月以前は、「消費動向調査の季節調整値の改定について」(https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/seasonal_adjustment_2013.html)を参照。)

消費者態度指数を構成する消費者意識指標のX-12-ARIMAによる季節調整スペック

系列名	暮らし向き	収入の増え方
データ期間(注1)	平成16(2004)年4月～令和2(2020)年3月	平成16(2004)年4月～令和2(2020)年3月
データ加工	対数なし	対数なし
曜日調整・異常値等(注2)(注3)	調査方法ダミー、異常値(LS2012.Jul、TC2012.Jul、AO2013.Sep、AO2020.Mar)	調査方法ダミー、異常値(LS2011.Apr、LS2012.Jul、TC2012.Jul、AO2020.Mar)
ARIMAモデル(注2)	(110)(011)	(011)(011)
X-11パートの設定(注4)	①モデルタイプ:加法型 ②移動平均項数:seasonalma=MSR(3×5が選定) ③ヘンダーソン移動平均項数:9項 ④特異項の管理限界:下限1.5σ 上限2.5σ	①モデルタイプ:加法型 ②移動平均項数:seasonalma=MSR(3×5が選定) ③ヘンダーソン移動平均項数:13項 ④特異項の管理限界:下限1.5σ 上限2.5σ
その他(注5)	予測期間は48か月	予測期間は48か月

系列名	雇用環境	耐久消費財の買い時判断
データ期間(注1)	平成16(2004)年4月～令和2(2020)年3月	平成16(2004)年4月～令和2(2020)年3月
データ加工	対数なし	対数なし
曜日調整・異常値等(注2)(注3)	調査方法ダミー、異常値(TC2011.Apr、LS2012.Jul、LS2013.Jan、AO2013.Sep、AO2020.Mar)	調査方法ダミー、異常値(LS2012.Jul)
ARIMAモデル(注2)	(012)(100)	(011)(011)
X-11パートの設定(注4)	①モデルタイプ:加法型 ②移動平均項数:seasonalma=MSR(3×3が選定) ③ヘンダーソン移動平均項数:9項 ④特異項の管理限界:下限1.5σ 上限2.5σ	①モデルタイプ:加法型 ②移動平均項数:seasonalma=MSR(3×5が選定) ③ヘンダーソン移動平均項数:9項 ④特異項の管理限界:下限1.5σ 上限2.5σ
その他(注5)	予測期間は60か月	予測期間は60か月

注1：季節調整に当たり使用したデータは以下のとおり。

平成16(2004)年4月～平成24(2012)年6月：訪問留置調査法による調査結果

平成24(2012)年7月～平成25(2013)年3月：郵送調査法への変更在先立ち実施された郵送調査法による試験調査結果

平成25(2013)年4月～平成30(2018)年9月：郵送調査法による調査結果

平成30(2018)年10月～令和2(2020)年3月：郵送・オンライン併用調査法による調査結果

注2：ARIMAモデルの選定については、次のとおり行っている。

まず、「調査方法ダミー」(平成16(2004)年5月から平成19(2007)年2月(6、9、12、3月を除く月)において実施した電話調査に対応。)の有無別に、X-12-ARIMAのモデル選定機能(automdlコマンド)を用いてARIMAモデルの階差及び次数を選定し採用候補を作成する。

次に、調査方法ダミーを含めることの統計的な妥当性を検証の上、AICが一番小さい候補を採用する。曜日調整・うるう年調整は行っていない。

注3：異常値検出は、X-12-ARIMAのoutlierコマンドを用いている。ただし、平成24(2012)年7月は調査方法の変更(訪問留置調査法から郵送調査法への変更)に伴うレベルシフトが存在すると考えられることから、outlierコマンドで自動検出されなかった場合にも、異常値処理の対象としている。

注4：X11パートの設定項目のうち②及び③はX11コマンドによる選定結果を用いている。

注5：予測期間はMAPRが最小となるものを選択。

(4)消費者意識指標のうちの「資産価値」については、X-12-ARIMAのうちX-11デフォルトにより季節調整を行っている。

3. 総世帯について

総世帯は、二人以上の世帯約3,466万世帯と単身世帯約1,752万世帯(平成27年国勢調査)を合わせた全ての世帯を意味する。総世帯の各データは、二人以上の世帯と単身世帯の世帯数のシェアをウェイトに加重平均して算出したものである。

4. 調査の沿革

消費動向調査は、昭和32(1957)年に実施された「消費需要予測調査」以降、調査対象や調査項目の見直し等を行いつつ継続して実施しており、平成16(2004)年4月の大幅な改定を経て、現行の調査様式に近いものとなった。平成16(2004)年4月以降の主な改定は、以下のとおりである。

【平成16(2004)年4月】

(1)「消費動向調査」、「月次消費動向調査」(東京都に居住する二人以上の世帯を対象とした月次調査、平成13(2001)年11月から実施¹)、「単身世帯消費動向調査」(平成8(1996)年3月から実施)を統合し、「消費動向調査(全国、月次)」とした。ただし、単身世帯については、「単身世帯消費動向調査」の調査結果とそれ以降の調査結果とは接続しない²。(そのため、総世帯についても時系列データは平成16(2004)年4月からとなる。)

(2)調査時期を年4回(6、9、12月及び翌年の3月)から毎月1回(年12回)の調査へと変更した。また、6、9、12月及び翌年の3月は訪問留置調査法で、それ以外の月は電話調査法で実施した。(ただし、平成16(2004)年4月は訪問留置調査法で実施した。)

(3)調査項目を以下のとおり変更した。

A. 消費者態度指数の算出に関して、「物価の上がり方」を除く4項目の単純平均に変更した。(一般世帯については昭和57(1982)年6月まで遡及し4項目で算出しておいた。)

¹ 「月次消費動向調査」は平成11(1999)年度と12(2000)年度に試験調査を実施、13(2001)年11月から本格的な調査として実施した。

² 「単身世帯消費動向調査」の調査基準日は毎月1日、調査客体数は1,300世帯(調査対象は全国の単身世帯(学生を除く))。

- B. 消費者の意識の調査項目のうち「資産価値」を毎月調査とした。
- C. 物価の見直しに関して、定量的な質問を導入した。
- D. 世帯の状況に関して、「世帯主の性別」、「主たる所得の種類」を追加した。
- E. 自己啓発（けいこ事から名称変更）、趣味、レジャー、サービス等の支出予定に関して、「高額ファッション関連」及び「補習教育費」の調査項目を廃止した。

【平成 17（2005）年 3 月】

主要耐久消費財等の保有状況等に関して、購入状況及び購入計画の調査を廃止した。また、保有状況の対象品目を見直し、従来の 45 品目から 22 品目とした（一部内訳区分の変更を行った）³。また、耐久消費財の買替え状況についても対象品目の入れ替えを行うとともに、調査時期を年 1 回（毎年 3 月）とした（平成 16（2004）年 3 月までは毎回調査）。

【平成 18（2006）年 3 月】

主要耐久消費財等の保有状況の対象品目のうち、「ベッド」、「固定電話（IP 電話以外）」、「固定電話（IP 電話）」を廃止し、19 品目に変更した。

【平成 19（2007）年 3 月】

主要耐久消費財等の保有状況の対象品目に「空気清浄器」を追加し、20 品目に変更した。また、「乗用車」の内訳の表現を「新車」、「中古車」から「新車で購入したもの」、「中古車で購入したもの」に変更した。

【平成 19（2007）年 4 月】

電話調査法により実施していた月も訪問留置調査法で実施することとした。（全ての月において訪問留置調査法で実施。）

【平成 21（2009）年 4 月】

「物価の見直し」の回答欄を 8 区分から 10 区分に変更した。（下がるグループに「▲10%以上」を、上がるグループに「10%以上」を追加した。）

【平成 22（2010）年 3 月】

主要耐久消費財等の保有状況の対象品目に「ブルーレイ（プレーヤー・レコーダー）」を追加し、21 品目に変更した。また、上位の品目名を「DVD プレーヤー・レコーダー」から「光ディスクプレーヤー・レコーダー」に変更。買替え状況の品目名についても、「DVD プレーヤー・レコーダー」から「光ディスクプレーヤー・レコーダー」に変更した。

【平成 23（2011）年 3 月】

消費者態度指数及び消費者態度指数を構成する 4 項目の消費者意識指標（「暮らし向き」、「収入の増え方」、「雇用環境」、「耐久消費財の買い時判断」）について月次季節調整系列の公表を開始した。

【平成 25（2013）年 4 月】

³ 保有状況対象品目の変更詳細は次のとおり。下線部分が平成 15（2003）年度で調査を終了した品目（内訳区分を変更したものは含まない）。

【平成 16（2004）年 3 月調査まで】（45 品目）

じゅうたん、応接セット、モット家具（1 セット 20 万円以上）、ベッド、温水洗浄便座、洗髪洗面化粧台、システムキッチン、温水器、ガス瞬間湯沸し器、電気冷蔵庫（300 リットル以上）、電気冷蔵庫（300 リットル未満）、電子レンジ、電気洗濯機（全自動）、電気洗濯機（その他）、衣類乾燥機、ふとん乾燥機、電気掃除機、ミシ、石油ストーブ、ファンヒーター、温風暖房機 FF 式、ルームエアコン（冷房）、ルームエアコン（冷暖房）、電気カーペット、カラーテレビ（29 インチ以上）、カラーテレビ（29 インチ未満）、衛星放送受信装置 BS チューナー、VTR（ビデオテープレコーダー）、ビデオカメラ、デジタルカメラ、DVD プレーヤー、ステレオ（ステレオシステム含む）、CD プレーヤー、パソコン（ファミコン除く）、ファクシミリ、プリンター、携帯電話、乗用車（新車）、乗用車（中古車）、オートバイ・スクーター、自転車、カメラ、ビデオ、電子鍵盤楽器、ゴルフセット

【平成 17（2005）年 3 月調査から】（22 品目）

ベッド、温水洗浄便座、洗髪洗面化粧台、システムキッチン、温水器、衣類乾燥機、食器洗い器、ファンヒーター、ルームエアコン、カラーテレビ（ブラウン管）、カラーテレビ（薄型液晶プラズマ等）、ビデオカメラ、デジタルカメラ、DVD プレーヤー（レコーダー再生専用）、DVD プレーヤー（レコーダー再生録画兼用）、パソコン、ファクシミリ、固定電話（IP 電話以外）、固定電話（IP 電話）、携帯電話、乗用車（新車）、乗用車（中古車）

- (1) 調査方法を訪問留置調査法から郵送調査法へ変更した。(ただし、調査1か月目の新規世帯は、調査員が調査世帯を訪問して調査依頼及び調査票配布・回収を行う。)なお、調査方法変更に先立ち、試験調査を実施(平成24(2012)年7月から翌年3月)しており、詳細は、「消費動向調査(試験調査)」調査結果の概要(https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/shiken2012/shiken_summary.html)を参照。
- (2) 調査客体を6,720世帯から8,400世帯に変更した。
- (3) 調査項目を以下のとおり変更した。
 - A. 意識指標のうちの「レジャー時間」及び「旅行の実績・予定」の調査項目を廃止した。
 - B. 世帯の状況について、「仕事を探している人の有無」、「仕事を探している人数」を追加した。

【平成26(2014)年3月】

主要耐久消費財等の保有状況の対象品目の内訳区分の変更(「衣類乾燥機」を2分割、「光ディスクプレーヤー」の内訳変更、「携帯電話」を2分割)を行うとともに、1品目(「タブレット型端末」)を追加して、22品目に変更した。

【平成28(2016)年3月】

「一般世帯」の名称を「二人以上の世帯」に変更した。(名称の変更のみであり、集計方法等の変更は行っていない。)

【平成29(2017)年3月】

主要耐久消費財の買替え状況に関し、回答精度向上のため調査票を変更した。その際、温水器等一部の調査項目の定義についてより明確にした。

【平成30(2018)年9月】

「自己啓発、趣味、レジャー、サービス等の支出予定」(四半期の調査項目)を廃止した。

【平成30(2018)年10月】

調査方法を郵送調査法から郵送・オンライン併用調査法へ変更した。(ただし、調査1か月目の新規世帯は、調査員が調査対象世帯を訪問して調査依頼・調査票配布・調査票回収を行う(9月調査までと変更なし)。2か月目以降は調査票を郵送し、郵送またはオンラインにて回収を行う(調査世帯が郵送回答またはオンライン回答を選択する))。

郵送・オンライン併用調査の導入については、毎月調査世帯の交替に合わせ、新規世帯(全8,400世帯の15分の1の約560世帯)に対して順次導入を行った。

ただし、調査1か月目の新規世帯には、調査員が調査対象世帯を訪問して調査依頼・調査票配布・調査票回収を行うため、オンラインによる回答は同年11月調査から実施。令和元(2019)年12月調査より、すべての調査世帯が郵送・オンライン併用調査の対象となった⁴。

5. 地域区分

「地域(ブロック)別」に含まれる都道府県は以下のとおりである。

地域区分	所属都道府県名
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
北陸・甲信越	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

⁴ 令和2(2020)年4月調査～8月調査では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、調査員の訪問を取り止め、郵送にて調査依頼及び調査票配布・回収を行うこととした。

<参考> 都道府県別調査対象世帯数（平成27年国勢調査に基づく世帯割合で配分）

都道府県	市区町村数	単位区数	世帯数		
			計	二人以上	単身
北海道	11	15	375	255	120
青森	3	3	75	51	24
岩手	3	3	75	51	24
宮城	4	6	150	102	48
秋田	2	2	50	34	16
山形	3	3	75	51	24
福島	5	5	125	85	40
茨城	7	7	175	119	56
栃木	5	5	125	85	40
群馬	5	5	125	85	40
埼玉	16	18	450	306	144
千葉	14	16	400	272	128
東京	11	40	1,000	680	320
神奈川	11	24	600	408	192
新潟	4	5	125	85	40
富山	2	2	50	34	16
石川	3	3	75	51	24
福井	2	2	50	34	16
山梨	2	2	50	34	16
長野	5	5	125	85	40
岐阜	5	5	125	85	40
静岡	7	9	225	153	72
愛知	13	19	475	323	152
三重	4	5	125	85	40
滋賀	3	3	75	51	24
京都	4	7	175	119	56
大阪	13	25	625	425	200
兵庫	10	15	375	255	120
奈良	3	3	75	51	24
和歌山	3	3	75	51	24
鳥取	2	2	50	34	16
島根	2	2	50	34	16
岡山	4	5	125	85	40
広島	5	8	200	136	64
山口	4	4	100	68	32
徳島	2	2	50	34	16
香川	3	3	75	51	24
愛媛	4	4	100	68	32
高知	2	2	50	34	16
福岡	8	14	350	238	112
佐賀	2	2	50	34	16
長崎	4	4	100	68	32
熊本	3	4	100	68	32
大分	3	3	75	51	24
宮崎	3	3	75	51	24
鹿児島	4	5	125	85	40
沖縄	4	4	100	68	32
全国	242	336	8,400	5,712	2,688

この報告書についてのお問い合わせは、下記あてにご連絡ください。

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府経済社会総合研究所 景気統計部 消費班

電話 03(6257)1628 (ダイヤルイン)

消費動向調査の調査結果は、以下のホームページに掲載しています。

内閣府経済社会総合研究所 消費動向調査ホームページ

https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/menu_shouhi.html

厚生労働省
群馬労働局発表
令和2年10月2日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業安定課
課長 須田 弘之
地方労働市場情報官 櫻井 健治
(電話) 027-210-5007

労働市場速報(令和2年8月分)

有効求人倍率(季節調整値) 1.07倍【全国24位/全国 1.04倍】

※前月 有効求人倍率(季節調整値) 1.10倍【全国22位/全国 1.08倍】

正社員有効求人倍率(原数値) 0.80倍【全国 27位/全国 0.78倍】:前年同月 1.18倍

新規求人倍率(季節調整値) 1.64倍(前月:1.66倍)

群馬県の求人・求職の状況(原数値)

	7月	前年同月比	8月	前年同月比	ポイント
有効求人数	28,860人	▲26.7%	28,936人	▲25.1%	11か月連続の減少
有効求職者数	27,054人	11.9%	27,537人	16.1%	3か月連続の増加
新規求人数	10,697人	▲16.1%	9,601人	▲35.3%	5か月連続の減少
新規求職者数	6,383人	3.8%	5,375人	▲1.9%	3か月ぶりの減少

- ・ 求人数は前年同月比で新規・有効ともに減少
- ・ 求職者数は前年同月比で新規は減少・有効は増加

～～産業別新規求人数～～

新規求人数		8月	前年同月比	前年同月差	ポイント
全産業		9,601人	▲35.3%	▲5,243人	5か月連続の減少
主な産業	建設業	1,117人	4.0%	43人	5か月連続の増加
	製造業	1,273人	▲37.2%	▲755人	16か月連続の減少
	情報通信業	66人	▲50.7%	▲68人	5か月連続の減少
	運輸業・郵便業	473人	▲38.9%	▲301人	6か月連続の減少
	卸売・小売業	979人	▲71.9%	▲2,500人	2か月ぶりの減少
	宿泊業・飲食サービス業	392人	▲42.4%	▲289人	9か月連続の減少
	医療・福祉	3,364人	▲11.7%	▲446人	5か月連続の減少
	サービス業	761人	▲36.7%	▲442人	10か月連続の減少

総括

有効求人倍率は1.07倍で前月から0.03ポイントの減少。求人が求職を上回って推移しているものの、求職が増加している。

新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層の注意を要する。

第1表 一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

項目	年月	令和2年	令和2年	令和元年	対前月増減率 (%)	対前年同月増減 率、差(%、ポイント)	季節調整値対前月 増減率、差(%、ポ イント)
		8月	7月	8月			
全	新規求職者数(人)	5,375	6,383	5,481	▲ 15.8	▲ 1.9	▲ 8.5
	新規求人数(人)	9,601	10,697	14,844	▲ 10.2	▲ 35.3	▲ 9.7
	新規求人倍率(倍)	1.64	1.66	2.45	—	▲ 0.81	▲ 0.02
数	月間有効求職者数(人)	27,537	27,054	23,723	1.8	16.1	4.7
	月間有効求人数(人)	28,936	28,860	38,652	0.3	▲ 25.1	1.8
	有効求人倍率(倍)	1.07	1.10	1.67	—	▲ 0.60	▲ 0.03
	うち常用(倍)	0.95	0.97	1.44	—	▲ 0.49	—
		うちパート(倍)	1.22	1.24	1.89	—	▲ 0.67
	就職件数(件)	1,458	1,656	1,787	▲ 12.0	▲ 18.4	—
	正社員有効求人倍率(倍)	0.80	0.82	1.18	—	▲ 0.38	—

(注) 1. 新規求人倍率及び有効求人倍率(網掛け部分)は季節調整値、他は原数値を掲載している。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

第2表 産業別新規求人状況(学卒を除きパートを含む)

項目	業	新規求人数(人)				対前年同月比(%)			前年同月差 (人)		
		全数	パート除く		パート	全数	パート除く			パート	
			うち常用	パート			うち常用	パート			
全	産	9,601	5,945	5,829	3,656	▲ 35.3	▲ 31.4	▲ 30.3	▲ 40.9	▲ 5,243	
産	建設業	1,117	993	993	124	4.0	6.4	6.8	▲ 12.1	43	
	製造業	1,273	888	867	385	▲ 37.2	▲ 39.6	▲ 38.8	▲ 30.9	▲ 755	
	主	食料品	280	110	98	170	▲ 35.0	▲ 50.2	▲ 53.6	▲ 19.0	▲ 151
		プラスチック製品	90	68	67	22	▲ 34.3	▲ 21.8	▲ 20.2	▲ 56.0	▲ 47
		金属製品	159	119	115	40	▲ 10.2	▲ 17.4	▲ 16.1	21.2	▲ 18
		はん用機械器具	53	47	47	6	▲ 57.3	▲ 54.8	▲ 54.8	▲ 70.0	▲ 71
		生産用機械器具製造業	46	44	44	2	▲ 57.0	▲ 56.0	▲ 56.0	▲ 71.4	▲ 61
		業務用機械器具製造業	26	24	24	2	▲ 50.9	▲ 48.9	▲ 48.9	▲ 66.7	▲ 27
		電気機械器具	77	45	45	32	▲ 49.0	▲ 58.7	▲ 56.3	▲ 23.8	▲ 74
		輸送用機械器具	304	262	262	42	▲ 20.4	▲ 19.4	▲ 18.6	▲ 26.3	▲ 78
		情報通信業	66	55	55	11	▲ 50.7	▲ 52.2	▲ 50.0	▲ 42.1	▲ 68
	別	運輸業・郵便業	473	371	366	102	▲ 38.9	▲ 35.8	▲ 35.2	▲ 48.0	▲ 301
	卸売・小売業	979	656	623	323	▲ 71.9	▲ 61.3	▲ 62.8	▲ 81.9	▲ 2,500	
宿泊業・飲食サービス業	392	142	142	250	▲ 42.4	▲ 29.4	▲ 26.8	▲ 47.9	▲ 289		
医療・福祉	3,364	1,792	1,786	1,572	▲ 11.7	▲ 12.4	▲ 12.0	▲ 10.9	▲ 446		
サービス業	761	413	395	348	▲ 36.7	▲ 41.9	▲ 28.8	▲ 29.3	▲ 442		

(注) 新産業分類(平成25年10月改定:26年4月1日施行「日本標準産業分類」)に基づく区分により掲載している。

第3表 時系列でみた一般職業紹介状況(学卒を除きパートを含む)

年月	新規求職者数		新規求人数		新規求人 倍率 (季節調 整値)	有効求職者数		有効求人数		有効求人 倍率 (季節調 整値)	就職件数	
		対前年 増減率		対前年 増減率			対前年 増減率		対前年 増減率			うち受給者
平成27年度	6,700	▲ 4.7	12,373	4.8	1.86	26,595	▲ 4.9	34,005	5.2	1.28	2,440	506
平成28年度	6,452	▲ 3.7	13,549	9.5	2.10	25,492	▲ 4.1	37,829	11.2	1.48	2,351	493
平成29年度	6,129	▲ 5.0	13,840	2.1	2.26	24,141	▲ 5.3	39,207	3.6	1.62	2,220	465
平成30年度	5,912	▲ 3.5	14,027	1.3	2.37	23,091	▲ 4.3	40,067	2.2	1.74	2,155	454
令和元年度	6,019	1.8	13,526	▲ 3.6	2.25	23,788	3.0	39,020	▲ 2.6	1.64	1,988	454
元年 8月	5,481	▲ 1.9	14,844	5.2	r 2.45	23,723	4.7	38,652	0.5	r 1.67	1,787	419
9月	5,884	8.3	13,061	1.3	r 2.22	23,753	5.4	39,324	1.0	r 1.66	2,057	481
10月	6,159	▲ 4.9	13,808	▲ 6.3	r 2.17	23,974	2.0	39,633	▲ 0.8	r 1.66	2,095	487
11月	5,107	▲ 1.1	13,205	▲ 14.6	r 2.24	23,102	2.2	38,133	▲ 7.6	r 1.60	1,921	497
12月	4,855	13.4	13,361	17.3	r 2.45	21,981	4.9	38,490	▲ 2.5	r 1.64	1,678	444
2年 1月	6,692	4.5	12,441	▲ 18.9	1.76	22,783	7.3	37,626	▲ 7.6	1.52	1,544	398
2月	6,114	▲ 3.8	14,198	▲ 15.8	2.09	23,683	5.2	39,017	▲ 7.8	1.52	1,769	401
3月	6,070	▲ 1.4	13,228	2.4	2.37	24,369	2.5	38,547	▲ 10.6	1.51	2,329	502
4月	7,037	▲ 6.4	10,291	▲ 19.6	1.92	24,627	▲ 0.8	35,094	▲ 13.4	1.51	1,653	382
5月	5,699	▲ 9.0	9,359	▲ 40.2	1.66	24,282	▲ 1.7	29,595	▲ 25.7	1.33	1,264	259
6月	7,272	22.6	10,449	▲ 19.3	1.50	26,117	7.1	28,351	▲ 27.5	1.17	1,607	357
7月	6,383	3.8	10,697	▲ 16.1	1.66	27,054	11.9	28,860	▲ 26.7	1.10	1,656	431
8月	5,375	▲ 1.9	9,601	▲ 35.3	1.64	27,537	16.1	28,936	▲ 25.1	1.07	1,458	391

(注)1. 年度は月平均(求人倍率は原数値)。

2. rは令和2年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。

3. 受給者は雇用保険受給者を表す。

第4表 群馬県の雇用保険の状況

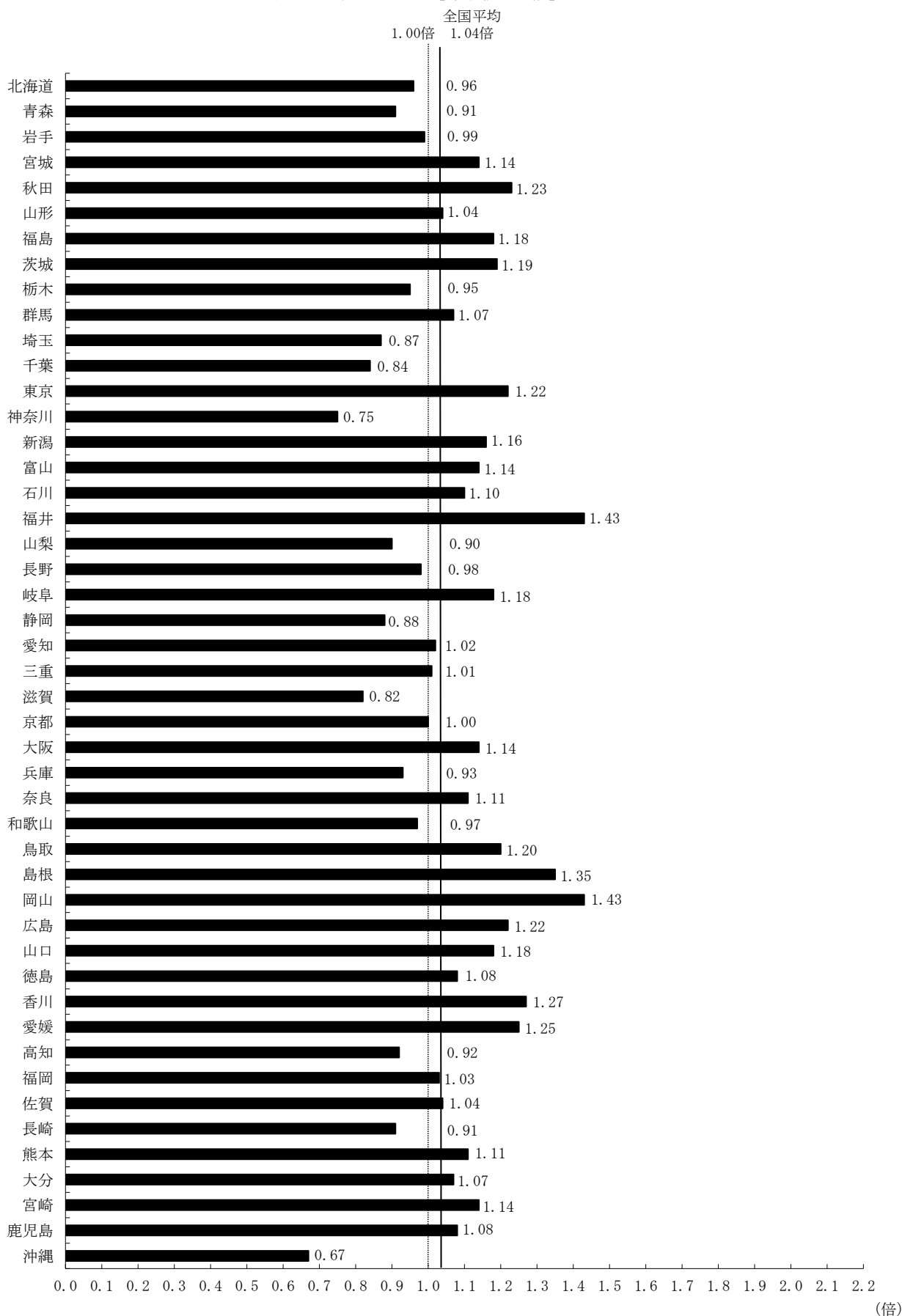
年月	受給資格決定件数		受給者実人員	
		対前年増減率		対前年増減率
平成27年度	1,611	▲ 4.3	5,749	▲ 5.8
平成28年度	1,529	▲ 5.1	5,202	▲ 9.5
平成29年度	1,459	▲ 4.6	4,865	▲ 6.5
平成30年度	1,392	▲ 4.6	4,639	▲ 4.6
令和元年度	1,504	8.0	5,353	15.4
元年 8月	1,356	2.3	5,277	2.1
9月	1,387	17.8	5,292	7.8
10月	1,688	▲ 1.9	5,309	7.3
11月	1,289	1.8	5,757	21.8
12月	1,357	47.2	6,079	37.6
2年 1月	1,406	3.0	6,244	37.4
2月	1,330	8.7	5,601	30.6
3月	1,434	19.8	5,686	35.8
4月	2,463	21.2	5,583	29.1
5月	2,688	50.3	6,194	32.7
6月	2,429	64.7	8,240	72.7
7月	2,046	35.7	8,929	70.8
8月	1,671	23.2	8,923	69.1

第5表 全国の主要指標

年月	全国有効求人倍率 (季節調整値)	完全失業者数 (全国・原数値)	
		(万人)	完全失業率 (季節調整値)
平成27年度	1.23	218	3.3
平成28年度	1.39	203	3.0
平成29年度	1.54	183	2.7
平成30年度	1.62	166	2.4
令和元年度	1.55	162	2.3
元年 8月	1.59	157	r 2.3
9月	1.58	168	2.4
10月	1.58	164	2.4
11月	r 1.57	151	2.2
12月	r 1.57	145	2.2
2年 1月	1.49	159	2.4
2月	1.45	159	2.4
3月	1.39	176	2.5
4月	1.32	189	2.6
5月	1.20	198	2.9
6月	1.11	195	2.8
7月	1.08	197	2.9
8月	1.04		

- (注) 1. 年度は月平均。 2. 年度の求人倍率及び失業率は実数。
 3. 失業者数及び失業率は総務省労働力調査による。
 4. rは令和2年1月分公表時に新季節調整値に改訂された数値を表す。
 5. 受給資格決定件数は速報値のため修正があり得る。

都道府県別有効求人倍率：季節調整値
 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)
 令和2年8月 全国平均1.04 [原数値1.03倍]



(注) 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

前月との比較(令和2年8月)

有効(求人・求職・求人倍率)

	8 月	前月比(%、ポイント)
有効求人	30,051 人	1.8 %
有効求職	28,008 人	4.7 %
有効求人倍率	1.07	▲ 0.03 P

数値はすべて季節調整値

新規(求人・求職・求人倍率)

	8 月	前月比(%、ポイント)
新規求人	10,025 人	▲ 9.7 %
新規求職	6,109 人	▲ 8.5 %
新規求人倍率	1.64	▲ 0.02 P

数値はすべて季節調整値

産業別新規求人数（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

（新産業分類）

群馬労働局職業安定部職業安定課

	全産業 (%)	建設業 (%)	製造業 (%)	情報通信業 (%)	運輸業、 郵便業 (%)	卸売・小売業 (%)	宿泊業、飲食 サービス業 (%)	医療・福祉 (%)	サービス業 (%)
2年8月	▲ 35.3	4.0	▲ 37.2	▲ 50.7	▲ 38.9	▲ 71.9	▲ 42.4	▲ 11.7	▲ 36.7
2年7月	▲ 16.1	19.5	▲ 36.6	▲ 29.9	▲ 33.5	1.8	▲ 35.0	▲ 9.8	▲ 26.5
2年6月	▲ 19.3	19.7	▲ 31.2	▲ 9.5	▲ 40.9	▲ 25.1	▲ 39.8	▲ 10.6	▲ 30.4
2年5月	▲ 40.2	8.7	▲ 42.3	▲ 1.9	▲ 32.9	▲ 77.6	▲ 65.4	▲ 17.7	▲ 31.2
2年4月	▲ 19.6	15.2	▲ 40.7	▲ 13.4	▲ 32.6	▲ 12.4	▲ 45.8	▲ 12.0	▲ 15.7
2年3月	2.4	▲ 8.4	▲ 20.7	22.9	▲ 14.0	72.3	▲ 15.4	5.8	▲ 32.9
2年2月	▲ 15.8	▲ 6.2	▲ 16.6	▲ 14.2	13.7	▲ 58.8	▲ 0.7	8.2	▲ 12.7
2年1月	▲ 18.9	▲ 10.7	▲ 31.5	▲ 4.2	▲ 2.2	▲ 38.3	▲ 16.8	▲ 10.6	▲ 14.0
元年12月	17.3	▲ 13.3	▲ 3.3	0.9	19.7	103.9	▲ 23.3	11.6	▲ 14.8
元年11月	▲ 14.6	17.7	▲ 13.7	4.9	▲ 11.0	▲ 60.6	5.8	12.2	▲ 6.2
元年10月	▲ 6.3	▲ 9.3	▲ 26.2	▲ 11.5	20.8	▲ 18.3	14.5	▲ 3.8	2.8
元年9月	1.3	▲ 8.0	▲ 6.8	49.3	▲ 8.6	11.3	▲ 0.4	17.1	▲ 22.6
元年8月	5.2	7.8	▲ 8.6	8.1	▲ 20.9	67.3	▲ 0.1	▲ 3.3	▲ 8.9
元年7月	▲ 8.6	▲ 19.1	▲ 5.6	10.4	▲ 3.9	▲ 34.2	30.1	▲ 5.0	▲ 7.5
元年6月	4.7	▲ 10.7	▲ 17.4	▲ 5.4	7.1	33.6	1.7	8.9	3.2
元年5月	14.1	▲ 5.8	▲ 3.9	▲ 24.5	▲ 27.8	130.6	▲ 30.5	9.1	▲ 4.5
31年4月	▲ 11.9	▲ 25.0	2.9	▲ 14.2	15.0	▲ 49.5	19.6	▲ 1.4	▲ 13.2
31年3月	▲ 11.3	7.5	▲ 11.6	▲ 51.2	▲ 0.8	▲ 33.2	10.8	▲ 11.2	▲ 4.2
31年2月	8.6	5.9	1.2	▲ 3.6	▲ 21.5	41.9	▲ 9.3	5.0	9.1
31年1月	9.5	2.0	8.5	37.9	17.0	▲ 3.9	▲ 4.8	11.9	21.4
30年12月	▲ 11.7	9.0	▲ 2.5	▲ 1.8	9.1	▲ 39.0	10.0	▲ 14.9	1.0
30年11月	13.0	▲ 0.1	1.3	13.4	35.4	42.6	▲ 3.0	8.1	▲ 10.4
30年10月	0.8	▲ 3.7	26.5	0.9	▲ 23.6	▲ 11.7	▲ 9.3	9.5	12.3
30年9月	▲ 8.3	0.7	3.4	▲ 47.8	14.8	▲ 32.8	4.6	▲ 15.2	7.3

※「製造業」のうち、主な業種別（学卒を除きパートを含む）前年同月比・増減率の推移

（新産業分類）

	【製造業全体】 (%)	食料品 (%)	プラスチック製 品 (%)	金属製品 (%)	はん用機械器 具製造業 (%)	生産用機械器 具製造業 (%)	業務用機械器 具製造業 (%)	電気機械 器具 (%)	輸送用機械器 具 (%)
2年8月	▲ 37.2	▲ 35.0	▲ 34.3	▲ 10.2	▲ 57.3	▲ 57.0	▲ 50.9	▲ 49.0	▲ 20.4
2年7月	▲ 36.6	▲ 27.8	▲ 33.5	▲ 35.9	▲ 59.6	▲ 35.7	45.8	▲ 7.9	▲ 51.4
2年6月	▲ 31.2	▲ 9.2	▲ 29.6	▲ 58.3	▲ 13.2	▲ 47.6	▲ 62.7	▲ 48.6	▲ 46.5
2年5月	▲ 42.3	▲ 50.7	▲ 38.0	▲ 18.9	▲ 34.3	▲ 46.6	▲ 61.5	▲ 42.2	▲ 39.4
2年4月	▲ 40.7	▲ 39.3	▲ 59.0	▲ 35.7	▲ 30.8	▲ 28.4	0.0	▲ 19.0	▲ 54.9
2年3月	▲ 20.7	▲ 23.0	▲ 29.0	▲ 29.1	▲ 5.6	▲ 16.8	28.0	▲ 42.9	▲ 15.4
2年2月	▲ 16.6	▲ 14.8	▲ 9.1	▲ 0.4	▲ 25.9	▲ 36.7	▲ 34.7	24.7	▲ 22.3
2年1月	▲ 31.5	▲ 42.0	▲ 30.9	▲ 46.8	6.7	4.3	47.5	▲ 43.6	▲ 46.5
元年12月	▲ 3.3	10.2	21.0	▲ 18.0	16.8	31.7	28.6	▲ 8.8	▲ 6.7
元年11月	▲ 13.7	▲ 5.0	▲ 24.6	▲ 18.1	▲ 26.7	48.0	▲ 28.3	▲ 4.0	▲ 14.9
元年10月	▲ 26.2	▲ 30.8	▲ 19.1	▲ 36.1	▲ 12.4	▲ 44.5	▲ 47.7	▲ 6.2	▲ 42.3
元年9月	▲ 6.8	▲ 2.3	▲ 21.0	▲ 9.3	▲ 17.8	50.0	71.1	▲ 16.6	▲ 0.6
元年8月	▲ 8.6	5.1	▲ 39.1	▲ 4.3	▲ 10.8	37.2	32.5	5.6	▲ 11.6
元年7月	▲ 5.6	▲ 4.8	▲ 18.0	▲ 4.7	24.5	▲ 19.2	▲ 59.3	6.5	7.3
元年6月	▲ 17.4	▲ 19.7	▲ 12.0	▲ 4.3	▲ 8.6	1.6	21.4	▲ 14.3	▲ 35.6
元年5月	▲ 3.9	0.0	▲ 4.7	▲ 4.9	▲ 29.9	23.9	40.5	1.3	▲ 11.5
31年4月	2.9	0.0	4.5	19.0	23.7	▲ 12.8	▲ 38.6	26.1	▲ 11.3
31年3月	▲ 11.6	▲ 22.5	22.2	▲ 3.7	▲ 9.2	▲ 9.0	31.6	▲ 21.8	▲ 2.8
31年2月	1.2	12.4	▲ 23.9	▲ 6.2	▲ 25.2	13.5	36.4	▲ 10.2	▲ 5.0
31年1月	8.5	▲ 13.1	9.4	35.7	▲ 3.2	▲ 6.9	▲ 38.5	39.7	57.0
30年12月	▲ 2.5	▲ 18.6	24.3	7.4	20.2	▲ 17.5	▲ 12.5	14.4	11.8
30年11月	1.3	7.4	14.3	5.5	▲ 31.1	▲ 53.3	20.5	5.6	0.0
30年10月	26.5	40.8	3.9	34.0	25.8	19.1	3.2	23.7	42.7
30年9月	3.4	▲ 10.7	30.9	▲ 2.3	7.5	▲ 17.9	31.0	39.6	8.0

令和2年度 新規求職者(常用)の態様別内訳(パートを除く)

	2年4月		2年5月		2年6月		2年7月		2年8月		2年9月		2年10月		2年11月		2年12月		3年1月		3年2月		3年3月		元年度計	
	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	当 月	前年比	計	前年 同期比
新規求職者数	4,397	1.6	3,707	▲ 2.7	4,629	24.0	4,223	5.5	3,600	1.3															20,556	▲ 55.2
うち在職者	1,029	▲ 25.3	971	▲ 28.4	1,383	▲ 8.7	1,294	▲ 15.1	1,166	▲ 19.3															5,843	▲ 66.7
うち離職者	3,166	18.0	2,562	14.5	2,988	47.5	2,700	21.8	2,246	17.8															13,662	▲ 46.8
うち事業主都合	1,103	43.4	1,014	86.7	1,234	165.4	1,057	76.5	772	77.1															5,180	▲ 22.7
うち自己都合	1,869	7.8	1,452	▲ 8.1	1,647	12.6	1,543	2.1	1,396	0.9															7,907	▲ 55.4

○ 参 考

	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比	計	前年比
新規求職者	64,030	▲ 7.7	60,715	▲ 5.2	77,622	27.8	83,535	7.6	77,001	▲ 7.8	72,924	▲ 5.3	68,236	▲ 6.4	61,822	▲ 9.4	56,883	▲ 8.0	53,479	▲ 6.0	50,153	▲ 6.2	47,310	▲ 5.7	44,798	▲ 5.3	45,845	2.3
うち在職者	15,517	5.5	15,391	▲ 0.8	18,837	22.4	17,133	▲ 9.0	20,030	16.9	18,604	▲ 7.1	20,178	8.5	20,586	2.0	20,625	0.2	19,927	▲ 3.4	19,482	▲ 2.2	18,862	▲ 3.2	18,024	▲ 4.4	17,531	▲ 2.7
うち離職者	43,524	▲ 11.2	40,802	▲ 6.3	53,907	32.1	60,589	12.4	49,625	▲ 18.1	45,199	▲ 8.9	41,948	▲ 7.2	36,007	▲ 14.2	31,608	▲ 12.2	29,481	▲ 6.7	27,123	▲ 8.0	25,266	▲ 6.8	23,958	▲ 5.2	25,686	7.2
うち事業主都合	9,585	▲ 15.2	10,099	5.4	21,958	117.4	29,246	33.2	18,625	▲ 36.3	17,412	▲ 6.5	15,734	▲ 9.6	11,742	▲ 25.4	9,230	▲ 21.4	8,293	▲ 10.2	7,310	▲ 11.9	6,342	▲ 13.2	5,845	▲ 7.8	6,700	14.6
うち自己都合	31,056	▲ 9.7	27,942	▲ 10.0	28,888	3.4	27,478	▲ 4.9	27,397	▲ 0.3	24,860	▲ 9.3	23,849	▲ 4.1	22,391	▲ 6.1	20,784	▲ 7.2	19,682	▲ 5.3	18,462	▲ 6.2	17,630	▲ 4.5	16,864	▲ 4.3	17,724	5.1

正社員の有効求人倍率

項目 年月	正社員の有効求人 人数(A)	常用有効求職者 数(パートを除く) (B)	正社員の有効求人 倍率(原数値) (A/B)	前年同月差 (ポイント)	全国:正社員	全国:正社員
					有効求人倍率 (原数値)	有効求人倍率 (季節調整値)
30年8月	17,790	14,475	1.23	0.12	1.13	1.13
30年9月	18,117	14,308	1.27	0.12	1.15	1.14
30年10月	18,478	14,774	1.25	0.08	1.15	1.13
30年11月	18,183	14,209	1.28	0.07	1.19	1.14
30年12月	17,633	13,308	1.32	0.08	1.23	1.14
31年1月	17,998	13,634	1.32	0.12	1.21	1.14
31年2月	18,574	14,451	1.29	0.09	1.18	1.15
31年3月	18,915	15,041	1.26	0.10	1.14	1.15
31年4月	18,141	15,238	1.19	0.04	1.08	1.15
元年5月	17,556	14,960	1.17	▲ 0.02	1.07	1.15
元年6月	17,629	14,834	1.19	▲ 0.02	1.10	1.15
元年7月	17,674	15,112	1.17	▲ 0.03	1.12	1.14
元年8月	17,644	15,011	1.18	▲ 0.05	1.13	1.14
元年9月	18,005	14,976	1.20	▲ 0.07	1.14	1.13
元年10月	18,026	15,060	1.20	▲ 0.05	1.15	1.13
元年11月	17,976	14,510	1.24	▲ 0.04	1.18	1.13
元年12月	17,540	14,078	1.25	▲ 0.07	1.21	1.13
2年1月	17,528	14,639	1.20	▲ 0.12	1.13	1.07
2年2月	17,815	15,259	1.17	▲ 0.12	1.08	1.05
2年3月	17,545	15,698	1.12	▲ 0.14	1.02	1.03
2年4月	16,134	15,723	1.03	▲ 0.16	0.92	0.98
2年5月	14,262	15,570	0.92	▲ 0.25	0.84	0.90
2年6月	14,158	16,668	0.85	▲ 0.34	0.81	0.84
2年7月	14,321	17,566	0.82	▲ 0.35	0.79	0.81
2年8月	14,438	17,992	0.80	▲ 0.38	0.78	0.78

◎正社員有効求人倍率の説明

1. 算出方法

$$\frac{\text{正社員の月間有効求人人数 (A)}}{\text{パートタイムを除く常用の月間有効求職者数 (B)}} = \text{正社員有効求人倍率}$$

(注) 分母の「パートタイムを除く常用の有効求職者数」には派遣労働者や契約社員を希望する求職者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となります。

2. 正社員求人は、現在のシステムでは産業別の求人数データの出力など、各種増減を比較できる基礎データがないために、記者発表の際に配付している「参考資料」のようなコメントや、月々の倍率の増減についての説明は、大変申し訳ありませんができませんので御了承願います。

有効求人倍率（原数値）

	元年8月	元年9月	元年10月	元年11月	元年12月	2年1月	2年2月	2年3月	2年4月	2年5月	2年6月	2年7月	2年8月
群馬県	1.63	1.66	1.65	1.65	1.75	1.65	1.65	1.58	1.43	1.22	1.09	1.07	1.05
前橋	1.49	1.53	1.59	1.68	1.74	1.60	1.58	1.48	1.33	1.08	1.05	1.09	1.05
高崎	2.24	2.26	2.26	1.92	2.37	2.35	2.31	2.27	2.11	1.85	1.56	1.56	1.55
安中	0.98	1.06	0.99	1.08	1.16	1.07	1.06	1.08	1.05	0.97	0.78	0.73	0.72
桐生	1.21	1.30	1.36	1.35	1.33	1.20	1.18	1.11	0.97	0.89	0.86	0.85	0.84
伊勢崎	1.62	1.64	1.54	1.62	1.63	1.63	1.59	1.62	1.38	1.13	0.97	0.90	0.90
太田	1.30	1.24	1.15	1.26	1.23	1.22	1.20	1.12	1.00	0.92	0.77	0.74	0.73
館林	1.99	2.21	2.20	2.32	2.41	2.03	2.08	1.81	1.69	1.39	1.23	1.08	1.00
沼田	1.59	1.66	1.73	1.57	1.77	1.46	1.41	1.43	1.24	1.04	1.00	1.09	1.13
富岡	1.89	1.82	2.16	2.31	2.30	2.12	2.22	2.25	2.09	2.05	1.77	1.64	1.59
藤岡	1.35	1.36	1.23	1.32	1.40	1.43	1.50	1.48	1.28	1.14	1.04	1.00	0.96
渋川	1.22	1.19	1.27	1.32	1.30	1.21	1.24	1.20	1.09	0.86	0.81	0.85	0.89
中之条	2.62	2.54	2.57	2.37	2.03	1.80	2.11	2.10	1.69	1.33	1.22	1.41	1.47

(一般＋パート)

新規求人倍率（原数値）

	元年8月	元年9月	元年10月	元年11月	元年12月	2年1月	2年2月	2年3月	2年4月	2年5月	2年6月	2年7月	2年8月
群馬県	2.71	2.22	2.24	2.59	2.75	1.86	2.32	2.18	1.46	1.64	1.44	1.68	1.79
前橋	2.47	2.18	2.08	2.93	2.45	1.65	2.39	1.91	1.40	1.60	1.44	1.82	1.58
高崎	4.76	2.23	2.49	3.16	4.38	2.39	2.82	3.60	1.91	2.59	1.97	2.42	2.64
安中	1.28	1.56	1.54	1.99	2.43	1.35	1.51	1.71	1.35	1.27	0.80	1.28	1.47
桐生	1.78	2.26	1.95	1.78	2.18	1.34	1.61	1.65	1.17	1.16	1.21	1.45	1.32
伊勢崎	2.44	2.44	2.36	2.53	2.34	2.33	2.22	2.24	1.62	1.13	1.28	1.36	1.37
太田	1.77	1.52	1.48	2.04	1.63	1.51	1.65	1.36	0.93	1.29	0.95	1.07	1.26
館林	3.07	4.01	3.60	3.84	5.26	1.76	3.31	2.28	2.02	1.78	1.65	1.64	1.96
沼田	2.64	2.91	2.57	1.54	2.85	1.54	2.10	2.33	1.02	1.22	1.82	1.92	2.14
富岡	3.44	1.85	3.73	3.65	2.04	2.55	3.49	2.35	1.95	3.49	1.56	2.00	3.22
藤岡	2.23	1.79	1.60	2.17	2.20	1.86	2.18	1.89	1.30	1.61	1.48	1.47	1.65
渋川	1.38	1.85	2.13	1.68	1.87	1.52	1.74	1.48	1.25	1.14	1.29	1.43	1.31
中之条	4.20	3.64	3.24	2.80	2.06	2.18	3.38	2.65	1.31	1.94	1.78	2.46	2.71

(一般＋パート)